

会議録

会議の名称		令和5年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会		
開催日時		令和5年6月19日（月）午前10時00分開会・午前11時30分閉会		
開催場所		つくば市役所 防災会議室2・3		
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課		
出席者	委員	森地 徹 池田 由美 細田 忠博 篠崎 純一 武田 真浩 津梅 光子 斉藤 秀之 後藤 真紀 齊藤 新吾 吉田 真一		
	その他	(株) グリーンエコ東京事業所 児玉健		
	事務局	福祉部：次長 相澤 幸男 障害福祉課：課長 岡田 治美 課長補佐 中村 央子 統括医療技士 吉村 千賀子 係長 飯田 強 係長 海老原 恵梨子 係長 倉持 博子 主事 近藤 秀将 障害者地域支援室：室長 福田 学		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	4人
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市障害者プランの骨子案について		
会議録署名人		確定年月日		
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 4 その他 5 閉会			
議 事 の 経 過				
<p>1. 開会</p> <p>○事務局 皆さま、おはようございます。定刻を少し過ぎてしまいましたが、令和5年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会を始めたいと思います。本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。本日の懇談会において中島委員、五十嵐委員、大山委員、生井委員、新谷委員からは、事前にご欠席のご連絡をいただいておりますことをお知らせいたします。それでは、まず初めに福祉部次長の相澤より、ごあいさつを申し上げます。</p>				

2. 挨拶

○相澤福祉部次長 皆さん、おはようございます。福祉部次長の相澤と申します。本日は、大変お忙しいところ令和5年度第1回のつくば市障害者計画策定懇談会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本来であれば、部長の根本より、皆さまにごあいさつ申し上げるところですが、本日別の公務が入っておりますので、私からごあいさつ申し上げます。昨年度は、2度の懇談会を開催させていただきまして、アンケート、ヒアリング調査や第1期つくば市障害者プラン進捗評価について、委員の皆さまそれぞれからの視点でご意見をいただきまして、ありがとうございます。今年度は、つくば市障害者プラン改訂版を策定し、公表することとなっております。本日の懇談会では、国からの指針に基づいて骨子案を作成しましたので、こちらについてご意見をいただきたく思います。その後、素案の作成、パブリックコメントの実施、計画の最終案作成といった流れで進める予定となっております。素案の作成時、最終案の作成、この2点で再度懇談会を開催する予定となっておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。最後になりますが、本懇談会は多様な視点から多くの意見を集めることを目的のひとつとしております。皆さまから忌憚のないお話を伺いたく思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。引き続きまして、ご協力をお願いし、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、森地座長より、ごあいさつをお願いいたします。

○森地座長 皆さん、おはようございます。本日は、第1回つくば市障害者計画策定懇談会ということで、つくば市障害者プランの改訂版を皆さまに確認していただき、ご意見等をいただければと考えております。こちらつくば市障害者計画の中間見直し、あとはつくば市障害福祉計画、同じくつくば市障害児福祉計画の策定に向けてということがございますので、専門家の皆さまから忌憚のないご意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 森地座長、ありがとうございます。ここで事務局からの連絡がございます。本日、机上配布させていただきました追加資料、事務局名簿をご覧ください。令和4年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会で配布いたしました事務局名簿に変更が生じたので、改めて紹介させていただきます。

～事務局自己紹介～

○事務局 続きまして、会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市障害者計画策定懇談会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針により、この会議を公開することとしておりますので、よろしく願いいた

します。それでは議題に移ります。ここからは、座長に進行をお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

3. 議題 つくば市障害者プランの骨子案について

○森地座長 はい。それでは、議題のつくば市障害者プランの骨子案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。本日の資料は「資料1.骨子案」と「資料2.主な変更点」の二つになります。委員の皆さまに事前にお配りしている骨子案では、資料1の記載が漏れておりますが、これを資料1として進めさせていただきます。資料2について、主な変更点となつてはいるんですけども、全ての変更点を記載しているものではないため、適宜現行のプランと見比べていただければと思います。また、資料2の最後のページについて、1カ所訂正がございます。表の右側なんですけど、「骨子案P77」と記載されておりますが、こちら正しくは「骨子案P75」となります。申し訳ございません。資料に不足等ございましたら、随時事務局までお声をお掛けください。それでは、議題のつくば市障害者プランの骨子案について説明させていただきます。

資料1の骨子案をご覧ください。まず、題名について、現行のプランの期間が令和8年度末までということまで残っているため、「つくば市障害者プラン 改定版」としております。そして、今回掲載することができなかったのですが、視覚障害を持つ方の読み取り機器への対応のため、読み取りコードを全てのページに印字する予定です。また、読み取りコード部分にへこみを入れることで、読み取り部分を分かりやすくする予定となっております。1ページめくっていただきまして、目次をご覧ください。構成については、現行の障害者プランとほぼ同様となっております。総論の第2章については、現行のプランの第3節、第4節を第3節の中にまとめておりますが、記載内容に変更はございません。4節から6節までは、現行の5節から7節と同様で、資料1の骨子案にある第7節については、今回新たに追加した項目となっております。以降の各論も、ほぼ同様の構成となっておりますが、各論2の第3章、令和8年度における目標値については、現行のプランではこれまでの評価と今後の目標値を分けて記載しているところを今回は項目ごとにまとめて記載することで読みやすくしております。こちらは後ほど説明させていただきます。続いて資料1、骨子案の内容について説明させていただきます。総論の第1章については、大きな変更がないため説明を省略させていただきます。第2章について、資料1の6ページ目をご覧ください。資料2の最初のページにも書かれているんですけど、2の「障害者手帳等所持者の推移」というのを今回新たに記載させていただいております。資料1に戻りまして、その後7ページ目から15ページ目、第2章の第3節までの表については、これまでの集計結果との整合性を図るため、同月、同日時点での集計としております。資料1の9ページ目をご覧ください。ここにある障害支援区分認定者の状況のように、集計基準日が先のものについては、この資料1の骨子案では空白となっております。とんでしまうんですけど、資料1の16ページをご覧ください。また資料2のほうも1ページめくっていただければと思います。こちら「障害者（児）施設の状況」というページなんですけども、

現行のプランに地図を加えることで、より読みやすくなっております。また資料1に戻りますが、第5節、6節については、現行と同様アンケートとヒアリングの結果および分析を掲載しております。内容については、説明を省略させていただきます。その後の資料1の39ページをご覧ください。この第7節については、前回の懇談会や自立支援協議会からの意見を元に今回新しく追加した項目となっております。現行の障害者プランの進捗評価を点数化し、その分析結果を記載した上で今回のプランにどのようにつなげていくかというのを記載しております。なお、具体的にどの事業がどう評価されているかについては、つくば市のホームページに掲載しておりますので、各自確認していただければと思います。

続いて各論1、「第3次つくば市障害者計画」についてです。本計画については、中間見直しということになっておりますので、大きな変更は加えておりません。資料1の43ページをご覧ください。こちら、図に基本目標と大目標というのがありますが、現行のプランでは、第4次障害者基本計画に基づいてこれを定めているんですが、今年度より第5次障害者基本計画が施行されたため、今回はこちらに基づいて定めることになっております。ただ、基本目標のもととなっている障害者基本計画にある11の分野というのがあるんですが、これについては変更がなく、それぞれの分野で内容に多少の変更が加えられております。ということで、つくば市障害者プランにおいても、基本目標そのものはまったく変えておらず、その次の大目標について変更を加えております。資料1、またひとつ戻っていただきまして、41ページ、42ページをご覧ください。また、資料2の3ページ目、4ページ目をご覧ください。現行のプランと同様、基本目標とその概要を記載しておりますが、現行のプランからの変更点について、この資料2の方でまとめております。ヒアリングでいただいた、「障害のある人が子どものころから地域で一緒に育っていくことができるような環境づくりが必要」「公共施設をつくるときに、設計段階から障害当事者の意見を聞く仕組みが必要」などの意見やインクルーシブ教育の推進等をうたっている第5次障害者基本計画に基づいて文言の修正を行っております。また、「基本目標8就労に向けた支援」については、令和6年度から福祉サービスに就労選択支援というのが追加されることを踏まえ、文言の一部を修正しております。そのほか、より意図を明確にするために適宜修正を加えている状況です。続きまして、資料2の5ページ目をご覧ください。また、資料1は、先ほど見えていただいた43ページの体系図を見ていただければと思います。こちら先ほど説明させていただきましたように、基本目標はそのままで大目標を少し変えております。資料2をさらに1ページめくっていただきますと、どこを変更しているかというのをまとめておりますのでご参照ください。まず、大目標1―3について、福祉教育の推進というのが現行なんですが、これをインクルーシブ教育の推進という文言に変更しております。次に、大目標4―2、5―3については、現行のプランでは体制の整備という表現になっておりますが、既に整備から拡充の段階にあるため「強化・充実」という表現に変更しております。次に、「大目標5―5 福祉人材の確保と育成」については、アンケート、ヒアリング調査で課題として挙げられており、基本計画にもあるサービス提供の確保のために欠かせないものであるため、今回新たに追加させていただいております。現行のプランで大目標7―3にある「生涯学習の推進」については、その内容が「基本目標

9 文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動の充実」に近いものとなっているため、こちら大目標の9-2に移動しております。資料1に戻ります。44ページをご覧ください。こちら現段階で白紙となつてはいるんですけども、この懇談会終了後にいただいた意見等をまとめさせていただいて、必要に応じて前のページの体系図等を改訂した後、各担当課と共有いたしまして、関連事業と概要をここから記載していくこととなっております。

続きまして、各論2「第7期つくば市障害福祉計画、第3期つくば市障害児福祉計画」について説明させていただきます。資料1の45ページをご覧ください。構成は、現行のプランと同様となっておりますが、第2節の表の自立支援給付の中にある訓練等給付について、就労選択支援というのを追記しております。

その後の資料1の46から74ページまで、サービスの概要や令和5年度の実績分析と令和6年度から8年度までの見込み量や見込みの根拠を記載していくことになるんですが、こちら実績の基準日が7月末となっているため、現在では表がほとんど空白となっております。サービスの概要について、一部記載のないサービスがあるんですけども、こちらは後ほど追記させていただきます。資料1の73ページをご覧ください。73ページの(2)、重度訪問介護利用者の大学就学支援事業、さらにその次のページに、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業というものがあるんですが、こちらは事業の新設に伴い、改訂版に新たに掲載するものとなっております。今回は、新しくということになっているので、前回までの計画値については全部黒塗りされております。75ページをご覧ください。こちらは今後公示される国からの指針を元に作成していきます。なお、先ほど触れたとおり、現行のプランでは前期計画の評価をひととおり記載した後、それぞれの今後の計画値を記載しております。資料2の最後のページをご覧ください。今回の骨子案のほうでは、目標単位で項目を設定し、評価と計画値をここでまとめて掲載する予定となっております。続いて、最後の77ページについて、こちらは、現行のプランと同様、つくば市成年後見制度利用促進基本計画を掲載します。この内容については、別協議体で内容を揉み、完成したものをそのまま掲載いたします。その後、最後に資料として、現行のプランと同様、計画策定の経過、要項、委員名簿を掲載いたします。議題の説明については以上です。

○森地座長 ありがとうございます。それでは、今の議題について各委員からご意見等ございますか。特に先ほどこの会に先だちまして、事前の打ち合わせをさせていただいた際に、少し委員の皆さまと事務局の皆さまと個々にやりとりをするというよりは、委員の皆さまのほうで少し意見交換等をして、あるいは確認等をして、その上で事務局のほうに確認、あるいは要望という形で出せばいいのではないかなというようなご意見いただきましたので、もしよろしければ、そのようにさせていただきます。もちろん今ご説明いただいた内容について確認をされたいということであれば、委員の皆さまと事務局の方々のやりとりということになりますが、まず内容的なところの確認というところではいかがでしょうか。何か分かりづらかったところとか、不明なところとかございますか。よろしいですか。そしたら、先ほど申し上げたように意見交換ということで、今ご説明いただいた内容について何か気になったことだとか、確認されたいことだとかありましたら、ご発言いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○齊藤新吾委員 内容の確認なのですが、資料2の7ページの施設入所者への地域移行の現行なんですけど、ちょっとどういうふうに変ったのかがよく分かんないです。現行の1、施設入所者の地域生活への移行っていうのが、1つになっていますが、現行のものに書かれている「142人」などの入所者数は、変わらずに書かれるのでしょうか。

○事務局 はい。ちょっと説明がうまくいなくて申し訳なかったです。内容自体は変わってないです。今プラン見ていただくと119ページに今までの実績などを載せた後で、ページ空けて122ページで今後の目標などを掲載させていただいているんですけども、これ分けるより一緒にしたほうがいいかなというところで、資料2の表で言うと左上のところと左下のところ、これをまとめて同じところに掲載しようかなというところで内容自体は変わってないです。

○齊藤新吾委員 分かりました。ありがとうございます。

○森地座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。池田委員、お願いします。

○池田委員 すみません。骨子案の主な変更点のP43ページ、大目標の1ー3でインクルーシブ教育の推進というふうに文言が変更されてるみたいなんですけれども、「インクルーシブ」という言葉、読んで日本語にぱっと変換できないっていうか、意味がもしかしたら分かりにくいのではないかなと、ちょっと思ったので、括弧書きでもいいので対応する日本語っていうかをもし付けていただけるんだったら、もっと分かりやすいかな、と思います。私もインクルーシブ、何だったかなと思ってちょっと調べたというか、まだ馴染みがそんなになかったので、ちょっと思ったので、もしそれをやっていただけるんだったら、もっと分かりやすくなるかなと思いました。

○森地座長 ありがとうございます。ご意見ということでよろしいでしょうか。すみません。ちょっと私のほうで1点関連して、これ変更前は福祉教育の推進で、変更後はインクルーシブ教育の推進となっていますけど、福祉教育とインクルーシブ教育ってそもそも違うものなので、これがこういうふうにそのまま、ほかの文言なんかは結構整理されたりとかっていうことで趣旨は変わらないと思うんですけども、これっていうのは何か、要は内容が変わった意図とかっていうのはあるのでしょうか。

○事務局 現行のプラン、この福祉教育の推進というところに各事業が書かれているんですけども、インクルーシブ教育には幼いころから障害の有無にかかわらず一緒に過ごしていく、一緒に教育受けていくっていうところが含まれてると思うんですが、現行のプランに書かれているその事業、これがもうまさにそのような事業だったので、もうそのままインクルーシブに書き換えて問題ないかなというところで今回変えさせていただきます。

○森地座長 そうすると、いわゆる福祉教育って一般の人たちに福祉の理解、啓発で例えば高齢者体験するとか、そういうようなものだと思うんですけども、そういうインクルーシブ教育を進めることが福祉教育にもなるっていう、そのようなことなんですかね。

○事務局 そういったことですね。

○森地座長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。はい。じゃ、お願いします。

○齊藤秀之委員 齊藤です。お疲れ様です。確認なんですけれども、事務局になると思いますが、このさまざまアンケート、例えば17ページからのアンケートというのは、このプランをつくったときの最初にも同じようなことはされていましてでしょうか。

○事務局 当初にプランをつくったときも同じです。

○齊藤秀之委員 だとしたら、ここで見直しなので、例えばインプレッションでいいんですけど、3年前の調査と何か明らかに傾向が変わったという項目があれば、見直しのポイントとしては、そこは入れたほうがいいかなというのが1点です。もうひとつがこの3年間見たときに大きなのは、どうしてもコロナという話がかかわってくるので、これに対してヒアリングとか、あるいはさまざまな中で見直すとか、今後のことを考えてちょっと目標とか何か入れ込んだほうが、いいんじゃないかなという、この2点。要望です。

○森地座長 ありがとうございます。こちらへんせつかくやっておいて、それぞれが分断、調査結果が分断してるというのはよろしくないと思います。少しご検討いただければと思います。他にいかがでしょう。そもそも論としてというところでもよろしいかと思います。先ほどディスカッションと申し上げた趣旨は、要はここで、ここに出ていること、内容をある種承認をするというだけではなくて、すぐにとということではないかもしれませんが、今後の計画策定において例えばこういうような視点を入れたほうがいいのではないかとか、ここはちょっと不明確だから、もっと踏み込んだほうがいいのではないかとか、そこをできれば委員の皆さま双方で意見交換をしていただきつつ、深めていただけるとよろしいのかな、なんていうふうに思いますので、もし何かそういうことがあれば、もちろん内容の確認ということでもよろしいかと思いますが、今の出されたものについてのご指摘ということでもよろしいかと思いますが、併せてそういうような少しディスカッションなんかもできるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

○齊藤新吾委員 齊藤という者ですけど、資料1、39ページの評価のところ、これ私としては、各事業について、この冊子のほうだと、例えば57ページだと障害福祉サービス提供体制の充実っていうところに、もうたぶんここについて担当課がもう評価してるわけですから、もう1列付け加えて、この事業自体がどういう評価なのかというのを載せたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけどもという意見です。そっちのほうが市民に対し

てつくば市はどのような事業が、どういう評価になってるのかというのがやっぱ伝わって来ほうが市民も意見を言いやすいんじゃないのかなというふうに思っていて。やっぱこれからの行政って、どうしても市民の参加とか協力を得ていかないといけないと思うんで、こうやってまとめるよりは、各事業に関して評価があったほうがいいのかと思うんです。先ほどホームページには載ってるとは言ってたんですけど、ホームページに載ってるんだったら、こっちにも載ってもいいのかなと思いました。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。以前の会議で今ご指摘いただいたようなデータを委員の皆さまのほうにも共有させていただいてということで、その中身はかなり踏み込んだ、踏み込んだといってもちょっとぼんやりしたものもあったかもしれませんが、少なくともここに示されているように、大項目なんでしょうか、中項目なのかちょっとあれですけど、集約をしてということではなくて、各項目があり、担当課があり、そこからの回答があり、評価がありというような形だったかと思いますが。そこらへんの、先ほど結果はホームページにありますというふうなことでしたけれども、とはいえそのホームページとの関連性も書いてないわけですし、そこらへんのところ適切なというか、詳細な情報、市民に対する情報提供というところで今ご説明いただいた内容についていかがでしょうか、事務局のほう。今後の対応というところでご検討いただけるのか。私個人としては、もう少し分かるように、誌面の都合で詳細に書けないということであれば、最低限ホームページのURLを示したりとか。ただ、いろんな方がこれ見られると思うので、必ずしもインターネットが見られない方もいらっしゃるかもしれないので、冊子のほうに。それほど莫大な量ではなかったように記憶しているので、入れていただいたほうがよろしいのかな、なんて思いますが、そのあたりいかがでしょう。

○事務局 貴重なご意見、ありがとうございます。前回の懇談会でも同じような話いただいてたと思うので、検討しようかなと思ってはいるんですけども、この場では、ちょっとやるとも言えないような状況です。実際プランに載せることでより分かりやすくなるというのは、本当にそのとおりかなと思うところではあるので、考えてみたいと思っております。

○森地座長 よろしくお願ひします。先ほどの情報公開うんぬんという話でいったら、こういう情報なんかの公開というの非常に重要になると思いますので、こういう情報結局なければ、意見も言えないとかっていう話になると思うんですね。それこそパブリックコメントやりますといったときに、市がどういうふうに対応しているのか、どういうふうの評価しているのかというのが分からない中でというと、何となく感覚的な話になってしまったりとかっていうことになるかもしれない。ちゃんとした情報提供をしていただいた上で然るべき対応が市民のほうが取れるようにしていただければと思います。よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。

○齊藤新吾委員 あと続けてすみません。冊子のほうの56ページなんですけど、合理的配慮

支援事業というのがあるんですけど、これ実績があると思うんで、実績載せることとかできますかねっていう。本来であれば、障害者福祉計画のほうに何か市の独自事業として載った上で実績とかがあってもいいんじゃないのかなと僕は思うんですけど。せっかくつくば市でやっている素晴らしい事業なんで、どれくらい利用されてるのかっていうのも書かれてたほうがいいんじゃないのかなと思うんですけどもっていう意見です。

○森地座長 ありがとうございます。そのあたりいかがでしょうか、事務局のほう。

○事務局 今ご意見いただいた点についてなんですけども、この評価として載せてる部分って基本的に障害福祉サービスと地域生活支援事業が今のところメインで載せるようなところでありまして、そこらに入ってこない事業に関しては、すみません、ちょっと今これも明確にやるともやらないとも言えないんですが、掲載の方は検討させていただこうと思います。データ自体はありますので、少し検討させていただければと思います。

○森地座長 ありがとうございます。せっかく事業としてやられていて評価までされているということであれば、どこで出すかというのは検討の余地があるかもしれませんが、それを公開していただいたほうがよろしいのかなと思いますので、ぜひよろしく願います。ほかにいかがでしょう。よろしく願います。

○後藤委員 2点なんですけど、52ページの(3)、就労選択支援っていう部分がちょっと私、初めて聞いたんで、ここ下で書いてあるのは読んだんですけど、就労選択支援っていう事業がもともとつくば市では導入してなかったけど、あったのかっていうのと、この就労選択支援の内容についてもう少し教えていただきたいのと、あと56ページの3番、相談支援の(1)の表なんですけど、この相談支援の実利用者数の中に児童の相談支援も含まれてるのかっていうのを教えてください。

○森地座長 以上2点ということなんですけど、事務局のほういかがでしょうか。

○事務局 はい。就労選択支援については、来年度から予定されてる事業でして、現状明確な事業の概要がはっきりしている感じでもなくて、就労に関して選択に向けた支援を行っていきますということで、今のところあまり細かい内容が、正直われわれもまだはっきり分かってないような状況でして。市としては似たようなこと、市というか、行政としては就業生活支援センター等で似たような事業をやっていたのかなというところだったんですけども、そこにちょっと新しく新規で入ってきたところとして、正直、今現在あまり私らもお話できることがないところではあります。おそらく秋ぐらいとか以降には、障害福祉サービスの一種として加わるものにはなりますので、概要だとか分かってこないとなぶんこの事業の指定とかも取れないって話になってきてしまうと思うので、もうちょっと詳しく分かると思うんです。申し訳ないですけど、現段階だとあまりお話できる場所がないようなのが現状になってしまいます。あと相談のほうなんですけど、大人の相談と、

児童の相談は別枠になっていて、児童は61ページのほうで載せてるような形になりますので、そちらでご確認いただければと思います。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。先ほどご説明いただいた就労選択支援については、アスタリスクで就労選択支援のイメージ図作成中というふうにありますけれども、これは今お話ししていただいたように、国の動向というか説明なんかも踏まえて作成されていくということでしょうか。

○事務局 そのイメージであります。

○森地座長 はい。分かりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○細田委員 細田と申します。よろしく申し上げます。先ほどの就労選択支援の部分に関しましては、厚労省のほうから今流れのイメージ図みたいなのも出ているところで、正直やっぱりちょっと分かりにくいような事業の内容にもなってるのかなというところで、骨子案のところにもイメージ案制作中というところで、やっぱり使うタイミングのところとか、そのフローの部分載せていただいたほうが分かりやすいのかな、なんてイメージをちょっと持っていました。あと資料1のほうの16ページの各センターの配置図っていうところを地図のところ載せていただいて非常に分かりやすいのかなというところなんですけども、この図を載せるところで、もし利用の範囲みたいなものの、範囲を載せるみたいな検討もされたのかどうか。もしされてないのであれば、若干逆に分かりにくくなってしまふのであれば、いいのかなとも思うんですけども、一応つくば市内のこの四つのセンターの中での範囲とかというのも少し分かるとより分かりやすくなるのかな、なんていうところもあったので、発言させていただきました。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。こちらのセンターの範囲ということですけど、事務局のほういかがでしょうか。

○事務局 センターの業務の範囲ということなんで、そこまでは正直、検討ということはありませんで、あくまでも視覚的に市内どこらへんの位置にきちんとセンターがあつて、どういった事業をしてるかというのが分かりやすくなるかなということで、今回こういった視覚的な図に変更させていただいたところでありまして、今細田委員からお話あったとおりで、業務の範囲とかがもし載せられれば、視覚的により分かりやすいものにはなるかなと思いますので、そこらへんも今明確にはお答えできないんですけど、担当のほうの室と検討しながら、一応ご意見ということで承って検討させていただければと思います。

○事務局 すみません。これ地図にしてみたんですが、皆さんどうでしょうか。この地図に

したことで視覚的に分かりやすくなったとか、そういうふうなご意見とかってありますか。それとも前の表のほうがより分かりやすかったなとかありますか。ちょっと伺いたいなと思うんですが、お願いします。

○森地座長 ということですが、いかがでしょうか。

○池田委員 ぱっと見、本当に区切りがよく分からないっていうか、つくば市がどこからどこまでなのかというのがぱっと見でよく分からないのと、薄い色の線は、これ道路ですかね。その道路がごちゃごちゃしてるので、道路はもし書かなくていいんだったら、これいらぬのかな。幹線道路っていうか、なんかごちゃごちゃしてる感じがすごくあって、正直ちょっと見にくいなと思いました。それと豊里地区、筑波地区と違っていろいろ分かれてますけれども、それとその道路っていうか、それが線が同じなので、区切りなのか、道路なのかっていうのがちょっと分かりづらいなとは思いました。

○森地座長 はい。お願いします。

○後藤委員 これ筑波地区、豊里地区、桜地区って旧の市町村が大体基本なのかなと思うんですけど、大穂地区ないんですけど、ちょっとあれっと思って、今。福祉支援センター豊里（の文字）の下ですよ。

○森地座長 じゃ、お願いします。

○齊藤新吾委員 ちょっと確認なんですけど、先ほどの利用の範囲っていう話なんですけど、筑波地区の人が桜センターに行かないとあってないですよ。

○後藤委員 そういったものはなくて、基本空いてるところだと思うんですけど、空いてる場所の近いところっていう、優先順位みたいなものあるのかなとは思います。

○齊藤新吾委員 そういう意味では、その利用の範囲というのがちょっと書けないのかなっていうふうに思いましたということです。

○森地座長 ありがとうございます。今いろいろご意見いただきましたけれども、視覚的なところでいくとだいぶ改善はされたとはいえ、結局市全体のアウトラインと地区を分ける線が同じだったりとか、一部地区名が消えていたりとか、あと幹線道路が入ってるのが分かりにくいとか。駅なんかもどうなんですかね。TXとかが入ってますけど、それがあつたほうがいいのかどうなのか。ちょっとそういうビジュアル的なところをもう少しご検討いただくということでよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○篠崎委員 私、つくば総合福祉センターの篠崎と申します。よろしく申し上げます。今回私、施設側の立場からのお話になるんですが、今回計画の体系のほうで5—5番ですかね、福祉人材の確保と育成が入ってきた部分、とても喜ばしいことだなと私は思っています。今の施設の状況も含め、ちょっとお話ができればと思うんですけども、この福祉人材の確保という点に関しては、本当に今、施設自体が困難になってるような状況があります。具体的には、単純にほかの業種がかなりベースアップしてる部分もあって、実際その福祉の現場でも一応ベースアップ少しはしてるんですが、ほかの業種に比べると、とても低い水準となっている部分があります。そこでなかなかやっぱり福祉に入ってくる人がいないというのが実情になってます。そこにおいては、本当にあまりにも入ってこないで、例えば紹介会社だとか、そういったものを使いながら、かなりこちらから多額のお金を支払いながら逆に確保しているような状況です。なので、この確保というところに関しては、より魅力的な、もちろん施設側としてもやっていくんですが、市の中でもより魅力的な確保の内容となればいいなというふうに思っています。実際施設の運営に関しましても、だいぶご存じのように物価の高騰だったり、光熱費の高騰だったりというところで、かなり施設から出るお金の部分は上がっているんですが、入ってくる部分については、次期の報酬改定で少し変わる部分もあるかもしれませんが、現状としてはとても少ない、特に変わってもいないので、単純に出る部分だけがとても増えているというような感じになっています。今後福祉人材確保と育成というところもあるんですが、施設の運営等の補助金等などの拡充もしていただければなというふうに思っているところです。以上になります。

○森地座長 ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。そのあたりどうでしょうというふうに振ったところでなかなか難しい話だとは思いますが、ご意見ということで。ただ、福祉人材はもちろんいなければ、ここに書いてあることのほぼほぼが絵に描いた餅になってしまいますので、ご検討をよろしく申し上げます。はい、お願いします。

○齊藤新吾委員 ちょっと今の関連になってくるんですけど、虐待の研修って結構今福祉業界では、施設とか訪問介護とかでもすごい強化を求められていて、その研修をしていかなければならないというところがあるんですけども、そういった部分に関して、施設が独自に研修を組んでいくっていうのも、特に訪問介護とかだとすごい小さな組織で日々日常的に支援をしていくって時間をつくっていくのはとても大変なところがあるんで、やっぱりそこに対して市とかが一括じゃないけど、虐待防止に関する研修会をしっかりと事業所を招いてしていくということで、事業者に対する研修もできるし、市としての虐待防止をしていくんだという姿勢を示していけるという面で、ここに計画として書かれているのであれば、そういったこともひとつ検討してもらいたいなというふうに思いました。

○森地座長 ありがとうございます。今のお話も重要なご指摘だと思いますので、市のほうとしてもご検討をよろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。はい。

○齊藤新吾委員 ちょっとここは、委員の人と少しディスカッションできたらいいのかなと

思う部分なんですけど、障害福祉計画と障害者自立支援協議会の関係性というところにも関わってきて、斉藤座長さんもいらっしゃるところではあると思うんですけど、なかなか連携が図れていないのかなというふうに思っています。例えばこのアンケートっていう集約されたもので、いくつか課題が出てきてるわけですけども、どこでこれが検討されているのかということとか、例えば、地域移行に関して、この表を見るとほぼ実績が0になっているわけですね。ここに関して、やっぱりつくば市として、てこ入れしていくということがすごい大切だと思うんですけど、どこで検討されるのかということがやっぱり今ないのかなと思っています。そこはやっぱり自立支援協議会がひとつテーマとして取り上げていくことで地域移行の実現、地域移行の課題が何であるのか、どうしていけるのかということを考えていけるのかなと思うんですけども、ちょっとこの計画とせっかくアンケートを取ったってものが一体どこで話し合われていくのかということについて、やっぱり少し意見交換できたらいいのかなとちょっと僕、個人としては思ってるところです。もし時間があれば。

○森地座長 ありがとうございます。重要な問題提起いただきました。委員の皆さま、どうでしょう、それぞれのお立場とかあるかと思いますが、ひとまずご指名というわけじゃないと思いますけど、斉藤委員、いかがでしょう。

○斉藤秀之委員 はい。ありがとうございます。私、ちょっと発言しようと思ってたんです。その立場で今、この会、出ていると思うんですが、自立支援協議会は、いろんな委員の方から個別課題をそこに集めて協議していこうという立て付けと理解しています。ずっと、子どもの問題と大人の問題は、どっちかといったら相談支援のことを注力してきた背景があります。最近就労とか就労移行とか、そこに伴う何かいろんなものの中で僕が把握しているのは、移動手段とかが最近トピックスになっていて、それはさまざまなフェーズの移動手段があると思いますが、そういうことが議論されています。今斉藤委員がおっしゃったようなことは、なるほどなと思ってお伺いしましたので、事務局で整理いただければなとは思っていますが、一方では自立支援協議会だけでそこが議論するものでもないのかなという気はしています。そこは、市の方に確認したり、議論をすればいいと思うんですけども、自立支援協議会自体は、今そんな感じで動いているという実情と、今移動にすることが就労においてもさまざまな場面においてもかなり協議会の中で議論というか、話題になっているというフェーズに来ているなということだけはここでお伝えして、こういう計画の中にまた入れていただくのはどうかとお話ししようとしていたところでした。すみません。お答えというか、ご議論のあれですけど、取りあえず発言させていただきました。

○森地座長 ありがとうございます。いろんな論点からご意見いただいてということですけど、お立場からご意見いただいたということです。ほかに関連してとか、そこにさらに加えてとか、何か今の、要はそういうほかの関係する会議との連携とかっていう話もそうでしょうし、それぞれのお立場からというところもあるでしょうけれども、何か少しこの会

を会議のための会議にしてしまわないために、少し生産的なのというか、議論とか、方向性が示せるとしたらどういうふうにするかとか、何かご意見とかございますか。すぐについてというのは、ちょっと難しいかもしれません。ただ、何もないと10年たっても20年たっても同じことになってしまうと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。何かあればですね。はい、お願いします。

○齊藤新吾委員　ちょっと今日の議題とずれちゃってきてるところもあるかもしれないんで、それは座長のほうに時間配分とかをお願いしたいなとは思いますが、例えば生活相談支援の武田さんとか、施設の方とかも来てるんですが、地域移行をしていくための現状の課題とかがもしあれば、ちょっとご教授というか、共有していただければなと思うんですけど。やっぱり目標値に達成していないというところは、つくば市の課題だとは思っているので、そこに対してアプローチしていく仕組みというのがないといけないと思うんですけど。あとは、ちょっと担当課のほうにもここについてのどういうふうに取り組んでいく仕組みがつくば市としてあるのか、または現状ではそういうことをカウントする場がないのかということもちょっとお聞きしたいなと思います。

○森地座長　では、武田委員のほう、よろしいでしょうか。

○武田委員　はい。筑峯学園の武田です。よろしくをお願いします。地域移行っていうところでは、相談支援もやらせていただいている中で感じてるところなんですけど、病院からでも施設からでも、移行に向けてチャレンジしてうまくいかなかったときの保険、保証的なものがなくて、ついつい安全策とかを選んでしまってなかなか踏み切れないっていうところが大きいのかなと思います。なので、例えば病院に入院しててグループホームでチャレンジしてみて1カ月、2カ月後、なかなか難しいよってなったときの受け入れ先とか、再入院って簡単にはできないと思うんですけど、うまくいかなかったときの支援とか、そういう場所が確保されてれば、もうちょっと促進されていくのかなというのが感じてるところです。以上です。

○森地座長　ありがとうございます。どうぞ。

○篠崎委員　つくば総合福祉センターの篠崎です。私のほうでも施設のほうにいて地域移行というところについて、とても苦慮してる部分ではあります。ただ、先日の障害者の権利条約のほうの対日審査のほうが出たかと思います。そこでは、そもそも施設に入所していることが虐待だっていうところの話も出てきていたので、たぶんこの施設に関してもおそらくそういう脱施設みたいな形の動きが少しずつ日本でも出てくるんじゃないかとは思っています。実際のやっぱり大きな問題点としては、まず地域の受け皿っていう部分ですかね。例えばいざ地域で過ごす、ということになったときにヘルパーさんが24時間入れるのかというと、そんなことも難しい。先ほどの福祉人材につながってしまう部分はあると思うんですけど、かなり地域の中で障害のある方が過ごしていくっていうのだと、例えば障

害の軽度の方であれば、ある程度いけるけど、例えば本当にうちで入所してるような重度の方が、じゃ、地域でってなったときに、本当に24時間全ての支援が必要だったりってなった場合に、なかなかそれだけの人材を確保できないというところが難しい部分だと思っています。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。関連して、何かございますか、皆さまのほうから。はい、お願いします。

○池田委員 地域にということ、ちょっと参考になるかどうかは分かんないんですけども、学校関連でちょっといろいろボランティアをやってまして、地域ということ、障害のある子どもたちが普通に学校に通ってきて、支援教室とかを併用しながら授業はやってるんですけども、やっぱり圧倒的に手が掛かるので、手が足りないっていう現実が非常にあって、きめ細やかなサポートがなかなか受けづらい、また学習もついていけないっていうのがあって、地域に言うのであれば、そこらへんをもっと子どもたちのために手厚くっていうか、できたらいいなというのは感じております。

○森地座長 ありがとうございます。お願いします。

○細田委員 地域移行に関しましては、やはり私も日々難しさを感じているところではあるんですけども、事業所間でのコミュニケーションと申しますか、連携というところで、まだまだ進んでないというか、どんどんほかの方とのつながりをつくっていかなくちゃいけないというところが非常に思うところで。どこかの誰かが一人頑張れば、どうにかなるって問題でも全然ないので、そういったところをどんどん推進というか、背中を押していけるような形がつけるといいのかなと思っております。すみません。ちょっと漠然としたところで。

○森地座長 ありがとうございます。ちなみにすみません、ちょっと事務局のほうに確認なんですけど、相談支援の地域移行支援で実績値がほぼ0なんですけど、22年度について1名いらっしゃるのは、これは実際移行まで至ったケースなんですかね。どんな感じなんでしょう。56ページですね。

○事務局 地域移行支援の福祉サービスのほうですよ。今皆さんでお話しているのは、大きな施設から戻ってっていうところではなくてだと思んですけど、22年に開始した方は、今正確なデータは手元にないのですが、確か記憶ですとまだ継続してるはずですよ。移行に向けていろいろご準備を事業所さんで協力してやっていただいて、相談さんと一緒にやっていただいているところではあります。入所ではなくて病院ですね、確か。

○森地座長 ありがとうございます。その仕組みとしては、いわゆる地域移行支援が相談支援になってって話だと思うんですけど、確かそれは結局退院促進の流れなんかがもともと

あって、精神のほうなんかは結構強くて、私のほうでも昨年度調査させていただいたんですけれども、実際地域移行支援を使って地域移行をしているケースってほぼほぼ精神、精神科病院だったんです。それで知的の入所の場合だと、どうしてもそれまでの流れ、要するにオール法人として、A社会福祉法人としてやってますとか、B社会福祉法人としてやってますみたいな感じで、そうじゃないと逆に地域移行支援というか、相談支援専門員主導っていうふうになっても、そもそものやり方がその法人さんとかにあって。これは、移行の実際のあるところですね。という話で、むしろオール法人でやってますとか、あとは知的の入所なんかの話でいくと、精神のほうでノウハウを培って、たまたま関係したところで入所からの移行、知的の方が入所から移行するっていうところでそれをうまく使われて、なんていう話なんかも、これは一昨年度、いろんなところにインタビューしに行っただけ聞いてきた話ではあったのかな、なんて思いますけど、そこらへんどういうふうにシステムをつくっていくのかという、つくば市の中でシステムをつくっていくのかというのは、非常に重要な話なのかな、なんていうのはすごく思います。関連してでも結構ですし、別のことでも。

○齊藤新吾委員 担当課の方にお聞きしたいです。その課題として地域移行の目標値が達成、今できていないというのがずっと続いていると思うんですけども、この課題について、僕は自立支援協議会がひとつその検討する枠組みなのかなと思うんですけど、そのほかにもそういう枠組み、話し合いをできる枠組みというのは何かあるのでしょうか。

○森地座長 いかがでしょうか。

○事務局 現状ですと、特に地域移行に限ってそういった話し合いをする会っていうのはないです。特には、設けてはいません。

○齊藤新吾委員 例えばこの地域移行に関してじゃなくても、障害福祉計画、障害者プランの中でアンケートとか取って課題が見えてくるわけですけども、それについて取り組むというのがやっぱり自立支援協議会になるということなんですか。

○事務局 障害者地域支援室の福田と申します。いろんな地域の課題等について検討する場というところですので、今回計画の中にも、なかなか数字的なところについても目標を達成できてないというところが、そもそもが課題として認識されて、それを具体的にどう取り組むかということについて協議するということは、自立支援協議会の中でもそれは、もちろん可能ではあるとは思いますが。なかなか目の前、日々の生活の中での地域の課題というところでたくさん取り扱ってきているところがございますので、この計画の中にも触れている地域の移行に関しての課題について、どう取り扱っていくかということについては、事務局、もしくは座長等も含めて、一度ちょっと検討してまいりたいかなと思います。

○森地座長 ありがとうございます。これは、ひとつ情報提供までなんですけれども、一昨

年度いろいろなところに地域移行の関係でヒアリング行ったときに面白い取り組みだと思ったのは、愛知県の半田市の取り組みなんですけれども、市単事業で市のほうで施設入所支援の決定してる人のところに全員ヒアリングに行くっていう。計画相談のモニタリングではなくてですね。それを半田市社協が受託していて、半田市社協のほうで聞きに行って、半田市社協のほうは、結局基幹の相談支援事業所もやっていて、かつ地域移行支援も精神のほうで結構実績のあるところなんです。もともとノウハウがあってニーズがあつてっていうところで、結構それで何人か移行につなげてるなんていうのがあつたりなんていうのをちょっと聞いたりしたので、少しそういう工夫なんかをしていくと、結局何か工夫しないで、やんなきゃ、やんなきゃっていうふうに思ってたところで、結局それって何も変わっていかないんで、少し検討が必要なのかなと思いました。

○齊藤新吾委員 自立支援協議会も時間限られた回数でやっているし、それぞれの課題が、僕も傍聴しに行ってるんで、どこと話し合われてるかというのは大体知ってますけど、最近の状況については。なので、なかなか自立支援協議会だけでとなると、障害者プランから抽出された課題に取り組むというのはなかなか難しいと思うんですけど。ただ、課題としてあることに対してどう取り組んでいくのかというところすごい大切に、ずっと放っておかれたら、ずっと放っておかれちゃう課題だと思うので、たぶんこの計画から出てきたものが自立支援協議会で協議されるっていう、一応仕組み上はなっていると思うので、何かうまい工夫とかが本当にできていってもらいたいという気持ちがあります。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。

○武田委員 すみません。今の齊藤さんの意見に対して、保健所圏域で精神障害者の方に向けての地域移行に関する連絡協議会は、自分が知ってる限りでは平成二十五、六年ぐらいから行われていて。あくまで精神障害者の方が議論の内容の中心になるので、それ以外の知的とか身体とか難病とか、そういう方に関する話まではなっていない。俗に言う「にも包括」（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）のことについても話し合われている場所なので、どちらかというと精神の方の内容がほとんどになっている。

○齊藤新吾委員 どこで話し合われてる。

○武田委員 保健所圏域です。つくばとつくばみらいと常総ですかね。そういう会議もあります。

○森地座長 それって保健所圏域だから、他の障害種が入り込むことというのは難しいんですかね。知的、身体、難病とかのいわゆる地域移行っていう。

○武田委員 すみません。詳しいことが分かんないんですけど、知ってる限りではあくまで

精神の方っていう認識でいます。間違ってたらすみません。

○森地座長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。すみません。非常に重要な議論ですし、もっと深めていきたいところではありますけれども、終了が11時半ということですので、そろそろ話を収束させていかなければならないと思います。あとは、これも事前の話し合いのときに出てきたことなんですけれども、今日の後半なんかは、そういう意味ではご提案にある程度沿った形なのかもしれないですけど、そこで出たのが要は何か質問を事務局のほうに投げてという一対一のやりとりということではなくて、もうちょっと今みたいな形で、せっかくいろいろご知見のある委員の皆さまがいらっしやるので、意見交換をしながら少し建設的な議論をしていけばなんていうのがあったりしました。そこから先は、どうするかというのは私のほうと事務局のほうで相談させていただくということにはなろうかと思いますが、例えばそういうふうに少し皆さまの間に議論する時間、これはあくまで仮にという話なんですけれども、例えば前半部分は何か説明があつて、後半部分の小グループでディスカッションして、みたいな。それを全体にシェアしつつ、事務局のほうにも対応してもらうとか。例えばですね。というのは、少し形式なんかよりもより創造的なものになってくような形にしていけばなんていうご意見も出てきたんですが、そのような形で検討するというだけでもよろしいでしょうか。検討したところで今までの形に収まるという可能性も0ではないですけど、ただ、今地域移行の話なんかも少しいろいろと確認をするというよりは、相互に議論していったりとかというのが必要なことだと思いますので、ご提案として、もし委員の皆さまがそれでよろしいということであれば、少し進行の形式なんかは私のほうで事務局と相談させていただければと思います。

4. その他

○森地座長 併せて、あとこれは委員の皆さまというよりは事務局の皆さまに対しての話なんですけど、ちょっと今日欠席の方がかなりいらっしやいます。5名ですか。それで、おそらく定足数に足りているということかもしれないですけども、せっかくこういった議論をするときに参加者が少ないとよろしくないと思いますので、そこらへん日程調整なんかは余裕もってやっていただくとか、あるいは事前の話し合いのときに出てきたご意見としては、最低限、例えば曜日を決めるとかですね。もしかすると、水曜日は会議があるとかというので、午前は会議があるからどうしても駄目だとか、そういうのもあるかもしれないですし、何か調整をしていただくに際して工夫をしていただいて、一人、二人ご欠席、やむを得ずというのはしょうがないかもしれませんが、なるべく多くの委員の皆さまにご出席いただける形を取っていただければということでありましたので、そこはご検討いただければと思います。いろいろ長くなってしまいましたが、特に皆さまのほうからないようでしたら、これにて議事進行のほうを終了させていただきます。

○齊藤新吾委員 ちょっと事務局にも確認なんです。今年度の予定というか、何月ぐらいにどういうふうに、何月ぐらいになっていくのかとか、せっかく今、座長さんからもお話あ

ったんで、曜日の調整というか、何曜日が都合が悪いとか、いいとかというのが今ここにいらっしゃる方だけでも聞き取ってもらっちゃったほうがその後の調整が楽なのかなと思ったんですけどということです。

○森地座長 ありがとうございます。今この場で把握されてる限りで結構なんですけども、どうしてもこの曜日は駄目だとかというのがあれば、出していただければと思いますが、それ以外で細かいところはちょっと個々の調整になると思います。特に曜日ごとで何かあるというのは大丈夫でしょうか。

○齊藤新吾委員 私は、火曜日はちょっと避けたいです。

○森地座長 なるほど。じゃ、すみません、事務局のほうで火曜日は避けていただくということでお願いします。あとはよろしいでしょうかって、ここでちょっと調整できない話なので、申し訳ないですけども、あとは個々にということになります。ただ、すみません、これは事務局のお忙しい中だと思いますけれども、少し余裕を持っていただくんですね。急にいついつやりますっていうふうに言われても、それはなかなか調整がつかないと思いますので、事前に、ある程度この委員会の日程なんかも年度計画とかで決まってるのであれば、早めにやっていただくとか、あるいは何か例えば調整さんとか、ああいうようなもので案出してもらって、見える形で調整していただくなんていうことにさせていただくとかですね。そうすれば、もしかするとちょっとこれ難しい、△だなんていうところでも、場合によっては調整すれば何とかなりますよなんてことになるかもしれないですけども、決定ですって言われてしまうと、何ともならないところもあるかもしれないですね。よろしく願いいたします。では、議事進行をこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

5. 閉会

○事務局 森地座長、ありがとうございました。次回の開催なんですけど、一応9月ごろを予定しておりますので、日程が決まり次第、先ほど言われた曜日を避けながら日程決めまして、また委員の皆さまにご連絡いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、お車でお越しの方については、お手持ちの駐車券の無料化処理を行いますので、退室いただく前に事務局にお声掛けをお願いいたします。それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(了)

令和5年度第1回つくば市障害者計画策定懇談会 次第

日 時：令和5年(2023年)6月19日(月)

午前10時～午前11時30分

場 所：つくば市役所 防災会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
つくば市障害者プランの骨子案について
- 4 その他
- 5 閉会

【懇談会資料一覧】

資料1 つくば市障害者プラン 骨子案

資料2 主な変更点について

つくば市障害者プラン改定版 骨子案

第3次つくば市障害者計画

【令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)まで】

第7期つくば市障害福祉計画

【令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで】

第3期つくば市障害児福祉計画

【令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで】

令和5年(2023年)6月

つくば市

目次

総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象者.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第6節 計画の基本理念.....	5
第7節 計画の推進.....	5
第2章 障害者をめぐる状況.....	6
第1節 つくば市の状況.....	6
第2節 障害者数等の推移.....	7
第3節 障害のある児童・生徒等の状況.....	10
第4節 障害者(児)施設の状況.....	16
第5節 障害者福祉に関するアンケート調査の概要.....	17
第6節 ヒアリング結果の概要.....	35
第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価.....	39
各論1 第3次つくば市障害者計画.....	41
第1章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 基本目標.....	41
第2節 計画の体系.....	43
第2章 施策の展開.....	44
各論2 第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画.....	45
第1章 計画の基本的な考え方.....	45
第1節 基本的な考え方.....	45
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....	45
第2章 福祉サービスの見込み量.....	46
第1節 自立支援給付.....	46
第2節 障害児への福祉サービス.....	58
第3節 地域生活支援事業.....	62

第3章 令和8年度(2026年度)における目標値	75
目標1 施設入所者への地域生活への移行	75
目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
目標3 地域生活支援の充実	75
目標4 福祉施設から一般就労への移行等	75
目標5 障害児支援の提供体制の整備等	75
目標6 相談支援体制の充実・強化等	75
目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築	75
つくば市成年後見制度 利用促進基本計画	77

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市では、令和3年(2021年)3月に「つくば市障害者プラン(第3次つくば市障害者計画・第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画)」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、ともに手を取り支え合って暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

そのなかで、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障害者やその家族、支援者等の生活環境に多大な影響を与えています。また、令和4年(2022年)8月には日本の障害者施策の取組みについて国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。障害者の生命を守り、安全・安心な日常生活を支えるためにも障害者、家族、支援者への施策の更なる充実を図るとともに、一人ひとりが障害及び障害者への理解を深めていく必要があります。

この度、第3次つくば市障害者計画の中間見直しとあわせ、第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画が法律で定められた見直し年度となりました。社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画)を策定します。

第2節 計画の位置付け

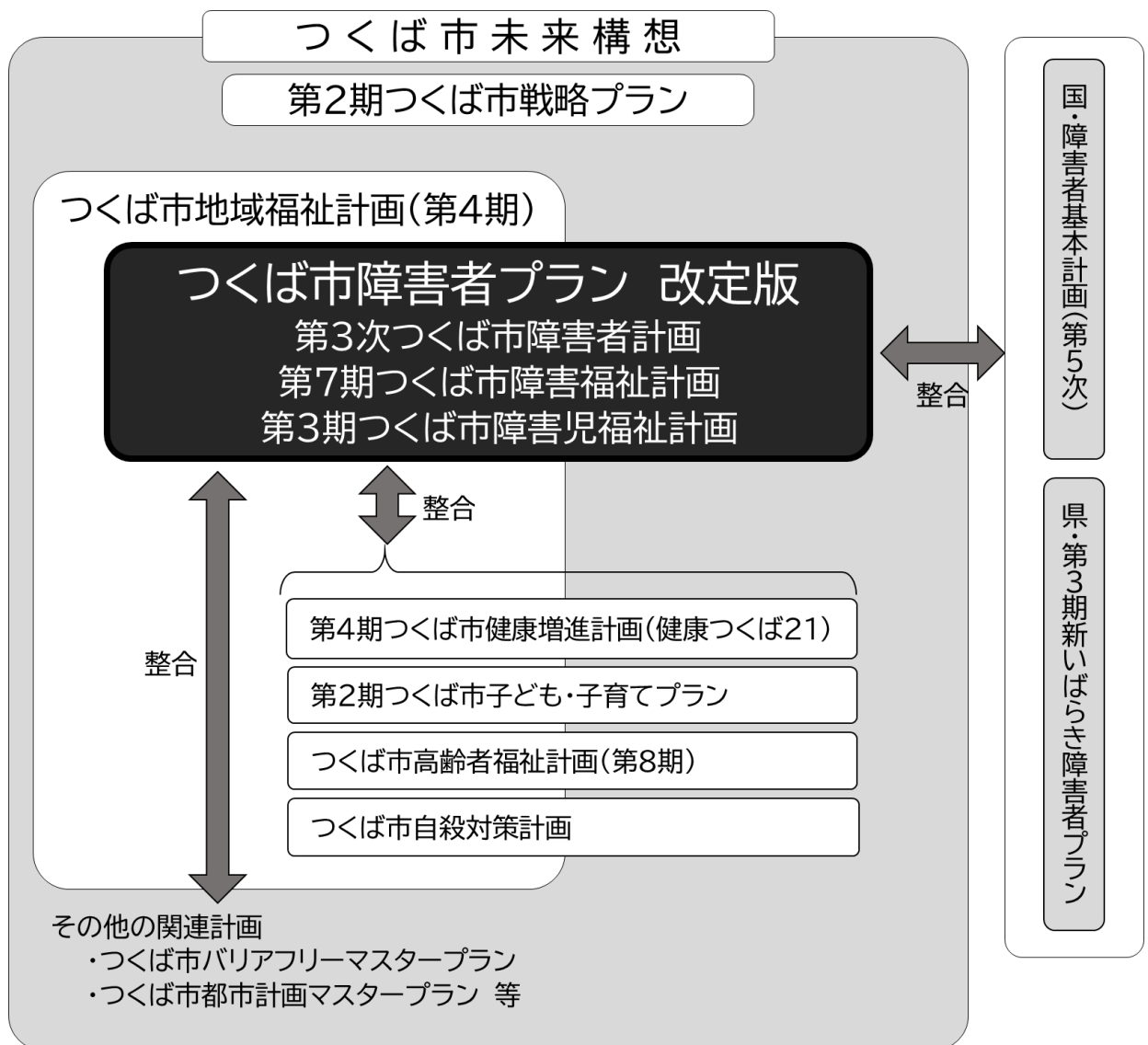
「つくば市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「つくば市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

「つくば市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

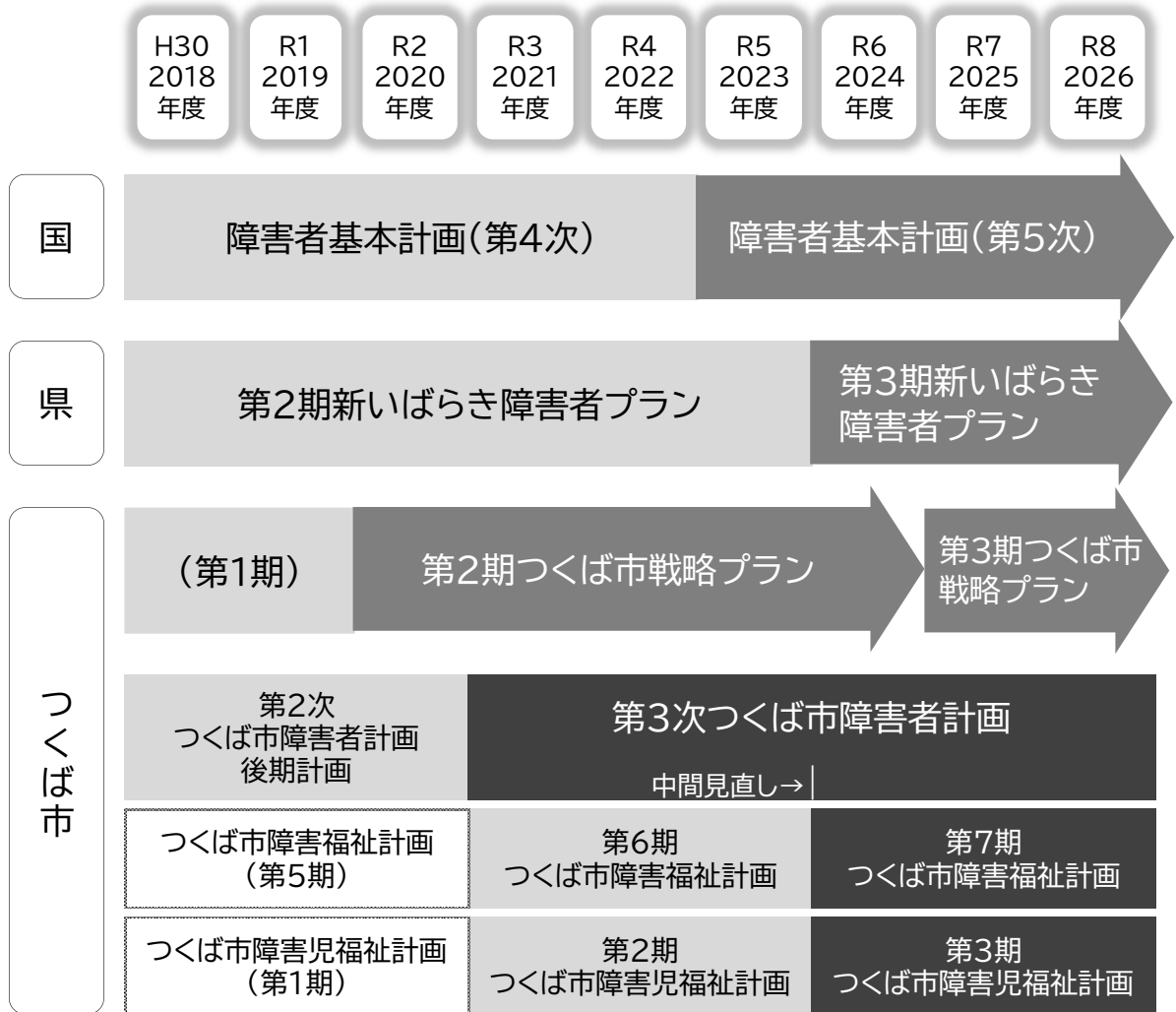
本市では、それぞれの計画の調和が保たれるよう「つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。

また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



第3節 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第7期つくば市障害福祉計画」及び「第3期つくば市障害児福祉計画」については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、この計画の推進にあたっては、障害者やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民が共通の認識と目標のもと、互いに理解し協力していくことが求められます。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、以下の懇談会での内容の審議、協議会からの意見聴取、アンケート調査及びパブリックコメント等を実施し、障害者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることに努めました。

■ つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■ つくば市自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

■ 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査

障害者の生活や障害福祉サービス等に関するご意見を伺うための調査です。

■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

第6節 計画の基本理念

つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会

第7節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

2 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

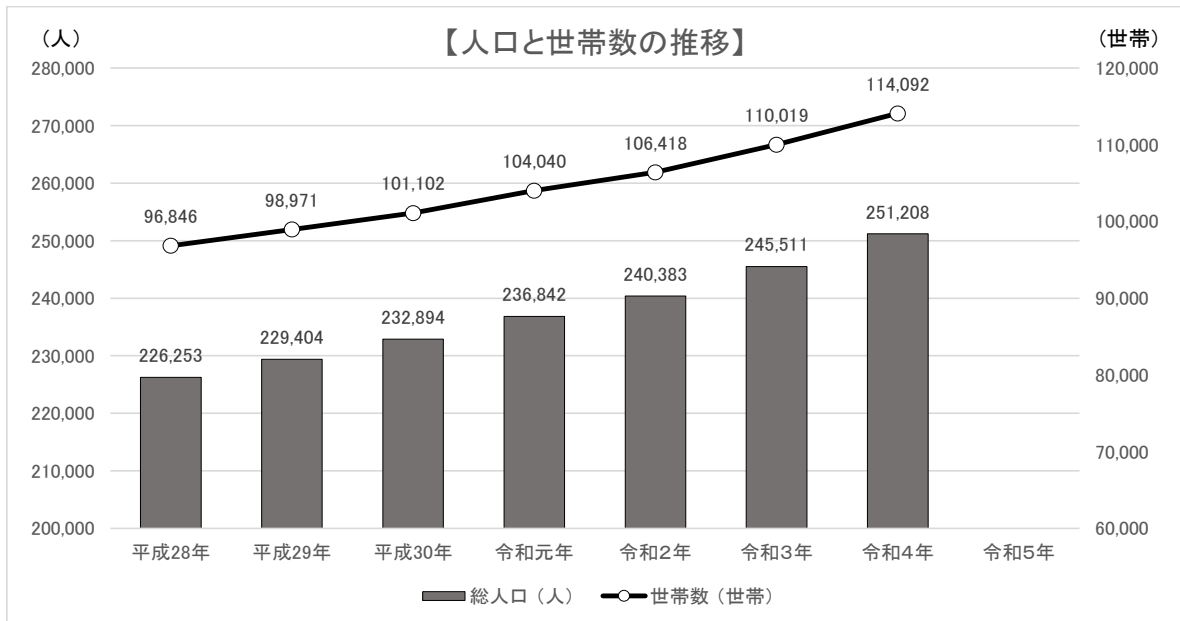
そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じるPDCAサイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

第2章 障害者をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

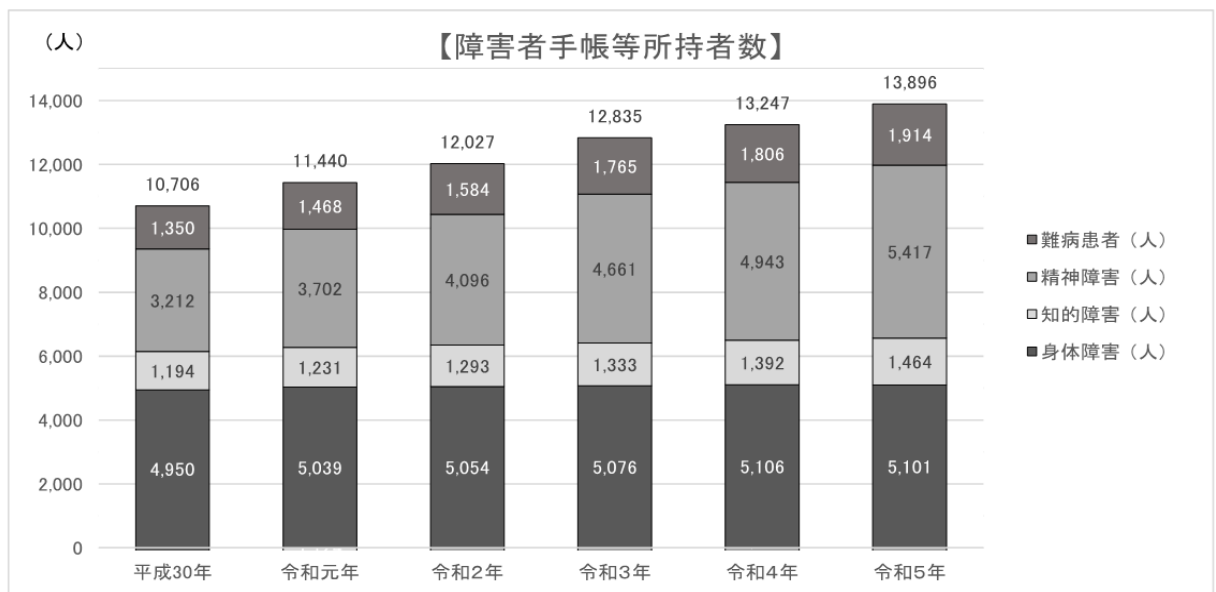
本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和4年(2022年)には人口が251,383人、世帯数は114,418世帯となり、令和2年(2020年)から人口は10,825人、世帯数も7,674世帯増加しています。 ※最終案では、令和5年(2023年)の数値を本文及び表に記載します。



資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳等所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院医療)受給者を含みます。

第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

身体障害者の障害種別を見ると、音声・言語・そしゃく機能障害と肢体不自由がやや減少していますが内部障害は増加しています。

【身体障害者手帳所持者数】

(単位:人)

等級		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	1級	101	106	103	104	108	109
	2級	93	98	106	111	113	113
	3級	17	18	19	15	17	15
	4級	23	23	24	24	22	23
	5級	51	50	52	49	52	49
	6級	13	16	15	15	13	13
	合計	298	311	319	318	325	322
聴覚・平衡機能障害	1級	1	1	1	0	0	0
	2級	141	149	155	157	168	171
	3級	63	68	63	61	67	66
	4級	67	63	67	71	72	76
	5級	1	1	1	1	1	1
	6級	173	172	171	163	159	151
	合計	446	454	458	453	467	465
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	2	2	1	2	2	1
	3級	39	39	34	31	31	31
	4級	16	16	19	20	20	17
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	57	57	54	53	53	49
肢体不自由	1級	308	308	303	303	291	290
	2級	596	592	567	564	557	536
	3級	574	577	559	552	534	501
	4級	604	598	583	560	555	529
	5級	186	187	188	189	181	184
	6級	122	127	128	130	127	136
	合計	2,390	2,389	2,328	2,298	2,245	2,176
内部障害	1級	1,225	1,229	1,272	1,322	1,334	1,344
	2級	20	22	22	24	23	26
	3級	226	255	253	263	290	315
	4級	288	322	348	345	369	404
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,759	1,828	1,895	1,954	2,016	2,089
合計	1級	1,635	1,644	1,679	1,729	1,733	1,743
	2級	852	863	851	858	863	847
	3級	919	957	928	922	939	928
	4級	998	1,022	1,041	1,020	1,038	1,049
	5級	238	238	241	239	234	234
	6級	308	315	314	308	299	300
	合計	4,950	5,039	5,054	5,076	5,106	5,101

※各年4月1日時点

2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。特に等級「C」は、18歳未満でも18歳以上でも大きく増加しています。

【療育手帳所持者数】

(単位:人)

等級		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	①	84	85	85	87	93	95
	A	83	75	79	73	79	84
	B	99	107	115	111	118	120
	C	139	138	151	169	165	191
	合計	405	405	430	440	455	490
18歳以上	①	201	207	221	225	233	244
	A	203	208	208	214	219	223
	B	201	204	209	218	235	244
	C	184	207	225	236	250	263
	合計	789	826	863	893	937	974
合計	①	285	292	306	312	326	339
	A	286	283	287	287	298	307
	B	300	311	324	329	353	364
	C	323	345	376	405	415	454
	合計	1,194	1,231	1,293	1,333	1,392	1,464

※各年4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は「2級」を中心に、年々大きく増加しています。また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は平成30年度の2,090人から令和5年度の3,494人と大きく増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

等級	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	106	105	112	121	118	131
2級	579	661	762	823	984	1,125
3級	437	429	491	532	556	667
合計	1,122	1,195	1,365	1,476	1,658	1,923

※各年4月1日時点

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

(単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,090	2,507	2,731	3,185	3,285	3,494

※各年度4月1日時点

4 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は令和5年度では1,914人と平成30年度から約4割増加しています。

【指定難病特定医療費受給者】

(単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,350	1,468	1,584	1,765	1,806	1,914

※各年度4月1日時点

5 障害支援区分認定者の状況

令和5年度までの推移を示し、記載。

【障害支援区分認定者数】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
非該当	身体	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
1	身体	0	1	2	3	1
	知的	2	2	1	1	0
	精神	2	1	1	0	1
	合計	5	4	4	4	2
2	身体	12	7	10	23	11
	知的	27	20	20	19	27
	精神	39	50	43	33	71
	合計	74	75	73	75	109
3	身体	10	15	9	12	16
	知的	28	27	37	27	32
	精神	14	21	20	39	59
	合計	48	58	66	78	107
4	身体	9	8	14	11	11
	知的	62	38	35	53	36
	精神	8	3	4	14	12
	合計	74	48	53	78	59
5	身体	13	15	9	11	16
	知的	34	39	19	38	33
	精神	0	0	0	2	2
	合計	44	47	28	51	51
6	身体	43	38	45	47	40
	知的	34	40	19	23	25
	精神	0	1	1	1	1
	合計	57	59	65	71	66
合計	身体	87	84	89	107	95
	知的	187	166	131	161	153
	精神	63	76	69	89	146
	合計	302	291	289	357	394

※各年度3月31日時点。令和5年度は、7月未までの実績値

※全体は実認定者数。重複障害の場合は、各障害でそれぞれ算出しています。

第3節 障害のある児童・生徒等の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童・生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童・生徒数は年々増加しており、令和5年度の児童生徒数は、平成30年度の児童・生徒数と比べて2倍近く増加しています。

つくば特別支援学校の児童・生徒数は、石岡特別支援学校の開校にともない令和元年度は大きく減少しましたが、令和3年度以降増加し、令和5年度には385人となっています。

伊奈特別支援学校の児童・生徒数は年々増加しており、平成30年度から令和5年度にかけて77人増加しました。

石岡特別支援学校の児童・生徒数は、令和元年度に開校して以降、毎年増加し、令和4年度以降は200人を超えています。

【公立小中学校・義務教育学校特別支援学級数及び児童・生徒数】

(単位:学級、人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的	小学校	学級	25	28	29	33	42	48
		児童生徒	113	123	152	166	215	266
	中学校	学級	15	15	16	17	17	20
		児童生徒	46	53	60	75	86	107
	合計	学級	40	43	45	50	59	68
		児童生徒	159	176	212	241	301	373
自閉症・情緒	小学校	学級	60	67	71	77	84	101
		児童生徒	377	413	437	473	510	583
	中学校	学級	27	25	28	29	37	40
		児童生徒	128	137	150	166	208	214
	合計	学級	87	92	99	106	121	141
		児童生徒	505	550	587	639	718	797
言語	小学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	4	2	2	3	3	2
	中学校	学級	0	0	0	0	0	0
		児童生徒	0	0	0	0	0	0
	合計	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	4	2	2	3	3	2
難聴	小学校	学級	1	1	1	1	1	2
		児童生徒	5	4	5	5	7	10
	中学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	2	2	1	3	2	2
	合計	学級	2	2	2	2	2	3
		児童生徒	7	6	6	8	9	12
合計	小学校	学級	88	97	102	112	128	152
		児童生徒	499	542	596	647	735	861
	中学校	学級	42	41	45	47	55	61
		児童生徒	176	192	211	244	296	323
	合計	学級	130	138	147	159	183	213
		児童生徒	675	734	807	891	1,031	1,184

※各年度5月1日時点

※公立小・中学校の特別支援学級は必要な支援によって組み分けされているため、障害の種別とは異なります。

【公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数】 (単位:校)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情緒	1	1	3	4	4	6
LD.ADHD	3	3	3	3	3	4

※各年度5月1日時点

【つくば特別支援学校の児童・生徒数】 (単位:学級、人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害 教育部門	小学部	学級	25	26	26	28	27	30
		児童生徒	93	95	104	113	112	126
	中学部	学級	18	16	16	14	14	16
		児童生徒	77	70	58	63	58	64
	高等部	学級	18	14	14	13	13	13
		児童生徒	113	77	74	70	76	71
	合計	学級	61	56	56	55	54	59
		児童生徒	283	242	236	246	246	261
肢体 不自由 教育部門	小学部	学級	25	23	23	22	23	24
		児童生徒	63	61	57	53	60	62
	中学部	学級	11	13	13	12	14	14
		児童生徒	25	30	29	33	34	35
	高等部	学級	10	9	9	9	11	10
		児童生徒	28	23	24	22	27	27
	合計	学級	46	45	45	43	48	48
		児童生徒	116	114	110	108	121	124
合計	小学部	学級	50	49	49	50	50	54
		児童生徒	156	156	161	166	172	188
	中学部	学級	29	29	29	26	28	30
		児童生徒	102	100	87	96	92	99
	高等部	学級	28	23	23	22	24	23
		児童生徒	141	100	98	92	103	98
	合計	学級	107	101	101	98	102	107
		児童生徒	399	356	346	354	367	385

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

【伊奈特別支援学校の児童・生徒数】 (単位:学級、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	学級	28	31	30	35	38	37
	児童生徒	110	119	125	143	158	154
中学部	学級	15	18	18	19	19	19
	児童生徒	67	75	77	84	81	88
高等部	学級	16	16	16	16	17	19
	児童生徒	94	93	90	86	98	106
合計	学級	59	65	64	70	74	75
	児童生徒	271	287	292	313	337	348

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

【石岡特別支援学校の児童・生徒数】

(単位:学級、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	学級		16	18	17	21	20
	児童生徒		58	68	74	85	85
中学部	学級		9	9	9	12	13
	児童生徒		40	38	39	47	54
高等部	学級		10	11	12	11	11
	児童生徒		56	59	68	70	63
合計	学級		35	38	38	44	44
	児童生徒		154	165	181	202	202

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

2 特別支援学校卒業生の進路状況

令和4年度につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した66人全員が、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

令和4年度につくば特別支援学校高等部を卒業した35人の進路は、日中系サービスが28人、就労が6人、進学が1名となっています。伊奈特別支援学校高等部を卒業した28人の進路は、日中系サービスが16人、就労が12人となっています。石岡特別支援学校高等部を卒業した19人の進路は、日中系サービスが11人、施設入所が4人、就労が3人などとなっています。

【つくば特別支援学校 進路状況】

■知的障害教育部門

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
中学部	進学	特別支援学校高等部	22	28	16	28	15
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校	0	0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	0	0	
	在宅	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
	合計		22	28	16	28	15
	卒業生数		22	28	16	28	15
	高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0
専攻科			0	0	0	0	0
その他の高等学校			0	0	0	0	0
就労		一般事業所	0	0	2	2	4
		その他就労継続支援A型含む	6	4	2	4	2
訓練校		0	0	0	0	0	
障害福祉サービス		施設入所	10	1	0	0	0
		グループホーム	2	1	0	0	0
		日中系サービス	32	23	20	16	19
地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	1	0	0	0	
在宅		1	0	0	1	0	
その他		0	1	1	0	0	
合計			51	31	25	23	25
卒業生数			45	28	25	23	25

■肢体不自由教育部門

(単位:人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学部	進学	特別支援学校高等部	6	10	8	11	9
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		6	10	8	11	9
	卒業生数		5	10	8	11	9
高等部	進学	大学・専門学校	0	1	2	1	1
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	1	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	1	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	11	7	4	5	9
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		2	0	1	0	0
	在宅		0	0	1	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		13	10	8	6	10
卒業生数		11	10	8	6	10	

【伊奈特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学部	進学	特別支援学校高等部	17	26	22	28	27
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		17	27	22	28	27
	卒業生数		17	27	22	28	27
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	9	12	18	10	11
		その他就労継続支援A型含む	0	2	2	2	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	1	0	0	0	0
		グループホーム	0	2	0	0	0
		日中系サービス	16	16	17	12	16
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		26	32	37	24	28
卒業生数		26	30	37	24	28	

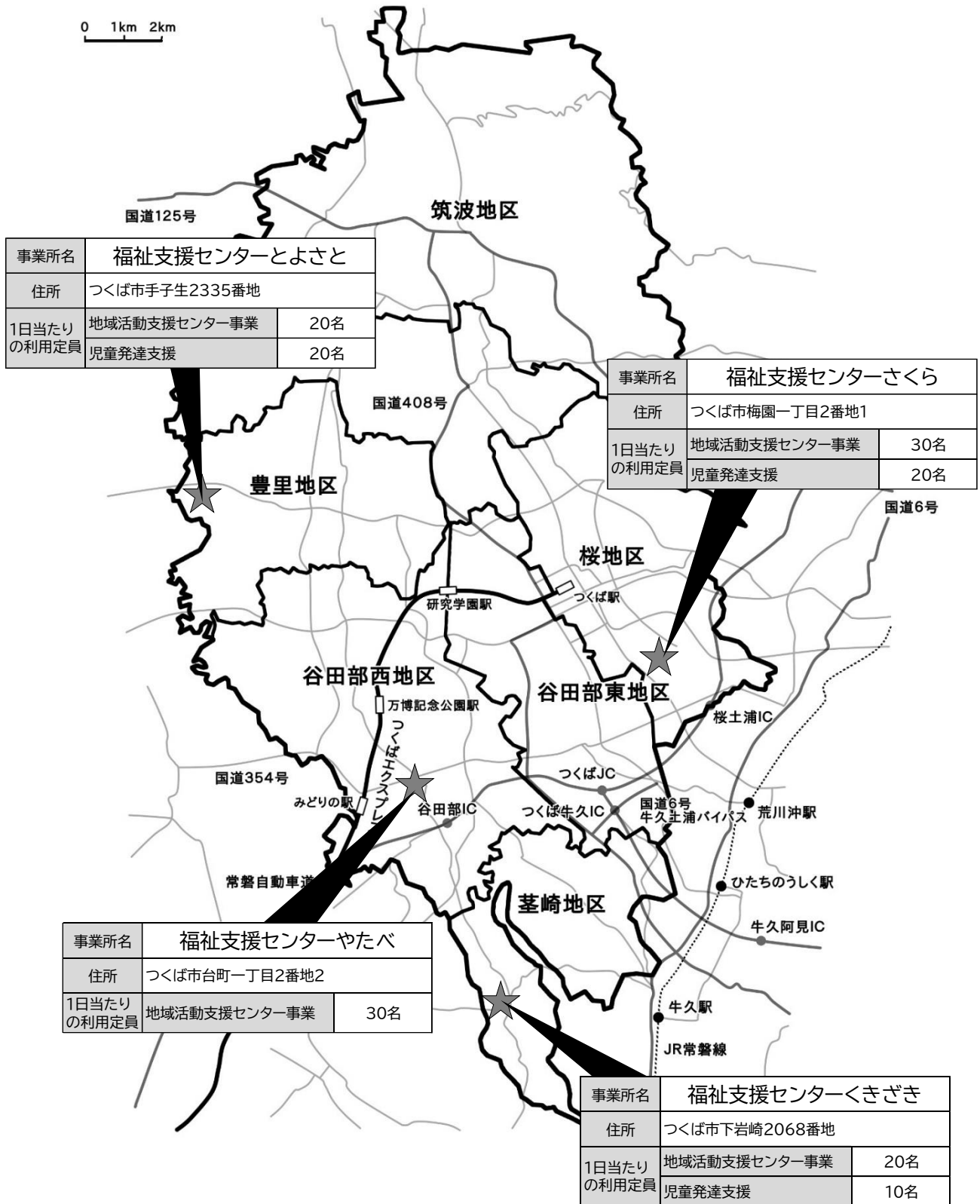
【石岡特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学部	進学	特別支援学校高等部	17	15	9	15
		その他の高等学校	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0
	訓練校	0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	0	
	在宅	0	0	1	0	
	その他	0	0	0	0	
	合計		17	15	10	15
	卒業生数		17	15	10	15
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0
		その他の高等学校	1	0	0	0
	就労	一般事業所	5	3	4	3
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0
	訓練校	0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所	2	4	3	4
		グループホーム	0	0	0	1
		日中系サービス	8	7	15	11
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)	1	0	0	0	
	在宅	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	1	
	合計		17	14	22	20
卒業生数		17	14	22	19	

第4節 障害者(児)施設の状況

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。



第5節 障害者福祉に関するアンケート調査の概要

障害者の心身の状況・置かれている環境、今後の意向等を把握し、本計画の基礎資料とするため、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

1 調査の概要

対象者 市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された 2,300 名。

調査方法 郵送による配布・回収

調査期間 令和4年11月1日(火)～令和4年12月2日(金)

回収状況

調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B÷A)
2,300	982	42.7%

※以下、調査結果の中では、回答者の総数を「n」で表しています。また、重複障害者は、各障害で集計しているため、「n」の合計は、有効回答者数(B)と一致しません。

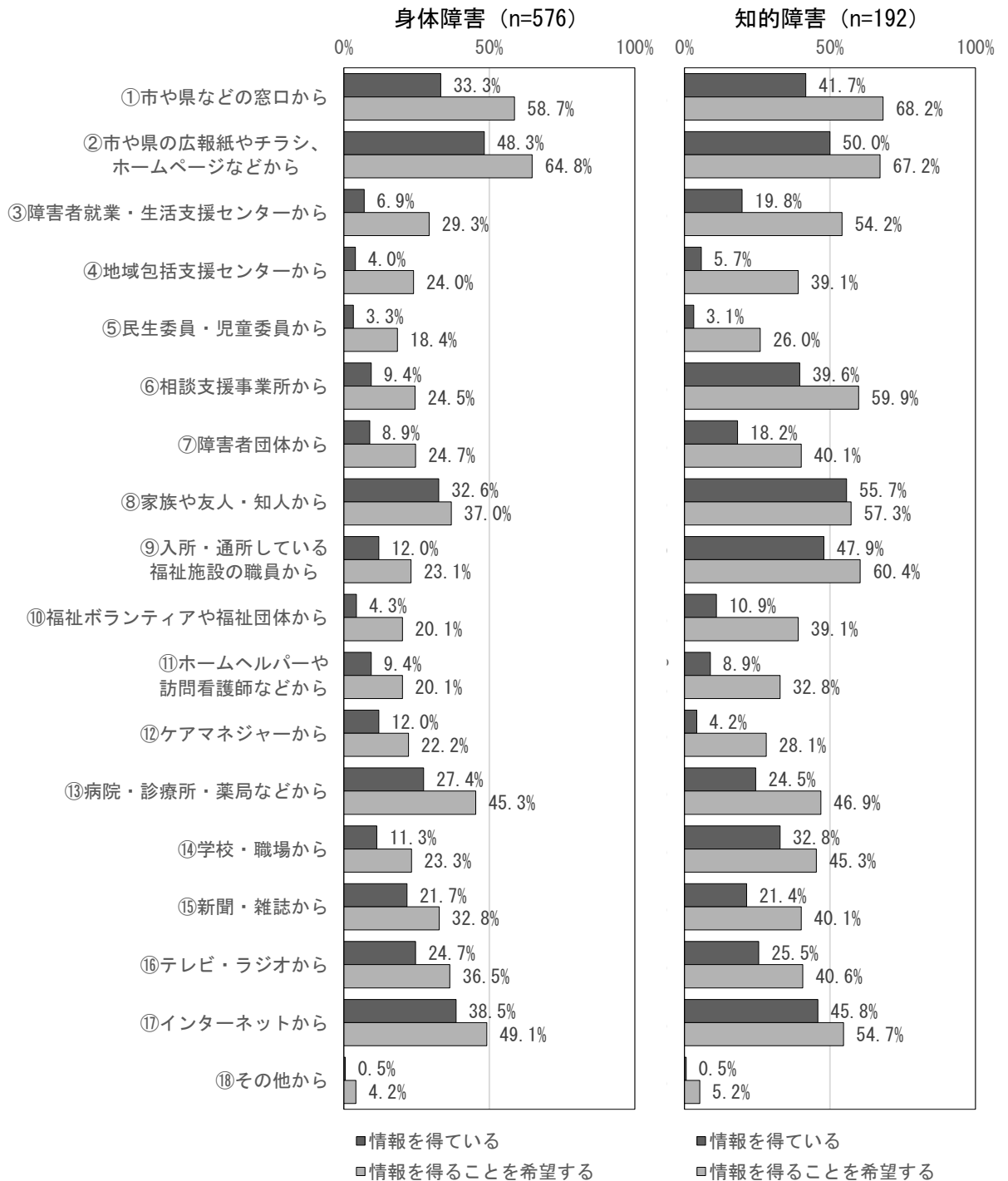
2 主な調査結果

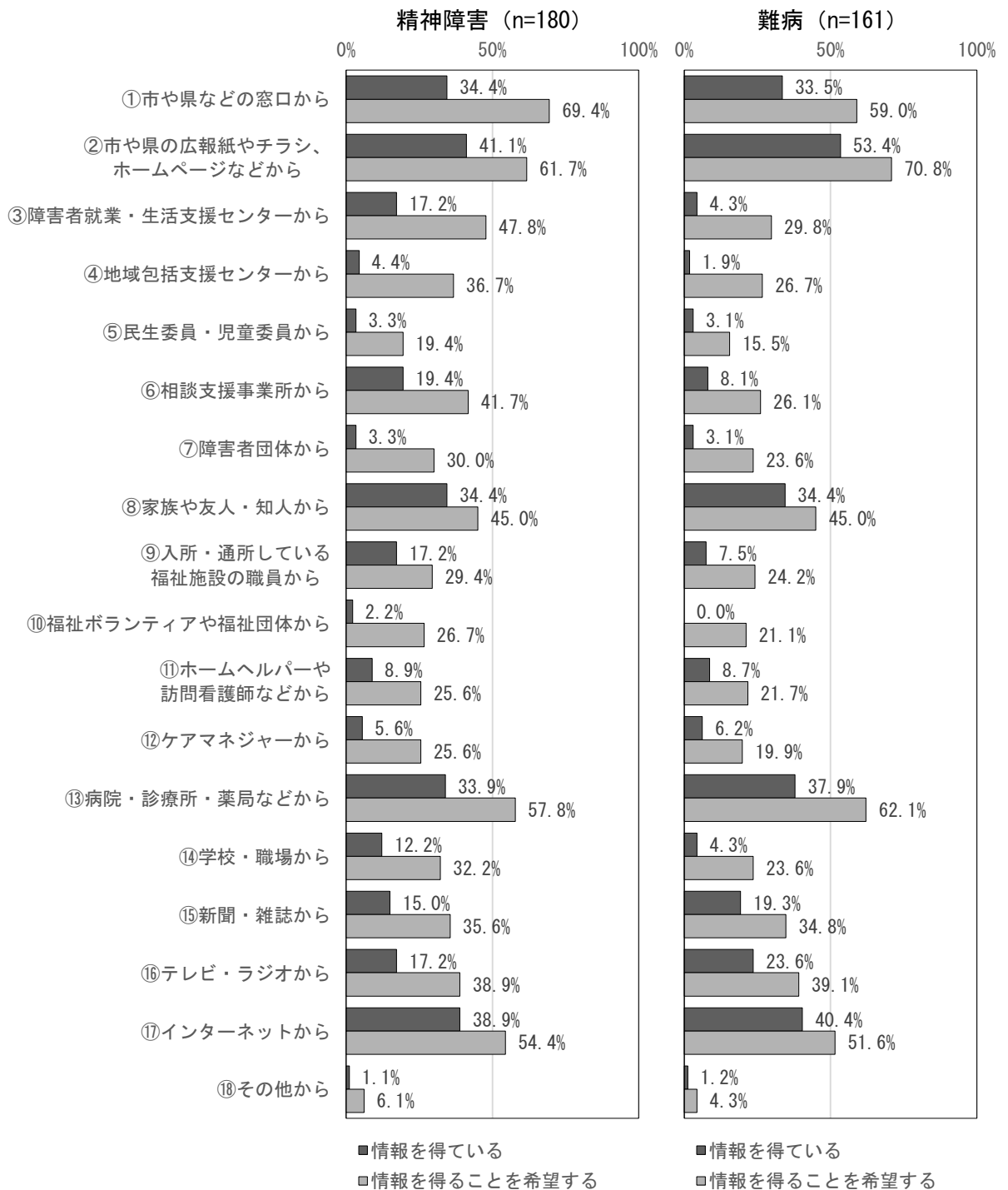
(1) 情報の入手について

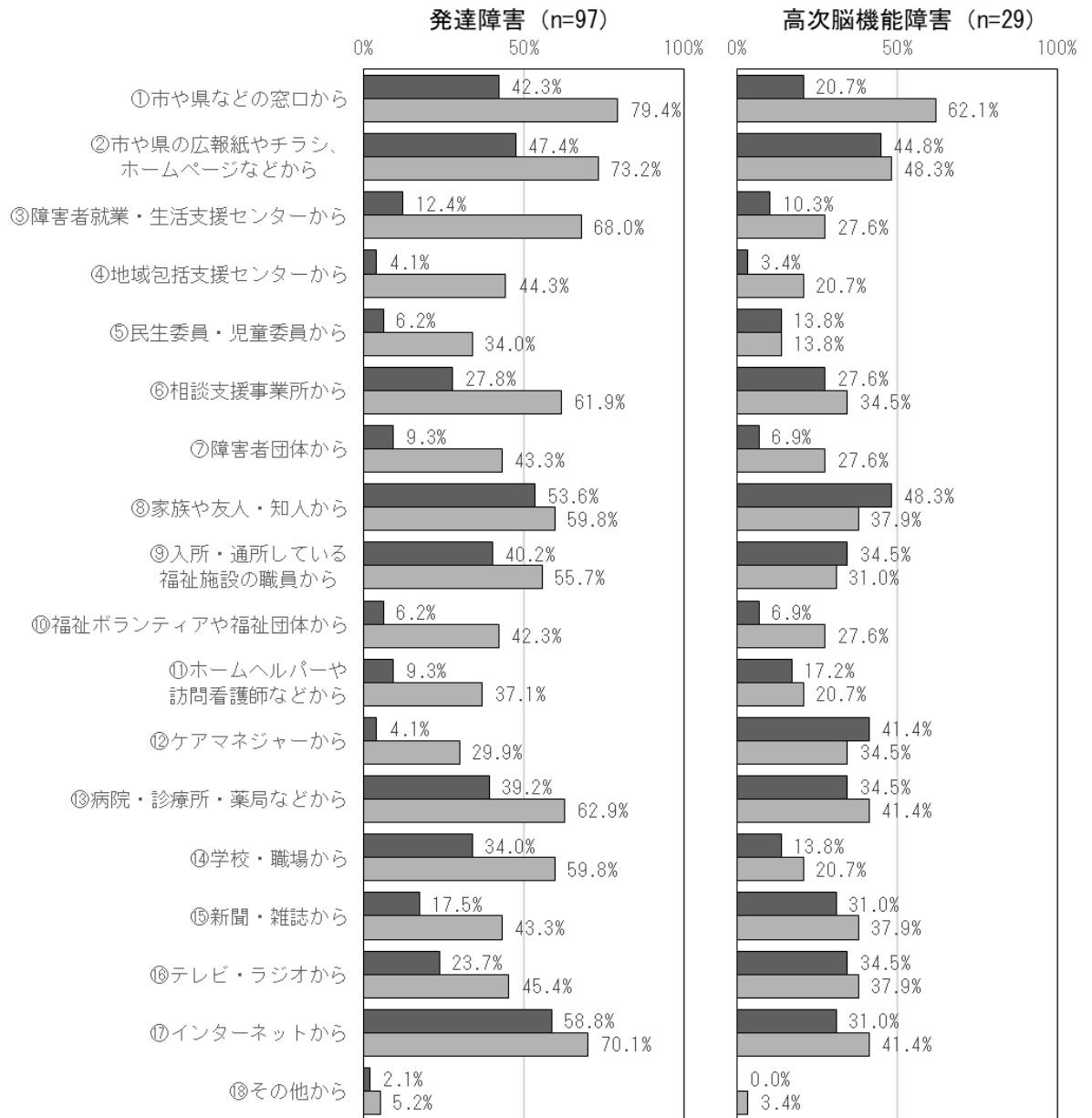
【福祉サービス等の情報の入手について】

現在情報を得ているところとして、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」では「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」「⑭学校・職場から」が、「高次脳機能障害」では「⑫ケアマネジャーから」等も多くなっています。

今後情報を得たいところは、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「③障害者就業・生活支援センターから」「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」では「③障害者就業・生活支援センターから」「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」「⑭学校・職場から」などが多くなっています。



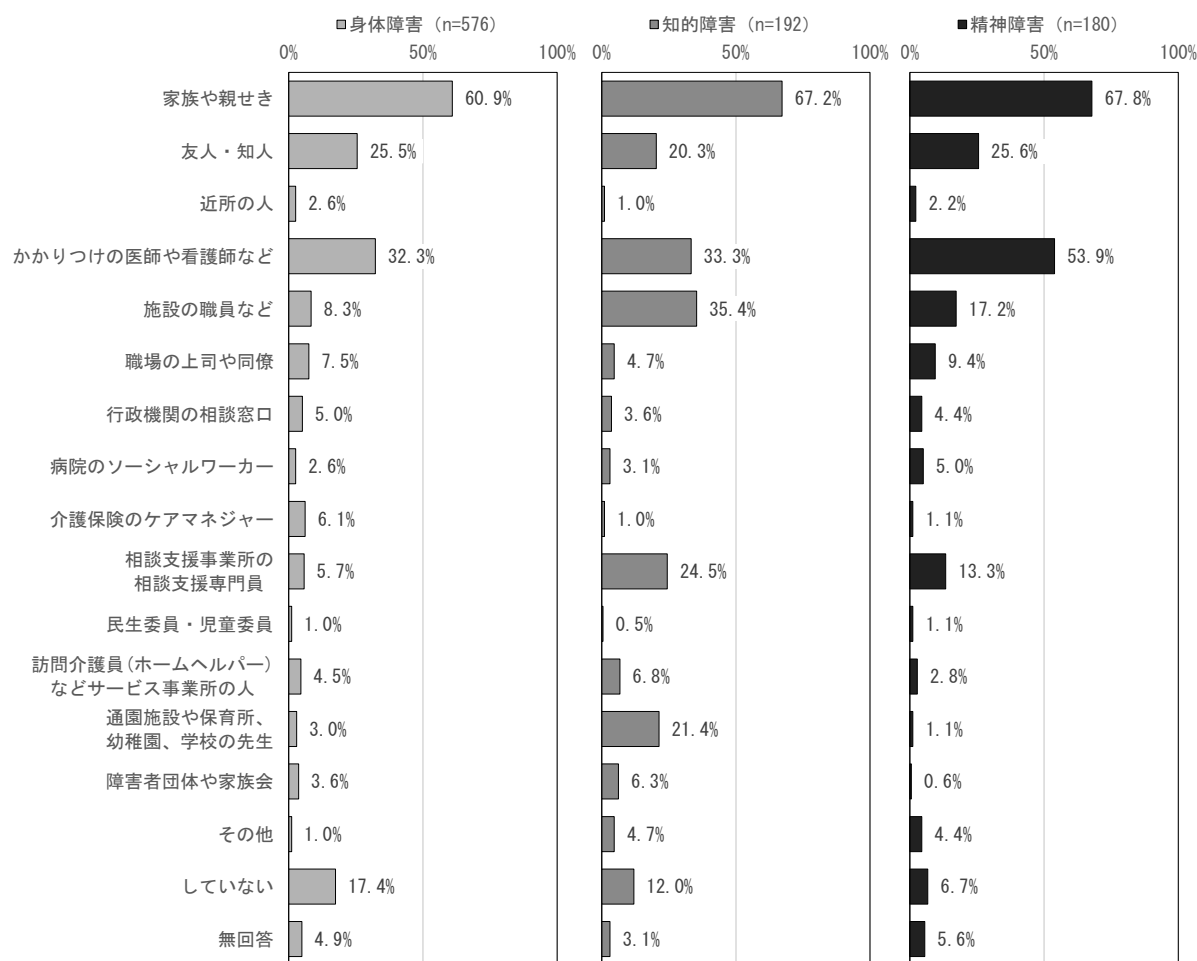


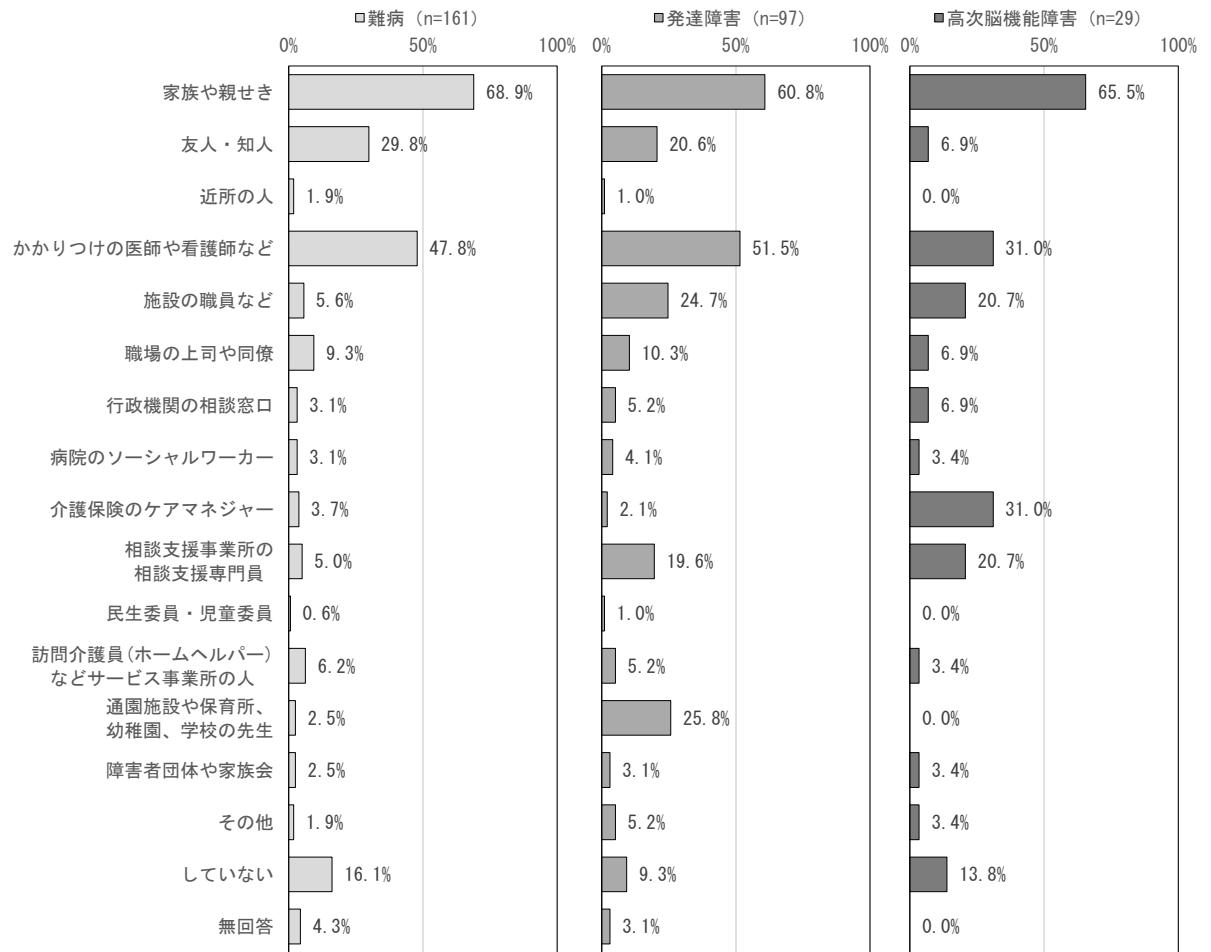


■情報を得ている □情報を得ることを希望する

【日常生活で困ったことや悩みごとの相談先】

いずれの障害も「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師など」「友人・知人」が多いですが、「知的障害」「発達障害」では「施設の職員など」「相談支援事業所の相談支援専門員」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が、「高次脳機能障害」では「施設の職員など」「介護保険のケアマネジャー」「相談支援事業所の相談支援専門員」なども多くなっています。

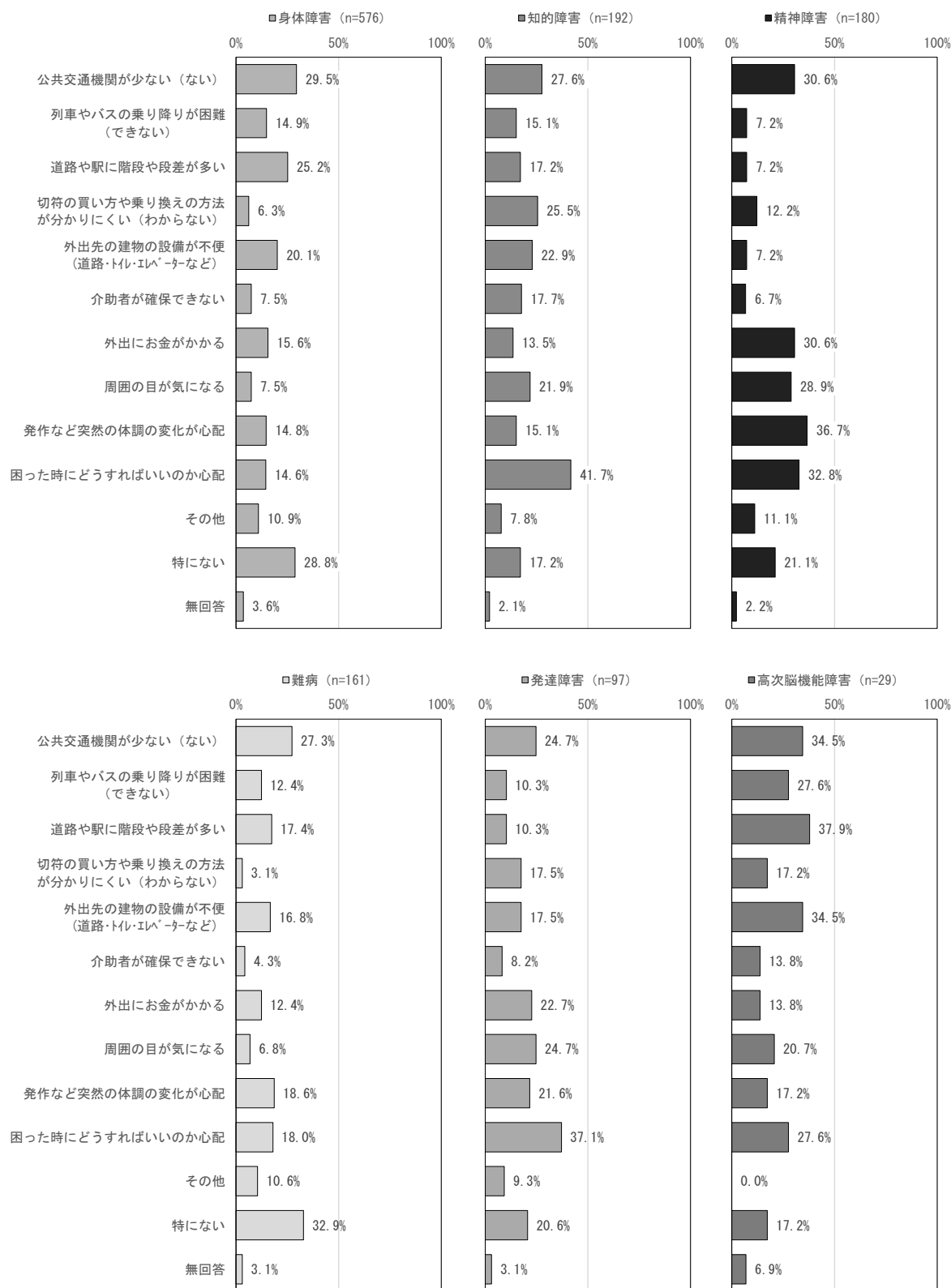




(2) 外出等について

【外出時に困ること】

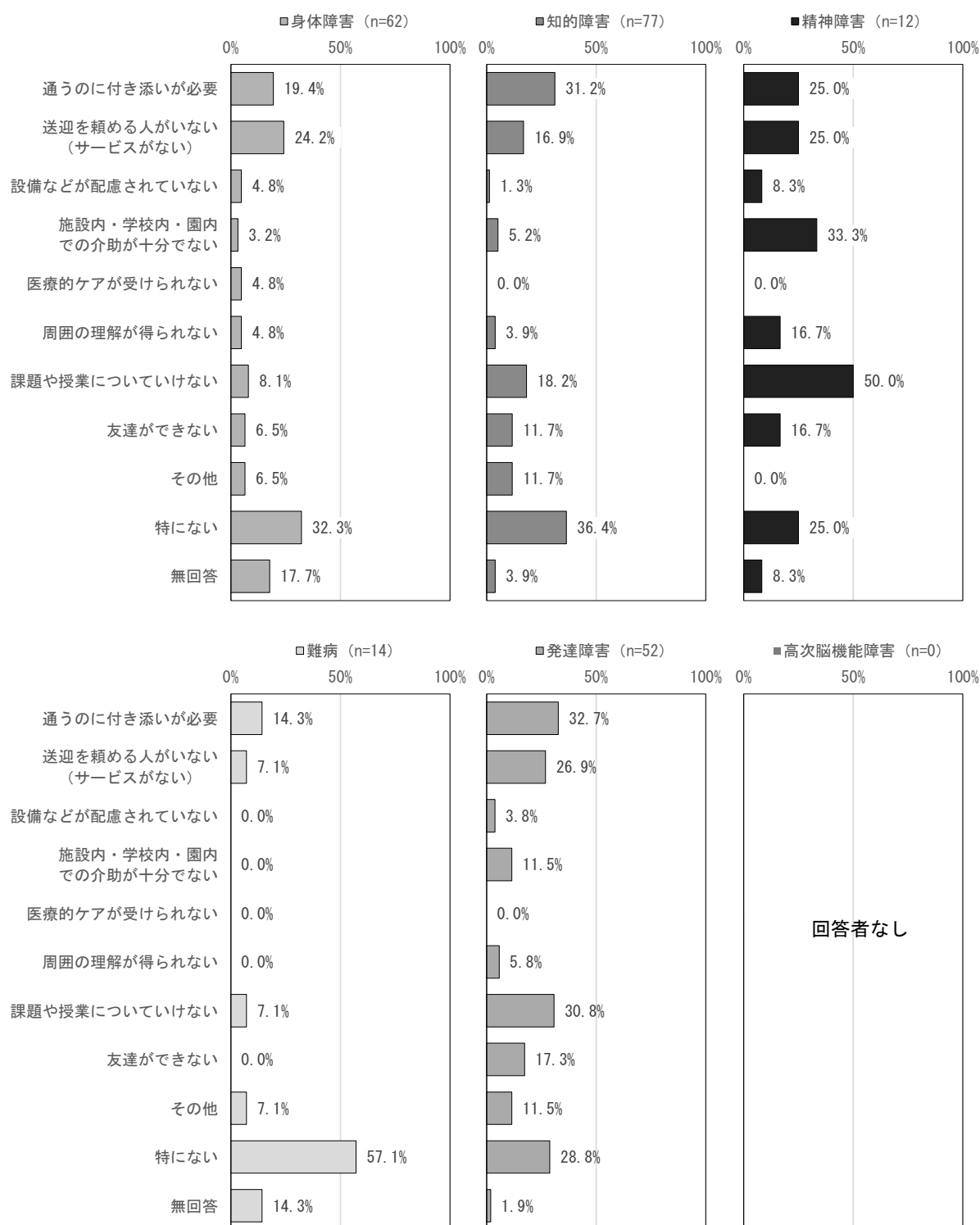
「困った時にどうすればいいのかが心配」が「知的障害」で41.7%、「発達障害」で37.1%、「発作など突然の体調の変化が心配」が「精神障害」で36.7%と最も多くなっています。



【施設・学校・保育所等に通うにあたって困ること】

「身体障害」「知的障害」「難病」では「特にない」が最も多くなっていますが、「精神障害」では「課題や授業についていけない」が 50.0%、「発達障害」では「通うのに付き添いが必要」が 32.7%と最も多くなっています。

「その他」では、距離が遠かったり、公共交通機関が少なかったりするため、通うのに時間がかかるなどといった回答がありました。



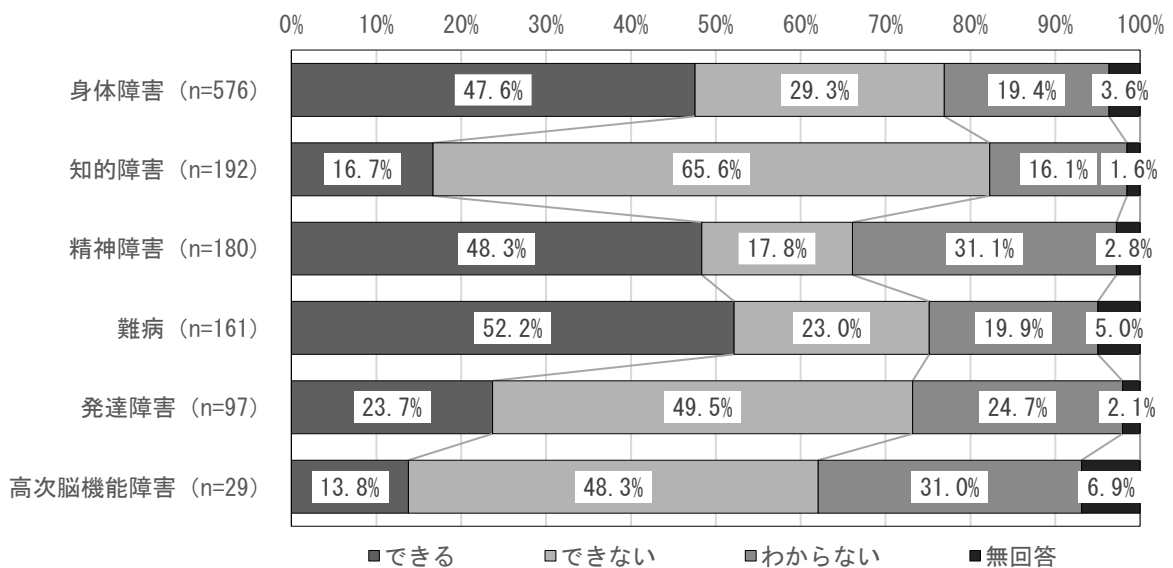
(3) 災害時の避難等について

【一人で避難/近所に助けてくれる人】

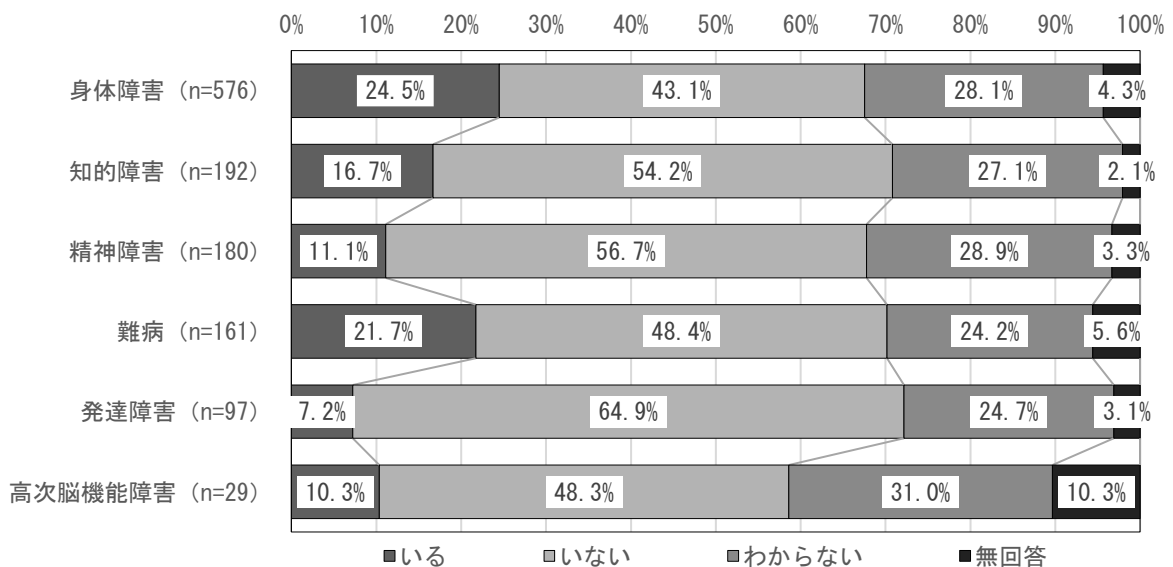
災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できる」が「身体障害」で 47.6%、「精神障害」では 48.3%、「難病」では 52.2%と約半数となっていますが、「できない」が「知的障害」では 65.6%、「発達障害」では 49.5%、「高次脳機能障害」では 48.3%と多くなっています。

家族が不在な時や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、いずれの障害でも「いない」が最も多く、「知的障害」と「精神障害」では5割、「発達障害」では6割を超えています。

●一人で避難ができる

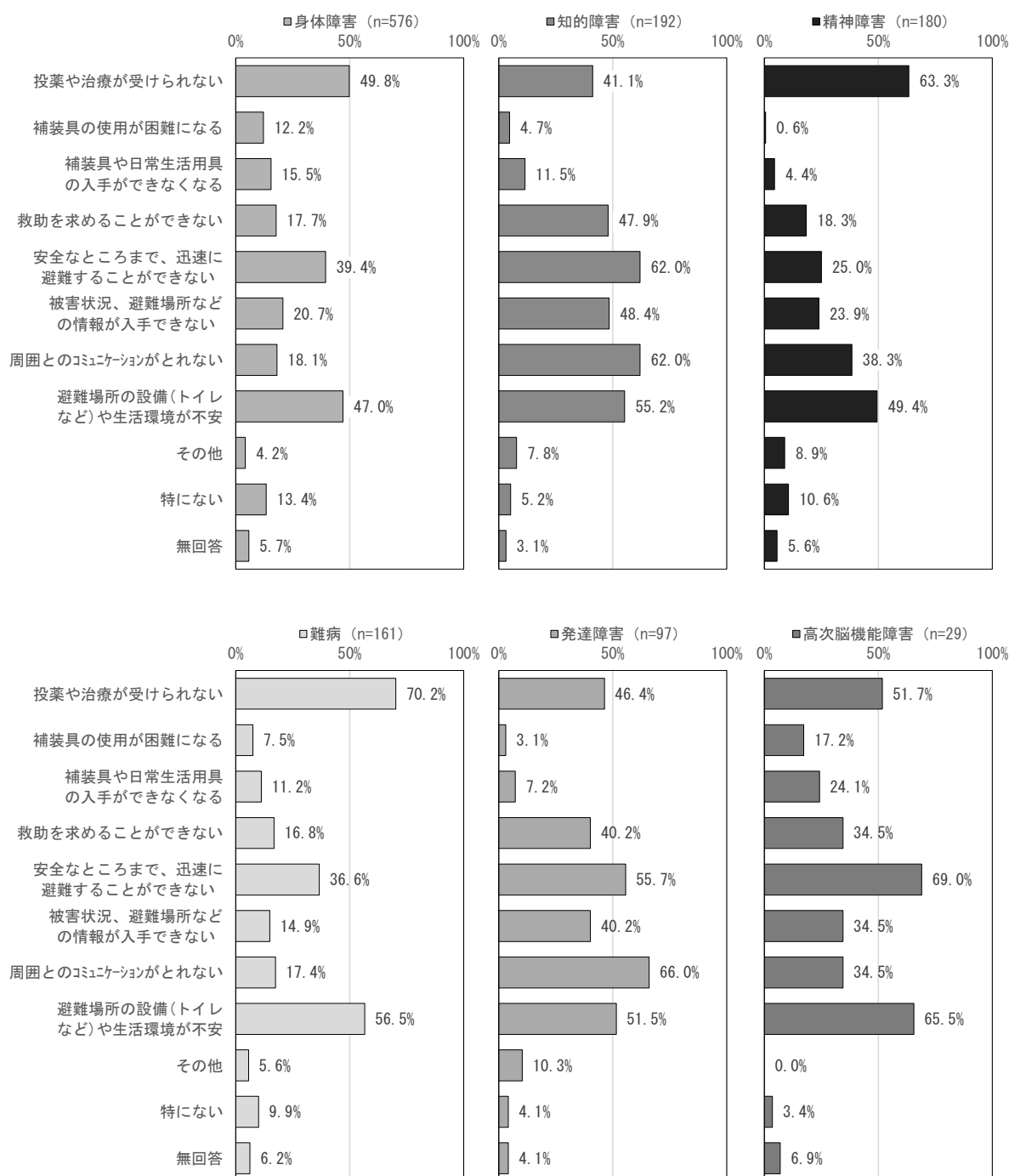


●近所に助けてくれる人がいる



【災害時に困ること】

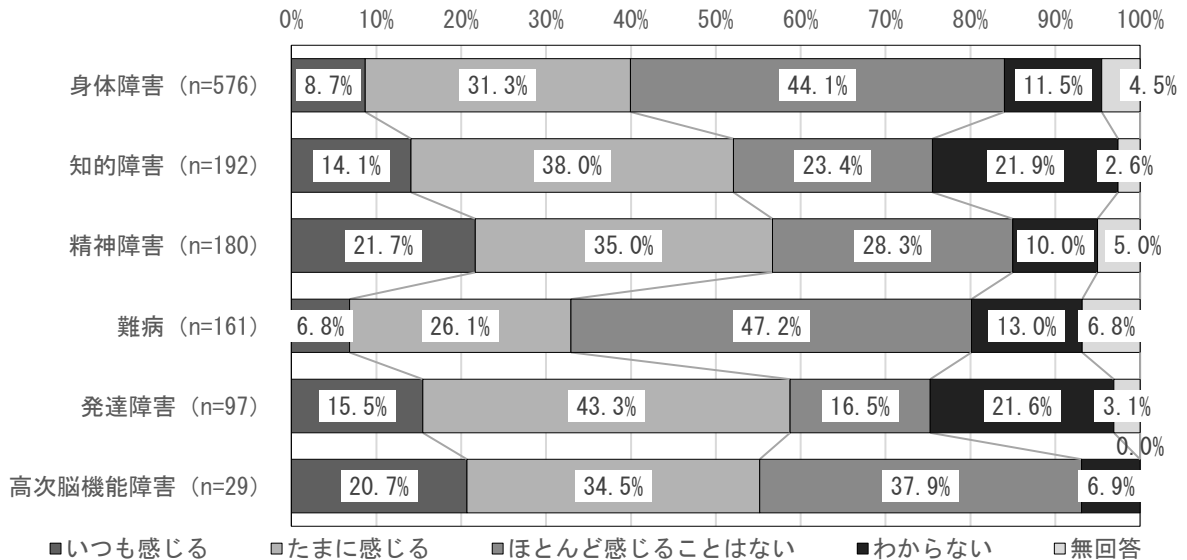
いずれの障害でも「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多い中、「知的障害」や「発達障害」では「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」も多くなっています。



(3) 権利擁護、差別や偏見について

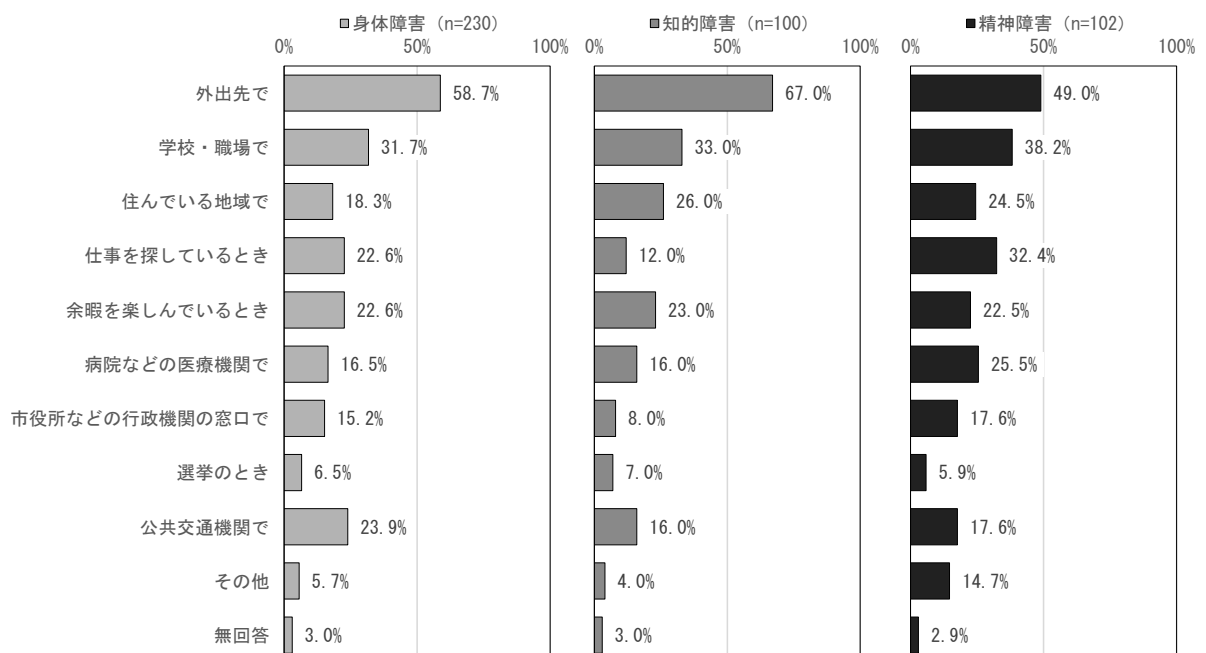
【いやな思いをしたり差別を感じたこと】

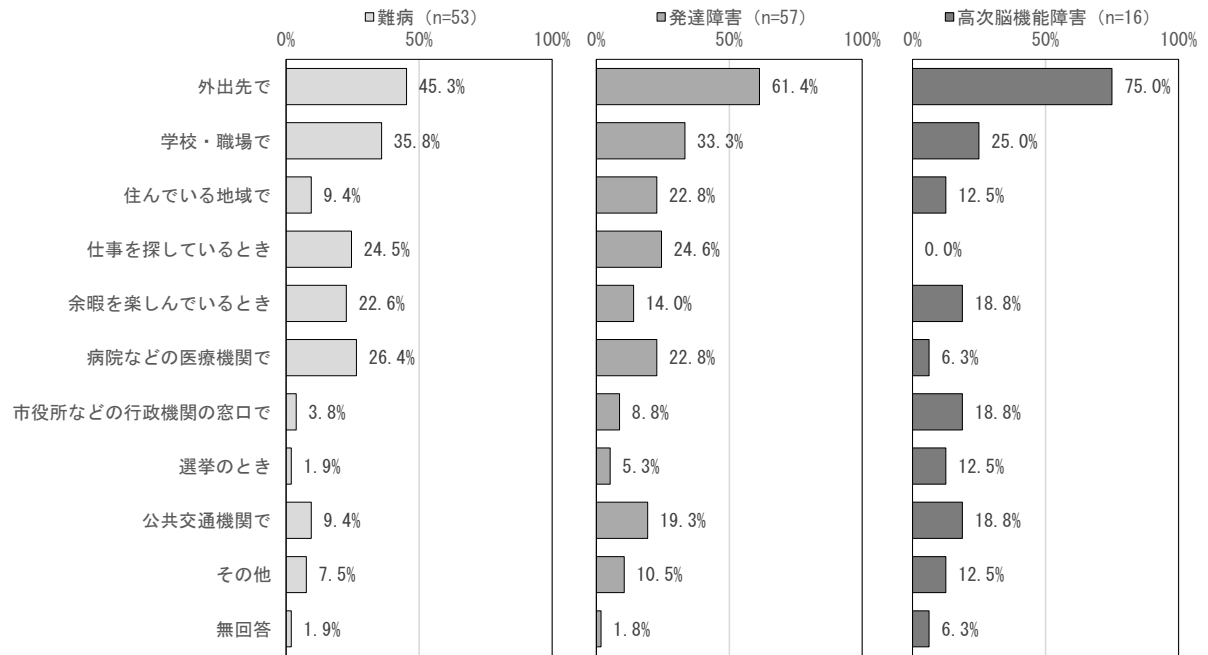
「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「知的障害」では 52.1%、「精神障害」では 56.7%、「発達障害」では 58.8%、「高次脳機能障害」では 55.2%と半数を超えています。



【いやな思いをしたり差別を感じた場所】

いずれの障害も「外出先で」が最も多くなっていますが、「精神障害」「難病」「発達障害」では「病院などの医療機関で」も多くなっています。

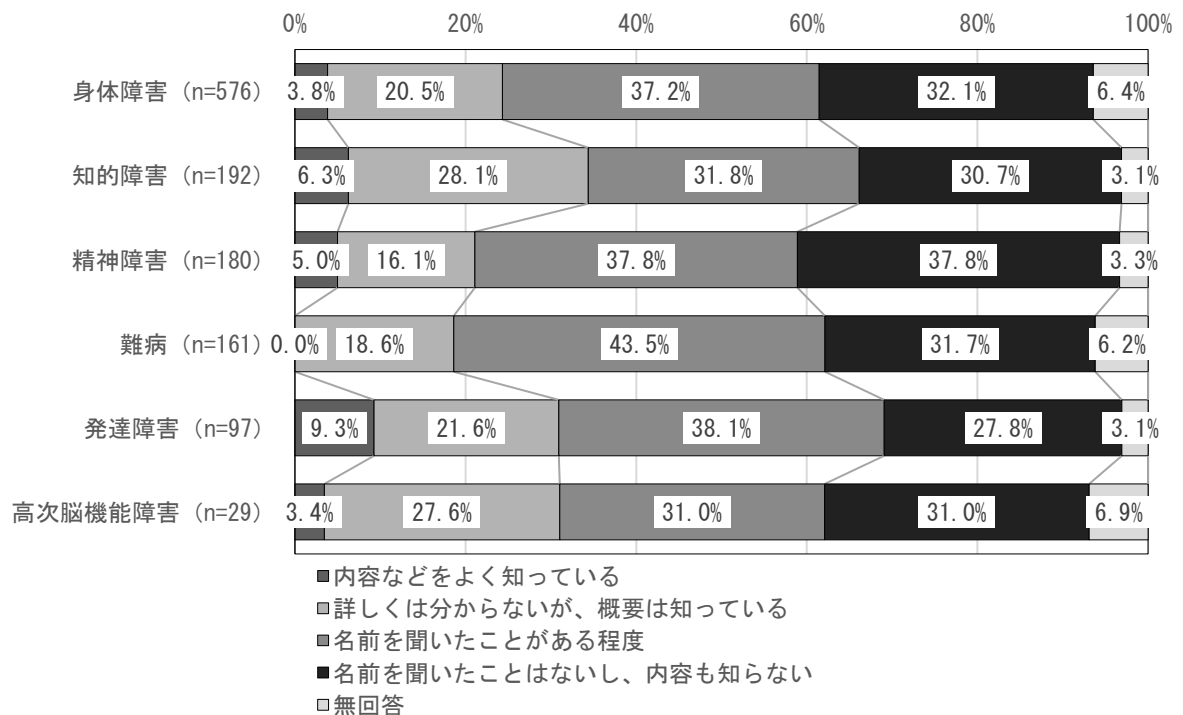




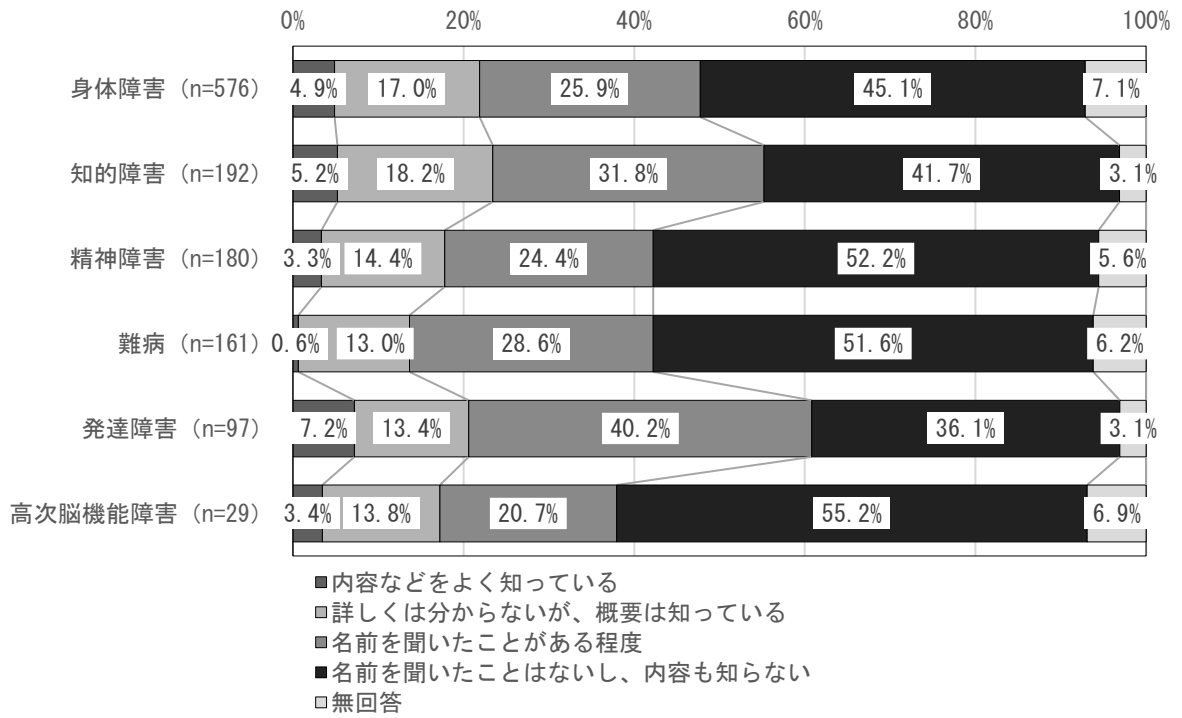
【権利擁護について(認知度)】

障害者の権利擁護のための「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度」の認知度はいずれも「内容等をよく知っている」「詳しくは分からないが概要は知っている」を合わせても半数には届いていません。

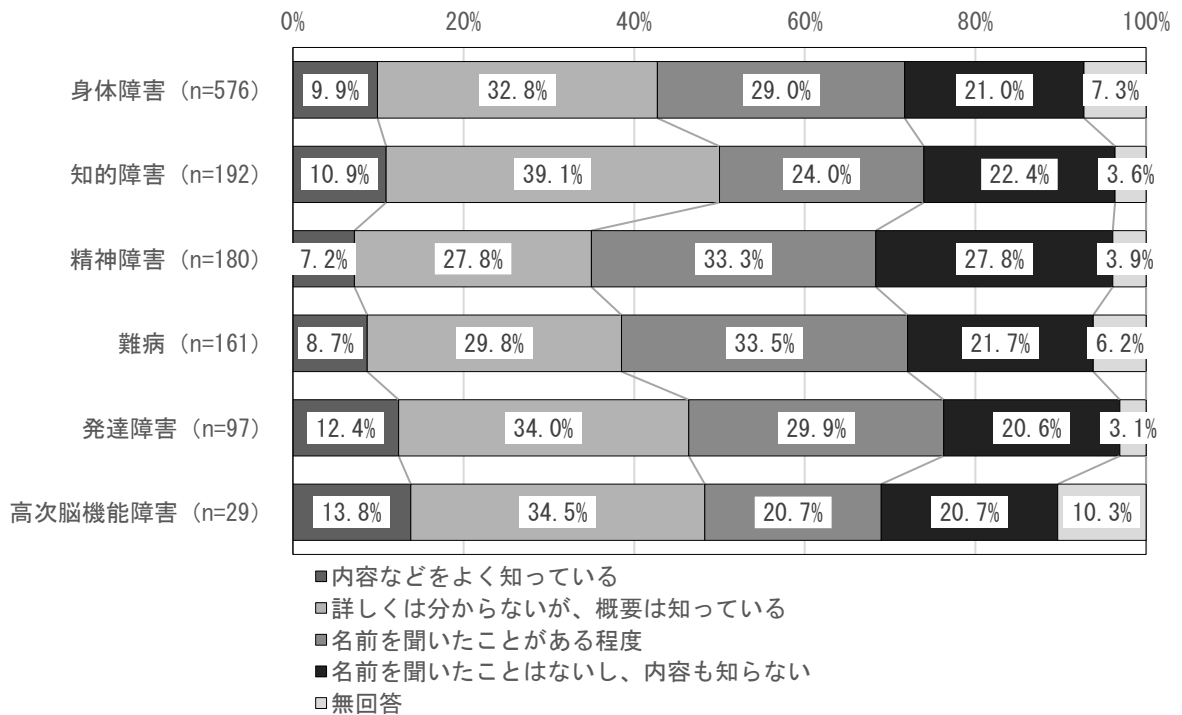
●障害者虐待防止法



●障害者差別解消法

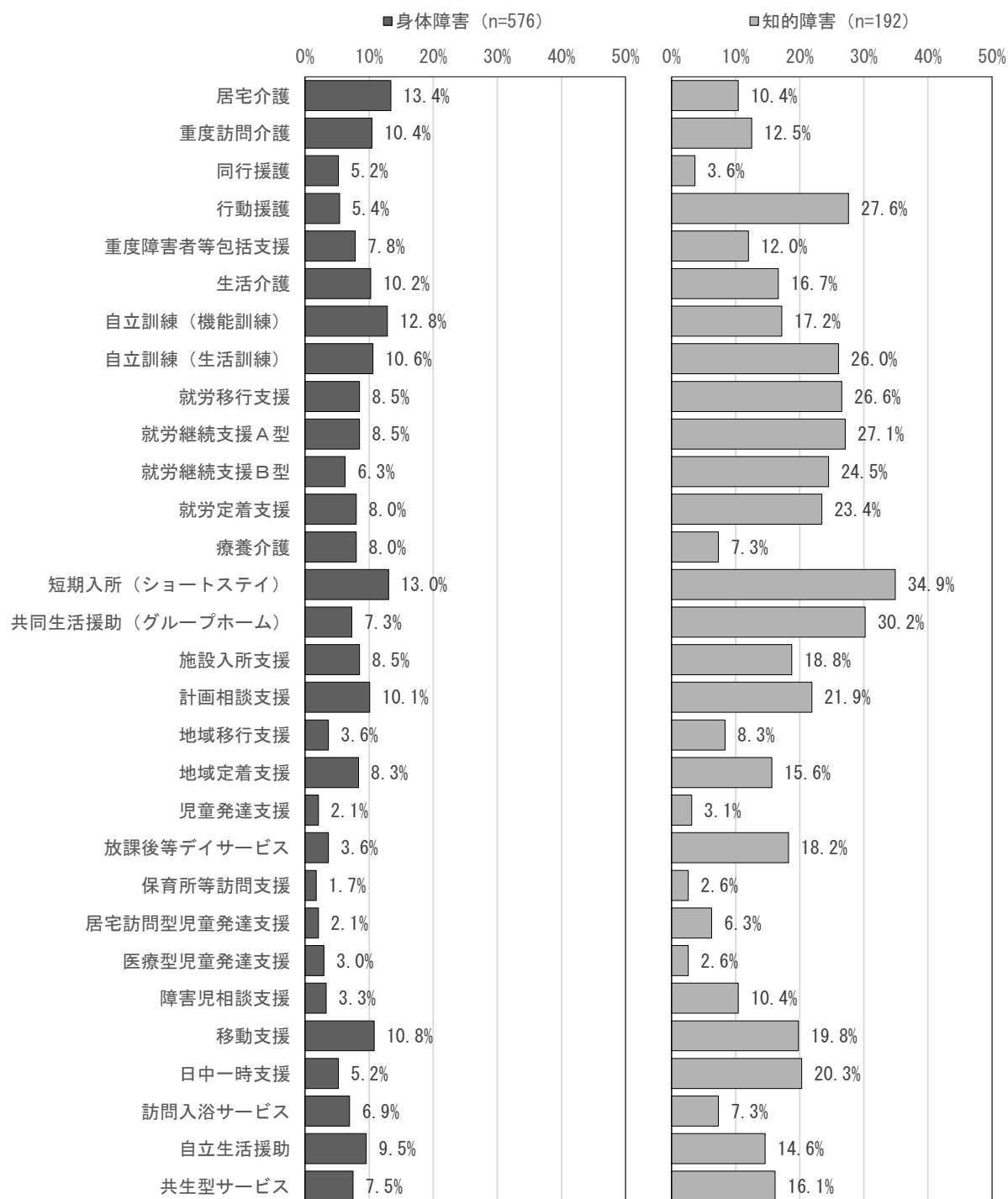


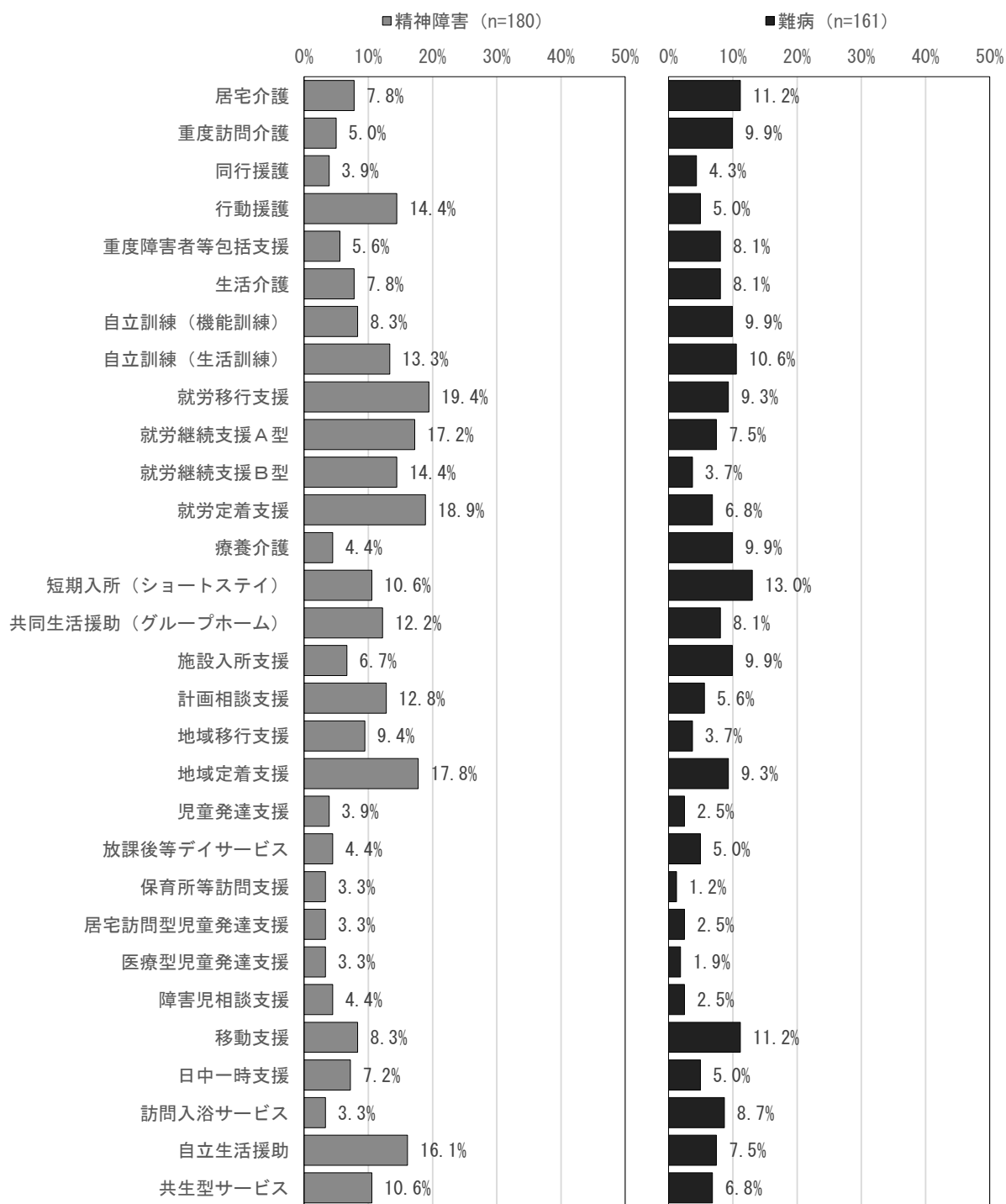
●成年後見制度

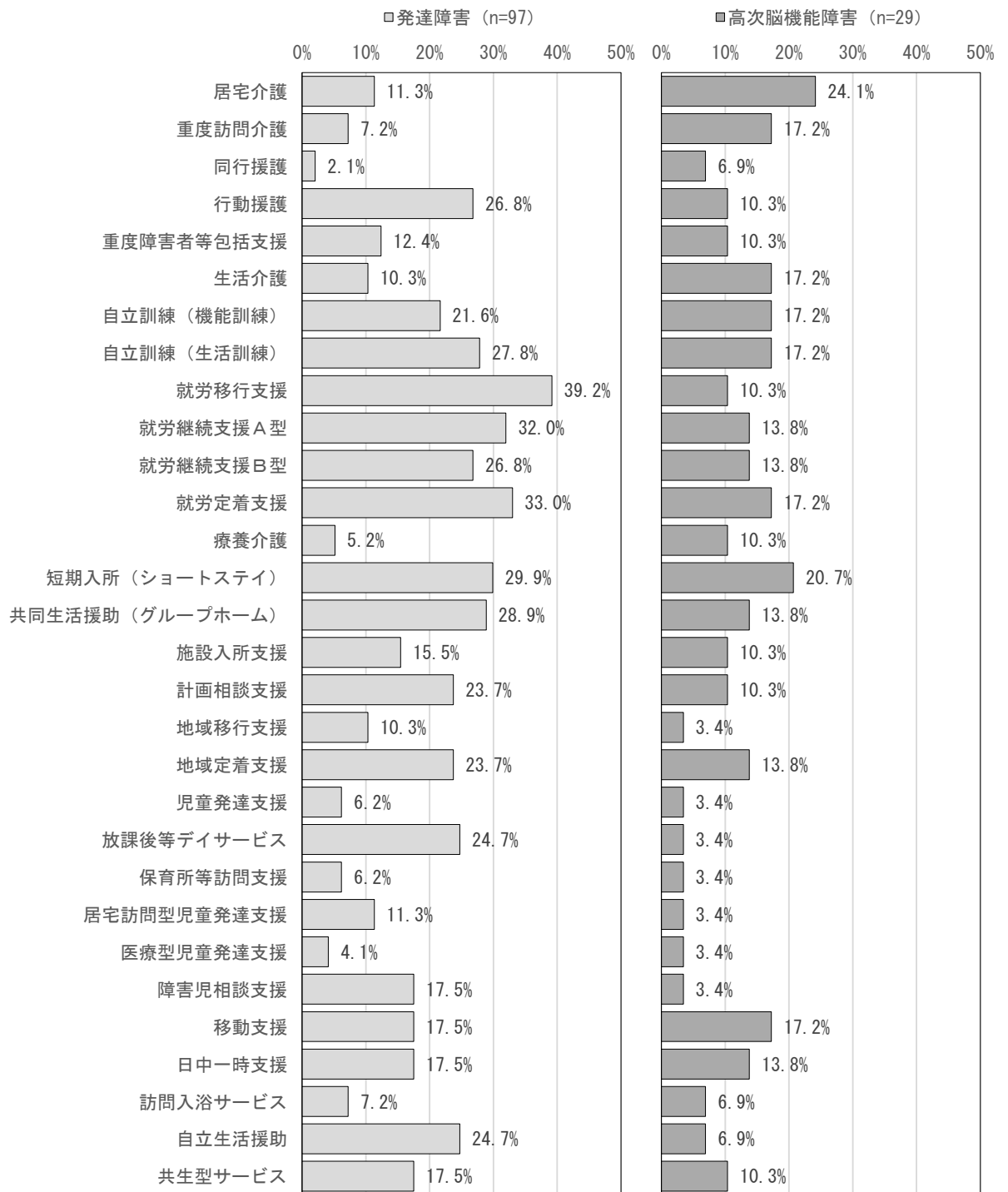


(4) 障害福祉サービス等について

【今後利用したい障害福祉サービス】



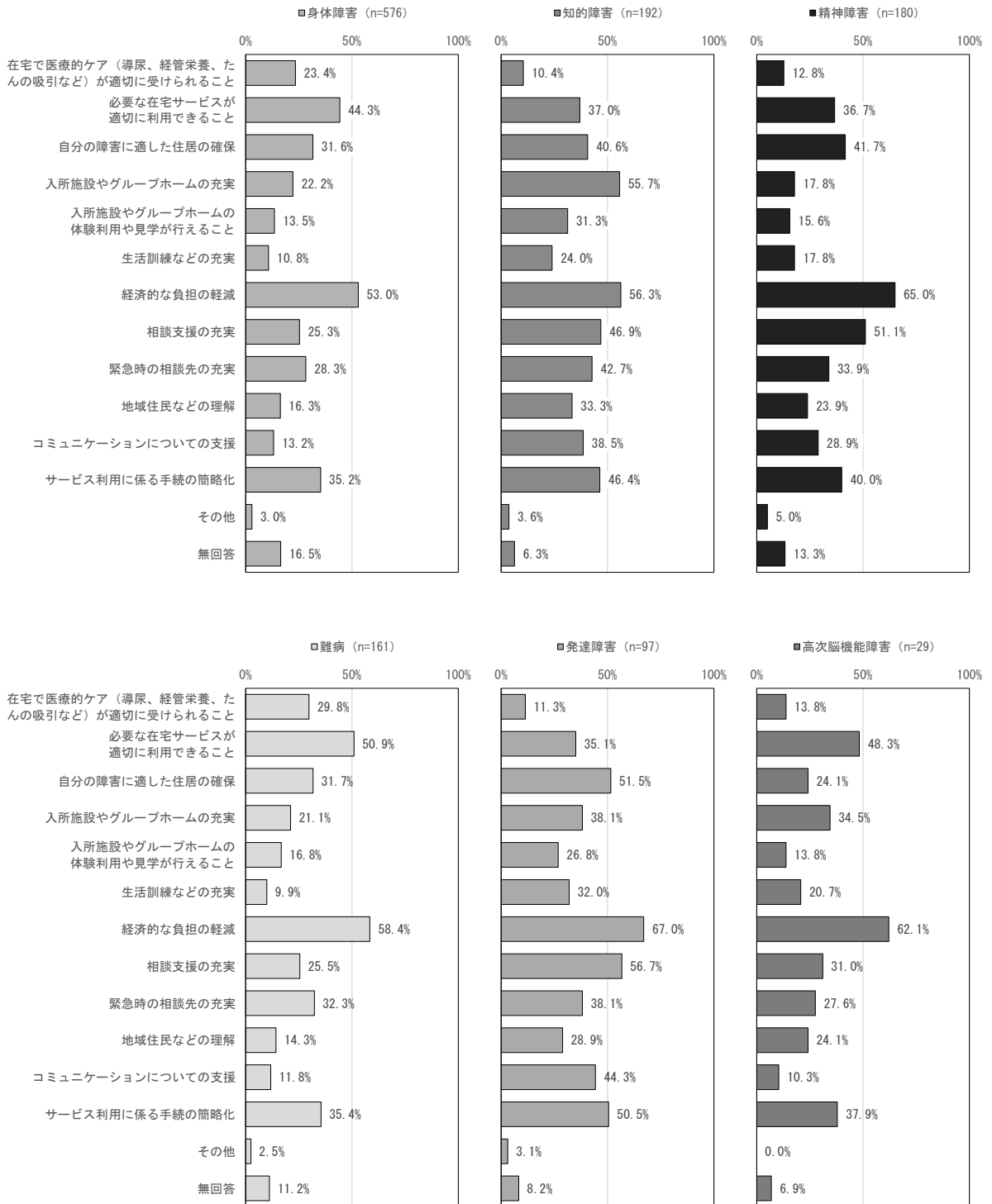




(5) 地域生活について

【地域での生活に必要なこと】

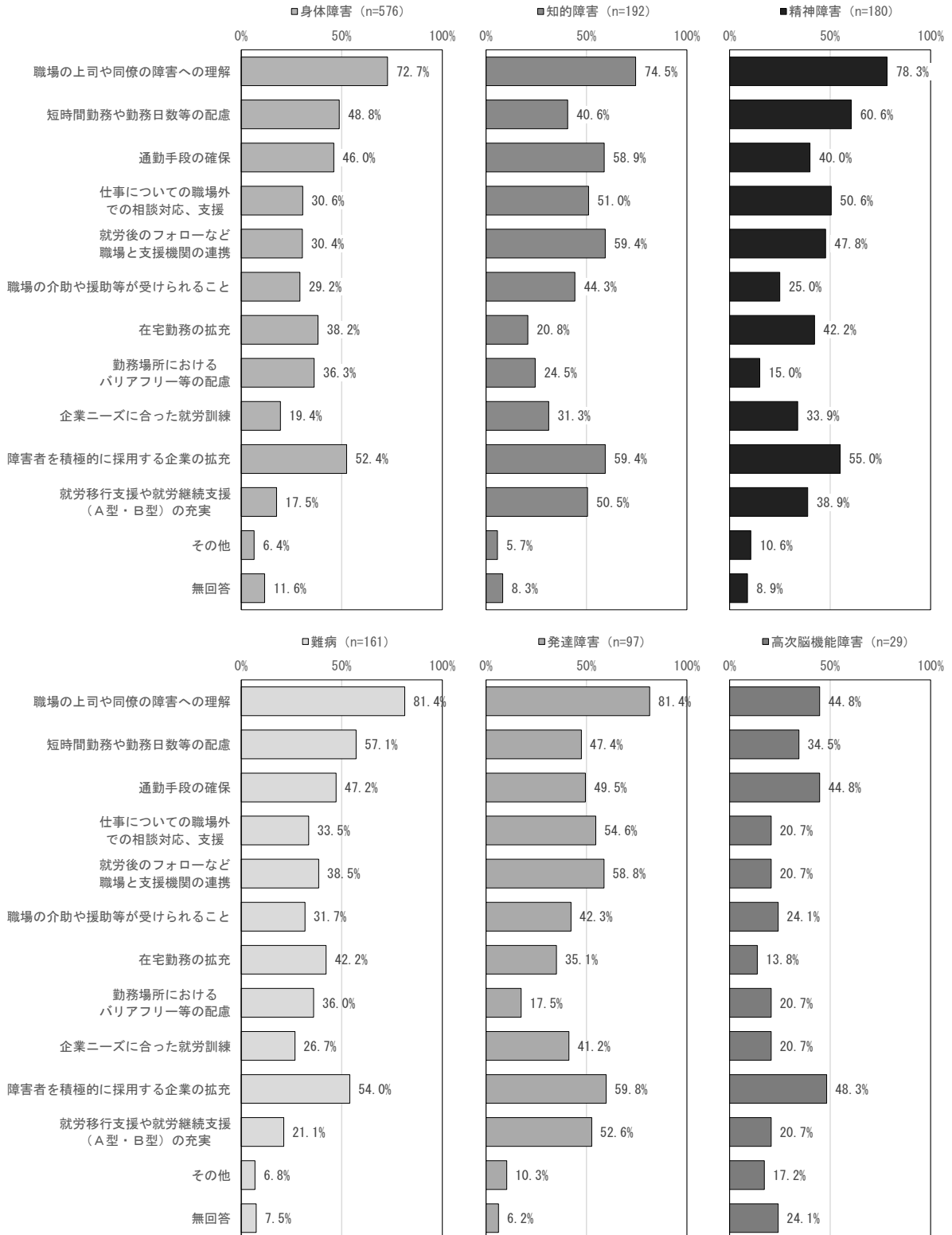
「知的障害」と「発達障害」では「入所施設やグループホームの充実」「コミュニケーションについての支援」は他と比べて多くなっています。



(6) 就業について

【障害のある人が就労するために必要なこと】

いずれの障害も「職場の上司や同僚の障害への理解」や「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多い傾向ですが、「知的障害」「精神障害」「発達障害」では「仕事について職場外での相談対応、支援」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）の充実」も多くなっています。



第6節 ヒアリング結果の概要

障害者関係団体の皆様から、活動の状況や今後の意向等のご意見をお聞きし、本計画の基礎資料とするため、「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

1 調査の概要

- | | |
|------|---|
| 対象者 | 市内の障害者関係団体 |
| 調査方法 | ヒアリング調査票を郵便配布し、団体から回答を回収するとともに、希望する団体にはインタビューも行った。 |
| 調査期間 | 令和4年11月 |
| 調査内容 | <ul style="list-style-type: none">① 団体情報② つくば市への障害施策に求めること<ul style="list-style-type: none">(1) 活動上の問題(2) 障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて(3) 生活環境について(4) 安全・安心な暮らしについて(5) 差別の解消・権利擁護について(6) 障害福祉サービスについて(7) 相談・情報提供について(8) 医療・保健について(9) 教育・保育・療育について(10) 雇用・就労について(11) 生涯学習、文化・スポーツ活動について(12) 地域生活拠点等の整備について③ 今後の活動方針について④ 意見・要望 |

2 調査結果(主な意見)

(1) 団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【活動上の問題について】

項目	件数
1.新規メンバーの加入が少ない	10件
2.メンバーの高齢化や世代の偏りがある	5件
3.メンバーが仕事・家事などで忙しい	5件
4.活動メンバーの専門性が不足している	2件
5.役員のなり手がいない	10件
6.会議や活動場所の確保で苦労している	7件
7.活動がマンネリ化している	3件
8.活動資金が不足している	4件
9.活動に必要な情報が集まらない	1件
10.情報発信する場や機会が乏しい	5件
11.障害者ニーズにあった活動ができていない	3件
12.他の団体と交流する機会が乏しい	1件
13.その他	3件

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

- ◆ コロナ禍の為、イベント等が中止になることも多く、外に出る機会も少なくなり、まわりの理解がされていないと感じる。
- ◆ 法律だけではなく、自治体、市区町村がインクルーシブ教育を受けられる様なまちづくりをお願いしたい。
- ◆ 障害のある人が子どものころから、地域で一緒に育っていくことが出来るような環境づくりが必要。
- ◆ バリアフリーマップの拡充や合理的配慮施策導入店舗の紹介・マップの作成。

【生活環境について】

- ◆ 公共施設を作るときに設計段階から障害当事者の意見を聞く仕組みが必要。
- ◆ つくば市中心部は良くなってきていると思うが、郊外に行くともだまだ住みにくい。
- ◆ 少なくとも公共施設や公共交通機関ではバリアフリーが必要。全車がバリアフリーになるまでは、低床バスなどの運行スケジュールは分かりやすく公開すべき。
- ◆ 出かける人を支援するヘルパーの増加と育成を行う。

【安全・安心な暮らしについて】

- ◆ 障害のある人も参加できる地域での避難訓練の実施。
- ◆ 要支援者名簿があるので、福祉避難所の開設を希望者に通知できると良い。
- ◆ 防犯について、支援されることに慣れた障害者は人を疑うことをしない。だまされたり、奪われたりすることに対する防衛方法がない。

【差別の解消・権利擁護について】

- ◆ 障害のある方も関係ある法律についてはきちんと勉強する必要がある。だから自学、また、法律に対する理解しやすい説明会が必要。
- ◆ 市民の障害理解を推進するためにも、まずは市職員の障害理解研修などを進め、差別解消に向けた具体的取り組みを進めてはどうか。
- ◆ 幼少期から障害のある子もない子もともに過ごすことができる機会の創出。
- ◆ 合理的な配慮については本人や家族、専門家の意見を聞いた施策が必要。公的な行為ができるようにしてもらいたい。

【障害福祉サービスについて】

- ◆ 全体的に足りていない。利用できるサービスや施設を増やして欲しい。市内の施設が少ない。特に障害児が卒業後に通えるところ。
- ◆ 一人暮らし、グループホーム、入所施設など、住みたい場所で暮らせるようにする。
- ◆ 年を取ったり、障害が重くなるなど、環境や状況が変わっても対応できる町づくり
- ◆ 通所先は社会参加できる数少ない場所で、そこでの理解ある対応は当事者の安心や自己肯定感を育むことのできる大切な場所。職員は障害の症状の違いなど個人差はあるが理解に繋がる知識の習得学習を重ねてもらいたい。

【相談・情報提供について】

- ◆ 市の窓口相談は日時に制限があり、出向くのが難しいので簡単に質疑応答できるようにして欲しい。月に一回は土日も受付してくれるとありがたい。
- ◆ 障害のことだけではなく、障害者団体などの情報も周知してもらいたい。
- ◆ 色々な審査が必要なのも大事だと思うのですが、手続きなどが多く、相談やサービスの利用や参加までの時間・手続きを短縮・簡素化して欲しい。

【医療・保健について】

- ◆ 医師や看護師に、障害のことをよく知ってもらい、安心して治療を受けられるようにする。
- ◆ 健康診断など、成人の通知が少ない。持病のある人は病院とつながっているが、健康で日常的に投薬等を必要としない障害者は新しく病院にかかるのは大変難しい。
- ◆ 小児科や小児の発達外来が少ないのもっと増やして欲しい。
- ◆ 乳幼児期ばかりではなく、思春期にも焦点をあてた思春期にあらわれる精神疾患等に関する支援の配慮事項など、学習する機会を設けてほしい。

【教育・保育・療育について】

- ◆ 年齢が若い内から障害等の有無関係無く助け合いや周りに目を向けた教育方針。
- ◆ 国連の障害者権利条約の勧告に基づいてインクルーシブ教育の推進に努める。
- ◆ 保育・就学前教育、療育について早期のアプローチが成長に影響する。
- ◆ 幼保から小中までつながっているようだがその先はまだないと思われる。

【雇用・就労について】

- ◆ 制度は充実し、雇用する企業も増えてきているが、希望するすべての人が就労できていない。当人の性質や体調などについて考慮して決められるほどの余裕がないのが現状。
- ◆ 市独自の福祉的就労場の充実及び企業を対象にした障害者受け入れ支援の充実。
- ◆ 一般就労している障害者の交流の場を作ること。
- ◆ 医師からの正しい診断、本人や家族への周知、就労の準備などの専門職による就労時・継続時のサポート等、が流れとして繋がりのある支援が整備されてほしい。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

- ◆ 障害のある子どもが運動のできる場が本当に少ない。
- ◆ 医療的ケア児および重心児が継続して参加できる場所づくり
- ◆ 生涯学習、文化・スポーツ活動に参加することが難しい。移動支援を使うことが難しい。
- ◆ 本人が楽しく学べる環境が必要。学校や施設だけが学ぶ場ではなく、好きなことを親が教えるのではなく、教室に行く、同好の者が多くいる環境に入れることも重要。

【地域生活支援拠点等の整備について】

- ◆ 相談について、可能であれば家庭訪問も有りがちと思われる。
- ◆ 障害特性ではなく、個人の特性をみていくことが必要。
- ◆ 相談支援というより、当事者同志でのピアカウンセリングを出来る環境が欲しい。

(2) 今後の活動方針について

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

- ◆ 災害に備えた関係づくり
- ◆ 親なき後の生活を確保する居住の確立を考えたい。障害者の親も子どもが独立した後の自由な老後がなければいけないと思う。
- ◆ 障害を持った様々な方を含めた交流会やイベントができれば。

【前述の活動を進めるのあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

- ◆ 情報提供、情報収集、情報発信力を高めて欲しい。
- ◆ 国連の障害者権利条約についての理解啓発の協力、市政や各協議会への障害当事者の積極的な登用・参加。
- ◆ 活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけ。
- ◆ 地域住民が障害を理解し、皆で考えていく。

第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、進捗状況の評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

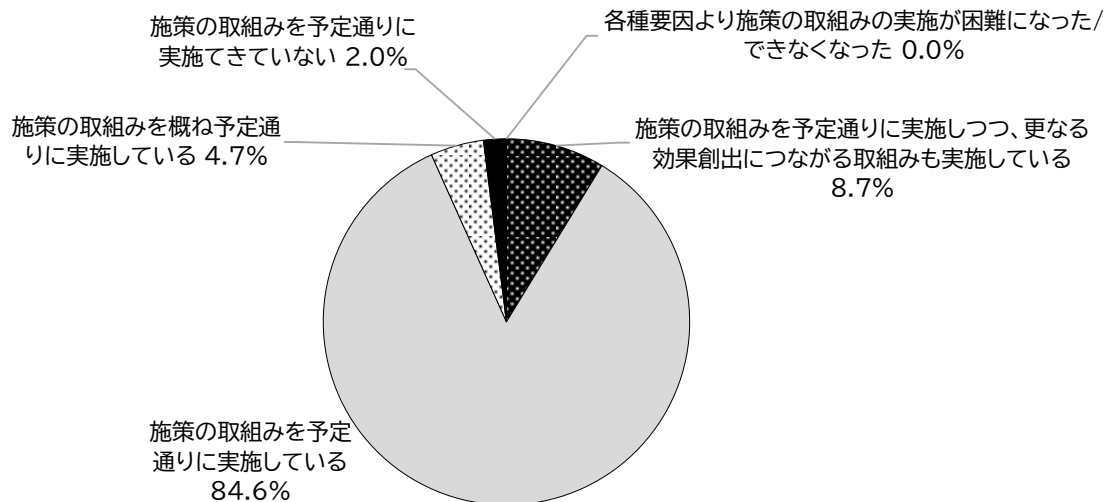
1 評価方法と基準

評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

2 評価結果

	取組数	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	E (0点)	点数	平均
基本目標1								
共生のまちづくりの推進	28	2	24	1	1	0	83	2.96
基本目標2								
生活環境の整備推進	15	3	12	0	0	0	48	3.20
基本目標3								
安全・安心な暮らしの確保	11	2	8	1	0	0	34	3.09
基本目標4								
権利擁護の充実	10	0	10	0	0	0	30	3.00
基本目標5								
地域生活の充実	36	2	33	1	0	0	109	3.03
基本目標6								
保健・医療体制の充実	16	0	14	2	0	0	46	2.88
基本目標7								
教育・療育の充実	19	2	16	0	1	0	57	3.00
基本目標8								
就労に向けた支援	5	1	4	0	0	0	16	3.20
基本目標9								
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	9	1	5	2	1	0	24	2.67
全体	149	13	126	7	3	0	447	3.00

第3次つくば市障害者計画の取組みについて、進捗状況をA～Eの5段階で評価したところ、149の取組みのうち、B(施策の取組みを予定通りに実施している)が84.6%で最も多く、次いでA(施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している)が8.7%、C(施策の取組みを概ね予定通りに実施している)が4.7%、D(施策の取組みを予定通り実施できていない)が2.0%、E(各種要因により施策の実施が困難になった/できなくなった。)が0.0%となっています。



3 評価まとめ

障害のある人・ない人全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会を目指すために掲げた第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和5年度までの進捗では、全体の9割以上の事業において予定通りに実施(3点以上)されています。

しかしながら、基本目標でみると、基本目標1「共生のまちづくりの推進」(2.96点)、基本目標6「保健・医療体制の充実」(2.88点)、基本目標9「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実」(2.67点)が3点(予定通りに実施している)を下回っています。これらは新型コロナウイルス感染拡大によるイベント開催の中止や活動自粛などの影響により、障害者の社会参加の場が減少したことが、一つの要因であると考えられます。

障害者が社会の場でさらに活動するための施策に、より一層取り組んでいく必要があります。

各論 1 第3次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

本市の現状や障害者や関連団体の意向等を踏まえ、基本目標を以下の通り設定しました。

第1節 基本目標

目標1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、ともに支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。

目標2 生活環境の整備推進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害者や高齢者などの意見に耳を傾け、同じ目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

目標3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害に対する防災体制や詐欺などの犯罪に対する防犯体制の充実を図り、障害者や高齢者をはじめとする全ての市民の安全で安心な暮らしの確保を図ります。

目標4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

判断能力が十分でない人の権利を保護するために、また、障害者への虐待や、障害者が不快な思いをするようなことをなくすために、成年後見制度の利用促進や、虐待防止のための体制強化、差別解消など、障害者の人権を守るための啓発活動を充実させます。

目標5 地域生活の充実 ～地域で自立した生活を支えるために～

障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、日常生活を支援する様々な福祉サービスの充実や相談体制の更なる強化、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

目標6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

目標7 教育・療育の充実 ～障害児を安心して育てるために～

教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。

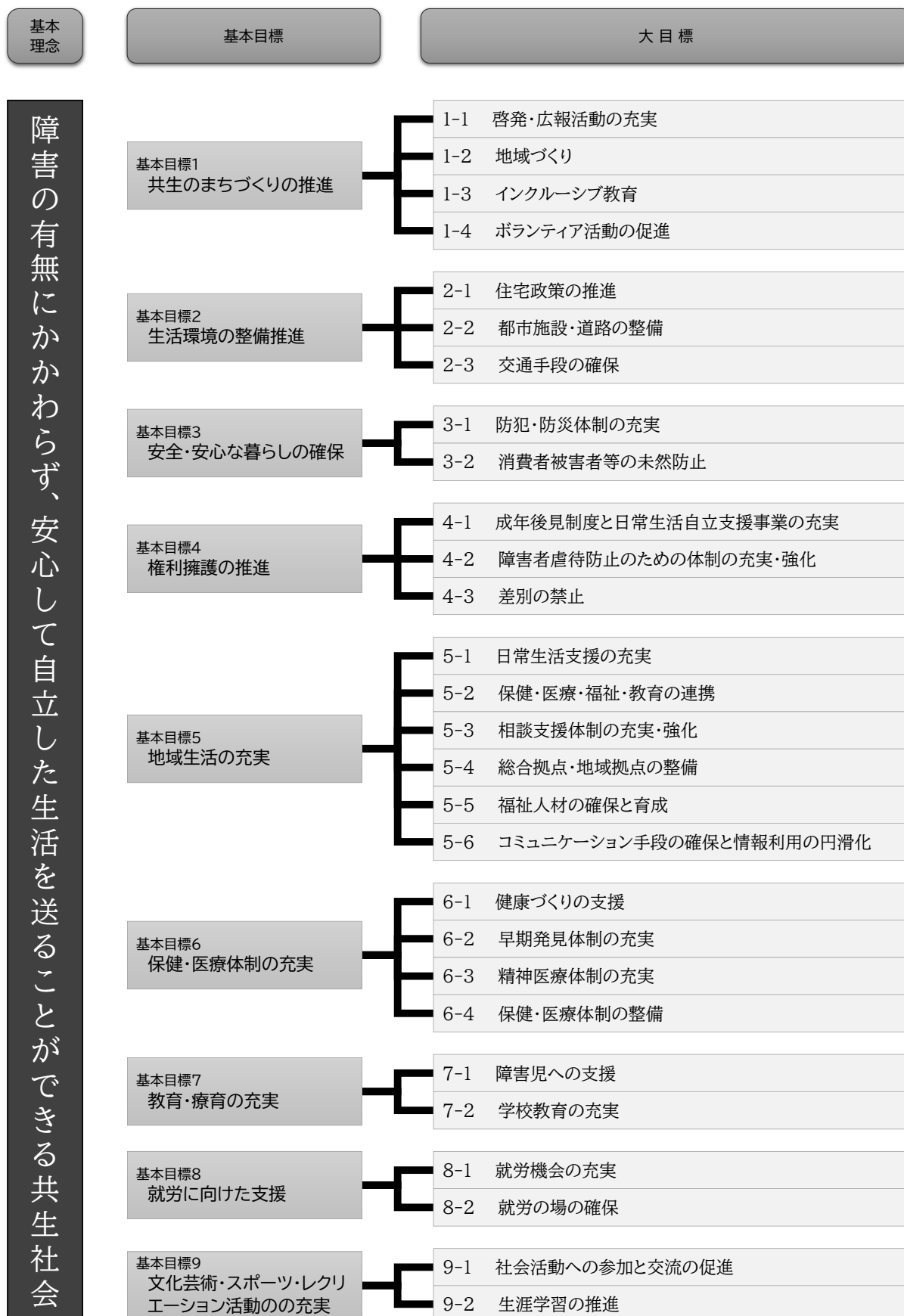
目標 8 就労に向けた支援 ～生きがいのある生活を送るために～

障害者が自立のための経済的基盤を確立し、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力とともに本人の希望に沿った働きがいのある就労や生きがいのある生活を送ることができるよう支援を行います。

目標 9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習に、障害者が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。

第2節 計画の体系



※各事業の確認中

第 2 章 施策の展開

各論 2 第 7 期つくば市障害福祉計画・第 3 期つくば市障害児福祉計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。なお、本計画で見込む各種サービス等の見込み量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込み量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

第 2 節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法			
<p>自立支援給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活支援 ・ 施設入所支援 ■ 訓練等給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・ 就労選択支援【新規】 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援(A型、B型) ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 自立生活援助 ■ 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ■ 自立支援医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療 ■ 補装具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費の支給 	<p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村(必須事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ■ 市町村(任意事業) <p>その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 地域生活支援促進事業 ■ 都道府県(必須事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など 		
児童福祉法			
<p>障害児への福祉サービス</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型) </td> </tr> </tbody> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型) 		

※福祉サービスの見込み量については、集計・検討中

第2章 福祉サービスの見込み量

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1) 居宅介護

障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	133	136	139
	利用時間(時間)	1,900	1,950	2,000	2,050
実績値	実利用者数(人)	123	144	159	
	利用時間(時間)	1,935	2,301	2,304	
利用率	実利用者数(%)	94.6	108.3	116.9	0.0
	利用時間(%)	101.8	118.0	115.2	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	18	19	20
	利用時間(時間)	3,550	6,200	6,450	6,700
実績値	実利用者数(人)	18	20	22	
	利用時間(時間)	6,176	6,550	7,354	
利用率	実利用者数(%)	150.0	111.1	115.8	0.0
	利用時間(%)	174.0	105.6	114.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(3) 同行援護

視覚障害者が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	14	9	11	13
	利用時間(時間)	120	50	65	80
実績値	実利用者数(人)	7	8	8	
	利用時間(時間)	40	56	73	
利用率	実利用者数(%)	50.0	88.9	72.7	0.0
	利用時間(%)	33.3	112.0	112.3	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(4) 行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人が対象となります。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	1	2	2	2
	利用時間(時間)	10	20	25	30
実績値	実利用者数(人)	1	2	1	
	利用時間(時間)	15	19	23	
利用率	実利用者数(%)	100.0	100.0	50.0	0.0
	利用時間(%)	150.0	95.0	92.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、なおかつ居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	
	利用時間(時間)	0	0	0	
利用率	実利用者数(%)	-	-	-	-
	利用時間(%)	-	-	-	-

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(6) 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	100	73	78	83
	利用日数(日)	800	500	525	550
実績値	実利用者数(人)	44	45	55	
	利用日数(日)	361	349	451	
利用率	実利用者数(%)	44.0	61.6	70.5	0.0
	利用日数(%)	45.1	69.8	85.9	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(7) 療養介護

医療を必要とする障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11
	利用日数(日)	341			
実績値	実利用者数(人)	11	12	12	
	利用日数(日)	332			
利用率	実利用者数(%)	100.0	109.1	109.1	0.0
	利用日数(%)	97.4			

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(8) 生活介護

常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人、または障害者支援施設に入所している区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人を対象に、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	265	290	305	320
	利用日数(日)	5,000	5,300	5,500	5,700
実績値	実利用者数(人)	286	295	302	
	利用日数(日)	5,413	5,618	5,671	
利用率	実利用者数(%)	107.9	101.7	99.0	0.0
	利用日数(%)	108.3	106.0	103.1	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(9) 施設入所支援

生活介護を受けている障害区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	143	142	140	139
実績値	実利用者数(人)	144	144	140	
利用率	実利用者数(%)	100.7	101.4	100.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

2 訓練給付等

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等を訓練等給付と定めています。

(1) 自立訓練(機能訓練)

身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	30	22	24	26
	利用日数(日)	240	190	210	230
実績値	実利用者数(人)	14	12	13	
	利用日数(日)	140	87	72	
利用率	実利用者数(%)	46.7	54.5	54.2	0.0
	利用日数(%)	58.3	45.8	34.3	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(2) 自立訓練(生活訓練)

知的障害者や精神障害者を対象として、通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	34	37	39	41
	利用日数(日)	540	690	730	770
実績値	実利用者数(人)	39	35	34	
	利用日数(日)	681	577	544	
利用率	実利用者数(%)	114.7	94.6	87.2	0.0
	利用日数(%)	126.1	83.6	74.5	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(3) 就労選択支援 **【新規】**

障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスです。

※就労選択支援のイメージ図作成中

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	90	77	82	87
	利用日数(日)	1,800	1,300	1,350	1,400
実績値	実利用者数(人)	63	64	83	
	利用日数(日)	1,062	1,076	1,442	
利用率	実利用者数(%)	70.0	83.1	101.2	0.0
	利用日数(%)	59.0	82.8	106.8	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(5) 就労継続支援(A型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	80	65	66	67
	利用日数(日)	1,700	1,200	1,220	1,240
実績値	実利用者数(人)	67	86	106	
	利用日数(日)	1,221	1,579	1,981	
利用率	実利用者数(%)	83.8	132.3	160.6	0.0
	利用日数(%)	71.8	131.6	162.4	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(6) 就労継続支援(B型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	285	360	370	380
	利用日数(日)	5,500	6,000	6,150	6,300
実績値	実利用者数(人)	361	395	439	
	利用日数(日)	6,093	6,708	7,421	
利用率	実利用者数(%)	126.7	109.7	118.6	0.0
	利用日数(%)	110.8	111.8	120.7	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	20	24	28
実績値	実利用者数(人)	15	20	19	
利用率	実利用者数(%)	166.7	100.0	79.2	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(8) 共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	127	160	175	190
実績値	実利用者数(人)	156	173	207	
利用率	実利用者数(%)	122.8	108.1	118.3	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(9) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の3つのサービスを相談支援と定めています。

(1) 計画相談支援

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	990	1,100	1,150	1,200
実績値	実利用者数(人)	1,139	1,203	1,292	
利用率	実利用者数(%)	115.1	109.4	112.3	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(2) 地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者や地域生活へ移行するために、重点的な支援を必要とする人に住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	8	8	8	8
実績値	実利用者数(人)	0	0	1	
利用率	実利用者数(%)	0.0	3.8	12.5	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(3) 地域定着支援

地域における単身の障害者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)	1	1	1	
利用率	実利用者数(%)	50.0	50.0	50.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

第2節 障害児への福祉サービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1) 児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	230	300	330	360
	利用日数(日)	1,300	2,300	2,600	2,900
実績値	実利用者数(人)	344	403	403	
	利用日数(日)	2,681	3,123	3,062	
利用率	実利用者数(%)	149.6	134.3	122.1	0.0
	利用日数(%)	206.2	135.8	117.8	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
	利用日数(日)	26	26	26	26
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	
	利用日数(日)	0	0	0	
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	420	530	560	590
	利用日数(日)	5,460	6,890	7,280	7,670
実績値	実利用者数(人)	502	583	687	
	利用日数(日)	5,827	6,475	7,468	
利用率	実利用者数(%)	119.5	110.0	122.7	0.0
	利用日数(%)	106.7	94.0	102.6	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(4) 保育所等訪問支援

障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	6	4	6	8
	利用日数(日)	12	8	12	16
実績値	実利用者数(人)	9	18	45	
	利用日数(日)	12	21	48	
利用率	実利用者数(%)	150.0	450.0	750.0	0.0
	利用日数(%)	100.0	262.5	400.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	4	2	3	4
	利用日数(日)	8	4	6	8
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	
	利用日数(日)	0	0	0	
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和4年度の実績値は、4月から9月までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

2 障害児相談支援

児童福祉法では、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を障害児相談支援と定めています。

(1) 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2) 継続障害児支援利用援助

利用が決定された障害児通所支援について、その利用状況を一定期間ごとに検証(モニタリング)し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更申請等を勧奨します。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	170	190	210
実績値	実利用者数(人)	170	224	301	
利用率	実利用者数(%)	130.8	131.8	158.4	0.0

※令和5年度の実績値は、9月30日現在の支給決定者数

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進・啓発事業(年間)

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。つくば市では、障害者や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して、ともにスポーツやレクリエーション活動などを通じ、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に開催するイベント「おひさまサンサン生き生きまつり」を毎年10月に開催しています。今後も、引き続き実施していきます。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	無	無	

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無			

(2) 自発的活動支援事業(年間)

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。つくば市では、市内2団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています。今後も、引き続き実施していきます。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無			

(3) 相談支援事業

障害者及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。「基幹相談支援センター」「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」があります。

i 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	1	1	1	1
実績値	(か所)	1	1	1	
利用率	(%)	100.0	100.0	100.0	0.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)			

ii 指定一般相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	4	4	4	4
実績値	(か所)	4	4	4	
利用率	(%)	100.0	100.0	100.0	0.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)			

iii 指定特定相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成(サービス利用支援)や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	15	21	22	23
実績値	(か所)	20	21	23	
利用率	(%)	133.3	100.0	104.5	0.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)			

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用であると認められる場合に、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。今後も引続き実施していきます。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。平成30年(2018年)9月から事業を開始しています。今後も引き続き実施していきます。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無			

(6) 意思疎通支援事業

聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害者に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」「重度障害児等入院時コミュニケーション事業」があります。

i 手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	45	50	50	50
	延べ利用者数(人)	355	415	430	445
実績値	実利用者数(人)	37	51	52	
	延べ利用者数(人)	351	425	221	
利用率	実利用者数(%)	82.2	102.0	104.0	0.0
	延べ利用者数(%)	98.9	102.4	51.4	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

ii 要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	7	7	7
	延べ利用者数(人)	44	43	43	43
実績値	実利用者数(人)	6	7	4	
	延べ利用者数(人)	23	45	19	
利用率	実利用者数(%)	66.7	100.0	57.1	0.0
	延べ利用者数(%)	52.3	104.7	44.2	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

iii 手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の意思疎通支援を行います。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	486	362	372	382
	延べ利用者数(人)	1,700	1,200	1,300	1,400
実績値	実利用者数(人)	326	427	243	
	延べ利用者数(人)	1,127	1,343	742	
利用率	実利用者数(%)	67.1	118.0	65.3	0.0
	延べ利用者数(%)	66.3	111.9	57.1	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

iv 重度障害児等入院時コミュニケーション事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
	延べ利用者数(人)	28	28	28	28
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	
	延べ利用者数(人)	0	0	0	
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	延べ利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	延べ利用者数(人)			

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害者に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値 利用件数(件)	14	13	13	13
	実績値 利用件数(件)	9	8	6	
	利用率 利用件数(%)	64.3	61.5	46.2	0.0
自立生活 支援用具	計画値 利用件数(件)	26	24	24	24
	実績値 利用件数(件)	15	18	9	
	利用率 利用件数(%)	57.7	75.0	37.5	0.0
在宅療養等 支援用具	計画値 利用件数(件)	16	14	14	14
	実績値 利用件数(件)	12	14	6	
	利用率 利用件数(%)	75.0	100.0	42.9	0.0
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値 利用件数(件)	25	25	25	25
	実績値 利用件数(件)	10	18	12	
	利用率 利用件数(%)	40.0	72.0	48.0	0.0
排せつ管理 支援用具	計画値 利用件数(件)	3,525	4,027	4,127	4,227
	実績値 利用件数(件)	3,795	3,773	2,071	
	利用率 利用件数(%)	107.7	93.7	50.2	0.0
居宅生活 動作 支援用具	計画値 利用件数(件)	4	4	4	4
	実績値 利用件数(件)	2	2	1	
	利用率 利用件数(%)	50.0	50.0	25.0	0.0
合計	計画値 利用件数(件)	3610	4107	4207	4307
	実績値 利用件数(件)	3843	3833	2105	0
	利用率 利用件数(%)	106.5	93.3	50.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	計画値 利用件数(件)			
自立生活支援用具	計画値 利用件数(件)			
在宅療養等支援用具	計画値 利用件数(件)			
情報・意思疎通支援用具	計画値 利用件数(件)			
排せつ管理支援用具	計画値 利用件数(件)			
居宅生活動作支援用具	計画値 利用件数(件)			
合計	計画値 利用件数(件)	0	0	0

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間30回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■ 前計画の実績

入門コース

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)		15	15	15
実績値	修了人数(人)	3	14	14	
達成率	修了人数(%)		93.3	93.3	0.0

※入門コースは令和3年度からのため、令和2年度は未掲載

※令和5年度は、講習中のため未掲載

基礎コース

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)	20	15	15	15
実績値	修了人数(人)	12	13	14	
達成率	修了人数(%)	60.0	86.7	93.3	0.0

※令和5年度は、講習中のため未掲載

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	入門コース 修了人数(人)			
計画値	基礎コース 修了人数(人)			

(9) 移動支援事業

障害者の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	34	31	31	31
	利用時間(時間)	156	140	140	140
実績値	実利用者数(人)	24	20	20	
	利用時間(時間)	103	123	177	
利用率	実利用者数(%)	70.6	64.5	64.5	0.0
	利用時間(%)	66.0	87.9	126.4	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。「Ⅰ型」「Ⅱ型」「Ⅲ型」があります。

i 地域活動支援センター(Ⅰ型)

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	142	142	142	142
	箇所数(か所)	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	115	109	109	
	箇所数(か所)	1	1	1	
利用率	実利用者数(%)	81.0	76.8	76.8	0.0
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	箇所数(か所)			

ii 地域活動支援センター(Ⅱ型)

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害者に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	120	85	85	85
	箇所数(か所)	4	4	4	4
実績値	実利用者数(人)	72	64	64	
	箇所数(か所)	4	4	4	
利用率	実利用者数(%)	60.0	75.3	75.3	0.0
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	箇所数(か所)			

iii 地域活動支援センター(Ⅲ型)

地域の障害者団体等が実施する通所事業で事業実績が5年以上有り、安定的な運営が行われていることが条件になっています。事業の安定的・効果的な実施の観点から、令和5年度から地域活動支援センター(Ⅱ型)に統合して運営しています。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	44	44	44	
	箇所数(か所)	1	1	1	
実績値	実利用者数(人)	35	30	30	
	箇所数(か所)	1	1	1	
利用率	実利用者数(%)	79.5	68.2	68.2	
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	324	355	373	392
	利用時間(時間)	4,030	4,436	4,658	4,891
実績値	実利用者数(人)	328	364	336	
	利用時間(時間)	4,039	4,389	4,379	
利用率	実利用者数(%)	101.2	102.5	90.1	0.0
	利用時間(%)	100.2	98.9	94.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用時間(時間)			

(2) 訪問入浴サービス事業

障害者を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	24	22	22	22
	利用日数(日)	119	125	125	125
実績値	実利用者数(人)	23	24	23	
	利用日数(日)	125	135	134	
利用率	実利用者数(%)	95.8	109.1	104.5	0.0
	利用日数(%)	105.0	108.0	107.2	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

3 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業(年間)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。夜間・土日・祝日においても、24時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を取っています。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無			

(2) 重度訪問介護利用者の大学就学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度訪問介護利用者の通学及び学内での身体介助等を支援し、障害者の社会参加を促進します。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)				
実績値	実利用者数(人)				

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に必要となる通勤や職場等における支援通勤や職場等における障害者への支援を確保し、就労を諦めていた重度障害者等の就労機会の拡大と就労継続をサポートします。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)				
実績値	実利用者数(人)			1	

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			

※目標値については、検討中

第3章 令和8年度(2026年度)における目標値

目標1 施設入所者への地域生活への移行

※実績の分析と目標値の補足説明等を記載します。

■ 前計画の実績

	目標値	実績値
入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人	
入所施設利用者の減少数	3人	

◆ 令和8年度末時点の目標値

令和4年度末時点の入所施設利用者数	人
【目標】入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	人
【目標】入所施設利用者の減少見込み数	人

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標3 地域生活支援の充実

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

目標6 相談支援体制の充実・強化等

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

つくば市成年後見制度 利用促進基本計画

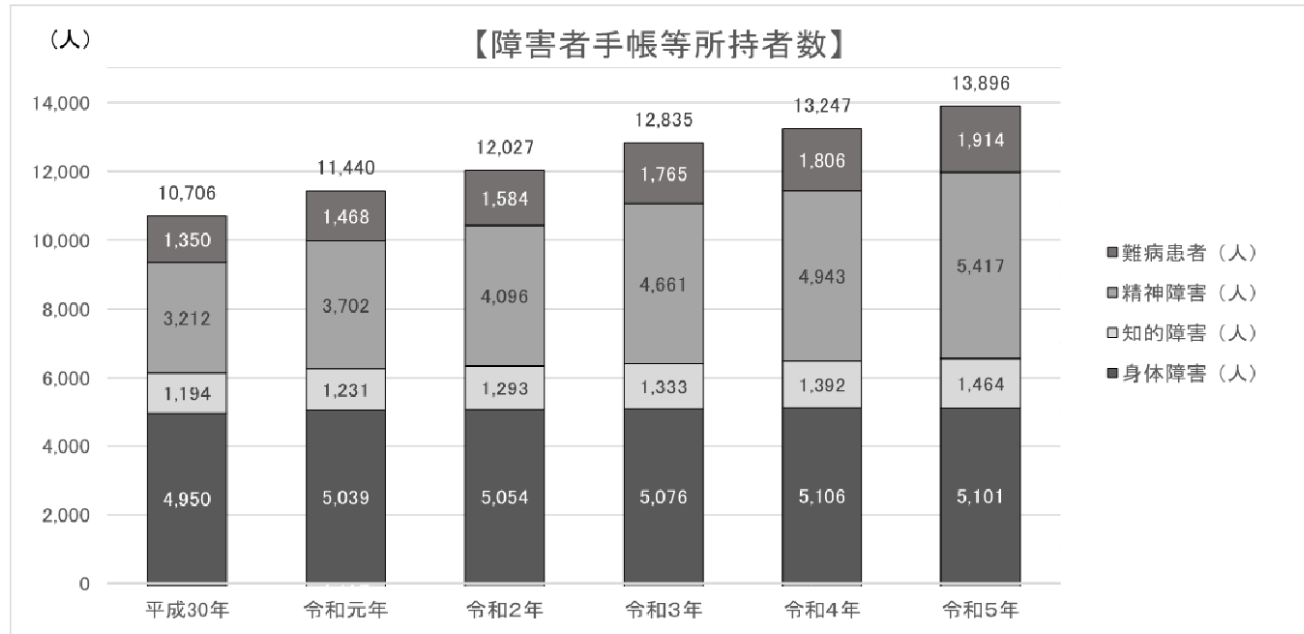
資料2 主な変更点

現行 未掲載

骨子案 P6

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳等所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計が10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院)受給者を含みます。

資料2 主な変更点

現行 P19

第5節 障害者(児)施設の状況

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。

1 地域活動支援センター事業を実施する福祉支援センター

事業所名	住所	1日当たりの利用定員
福祉支援センターさくら	つくば市梅園一丁目2番地1	30名
福祉支援センターやたべ	つくば市台町一丁目2番地2	15名
福祉支援センターとよさと	つくば市手子生 2335 番地	20名
福祉支援センターくきざき	つくば市下岩崎 2068 番地	20名

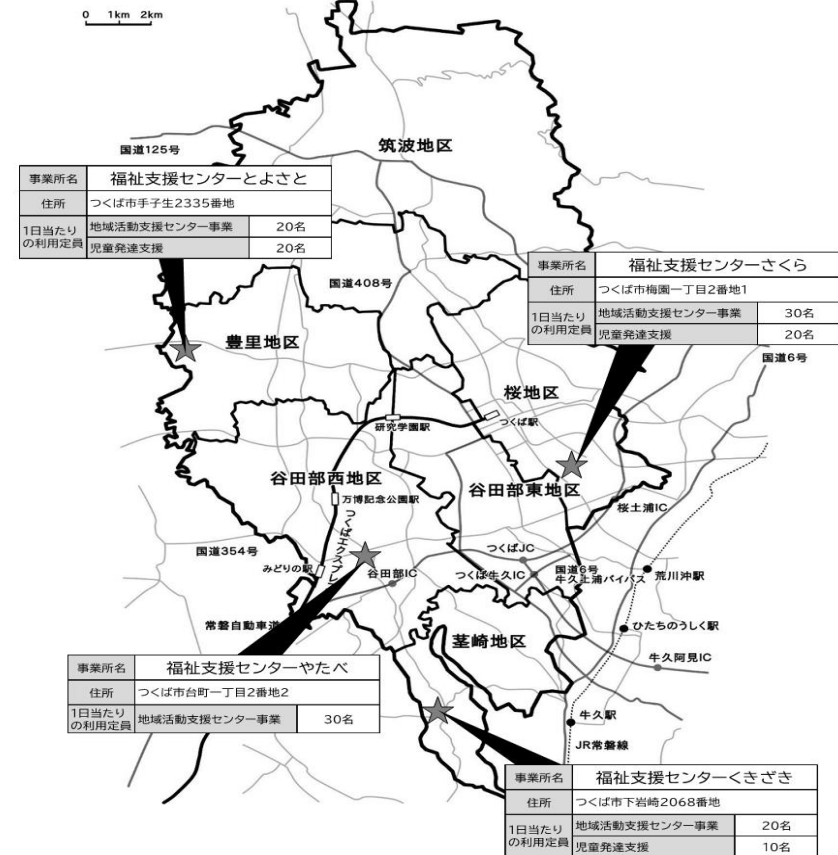
2 児童発達支援を実施する福祉支援センター

事業所名	住所	1日当たりの利用定員
福祉支援センターさくら	つくば市梅園一丁目2番地1	20名
福祉支援センターとよさと	つくば市手子生 2335 番地	20名
福祉支援センターくきざき	つくば市下岩崎 2068 番地	10名

骨子案 P16

第4節 障害者(児)施設の状況

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。



資料2 主な変更点

現行 P44・45	骨子案 P41・42
<p>1 障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし時に他を支え、時に支えられながら～</p> <p>2 ～障害者や高齢者などの目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。</p> <p>3 近年深刻化している自然災害や詐欺などの犯罪に対する防災体制や防犯体制の充実を図り、～</p> <p>4 高齢化の進展により、判断能力が十分でない人が増えています。また、人権を棄損する虐待も増加しています。そうした人の権利を守るために、成年後見制度の利用支援、虐待防止のための体制整備、差別解消のための啓発活動を充実させます。</p>	<p>1 障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、<u>互いを尊重し、ともに支え合い</u>ながら～</p> <p>2 ～障害者や高齢者などの<u>意見に耳を傾け、同じ</u>目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。</p> <p>3 近年深刻化している<u>自然災害に対する防災体制や詐欺などの犯罪に対する防犯体制</u>の充実を図り、～</p> <p>4 判断能力が<u>十分でない人の権利を保護するために、また、障害者への虐待や、障害者が不快な思いをするようなことをなくすために、</u>成年後見制度の利用<u>促進</u>や、虐待防止のための体制<u>強化</u>、差別解消など、<u>障害者の人権を守るための</u>啓発活動を充実させます。</p>

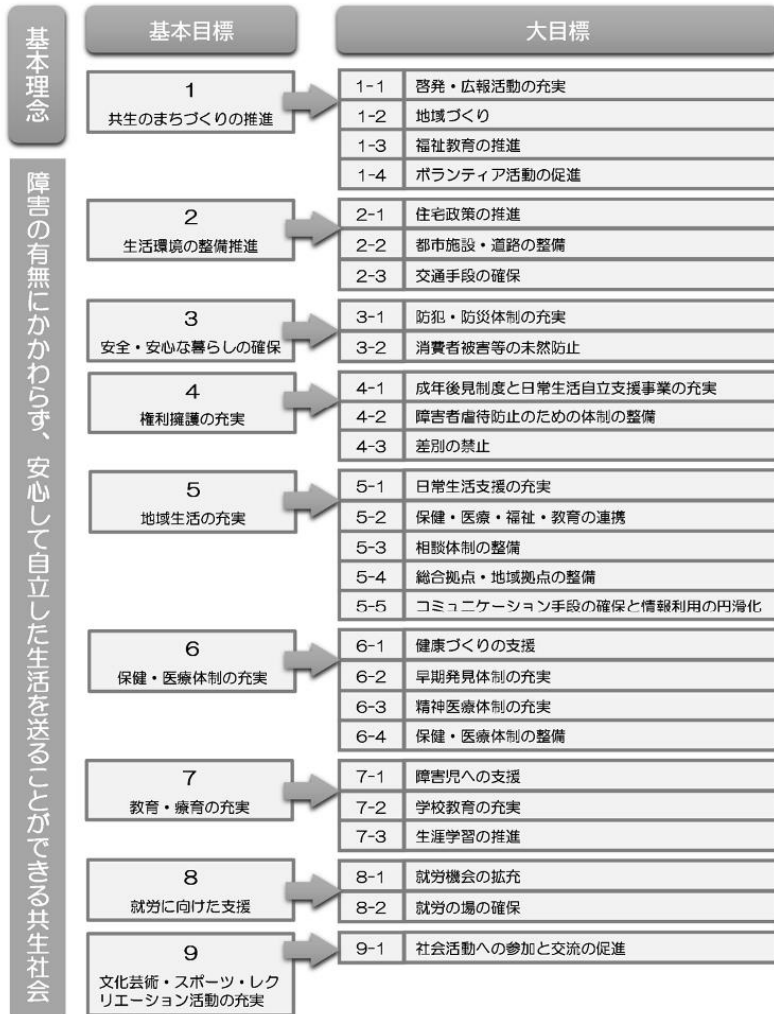
資料2 主な変更点

現行 P44・45	骨子案 P41・42
<p>5 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援する様々な福祉サービスや相談体制、保健や～</p> <p>7 教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、医療的ケア児をはじめとする障害のある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。</p> <p>8 生きがいのある生活を送るには、自立のための経済的基盤の確立が重要です。障害者一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力に沿って働きがいのある就労ができるよう支援を行います。</p> <p>9 豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動に、障害者が気軽に～</p>	<p>5 障害者が地域で自立し、<u>充実した</u>生活を送ることができるよう、<u>福祉人材の確保に努めるとともに</u>、日常生活を支援する様々な福祉サービスの<u>充実</u>や相談体制の<u>更なる強化</u>、保健や～</p> <p>7 教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、<u>障害のある子どもや発達に遅れのある子ども</u>の健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。</p> <p>8 <u>障害者が自立のための経済的基盤を確立し</u>、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力<u>とともに本人の希望に沿った</u>働きがいのある就労<u>や生きがいのある生活を送ることができる</u>よう支援を行います。</p> <p>9 豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動、<u>生涯学習に</u>、障害者が気軽に～</p>

資料2 主な変更点

現行 P46

骨子案 P43 ※フォントは後程修正します。



資料2 主な変更点

現行 P46	骨子案 P43
大目標 1 - 3 福祉教育の推進	大目標 1 - 3 <u>インクルーシブ教育</u> の推進
大目標 4 - 2 障害者虐待防止のための体制の整備	大目標 4 - 2 障害者虐待防止のための体制の <u>充実・強化</u>
大目標 5 - 3 相談体制の整備	大目標 5 - 3 相談 <u>支援</u> 体制の <u>充実・強化</u>
大目標 5 - 5 コミュニケーション手段の確保と～	大目標 5 - 5 <u>福祉人材の確保と育成</u>
大目標 7 - 3 生涯学習の推進	大目標 5 - <u>6</u> コミュニケーション手段の確保と～ <u>削除（移動）</u>
	大目標 9 - <u>2</u> 生涯学習の推進

資料2 主な変更点

現行 P119 (上) P122 (下)	骨子案 P75																											
<p>1 施設入所者の地域生活への移行</p> <table border="1" data-bbox="285 382 1077 486"> <tr> <td>令和2年度(2020年度)末時点における平成28年度(2016年度)末から入所施設利用者の減少数</td> <td>目標値</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)末までの地域移行者数</td> <td>目標値</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>9人</td> </tr> </table> <p>●令和2年度末時点で入所施設入所者数の減を3名と見込んでいましたが、実績値は0人でした。また、令和2年度末までの地域移行者数を14人と見込んでいましたが、実績は9人でした。</p> <p>理由としては、施設利用者の重度化・高齢化により地域移行者数が減少していることが考えられますが、全国的に見ても同様の傾向があります。そうしたことから、国では報酬改定において、グループホームで重度の障害者への支援を可能とする「日中サービス支援型共同生活援助」など、新しいサービスの創設を行っております。こういったサービスを活用しながら、地域での生活を希望する障害者が、地域で生活できるよう支えるサービスの充実に努めていきます。</p>	令和2年度(2020年度)末時点における平成28年度(2016年度)末から入所施設利用者の減少数	目標値	3人		実績値	0人	平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)末までの地域移行者数	目標値	14人		実績値	9人	<p>目標1 施設入所者への地域生活への移行</p> <p>※実績の分析と目標値の補足説明等を記載します。</p> <p>■ 前計画の実績</p> <table border="1" data-bbox="1345 665 2211 818"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数</td> <td>9人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所施設利用者の減少数</td> <td>3人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 令和8年度末時点の目標値</p> <table border="1" data-bbox="1345 915 2211 1096"> <tbody> <tr> <td>令和4年度末時点の入所施設利用者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>【目標】入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>【目標】入所施設利用者の減少見込み数</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		目標値	実績値	入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人		入所施設利用者の減少数	3人		令和4年度末時点の入所施設利用者数	人	【目標】入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	人	【目標】入所施設利用者の減少見込み数	人
令和2年度(2020年度)末時点における平成28年度(2016年度)末から入所施設利用者の減少数	目標値	3人																										
	実績値	0人																										
平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)末までの地域移行者数	目標値	14人																										
	実績値	9人																										
	目標値	実績値																										
入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人																											
入所施設利用者の減少数	3人																											
令和4年度末時点の入所施設利用者数	人																											
【目標】入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	人																											
【目標】入所施設利用者の減少見込み数	人																											
<p>1 施設入所者の地域生活への移行</p> <p>本市の令和元年度(2019年度)末の入所施設利用者数は142人です。</p> <p>令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの数値目標については、令和元年度(2020年度)末の入所施設利用者数142人から9人が地域生活へ移行することを目標とします。</p> <p>また、入所施設利用者の減少見込みは、令和5年度(2023年度)末時点で、令和元年度末の入所施設利用者数の1.6%以上削減を目標とします。</p> <p>■ 施設入所者の地域生活への移行</p> <table border="1" data-bbox="295 1105 1059 1243"> <tbody> <tr> <td>令和元年度(2019年度)末時点の入所施設利用者数(①)</td> <td>142人</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(2023年度)末時点の入所施設利用者数(②)</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>【目標】入所施設利用者の減少見込み数(①-②)</td> <td>3人(1.6%)</td> </tr> <tr> <td>【目標】地域移行者数</td> <td>9人(6%)</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(2019年度)末時点の入所施設利用者数(①)	142人	令和5年度(2023年度)末時点の入所施設利用者数(②)	140人	【目標】入所施設利用者の減少見込み数(①-②)	3人(1.6%)	【目標】地域移行者数	9人(6%)																				
令和元年度(2019年度)末時点の入所施設利用者数(①)	142人																											
令和5年度(2023年度)末時点の入所施設利用者数(②)	140人																											
【目標】入所施設利用者の減少見込み数(①-②)	3人(1.6%)																											
【目標】地域移行者数	9人(6%)																											

事務局名簿

福祉部

部長 根本 祥代

次長 相澤 幸男

障害福祉課

課長 岡田 治美

課長補佐 中村 央子

統括医療技師 吉村 千賀子

福祉サービス係長 飯田 強

総合支援係長 海老原 恵梨子

福祉連携係長 倉持 博子

福祉サービス係主事 近藤 秀将

障害者地域支援室

室長 福田 学

会議録

会議の名称		令和5年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会			
開催日時		令和5年9月20日（水）午後2時00分開会・午後3時30分閉会			
開催場所		つくば市役所消防庁舎 多目的ホール			
事務局（担当課）		福祉部障害福祉課			
出席者	委員	森地 徹	五十嵐 純子	池田 由美	大山 真紀子
		細田 忠博	後藤 真紀	津梅 光子	武田 真浩
		齊藤 新吾	齊藤 秀之	篠崎 純一	新谷 幹英
		吉田 真一			
	その他	(株) グリーンエコ東京事業所 児玉健			
	事務局	福祉部：部長 根本 祥代 次長 相澤 幸男 障害福祉課：課長 岡田 治美 課長補佐 中村 央子 統括医療技士 吉村 千賀子 係長 飯田 強 係長 海老原 恵梨子 係長 倉持 博子 主事 近藤 秀将 障害者地域支援室：室長 福田 学			
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2人	
非公開の場合はその理由					
議題		つくば市障害者プラン改定版の素案について			
会議録署名人			確定年月日		
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議題 4 その他 5 閉会				
議 事 の 経 過					
1. 開会 ○事務局 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会を始めたいと思います。生井委員と中島委員からは、事前に御欠席の御連絡をいただいております。まず初めに、森地座長より、御挨拶をお願いいたします。					
2. 挨拶 ○森地座長 皆さま、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本					

日は、前回の懇談会で協議いたしました「つくば市障害者プラン改定版」の素案が出てまいりました。

そちらをそれぞれ御確認いただきまして、まだ修正の余地があるところであるとか、新たに修正すべきところにつきまして御指摘、御意見いただきますようお願いいたします。関連して、このつくば市障害者プランが完成して、何か御意見等ございましたら、色々とアイデアなんかも出していただければと思いますので、どうぞよろしくようお願いいたします。以上です。

3. 議題 つくば市障害者プラン改定版の素案について

○事務局 森地座長、ありがとうございます。事務局より、会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市障害者計画策定懇談会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくようお願いいたします。それでは議題に移ります。ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。座長、よろしくようお願いいたします。

○森地座長 はい。それでは、議題のつくば市障害者プラン改定版の素案について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 はい。まず、本日の資料について、「資料1 つくば市障害者プラン改定版素案」「資料2 主な変更点」「資料3 つくば市障害者プラン改定版 概要版」、資料4の表記が抜けているんですが、「つくば市障害者プラン改定版 やさしい版」、そして、今回机上に配布させていただいた追加資料の5点となります。不足等がございましたら、事務局までお声をお掛けください。大丈夫でしょうか。それでは、資料3と4を御覧ください。資料3の概要版については、現行のプランについても作成しているものでありまして、現行のものと同様にまとめております。資料4のやさしい版については、以前懇談会で御意見をいただいたこともありまして、他市町村のものも参考にしつつ、作成させていただきました。できる限り簡潔に計画の方針を示すため、中身については共通理念と基本目標を抜き出したものとなっております。やさしい版の各ページに印字されている読み取りコードについて、本計画と概要版にも同様に記載することになっているんですけれども、文章が確定してからでないこのコードが作成できないため、本日お渡ししている資料1と資料3のほうには、今は載っていないということになっております。それでは、資料1と2をお手元にご用意ください。まず、資料1を1ページめくって目次を御覧いただければと思います。

プランの構成については、前回の懇談会でお出した骨子案と同様となっております。このように骨子案から変更がない部分については、今後説明を省略させていただきますので御了承ください。

では、少し飛んでしまうんですけれども、資料1の16ページを御覧ください。また、資料2の1ページ目を御覧ください。こちらセンターの地図なんですけれども、前回懇談会でいろいろ意見いただきまして、極力情報を省くことで大まかな位置がぱっと見で分かるように変更させていただいております。新しいほうの地図の福祉支援センターの位置がちょっとずれ

てしまっているので、これは後ほど修正させていただきます。

続きまして、資料1の39ページを御覧ください。また、資料2の2ページを御覧ください。こちらも懇談会で前回いただいた意見を参考に、中間評価の結果を表にまとめさせていただきました。また、ちょっと進んでいただいて、資料1の43ページを御覧いただければと思います。こちら、ページの下部にURLとQRコードを貼り付けさせていただきます。こちらから評価の詳しい内容について確認できるようにさせていただきます。

次に、資料1の47ページを御覧ください。この体系図については、以前骨子案でお出ししたものと同じになっているんですが、この次のページから事業概要を掲載させていただきます。本日机上配布させていただいた追加資料を御覧いただければと思います。こちらは、アンケート調査の結果やヒアリング調査でいただいた御意見等をどのように反映させたか、各事業に反映させたかについてまとめさせていただきます。一部だけ説明させていただきます。追加資料1ページの上にあります、「福祉サービス等の情報をどこから得たいと考えているか」というところについて、アンケートで、「市や県の窓口から」「市や県の広報誌やチラシ、ホームページなどから」という回答の割合が大きく、より市民が問い合わせをしやすくなるよう、窓口で障害種別にかかわらず対応ができる体制を整備するため、大目標5の6、「コミュニケーション手段の確保」の中に、「85 コミュニケーション支援サービスの充実」「89 市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実」という事業を入れさせていただきます。また、広報誌やホームページ、SNS等を利用した情報の提供に注力するため、大目標1の1「啓発・広報活動の充実」の中に「1 市民への啓発活動」「2 広報誌の活用」「3 ホームページの活用」という事業を入れております。追加資料の4ページから6ページなんですけれども、このページはヒアリング調査でいただいた御意見等の施策へどのように反映させたかについてまとめさせていただきます。4ページの一番上にあります、「障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりを進めていくために必要なこと」をヒアリングで伺ったところ、幼いころから障害の有無にかかわらず地域で生活することや、インクルーシブ教育の推進が必要という御意見を多くいただいたため、大目標1の3「インクルーシブ教育の推進」大目標9の1「社会活動への参加と交流の促進」の各事業、また、大目標1の4「ボランティア活動の促進」の中にあります、「16 ボランティアの育成・支援・研修事業」という事業を記載させていただきました。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響でイベントそのものが開催されず、周りの理解が進まなかったように感じるという声もいただきまして、今は収束しつつあるんですけれども、今後再びイベントが開催できない状況になった場合には、インターネット等を活用して啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、資料1に戻らせていただきます。49ページを御覧ください。また、資料2の3ページ目を御覧ください。資料1の下から3つ目の上辺り、見出しなんですけれども、1の3「インクルーシブ教育の推進」というところは、前回、インクルーシブ教育という言葉になじみがないという御意見をいただきまして、このように、横に補足文を入れさせていただきました。そのほか、前回の懇談会でいただいた御意見の中に、合理的配慮事業の実績を掲載してはどうかというものがありました。現行のプランでは、つくば市独自で行ってる事業につ

いては、いずれも実績を掲載しておりません。本プランへの掲載は、制度の周知につながるのですが、特定の事業のみを掲載することは公平性に欠けるため、今後も商工会のチラシやホームページを活用して周知を図っていきたいと考えております。このほか、一部にはなってしまうんですが、前回いただいた御意見について、資料2の3ページに少し回答をまとめさせていただいておりますので、御一読いただければと思います。そのほかいただいた御意見についても、今後の障害福祉施策や次回の計画策定の際に活用させていただきたく思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、資料2の4ページを御覧ください。このページから資料2の8ページまで、現行のプランから変更があった事業についてまとめておりました、さらにその次の9ページ、10ページについては新しい事業についてまとめております。このうち一部について、これから説明させていただきます。では、資料1に戻っていただいて、49ページを御覧ください。このページの一番下にあります、「14 福祉教育や特別支援学校との交流学习の実施」について、今のプランでは、大目標の7の2の「学校教育の充実」というところに入れているんですけども、内容がインクルーシブ教育に近いと判断したため、こちらに移動しております。続いて、資料1の52ページを御覧ください。このページの一番上にあります、「27 施設環境の整備」について、こちらは部署の再編に伴い、市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備については、別の課の担当になったため、本文の一部を削除しております、代わりに「30 市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進」という事業を新たに加えさせていただいております。また、その上の「29 バリアフリーマスタープランに基づいた取り組みの推進」についても新規事業でありまして、こちらは現在策定を進めているバリアフリーマスタープランに関する事業になっております。資料1の53ページを御覧ください。下から2番目の「交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成」についても、制度が新設されたことに伴い、今回新しく掲載しております。続きまして、資料1の54ページを御覧ください。「42 障害特性に応じた災害時支援」とその下の43番の事業については、防災ガイドブックが完成したために、本文を修正しております。では、資料1の57ページを御覧ください。「54 選挙等における配慮の充実」については、選挙に関する配慮が障害者の権利擁護につながると判断したため、ここで新たに記載させていただいております。資料1の58ページを御覧ください。また、資料2のほうは5ページに進んでいただければと思います。「55 障害福祉サービス提供体制の充実」については、5の5の「福祉人材の確保と育成」という大目標を新設したことに伴いまして、本文の一部を削除させていただきました。資料1の61ページを御覧ください。先ほどのところで削除した部分については、この83番と84番の事業で、今の計画よりも細かく記載させていただいております。では、1つ戻っていただきまして、資料1の60ページを御覧ください。この一番下の「79 在住外国人への情報提供や相談窓口の周知強化」について、今のプランでは大目標1の1、「啓発・広報活動の充実」に掲載されている、「在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発」に近いものとなっているんですけども、意識啓発というところから相談窓口の強化へということで事業内容が大きく変わっておりまして、大目標5の3のほうに移動させていただきました。変更ではあるんですけど、以前の事業とほぼ別物ということで、資料2のほうでは、新規事業として10ページのほうに記載させていただいております。資料1の62ページを御覧ください。「89 市役所窓口におけるコミュニケー

ション支援の充実」については、来月から市役所窓口の受付時間が16時30分までとなるため、合わせて本文を変更しております。資料2の6ページから8ページに記載されてるものについては、軽微な修正が主となっているので、ここでは説明を省略させていただきます。

それでは、資料1の72ページを御覧ください。ここからは、福祉サービス等の概要と実績、見込量を記載しております。なお、令和5年度分については、令和5年7月末までの情報を基に集計させていただいております。軽微な修正がありますので、少し説明させていただきます。75ページを開いていただければと思います。(6) 短期入所、ショートステイの今後の見込みの表のところなんですけど、令和7年度の利用日数が660と書いてありますが、670の間違ひになります。続いて、76ページをお願いいたします。(9) 施設入所支援、今後の見込みの表について、令和8年度の計画値に135と書いてあるんですけど、134になります。それでは、今度はまた修正とは別になるんですけど、資料1の78ページを御覧ください。来年度より新設される予定の就労選択支援についてなんですけど、まだ国のほうから詳細が出ておりませんので、まだこういう形になっておりまして、詳細が出ましたら、速やかに作成させていただき、委員の皆さまにできたものを共有させていただこうと思います。その際は、よろしく願いいたします。続きまして、資料1の82ページを御覧ください。こちら地域移行支援という(2)の事業なんですけれども、こちらは今までと集計方法を変更させていただきまして、サービスそのものが原則6カ月間のみの支援ということになっているので、あとそれに加えてサービスの開始月と最終月以外は毎月安定して実績が発生するものではないため、年間を通しての実績を12で割るというのは適当ではないかなと思ひまして、こちらは年度内に一度でも実績が発生した人の人数でカウントし直しております。1ページ戻っていただいて、81ページを御覧ください。

こちらは自立生活援助と、あと少し先の83ページに地域定着支援というものがあるんですけど、こちらは緊急時の対応や必要なときの相談対応の際にのみ実績が発生するサービスで、こちら毎月安定して実績が発生するものではないため、集計方法を変更させていただきまして、各月の決定者数を元にして平均値を算定しております。

資料1の97ページを御覧ください。地域活動支援センターのⅢ型についてなんですけど、こちらは事業の安定的、効果的な実施の観点から、令和5年度から地域活動支援センターⅡ型に統合して運営しているため、今後の計画値は定めておりません。

では、続きまして、101ページを御覧ください。このページからは、今の計画の実績の検証を行いまして、さらに国の指針に基づき、令和8年度末までの目標を記載しております。まず、このページにあります「目標1 施設入所者への地域生活への移行」について、地域移行者数は目標値と近い8ということになったんですけども、入所の利用者数というのは1人も減少しませんでした。これは、施設入所の待機者数が結構おりまして、地域移行をして施設を出た人がいても、すぐに新しい人が入ってしまうので、これが原因かなと考えております。ただ、令和8年度末までの目標値については、国の指針のほうで地域移行者数6%以上、入所者の減少数が5%以上ということになっているため、これにしたがいまして、9人の地域移行と、8人の入所者数の減少を目指すこととします。

次のページを御覧ください。こちら目標2について、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場自体は既に整っているところがございますので、地域生活への移行につい

て医療機関や相談員等から相談があった際に対応できるように、引き続きこの体制を維持していきたいと考えております。

では、次のページを御覧ください。地域生活支援の充実について、現計画では令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備することを目標としておりますが、ちょっと今年度内に運営を開始することは難しいため、ここでの実績値は未整備ということになっております。現在関係機関と協議を重ねており、協議が整い次第、速やかに整備を進めていきたいと思っております。また、国の指針に基づきまして、地域生活支援拠点等の機能充実を図るためにコーディネーターを配置するほか、運用状況の検証及び検討を行う場を設けること、また強度行動障害のある障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備することを令和8年度末までの目標とします。次のページを御覧ください。

目標4についてなんですが、令和4年度の実績を参考として載せさせていただいております。国の指針において、この項目については都道府県で目標値を定めることとしておりまして、この活動、評価は県でやっていくこととされているため、目標値は設定しておりません。

105ページを御覧ください。「目標5 障害児支援の提供体制の整備等」について、今の計画では令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1カ所整備するという目標になっておりますが、こちらのページに記載されているように、整備計画を大幅に変更せざるを得ない状況になってまいりまして、目標の達成は難しい状況です。一方で、医療的ケア児支援の協議の場は整っているほか、医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置しており、こちらは今後も引き続き体制を維持していきたいと思っております。令和8年度までに児童発達支援センターの設置と、新たに国の指針に盛り込まれた、障害児の地域社会への参加、インクルージョンを推進する体制の構築を目標としていきます。

続いて、107ページを御覧ください。「目標6 相談支援体制の充実・強化等」について、つくば市では、障害者地域支援室と市内四つの一般相談支援事業所が連携して基幹相談支援センターの機能を担っております。今後も引き続き今の体制を維持して、この基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制の強化と関係機関等との連携の緊密化を図ってきたいと思っております。

次のページを御覧ください。目標7について、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組んでおります。また、指導監査結果を共有する体制も構築されておりますので、今後も引き続きこの状態を維持し、事業所への情報提供や適切な指導監査を通して、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

次のページを御覧ください。つくば市成年後見制度利用促進基本計画については、別の委員会で協議しているものを、まとまったものをそのまま掲載させていただく予定となっております。議題の説明については以上です。

○森地座長 ありがとうございます。ただ今説明いただきました議題につきまして、各委員から御意見等ございますか。先ほども申し上げましたが、まず第一には、このつくば市障害者プランの改定版の内容についての御意見ということではいただきたいと思っておりますが、併せて、関連して先ほど事前の話し合いの中でもあったんですが、結局この懇談会の裁量範囲もあるかとは思いますが、この計画を承認するだけということでは、あまり意味が

ないのではないかと御意見もいただきましたので、少し問題提起などをしていただきながら、ただしこの懇談会で解決できない問題については、しかるべきところに対応をお願いするなり、させていただければというような御意見をいただいております。ですので、この計画の内容、あるいは関連して何か御意見があれば、そういったものも賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど御説明いただいた中で、前回からの修正点、特に前回懇談会での委員の皆さまの御指摘事項につきましては、この資料2の1ページ目から3ページ目に書かれておりますが、こちらについては適切な修正、対応が図られているということによろしいですか。何か加えてこういった修正が必要だとか、あるいは意図していない修正が図られているとか、そういうことがあれば御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

こちらの修正内容については、よろしいということによろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。では、すみません。ちょっとまた話が戻りますが、資料1、あるいは資料3とかですかね。つくば市障害者プラン改定版につきまして、何か御意見いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。はい。お願いします。

○池田委員 内容の件ではないのですが、改定プラン素案の目次で全部が左一列に並んでるので、その各論の次は1行ずらしたほうが分かりやすいのかなと思ったんですけども。

○森地座長 ありがとうございます。その辺り事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。こちら御指摘の通りだと思いますので、修正させていただこうと思います。ありがとうございます。

○大山委員 先ほど池田委員がおっしゃられていたのと同様、私も思っていて、各論と第1章、第1節というのもずらすか、もしくは何か冒頭とかにする方法もあるかと思います。ただ、ページの番号のところは揃っていた方がいいのかなと思って、内容とはちょっと関係ないんですけども、御配慮いただければと思います。

○森地座長 ありがとうございます。では、先ほどの池田委員の御指摘も含めて、事務局のほうで対応をよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

○吉田委員 つくば市の吉田と申します。よろしくお願いいたします。資料2の主な変更点というところで、地図が骨子案の素案のほうで書かれてるかと思うんですけど、前回道路の図が出ててちょっと分かりづらいというお話で右の素案になったかと思うんですけども、地区も消えているような形になるんですが、こちら地区が入ったほうが見やすくなって分かりやすいのかなと思ひまして、提案させていただきました。以上になります。

○森地座長 ありがとうございます。今回は幹線道路とかまで入ってて、それではちょっと見づらいという話だったかと思うので、御指摘いただいたように、必要な情報は残して

いただくなり、あるいは加工していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○池田委員 ちょっと気になったのは、やさしい版の基本目標3ところの取り組むことで、消費者被害者などの未然防止というのがちょっと言葉として入ってこないというか、どういふことを未然防止なのかなって、もうちょっと分かりやすい言葉というかにしていただけないかなって感じなんですけど、どうでしょう。分かりにくいですね。要するに消費者として被害に遭わないようにしましょうということなんだろうなとは思いますが、言葉としてちょっと難しいのかなと思うのと、同じように、隣のページで基本目標6の障害の原因になる病気や障害が重くならないよう健康づくりや医療の仕組みづくりをしますというのは、また言葉のあやかもしれないですけど、病気にかからないように、また障害が今より重くならないように、こういうことをするという事なのかなと思うんですけど、言葉がすっと入ってこなかったです。私個人の感じ方になるかもしれないので、こう感じましたって提言させていただきます。

○森地座長 ありがとうございます。御指摘いただいた点につきまして、事務局のほうでご対応をよろしく申し上げます。ちょっと私からも同じところ、やさしい版についてなんですけれども、確かにルビも振られていますし、情報量としても集約されているというか、行間もあいてというようなことにはなってるかと思うんですが、見ると結構難しい言葉っていっぱいあるなという。例えばこれ、知的障害のある方が読まれたときに、すんなり分かるかどうかという。当然対応の限界とかというのものもあるとは思いますが、何か説明だとか、あるいは表現とかも分かりやすい表現にさせていただいたりだとかしていただく必要があるのかなと。せっかくいいものができても、結局届けるべき人に届けるべき情報がいかないもったいないなと思います。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○大山委員 はい。ありがとうございます。やさしい版の基本目標6の障害になる病気や障害が重くならないよということなんですけれども、障害によっては、これは現状維持のように聞こえてしまうんですけども、例えば医療体制の充実やリハビリとかで、今よりも生きやすくなってよくなることもあると思うので、そういうニュアンスのことも入れてみてはいかがかなと私は思いました。

○森地座長 ありがとうございます。御指摘の点なんかも含めて、御検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○斉藤秀之委員 斉藤です。第2章のA、B、C、進捗評価の部分をつけていただいたと思うんですけど、これのDという進捗が3つか4つかあったと思うんですが、そこについてのみでもいいと思うので、その後の色んな計画の施策の展開のところに、その部分について少なくともC以上に上がるためにもうちょっと細かく書いてもいいのかなってちょっと思ったんですけど、なかなか難しいですか。

例えば39ページのボランティア活動の介護支援ボランティア事業の地域包括支援課はDで社会福祉協議会はCですけど、Dのほうの部分がやっぱり計画ですから、次は少なくともC以上に上がったほうがいいと思うので、こういうようなことをもう少し踏み込んでみてはどうかと。あとDだとそんなに多くないので、たとえばおひさまサンサンまつりの。これ何となく理由は分かるんですけども、こういったところとか、そういうの明確に書いてあるのはそれでいいんですが。あともうひとつその上の生涯学習の情報提供、生涯学習講座とか、もしかしたら、事情が明確、理由がはっきり分かっているのは、それが改善されることとか、もう少しそのDのところだけ踏み込んでくと、市民にとっては納得できるかなという気はしてるんですが。分かるだろう的ではなくて、もうちょっと。といっても、ただなら書くと大変なので、枠の中にちょっと書ける、Dのところだけ何か追加記載してもいいのかな、なんて、ちょっと感想です。以上です。

○森地座長 ありがとうございます。貴重な御意見だと思いますので、事務局のほうで検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○細田委員 やさしい版のほうのところなんですけど、これ基本目標のところいくつか挙げてるんですけど、その部分を視覚的にもうちょっとぱっと見て分かるような形で、例えばイラストとかモノグラムとか、そういうテーマがちょっと分かるような形があると入りやすいのかなという。どうしても文字だけだと、ちょっと読まれるか分からないという部分もあるので、そういったところを提案させていただきました。

○森地座長 ありがとうございます。重要な御指摘だと思いますので、その辺りも事務局のほうで、先ほど、その前にもやさしい版に関して色んな見解、御指摘があったと思いますので、併せて御検討をよろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。はい。お願いします。

○池田委員 これもちょっと気になったんですけども、概要版で表紙が1ページになるんですけども、これが必要かなと思ひまして。全部表紙は1ページになってないのに、これだけが1ページになってるので、ちょっと気になりました。

○森地座長 ということですが、この点に関して事務局のほうで何かありますか。

○事務局 すみません。特にこだわってこれをわざわざ1ページ目にしたわけではなくて、純粋に見逃しておりました。修正させていただこうと思います。

○森地座長 よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。特にはございませんか、何か気になるところとか。すみません、ちょっと事務局に確認なんですけど、この本日の懇談会での議論を経て、この改定版の素案の素案というのは取れる、つまり最終版になるということになりますでしょうか。

○事務局 その通りです。

○森地座長 ですので、何か。特になければ、もうそれはそれということなんですけど。はい、お願いします。

○津梅委員 資料1の39ページなんですけど、調査方法と基準の評価Dのところの予定通りに実施「できていない」というふうになっているので、「できていない」のほうなのかと思いますので、修正をお願いしたいです。

○森地座長 ありがとうございます。濁点が抜けて、「できていない」になっているんですね。御指摘ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○後藤委員 インクルーシブ教育の説明を入れたって言っていたのが49ページの1の3なんですけど、やさしい版のほうにも入れたほうがいいんじゃないのかなって思いました。基本目標1の共生のまちづくりの推進のところインクルーシブ教育って入っているんですけど、こっちのほう分からない人がいるかなと思いました。インクルーシブ教育についてなんですけど、79ページの1の3のインクルーシブ教育の中身が小中学校と特別支援学校との交流とか、福祉体験教室とか、あと14番の福祉教育等と特別支援学校との交流って、これインクルーシブ教育じゃないですよ。理解を深めようみたいな、そういうことですよ。インクルーシブ教育って同じ場で共に学ぶことなんで、障害のある子が普通学校に行くっていうことがインクルーシブ教育で、交流がインクルーシブ教育ではないと思うんですけど。その辺は、障害福祉課のほうと教育局のほうの温度差が違うので、例えば保育所と幼稚園では対応が全然違うとか、学校に至っては障害が重ければ、特別支援学校になってしまうので、その辺これからどうするのかっていうのが肝になるのかなと思うんです。普通小中学校の中でインクルーシブ教育の重点の置き方がかなり違うと思うので、すごく難しいと思うんですけど、これはインクルーシブ教育の推進ではないと思いました。

○森地座長 ありがとうございます。前回の懇談会でも、全く私も同じ指摘させていただいたかと思えます。つまり13番の福祉教育で、例えば障害理解教育だとか、高齢者体験したりだとか、そういうような話で、要するに福祉に対する理解を進めるための障害非当事者の人の教育というか。インクルーシブ教育は、今おっしゃっていただいたように、これもありますけど、説明もありますけど、障害有無にかかわらず、そういう同じ場で学ぶといったようなところがちょっと。大項目のところでインクルーシブ教育の推進って話になっちゃってるんで、じゃ、高齢者体験ってインクルーシブ教育ですか、みたいな話になるのかなと。ちょっと何かその辺りは整理をしていただくか、もしくは大項目を整理していただくか、1の3の右側の文章をですね。これだと御指摘いただいたように、あたかもインクルーシブ教育の一部みたいな話に福祉教育もなってますよみたいな感じもあるので、そこらへんちょっと御説明いただいてもよろしいですか。ちょっと御検討をいただければと思います。はい。お願い

します。

○事務局 こちらのほうって、福祉教育の推進という形で題目を変えたほうがよろしいですかね。

○森地座長 いや、そういうことは。福祉教育とインクルーシブ教育は違うものなので、それを同じにするのが適切か分かんないですけど、インクルーシブ教育・福祉教育の推進とか。でも、それも一緒にする意味がどれだけあるのかって感もあるんですけど。要は、インクルーシブ教育っていう言葉のくくりで福祉教育も並べちゃうと、ちょっとおかしいんじゃないのかなと。特にこうやって障害の有無にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学ぶことっていうふうな注釈を付けていただいたら、より、じゃ、その福祉体験教育っていうのはどうということなんだろう、みたいな話になってくるのかなと思いますので、少しそこは御検討いただいたほうがいいのかということかと思います。ほかにいかがでしょうか。はい。

○斉藤秀之委員 今の計画ではこれ、特出ししてあったんですけど、インクルーシブ教育って。これ結論したほうがいいですよ、事務局。

○事務局 はい。前回のときは、福祉教育の推進っていう形です。

○斉藤秀之委員 御意見が出たんで、そう変えた？

○事務局 御意見が出たというよりは、国の指針のほうでそうなっていたので、それに単純に変えたしまった形なので、施策がちょっと合っていないのかなと思います。

○斉藤秀之委員 国のあれとして、この言葉を使いましょうみたいな答申が出る。

○事務局 指針というよりは、国の計画のほうがインクルーシブ教育という形だったので、それとちょっと合わせてしまった形です。

○斉藤秀之委員 そこの違和感もあるということなので、じゃ、どうしようかという話ですね。多分具体的に結論を出してあげたほうがいい。

○森地座長 お願いします。

○新谷委員 すみません。つくば特別支援学校の新谷と申します。いろいろ言い方はあると思うんですけども、こういう共同学習はインクルーシブ教育を進めるための1つの教育的活動の位置付けとして私たちは捉えているんですけども、その根拠は、ちょっと文科省でどうなっているかというのが分からないので、もしかしたら、おっしゃる通りかもしれないんですけども。福祉ではなく、なので、今の議論の1つの対応の提案というかとしては、共

同、交流学习、こういう共同学習はインクルーシブ教育に含まれていいんじゃないかなというふうになんてお話を伺っていたんですけど。

○齊藤秀之委員 大きな意味で含めてもいいんじゃないかなという御意見。ただ、もっともだと思います。

○森地座長 ありがとうございます。若干気になるのが、それを特別支援学校でやっているというふうなことであれば、そうなのでしょうけど、これが主体が社会福祉協議会という話になっていてというところがどうなのかなという。そういう市民向けに何かという話なのか、今お話いただいた趣旨の下で。

○齊藤秀之委員 まさしく、でも、それは主体のところであろうがインクルーシブですから、僕はそれは社協やっているからインクルーシブって似合わないっていうのは、逆に言うとインクルーシブ言ってるほうもどうかなという気もしないでもないと聞いて思いました。考え方です。

○森地座長 なので、その教育っていう概念の話なのかどうかという、ちょっと。

○齊藤秀之委員 教育含めても、教育っていうのは、例えば教育のご専門の先生しかやらないのかという話ではないような気がしますし、言葉として。

○森地座長 そういう趣旨の下でやられているのか、そうではないのかというところ。

○齊藤秀之委員 ここの懇談会でみんなが大きく含めましょうという合意が取れば、それでいいという今、雰囲気には僕を感じています。厳密にいうと、確かに現実には違うと思います。

○森地座長 その辺りはもう1回ちょっと確認をしていただいて、そういう国からの指針が出されているものと、ここに出ているものの実態を照らし合わせて、あとは使われている言葉とか、そういうところがどうかというのを見ていただくということでもよろしいですか、事務局のほうで。はい。お願いします。

○齊藤新吾委員 国のほうの指針がどうなのかなというのも、もちろん大切だと思うんですけど、アンケートで出てきたインクルーシブ教育というのは、多分一緒に学ぶ機会をちゃんと保障してほしいとか、それこそがまさしく障害理解につながっていくんだということだったと思うんですね。そこが今のつくば市の事業としては、ここで言ったら抜けちゃってるというか、新たにそこを事業としてつくり上げないとその目標は達成できないということなんじゃないのかなと思っていて。今のここに書いてる福祉体験とかも広く言ったらインクルーシブなんじゃないの？っていう、言葉合わせということよりも、こここそ、まさしくしつ

かり話し合ってもらいたいなというところなのかなとは思ったんですけど。交流も重要だと思いますよ。ただ、交流するというそれも重要だけでも、一緒に学ぶ場もちゃんとつくってこうよということは、市民からのアンケートから出てきたということだと思うので、そこについてまた取り組んでいってほしいです。

○森地座長 ありがとうございます。この件に関して、ほかに御意見ありますか。はい。

○斉藤秀之委員 「推進」という文言を変える手はあるような気がします。インクルーシブ教育の普及とか、そこが足して2で割る、言葉遊びだと思われちゃうかもしれないけど、ただインクルーシブであることは僕、間違いないと思うので、1つの。教育かどうかは、ちょっとまたもっと深い話になると思うので、ここの計画においては、「推進」というと、何となくみんなちょっと反応があるとして、教育の普及とか、思い切って教育、普及啓発のほうに入れちゃってもいいかなとさっき思ったんですけど、対案としてはそれを出します。

○森地座長 はい。お願いします。

○後藤委員 市内小中学校、義務教育学校と特別支援学校との交流促進って、市内の何校とかあると思います？こんなに書いてあるけど、中学校2校、小学校2校だけなので、その体験をする生徒はすごく限られた範囲なんで、そんなに大々的なことでもないだろうなってちょっと思ったんで。全部の小中学校と交流してほしいと思うんですけど、それはやっぱり無理なんだろうなとは思うんですが、いつも同じ学校、近くの学校とやっているの、その辺も遠くの学校からわざわざバスに乗って何十分もかけて来るのも大変だと思うんですけど、そういうところもなんだかなって思いました。やってることはすごくいいことだと思ったんですけど、本当限られた人数なんだなっていうふうに思ったんで。こんなに書くなら、もっと増やすのかなってちょっと思ったりしました。

○森地座長 ありがとうございます。いろいろと御意見出てきましたので、いずれにしても、その辺り事務局のほうで適切な形、適切な形がどういうものかというのは、そちらで共有いただくということになってしまうかもしれませんが、御検討いただければと思います。はい。お願いします。

○事務局 計画の資料の67ページのところなんですけど、ここの項目に学校教育の充実というのがありまして、ここの118ページとかに障害のある児童、生徒の教育の充実ということで通常の学級と特別支援学級の交流とか、そういうのを推進しますというところをうたってるんですけど、学校教育のほうにちょっと載せてるという形なので、もしあれでしたら、これと同じ内容を先ほどのインクルーシブ教育のほうにも再掲という形で同じものを載せるという形にしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○森地座長 今の議論の趣旨に今の御提案がすっきりとはまるような気がしますので、もし

よろしければ、そういうようなことで御対応いただければと思います。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。その他、特になければ、議事進行終了させていただきます。

4. その他

○事務局 森地座長、ありがとうございました。本日委員の皆さまからいただいた御意見を元に内容の修正を行いまして、12月にパブリックコメントを実施する予定です。内容の修正については、座長と相談して進めたいと考えておりますが、座長一任でよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、次回の懇談会はパブリックコメントの実施結果について、1月下旬から2月上旬ごろの開催を予定しております。日程が決まり次第、委員の皆さまにご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。お車でお越しの方については、お手持ちの駐車券の無料化処理を行いますので、御退室いただく前に事務局へお声掛けをお願いいたします。

5. 閉会

○事務局 それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

令和5年度第2回つくば市障害者計画策定懇談会 次第

日 時：令和5年(2023年)9月20日(水)

午後2時～午後3時30分

場 所：つくば市役所消防庁舎 多目的ホール

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
つくば市障害者プラン改定版の素案について
- 4 その他
- 5 閉会

【懇談会資料一覧】

資料1	つくば市障害者プラン改定版 素案
資料2	主な変更点について
資料3	つくば市障害者プラン改定版 概要版
資料4	つくば市障害者プラン改定版 やさしい版

資料1

つくば市障害者プラン改定版 素案

第3次つくば市障害者計画

【令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)まで】

第7期つくば市障害福祉計画

【令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで】

第3期つくば市障害児福祉計画

【令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで】

令和5年(2023年)9月

つくば市

目次

総 論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の対象者.....	4
第5節 計画の策定体制.....	4
第6節 計画の基本理念.....	5
第7節 計画の推進.....	5
第2章 障害者をめぐる状況.....	6
第1節 つくば市の状況.....	6
第2節 障害者数等の推移.....	7
第3節 障害のある児童・生徒の状況.....	10
第4節 障害者(児)施設の状況.....	16
第5節 障害者福祉に関するアンケート調査の概要.....	17
第6節 ヒアリング結果の概要.....	35
第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価.....	39
各 論 1 第3次つくば市障害者計画	
第1章 計画の基本的な考え方.....	45
第1節 基本目標.....	45
第2節 計画の体系.....	48
第2章 施策の展開.....	48
基本目標 1 共生のまちづくりの推進.....	48
基本目標 2 生活環境の整備推進.....	51
基本目標 3 安全・安心な暮らしの確保.....	54
基本目標 4 権利擁護の推進.....	56
基本目標 5 地域生活の充実.....	58
基本目標 6 保健・医療体制の充実.....	63
基本目標 7 教育・療育の充実.....	65
基本目標 8 就労に向けた支援.....	68
基本目標 9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実.....	69

各論 2 第7期つくば市障害福祉計画 第3期つくば市障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	71
第1節 基本的な考え方.....	71
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....	71
第2章 福祉サービスの見込み量.....	72
第1節 自立支援給付.....	72
第2節 障害児への福祉サービス.....	84
第3節 地域生活支援事業.....	88
第3章 令和8年度(2026年度)における目標値.....	101
目標1 施設入所者への地域生活への移行.....	101
目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	102
目標3 地域生活支援の充実.....	103
目標4 福祉施設から一般就労への移行等.....	104
目標5 障害児支援の提供体制の整備等.....	105
目標6 相談支援体制の充実・強化等.....	107
目標7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の構築.....	108

つくば市成年後見制度 利用促進基本計画

総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

つくば市では、令和3年(2021年)3月に「つくば市障害者プラン(第3次つくば市障害者計画・第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児計画)」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、ともに手を取り支え合って暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

そのなかで、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障害者やその家族、支援者等の生活環境に多大な影響を与えています。また、令和4年(2022年)8月には日本の障害者施策の取組みについて国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。障害者の生命を守り、安全・安心な日常生活を支えるためにも障害者、家族、支援者への施策の更なる充実を図るとともに、一人一人が障害及び障害者への理解を深めていく必要があります。

この度、第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画の最終年度にあたり、第3次つくば市障害者計画の見直しとあわせ、社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画)を策定します。

第2節 計画の位置付け

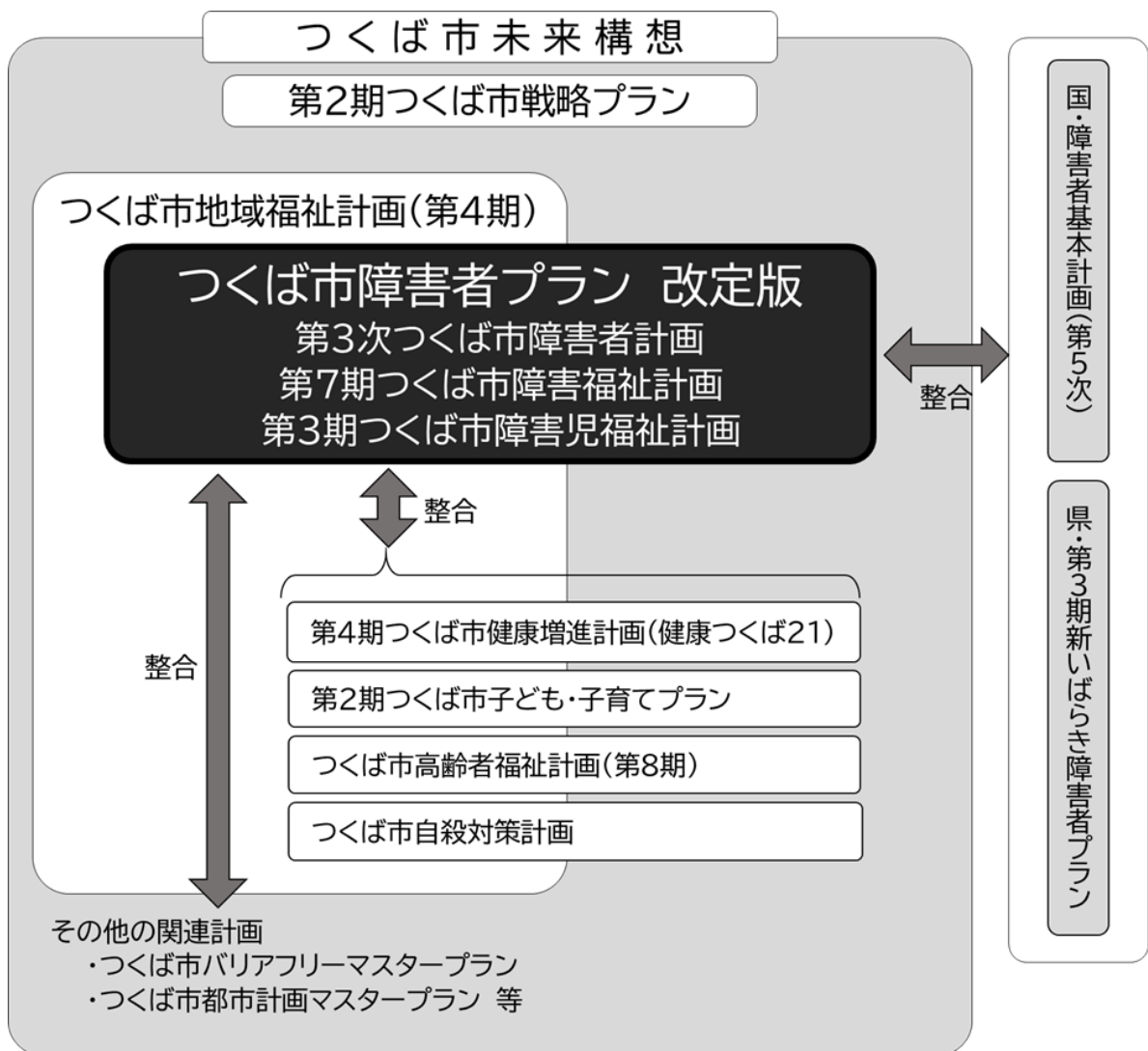
「つくば市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「つくば市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

「つくば市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

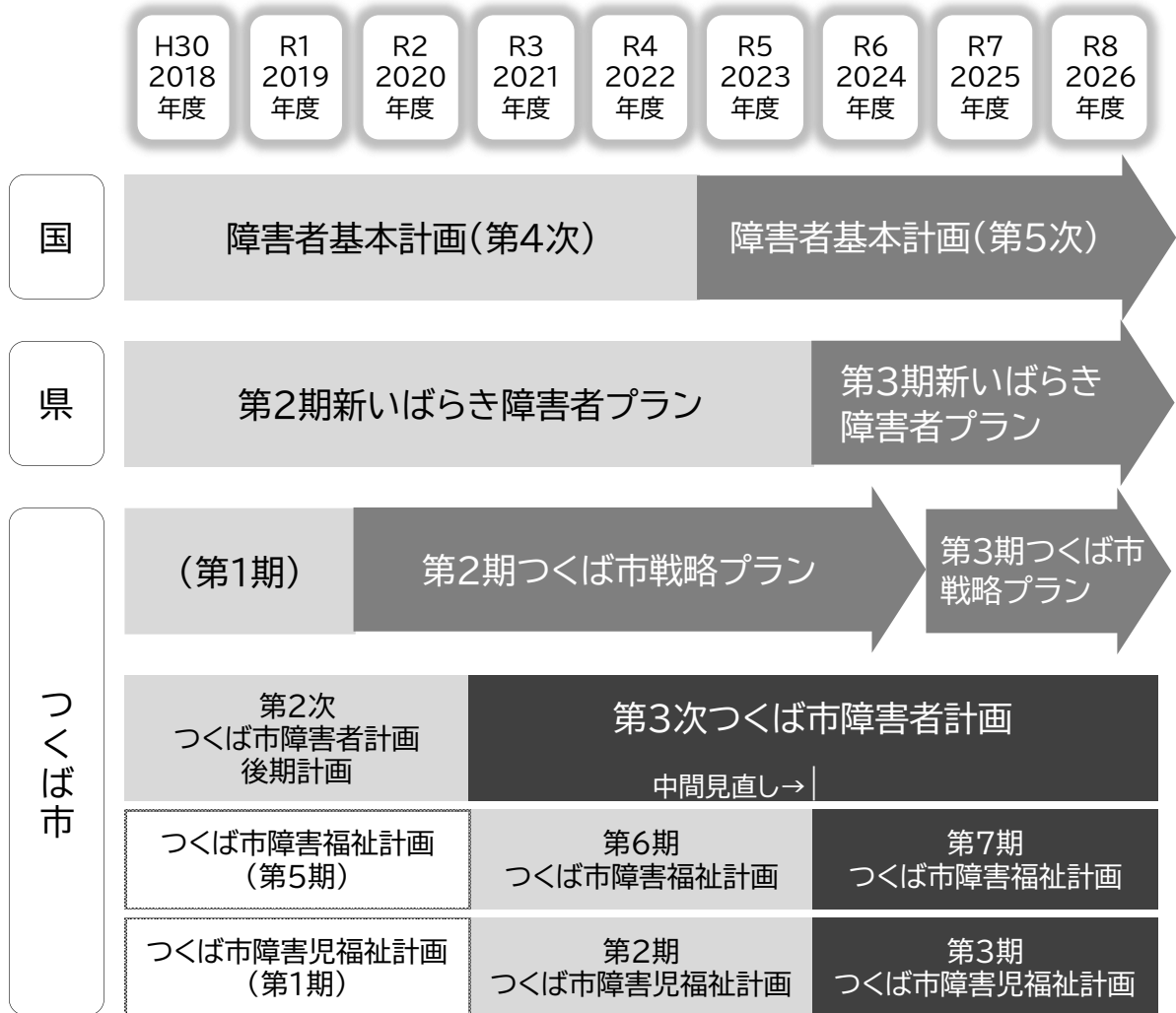
本市では、それぞれの計画の調和が保たれるよう「つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。

また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



第3節 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第7期つくば市障害福祉計画」及び「第3期つくば市障害児福祉計画」については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で以下のとおり定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、この計画の推進にあたっては、障害者やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民が共通の認識と目標のもと、互いに理解し、協力していくことが求められます。

第5節 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、以下の懇談会での内容の審議、協議会からの意見聴取、アンケート調査及びパブリックコメント等を実施し、障害者やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映することに努めました。

■ つくば市障害者計画策定懇談会

障害者計画の策定及びその推進を図ること等を目的に、地域住民、保健、医療又は福祉の関係者及び学識経験者により構成された会議体です。

■ つくば市自立支援協議会

行政、障害当事者、保健・医療関係者、企業・就労支援関係者、民生委員等の地域の関係者等が集まり、地域の課題の共有とサービス基盤の整備を進める役割の協議体です。

■ 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査

障害者の生活や障害福祉サービス等に関するご意見を伺うための調査です。

■ 計画素案に対するパブリックコメント

計画案を市のホームページ等で一定期間公開し、計画及び計画に盛り込まれる施策について、市民からの意見を広く募集し、計画への反映を図るための手続きです。

第6節 計画の基本理念

つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

**障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会**

第7節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

2 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

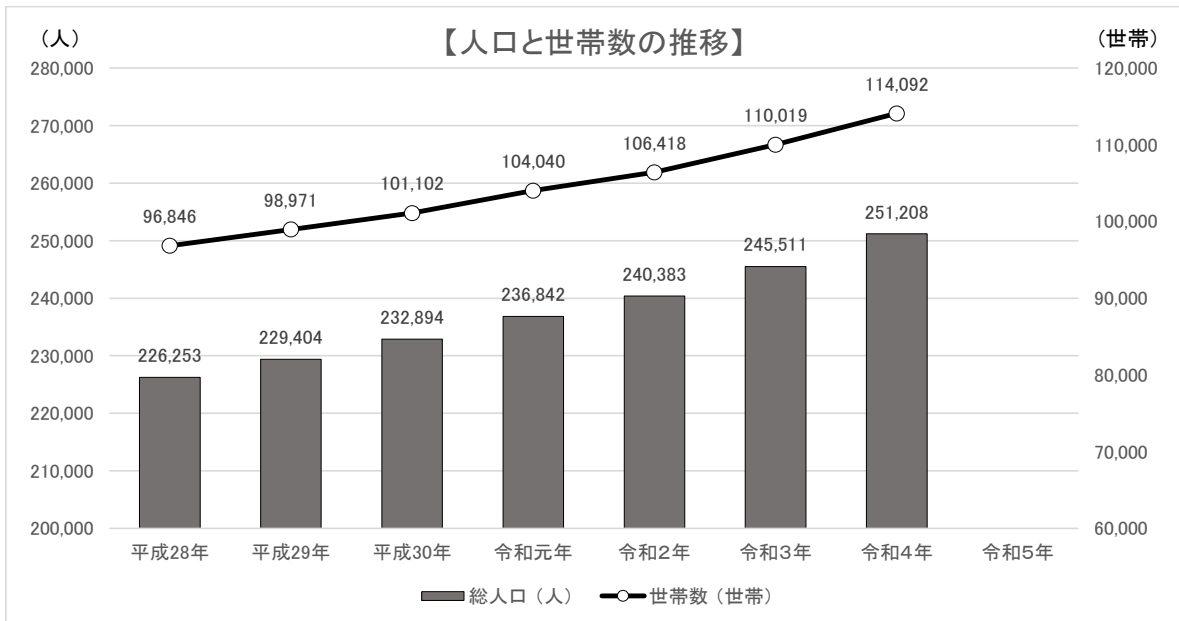
そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じるPDCAサイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

第2章 障害者をめぐる状況

第1節 つくば市の状況

1 人口・世帯数の推移

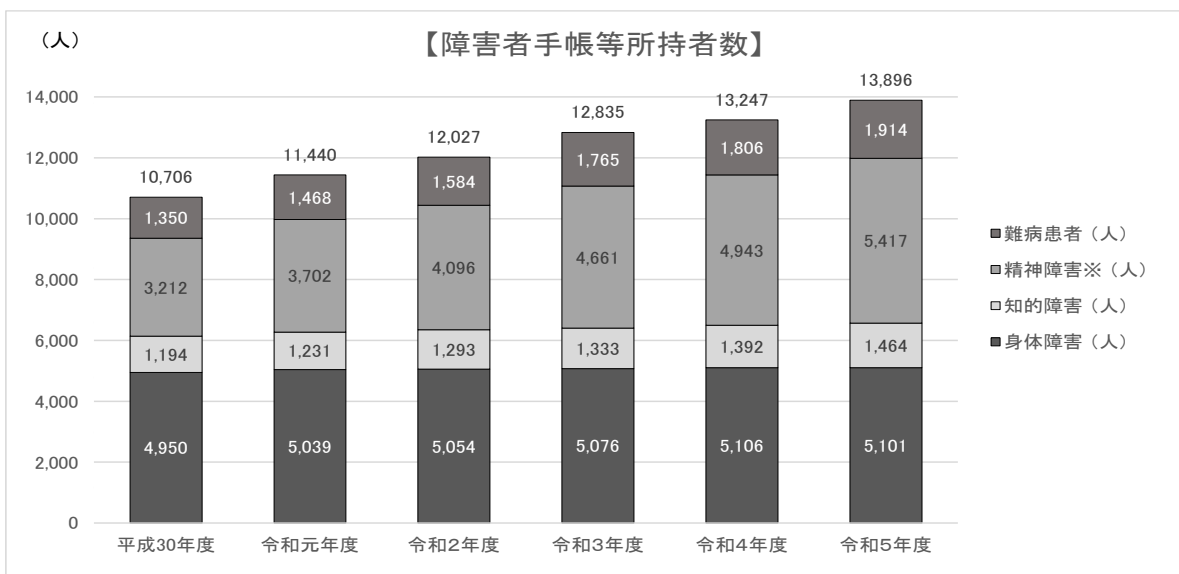
本市の人口と世帯数は年々増加しており、令和4年(2022年)には人口が251,383人、世帯数は114,418世帯となり、令和2年(2020年)から人口は約1万人、世帯数も約7,000世帯増加しています。 ※最終案では令和5年(2023年)の数値を本文及び表に記載します。



資料:住民基本台帳(各年10月1日時点)

2 障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院医療)受給者を含みます

第2節 障害者数等の推移

1 身体障害者の状況

身体障害者の障害種別を見ると、音声・言語・そしゃく機能障害と肢体不自由がやや減少していますが内部障害は増加しています。

【身体障害者手帳所持者数】

(単位:人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	1級	101	106	103	104	108	109
	2級	93	98	106	111	113	113
	3級	17	18	19	15	17	15
	4級	23	23	24	24	22	23
	5級	51	50	52	49	52	49
	6級	13	16	15	15	13	13
	合計	298	311	319	318	325	322
聴覚・平衡機能障害	1級	1	1	1	0	0	0
	2級	141	149	155	157	168	171
	3級	63	68	63	61	67	66
	4級	67	63	67	71	72	76
	5級	1	1	1	1	1	1
	6級	173	172	171	163	159	151
	合計	446	454	458	453	467	465
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	0	0	0	0	0	0
	2級	2	2	1	2	2	1
	3級	39	39	34	31	31	31
	4級	16	16	19	20	20	17
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	57	57	54	53	53	49
肢体不自由	1級	308	308	303	303	291	290
	2級	596	592	567	564	557	536
	3級	574	577	559	552	534	501
	4級	604	598	583	560	555	529
	5級	186	187	188	189	181	184
	6級	122	127	128	130	127	136
	合計	2,390	2,389	2,328	2,298	2,245	2,176
内部障害	1級	1,225	1,229	1,272	1,322	1,334	1,344
	2級	20	22	22	24	23	26
	3級	226	255	253	263	290	315
	4級	288	322	348	345	369	404
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	合計	1,759	1,828	1,895	1,954	2,016	2,089
合計	1級	1,635	1,644	1,679	1,729	1,733	1,743
	2級	852	863	851	858	863	847
	3級	919	957	928	922	939	928
	4級	998	1,022	1,041	1,020	1,038	1,049
	5級	238	238	241	239	234	234
	6級	308	315	314	308	299	300
	合計	4,950	5,039	5,054	5,076	5,106	5,101

※各年度4月1日時点

2 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加しています。特に等級「C」は、18歳未満でも18歳以上でも大きく増加しています。

【療育手帳所持者数】

(単位:人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	①	84	85	85	87	93	95
	A	83	75	79	73	79	84
	B	99	107	115	111	118	120
	C	139	138	151	169	165	191
	合計	405	405	430	440	455	490
18歳以上	①	201	207	221	225	233	244
	A	203	208	208	214	219	223
	B	201	204	209	218	235	244
	C	184	207	225	236	250	263
	合計	789	826	863	893	937	974
合計	①	285	292	306	312	326	339
	A	286	283	287	287	298	307
	B	300	311	324	329	353	364
	C	323	345	376	405	415	454
	合計	1,194	1,231	1,293	1,333	1,392	1,464

※各年度4月1日時点

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は「2級」を中心に、年々大きく増加しています。また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は平成30年度(2018年度)の2,090人から令和5年度(2023年度)の3,494人と大きく増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	106	105	112	121	118	131
2級	579	661	762	823	984	1,125
3級	437	429	491	532	556	667
合計	1,122	1,195	1,365	1,476	1,658	1,923

※各年度4月1日時点

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数】

(単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,090	2,507	2,731	3,185	3,285	3,494

※各年度4月1日時点

4 難病患者の状況

指定難病特定医療費受給者数は令和5年度(2023年度)では1,914人と平成30年度(2018年度)から約4割増加しています。

【指定難病特定医療費受給者】

(単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,350	1,468	1,584	1,765	1,806	1,914

※各年度4月1日時点

5 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者について、身体・知的については、年度によって増減が見られます。一方で精神については令和2年度(2020年度)以降大きく増加しており、令和4年度(2022年度)時点で、令和2年度(2020年度)の2倍以上の認定者数となっています。

【障害支援区分認定者数】 (単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
非該当	身体	0	0	0	0	0
	知的	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
1	身体	0	1	2	3	1
	知的	2	2	1	1	0
	精神	2	1	1	0	1
	合計	5	4	4	4	2
2	身体	12	7	10	23	11
	知的	27	20	20	19	27
	精神	39	50	43	33	71
	合計	74	75	73	75	109
3	身体	10	15	9	12	16
	知的	28	27	37	27	32
	精神	14	21	20	39	59
	合計	48	58	66	78	107
4	身体	9	8	14	11	11
	知的	62	38	35	53	36
	精神	8	3	4	14	12
	合計	74	48	53	78	59
5	身体	13	15	9	11	16
	知的	34	39	19	38	33
	精神	0	0	0	2	2
	合計	44	47	28	51	51
6	身体	43	38	45	47	40
	知的	34	40	19	23	25
	精神	0	1	1	1	1
	合計	57	59	65	71	66
合計	身体	87	84	89	107	95
	知的	187	166	131	161	153
	精神	63	76	69	89	146
	合計	302	291	289	357	394

※各年度3月31日時点。令和5年度は、7月末までの実績値
 ※全体は実認定者数。重複障害の場合は、各障害でそれぞれ算出しています。

第3節 障害のある児童・生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童・生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童・生徒数は年々増加しており、令和5年度(2023年度)の児童・生徒数は、平成30年度(2018年度)の児童・生徒数と比べて2倍近く増加しています。

つくば特別支援学校の児童・生徒数は、石岡特別支援学校の開校にともない令和元年度(2019年度)は大きく減少しましたが、令和3年度(2021年度)以降増加し、令和5年度(2023年度)には385人となっています。

伊奈特別支援学校の児童・生徒数は年々増加しており、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)にかけて77人増加しました。

石岡特別支援学校の児童・生徒数は、令和元年度(2019年度)に開校して以降、毎年増加し、令和4年度(2022年度)以降は200人を超えています。

【公立小中学校・義務教育学校特別支援学級数及び児童・生徒数】 (単位:学級、人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的	小学校	学級	25	28	29	33	42	48
		児童生徒	113	123	152	166	215	266
	中学校	学級	15	15	16	17	17	20
		児童生徒	46	53	60	75	86	107
	合計	学級	40	43	45	50	59	68
		児童生徒	159	176	212	241	301	373
自閉症・情緒	小学校	学級	60	67	71	77	84	101
		児童生徒	377	413	437	473	510	583
	中学校	学級	27	25	28	29	37	40
		児童生徒	128	137	150	166	208	214
	合計	学級	87	92	99	106	121	141
		児童生徒	505	550	587	639	718	797
言語	小学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	4	2	2	3	3	2
	中学校	学級	0	0	0	0	0	0
		児童生徒	0	0	0	0	0	0
	合計	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	4	2	2	3	3	2
難聴	小学校	学級	1	1	1	1	1	2
		児童生徒	5	4	5	5	7	10
	中学校	学級	1	1	1	1	1	1
		児童生徒	2	2	1	3	2	2
	合計	学級	2	2	2	2	2	3
		児童生徒	7	6	6	8	9	12
合計	小学校	学級	88	97	102	112	128	152
		児童生徒	499	542	596	647	735	861
	中学校	学級	42	41	45	47	55	61
		児童生徒	176	192	211	244	296	323
	合計	学級	130	138	147	159	183	213
		児童生徒	675	734	807	891	1,031	1,184

※各年度5月1日時点

※公立小・中学校の特別支援学級は必要な支援によって組み分けされているため、障害の種別とは異なります。

【公立小中学校・義務教育学校通級指導教室設置校数】 (単位:校)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情緒	1	1	3	4	4	6
LD.ADHD	3	3	3	3	3	4

※各年度5月1日時点

【つくば特別支援学校の児童・生徒数】 (単位:学級、人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害 教育部門	小学部	学級	25	26	26	28	27	30
		児童生徒	93	95	104	113	112	126
	中学部	学級	18	16	16	14	14	16
		児童生徒	77	70	58	63	58	64
	高等部	学級	18	14	14	13	13	13
		児童生徒	113	77	74	70	76	71
	合計	学級	61	56	56	55	54	59
		児童生徒	283	242	236	246	246	261
肢体 不自由 教育部門	小学部	学級	25	23	23	22	23	24
		児童生徒	63	61	57	53	60	62
	中学部	学級	11	13	13	12	14	14
		児童生徒	25	30	29	33	34	35
	高等部	学級	10	9	9	9	11	10
		児童生徒	28	23	24	22	27	27
	合計	学級	46	45	45	43	48	48
		児童生徒	116	114	110	108	121	124
合計	小学部	学級	50	49	49	50	50	54
		児童生徒	156	156	161	166	172	188
	中学部	学級	29	29	29	26	28	30
		児童生徒	102	100	87	96	92	99
	高等部	学級	28	23	23	22	24	23
		児童生徒	141	100	98	92	103	98
	合計	学級	107	101	101	98	102	107
		児童生徒	399	356	346	354	367	385

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

【伊奈特別支援学校の児童・生徒数】 (単位:学級、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	学級	28	31	30	35	38	37
	児童生徒	110	119	125	143	158	154
中学部	学級	15	18	18	19	19	19
	児童生徒	67	75	77	84	81	88
高等部	学級	16	16	16	16	17	19
	児童生徒	94	93	90	86	98	106
合計	学級	59	65	64	70	74	75
	児童生徒	271	287	292	313	337	348

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

【石岡特別支援学校の児童・生徒数】

(単位:学級、人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	学級		16	18	17	21	20
	児童生徒		58	68	74	85	85
中学部	学級		9	9	9	12	13
	児童生徒		40	38	39	47	54
高等部	学級		10	11	12	11	11
	児童生徒		56	59	68	70	63
合計	学級		35	38	38	44	44
	児童生徒		154	165	181	202	202

※各年度5月1日時点

※つくば市外の児童・生徒を含んでいます。

2 特別支援学校卒業生の進路状況

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した66人全員が、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校高等部を卒業した35人の進路は、日中系サービスが28人、就労が6人、進学が1人となっています。伊奈特別支援学校高等部を卒業した28人の進路は、日中系サービスが16人、就労が12人となっています。石岡特別支援学校高等部を卒業した19人の進路は、日中系サービスが11人、施設入所が4人、就労が3人、グループホームが1人などとなっています。

【つくば特別支援学校 進路状況】

■知的障害教育部門

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
中学部	進学	特別支援学校高等部	22	28	16	28	15
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校	0	0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)	0	0	0	0	0	
	在宅	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
	合計		22	28	16	28	15
	卒業生数		22	28	16	28	15
	高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0
専攻科			0	0	0	0	0
その他の高等学校			0	0	0	0	0
就労		一般事業所	0	0	2	2	4
		その他就労継続支援A型含む	6	4	2	4	2
訓練校		0	0	0	0	0	
障害福祉サービス		施設入所	10	1	0	0	0
		グループホーム	2	1	0	0	0
		日中系サービス	32	23	20	16	19
地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	1	0	0	0	
在宅		1	0	0	1	0	
その他		0	1	1	0	0	
合計			51	31	25	23	25
卒業生数			45	28	25	23	25

■肢体不自由教育部門

(単位:人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学部	進学	特別支援学校高等部	6	10	8	11	9
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		6	10	8	11	9
	卒業生数		5	10	8	11	9
高等部	進学	大学・専門学校	0	1	2	1	1
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	1	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	1	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	11	7	4	5	9
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		2	0	1	0	0
	在宅		0	0	1	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		13	10	8	6	10
卒業生数		11	10	8	6	10	

【伊奈特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学部	進学	特別支援学校高等部	17	26	22	28	27
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	0	0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む	0	0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	0	0	0	0	0
		グループホーム	0	0	0	0	0
		日中系サービス	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	1	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		17	27	22	28	27
	卒業生数		17	27	22	28	27
高等部	進学	大学・専門学校	0	0	0	0	0
		専攻科	0	0	0	0	0
		その他の高等学校	0	0	0	0	0
	就労	一般事業所	9	12	18	10	11
		その他就労継続支援A型含む	0	2	2	2	1
	訓練校		0	0	0	0	0
	障害福祉サービス	施設入所	1	0	0	0	0
		グループホーム	0	2	0	0	0
		日中系サービス	16	16	17	12	16
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	0
	在宅		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		26	32	37	24	28
卒業生数		26	30	37	24	28	

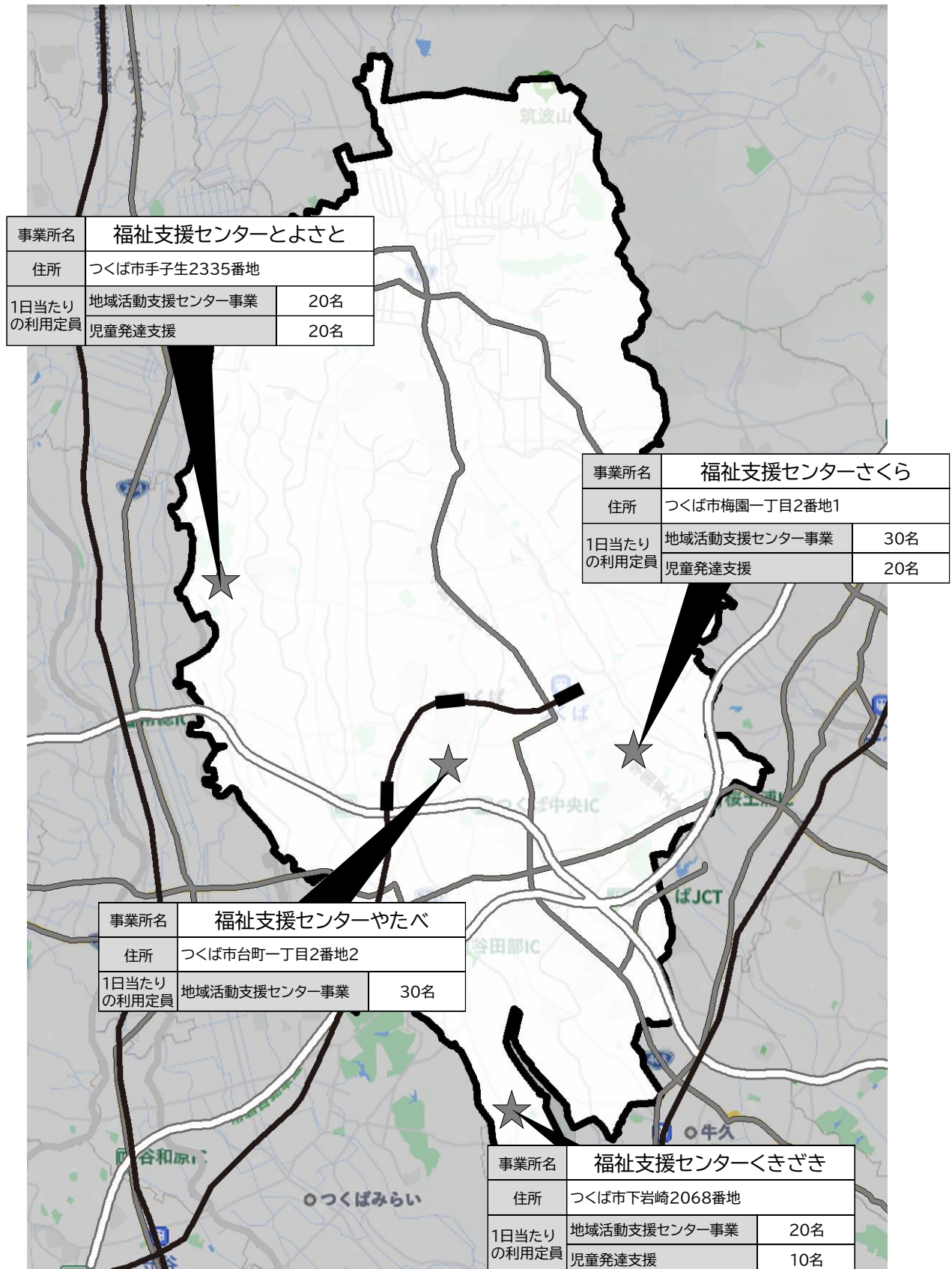
【石岡特別支援学校 進路状況】

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
中学部	進学	特別支援学校高等部		17	15	9	15
		その他の高等学校		0	0	0	0
	就労	一般事業所		0	0	0	0
		その他就労継続支援A型含む		0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所		0	0	0	0
		グループホーム		0	0	0	0
		日中系サービス		0	0	0	0
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		0	0	0	0	
	在宅		0	0	1	0	
	その他		0	0	0	0	
	合計			17	15	10	15
	卒業生数			17	15	10	15
高等部	進学	大学・専門学校		0	0	0	0
		専攻科		0	0	0	0
		その他の高等学校		1	0	0	0
	就労	一般事業所		5	3	4	3
		その他就労継続支援A型含む		0	0	0	0
	訓練校		0	0	0	0	
	障害福祉サービス	施設入所		2	4	3	4
		グループホーム		0	0	0	1
		日中系サービス		8	7	15	11
	地域活動支援センター(つくば市福祉支援センター等)		1	0	0	0	
	在宅		0	0	0	0	
	その他		0	0	0	1	
	合計			17	14	22	20
卒業生数			17	14	22	19	

第4節 障害者(児)施設の状況

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。



第5節 障害者福祉に関するアンケート調査の概要

障害者の心身の状況・置かれている環境、今後の意向等を把握し、本計画の基礎資料とするため、「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

1 調査の概要

対象者 市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの人、難病患者福祉金を受給している人の中から、無作為に抽出された 2,300 人

調査方法 郵送による配布・回収

調査期間 令和4年11月1日(火)～令和4年12月2日(金)

回収状況	調査対象者数(A)	有効回答者数(B)	有効回答率(B÷A)
	2,300	982	42.7%

※以下、調査結果の中では、回答者の総数を「n」で表しています。また、重複障害者は、各障害で集計しているため、「n」の合計は、有効回答数(B)と一致しません。

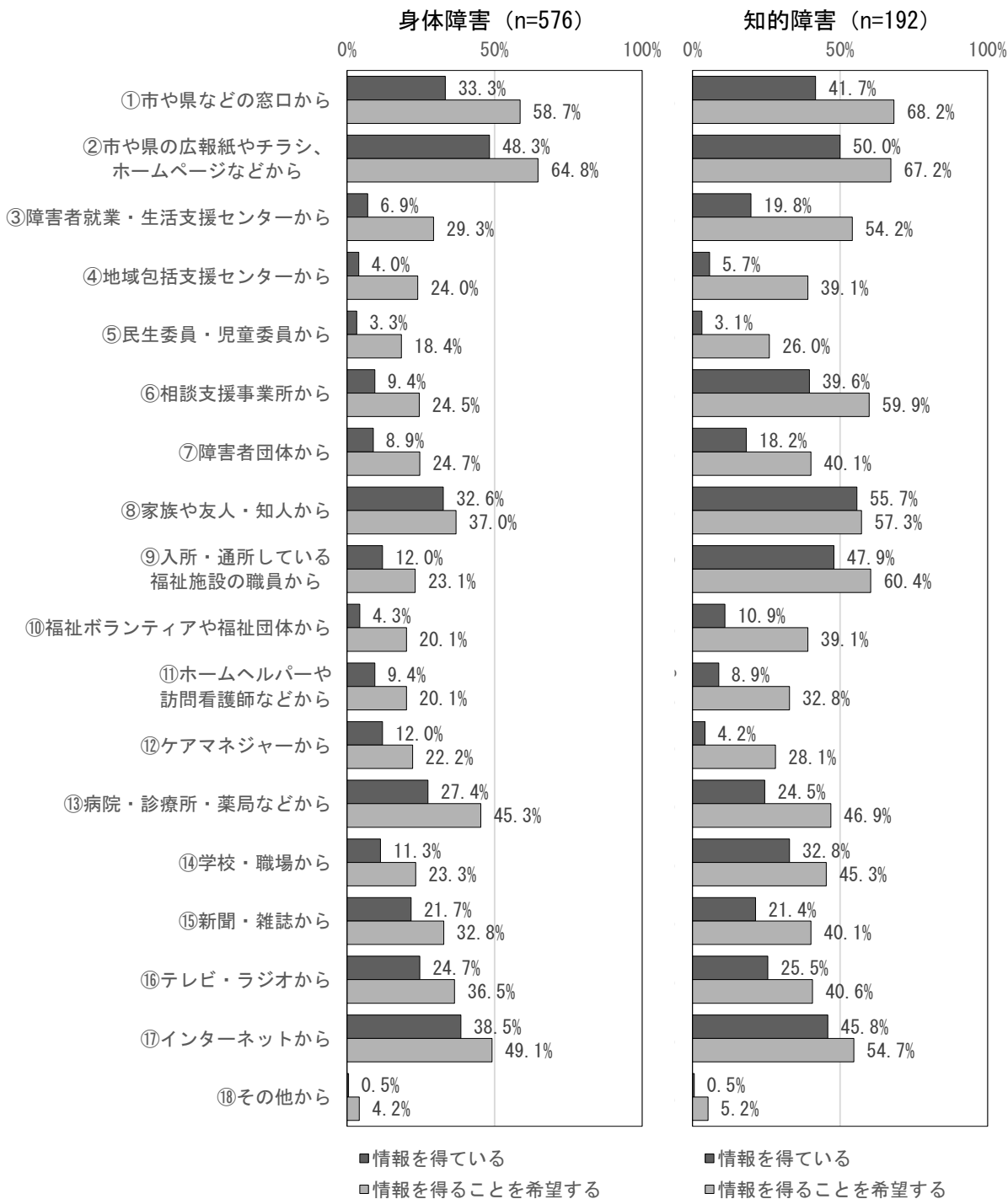
2 主な調査結果

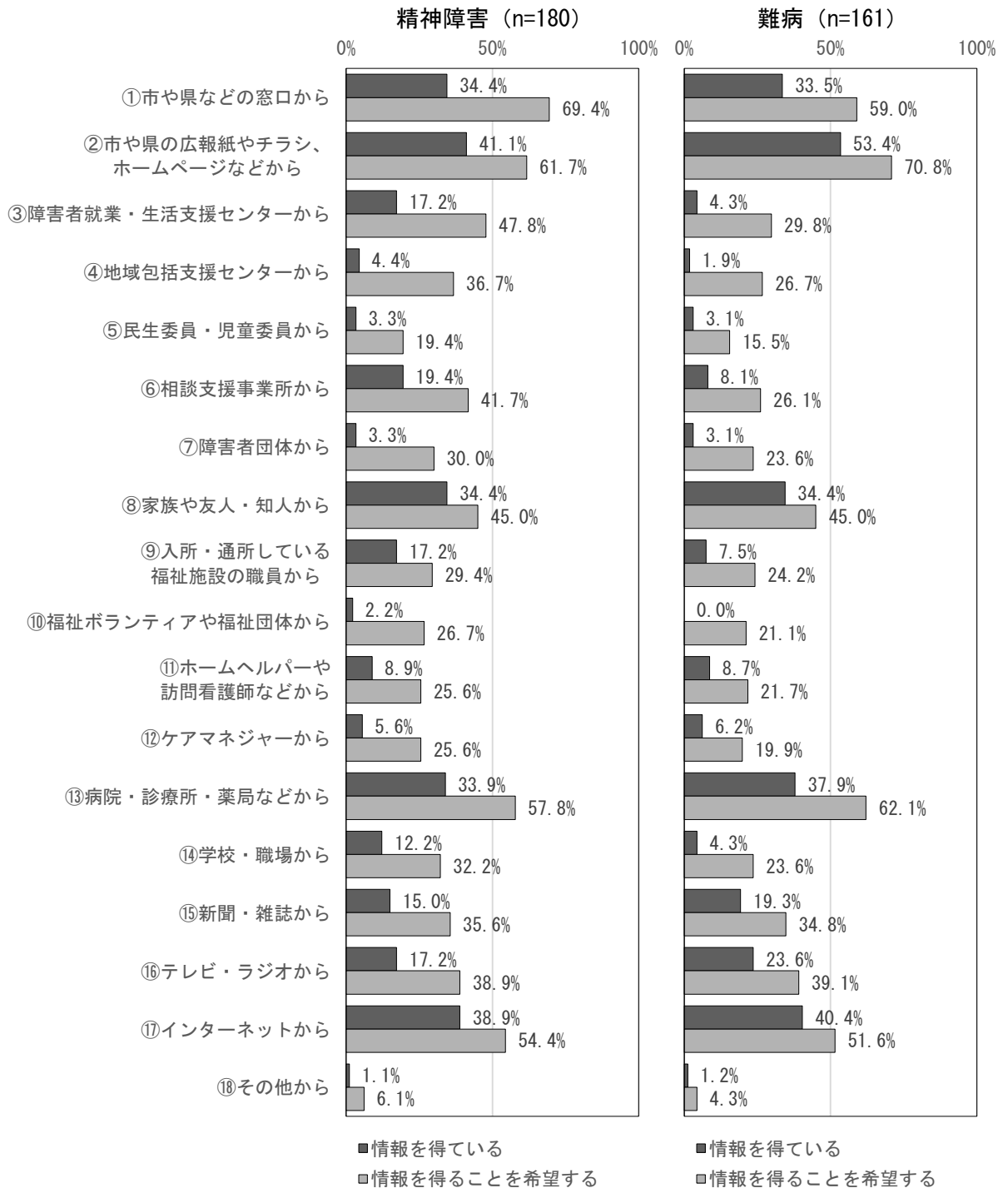
(1) 情報の入手について

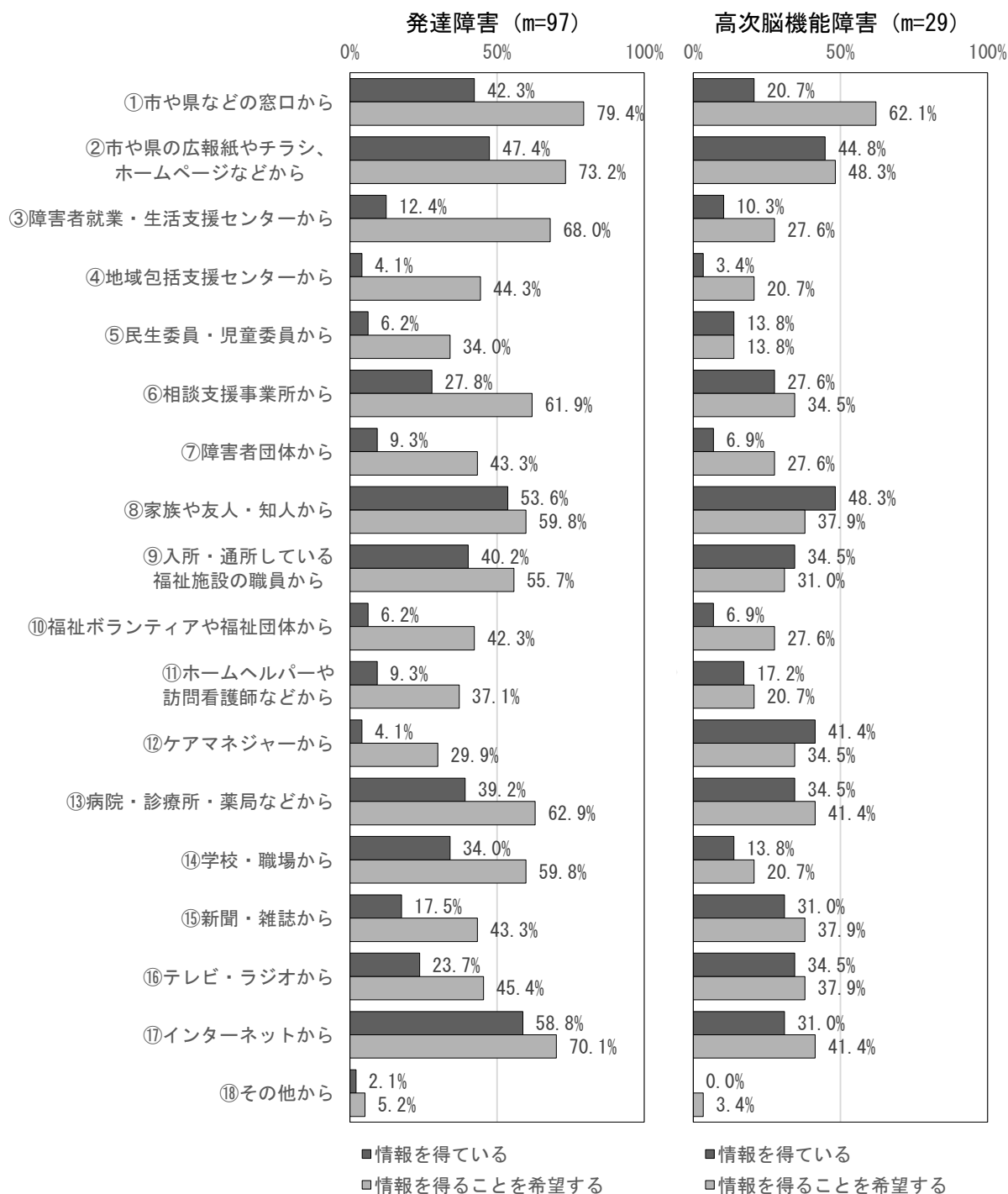
【福祉サービス等の情報の入手について】

現在情報を得ているところとして、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」では「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」「⑭学校・職場から」が、「高次脳機能障害」では「⑫ケアマネジャーから」なども多くなっています。

今後情報を得たいところは、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「③障害者就業・生活支援センターから」「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」ではそれらに加えて、「⑭学校・職場から」などが多くなっています。

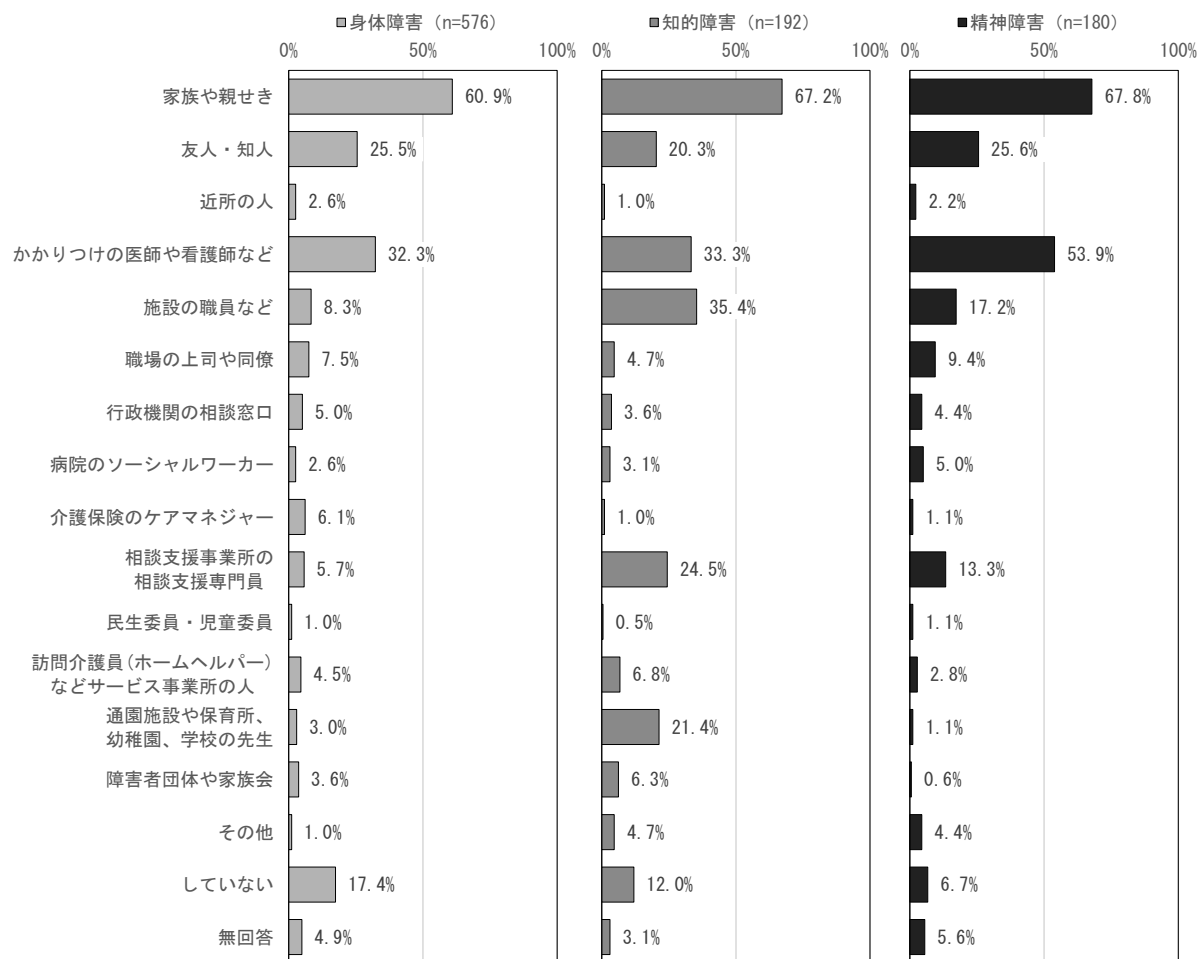


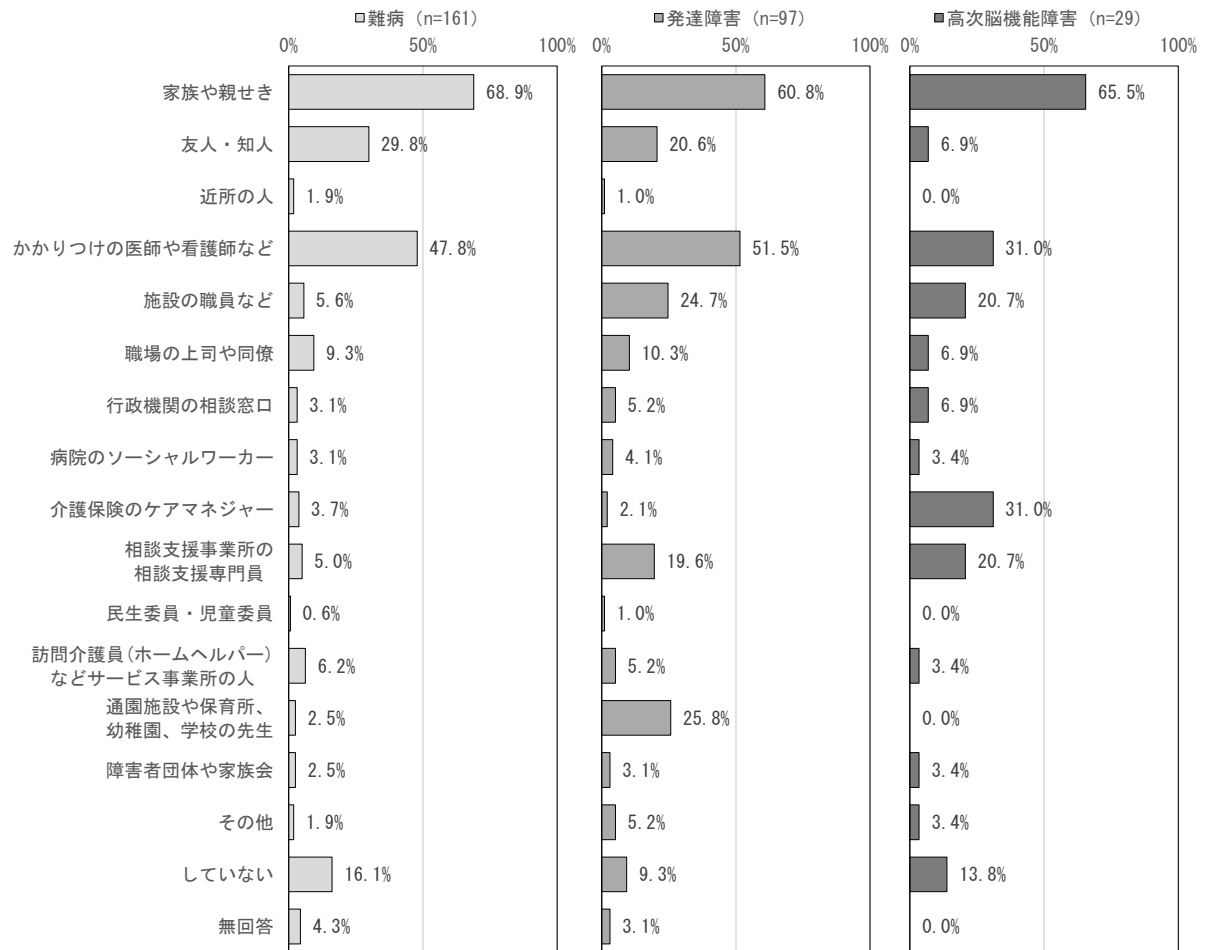




【日常生活で困ったことや悩みごとの相談先】

いずれの障害も「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師など」「友人・知人」が多いですが、「知的障害」「発達障害」では「施設の職員など」「相談支援事業所の相談支援専門員」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が、「高次脳機能障害」では「施設の職員など」「介護保険のケアマネジャー」「相談支援事業所の相談支援専門員」なども多くなっています。



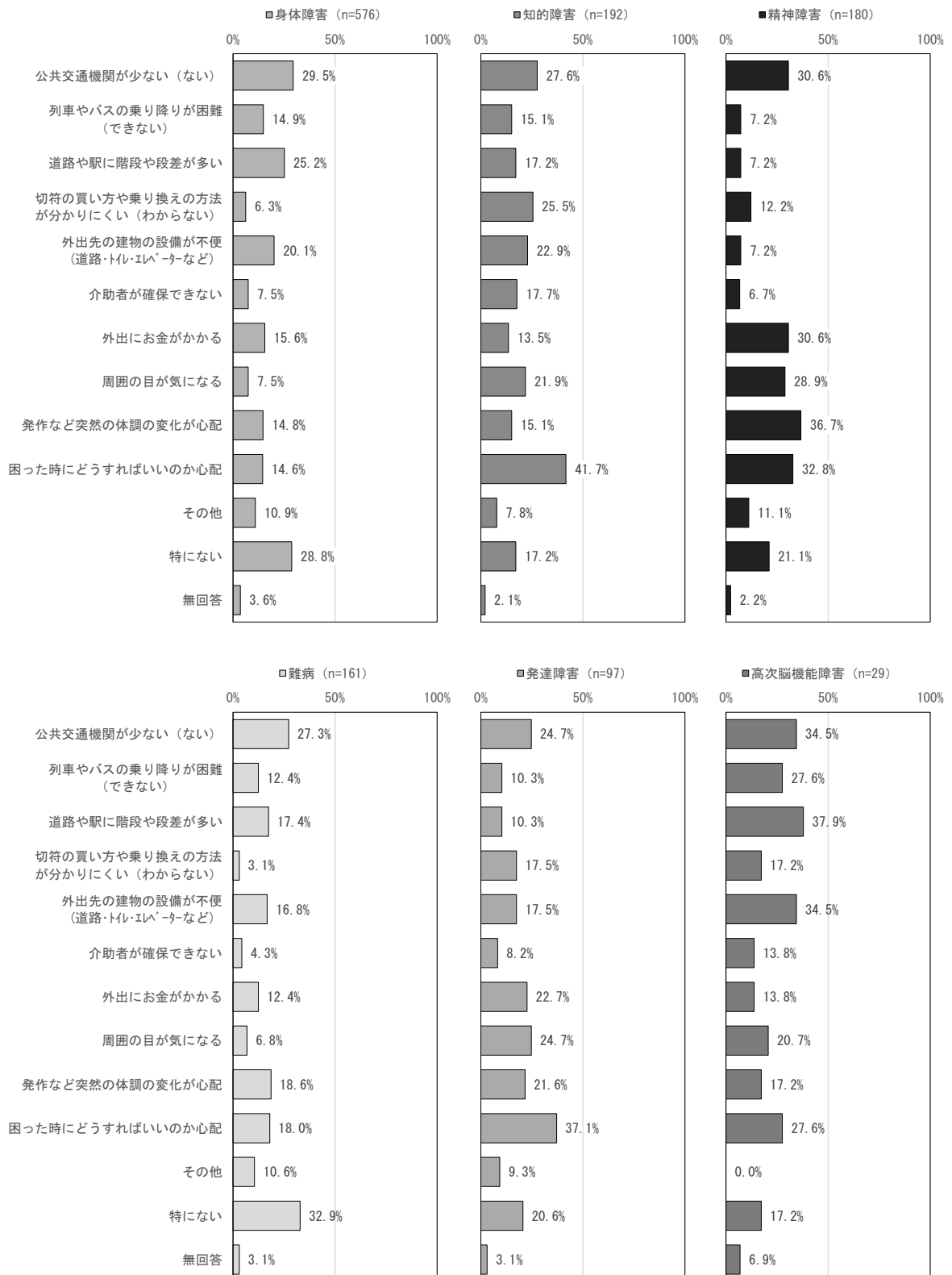


(2) 外出等について

【外出時に困ること】

「困った時にどうすればいいの心配」が「知的障害」で41.7%、「発達障害」で37.1%、「発作など突然の体調の変化が心配」が「精神障害」で36.7%と最も多くなっています。

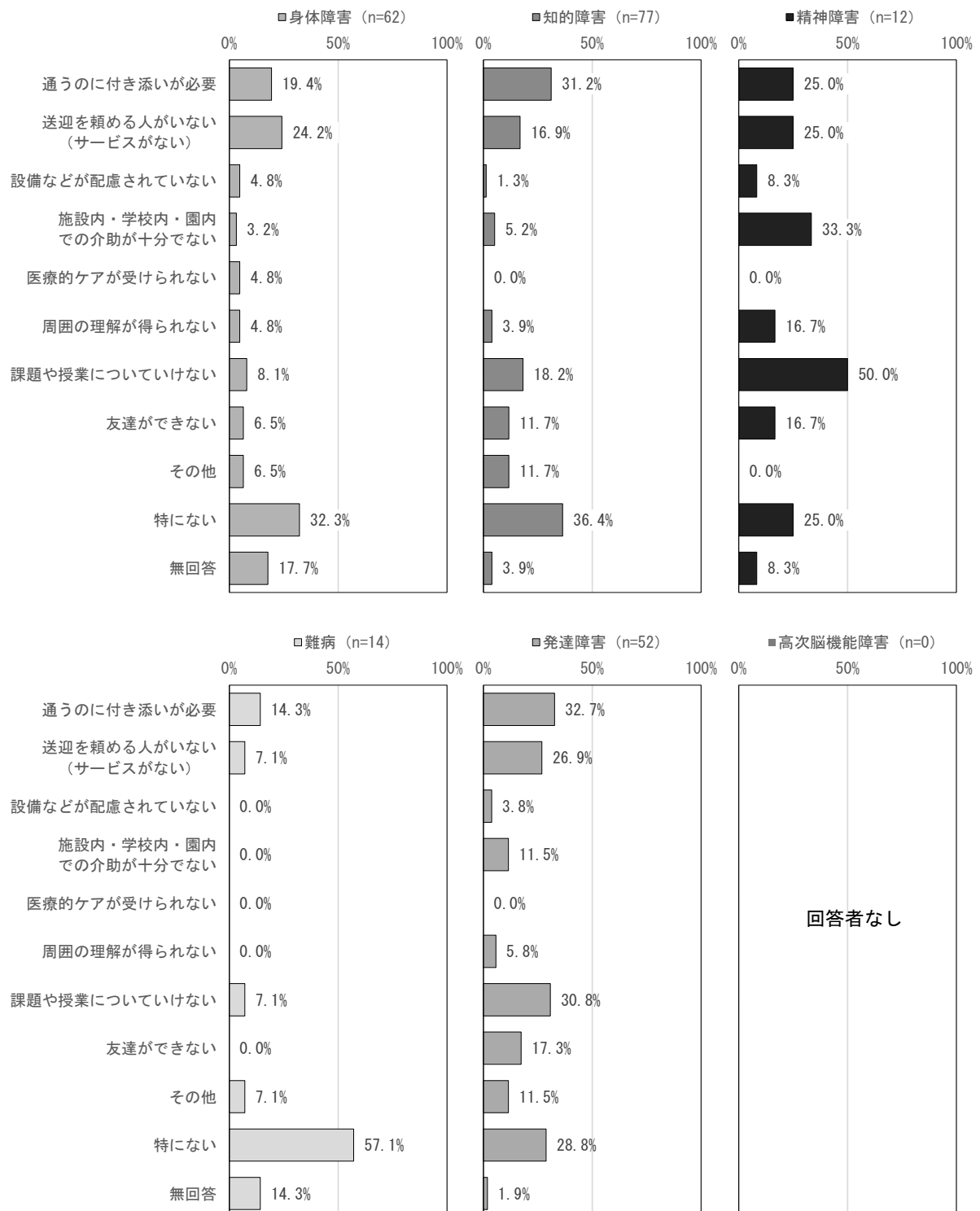
また、「公共交通機関が少ない(ない)」が、どの障害でも多く挙げられています。



【施設・学校・保育所等に通うにあたって困ること】

「身体障害」「知的障害」「難病」では「特にない」が最も多くなっていますが、「精神障害」では「課題や授業についていけない」が 50.0%、「発達障害」では「通うのに付き添いが必要」が 32.7%と最も多くなっています。

「その他」では、距離が遠かったり、公共交通機関が少なかったりするため、通うのに時間がかかるなどといった回答がありました。



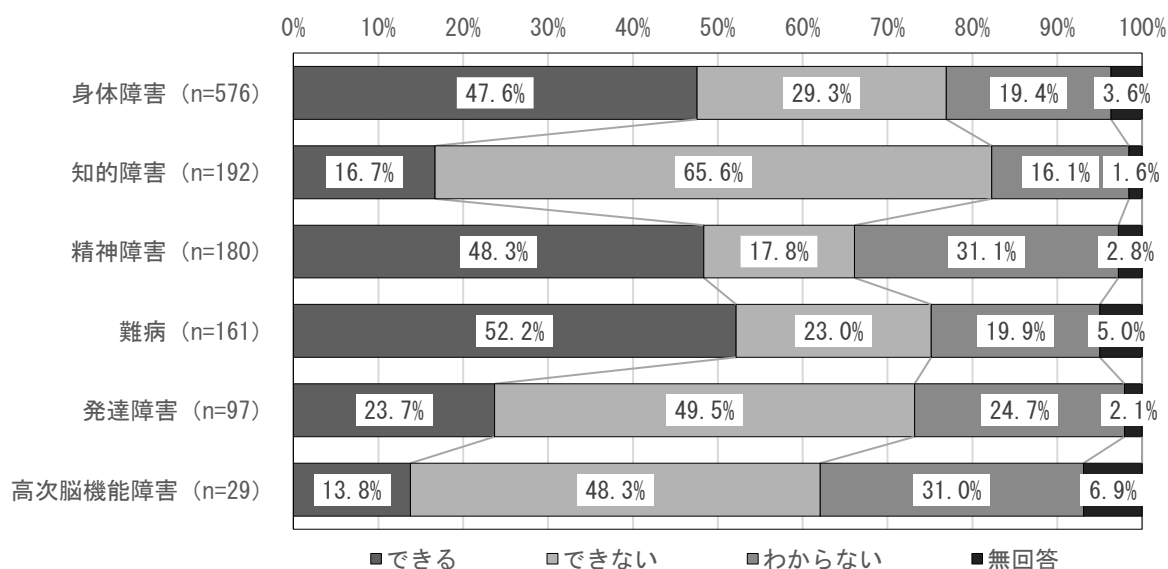
(3) 災害時の避難等について

【一人で避難/近所に助けてくれる人】

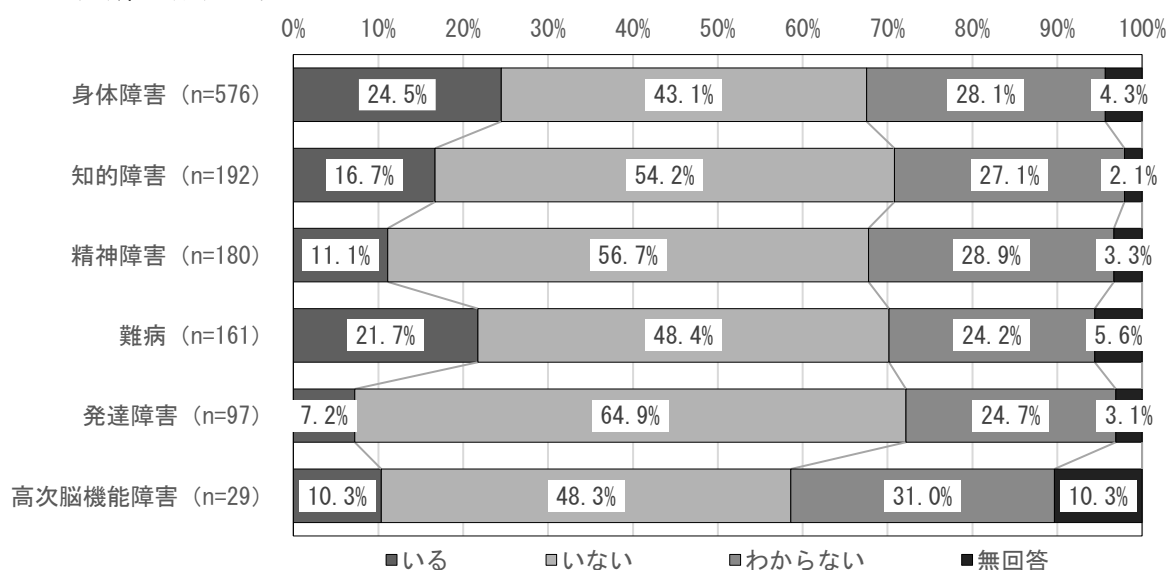
災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できる」が「身体障害」で 47.6%、「精神障害」では 48.3%、「難病」では 52.2%と約半数となっていますが、「できない」が「知的障害」では 65.6%、「発達障害」では 49.5%、「高次脳機能障害」では 48.3%と多くなっています。

家族が不在の時や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、いずれの障害でも「いない」が最も多く、「知的障害」と「精神障害」では5割、「発達障害」では6割を超えています。

●一人で避難ができる

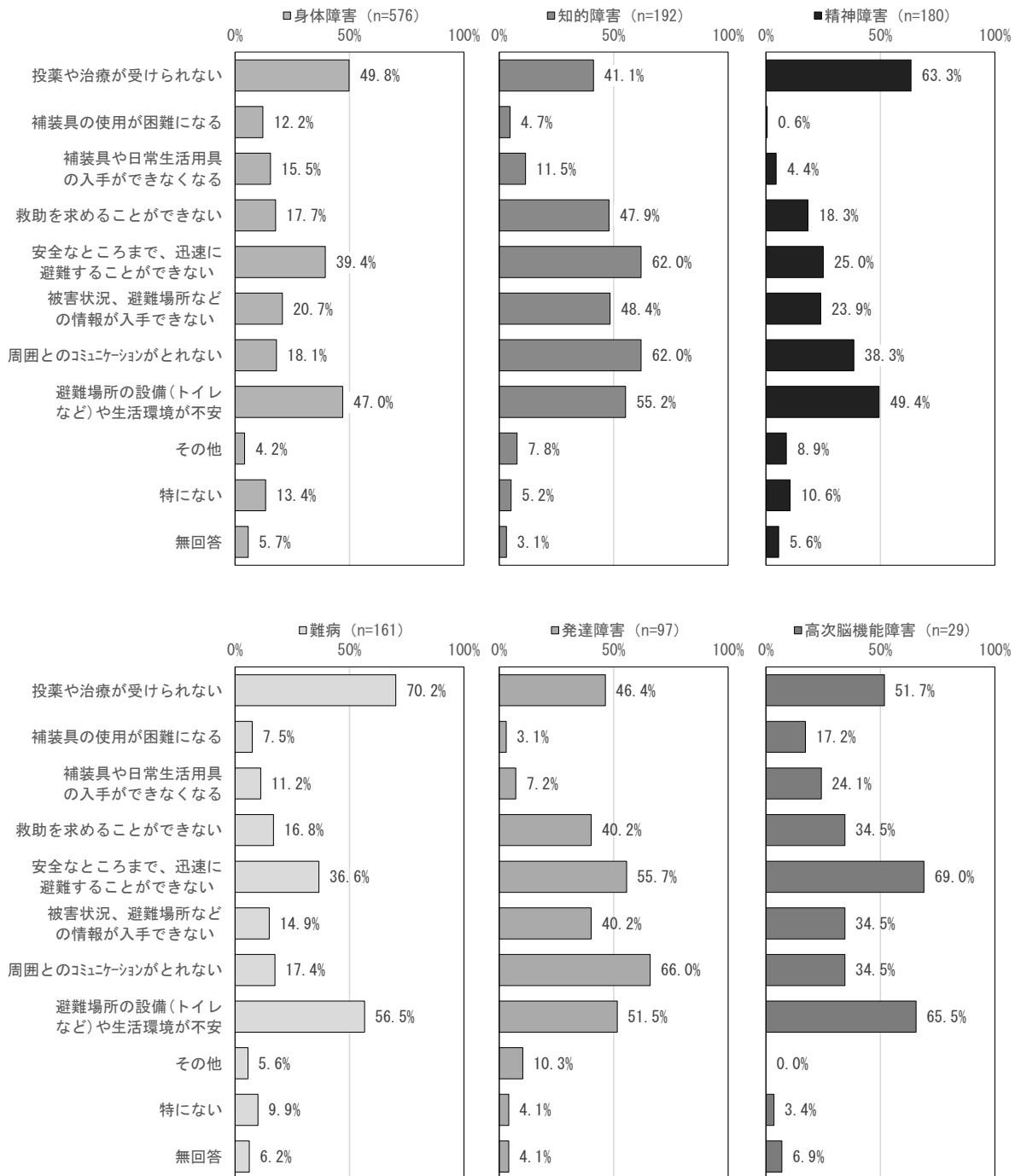


●近所に助けてくれる人がいる



【災害時に困ること】

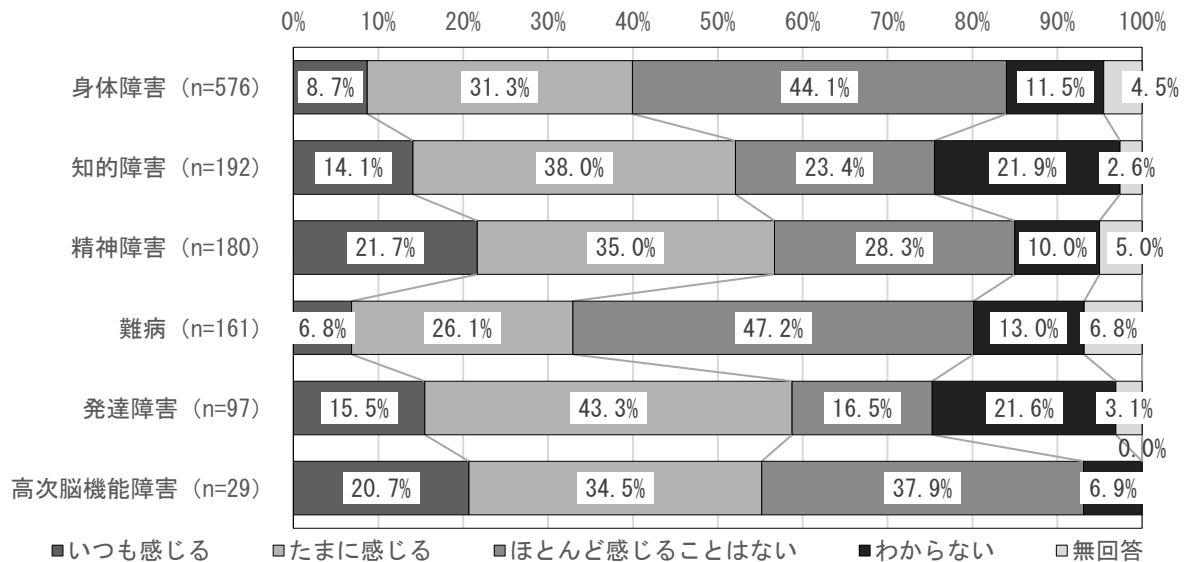
いずれの障害でも「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多い中、「知的障害」や「発達障害」では「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」も多くなっています。



(3) 権利擁護、差別や偏見について

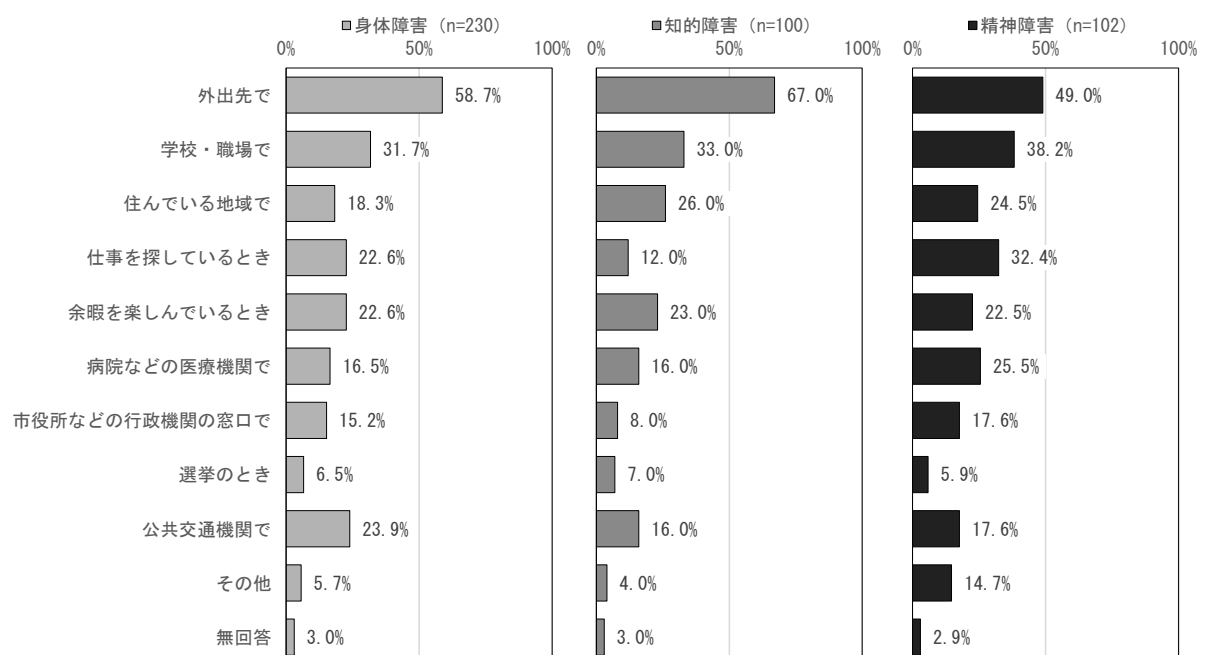
【いやな思いをしたり差別を感じたこと】

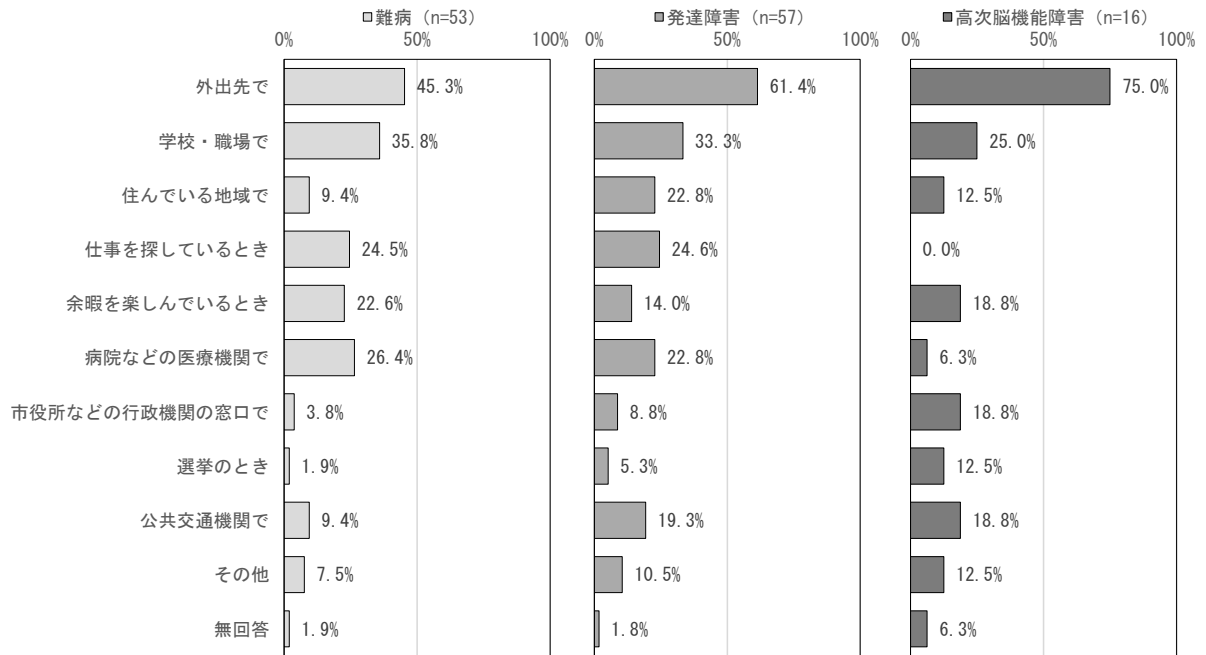
「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「知的障害」では 52.1%、「精神障害」では 56.7%、「発達障害」では 58.8%、「高次脳機能障害」では 55.2%と半数を超えています。



【いやな思いをしたり差別を感じた場所】

いずれの障害も「外出先で」が最も多くなっていますが、「精神障害」「難病」「発達障害」では「病院などの医療機関で」も多くなっています。

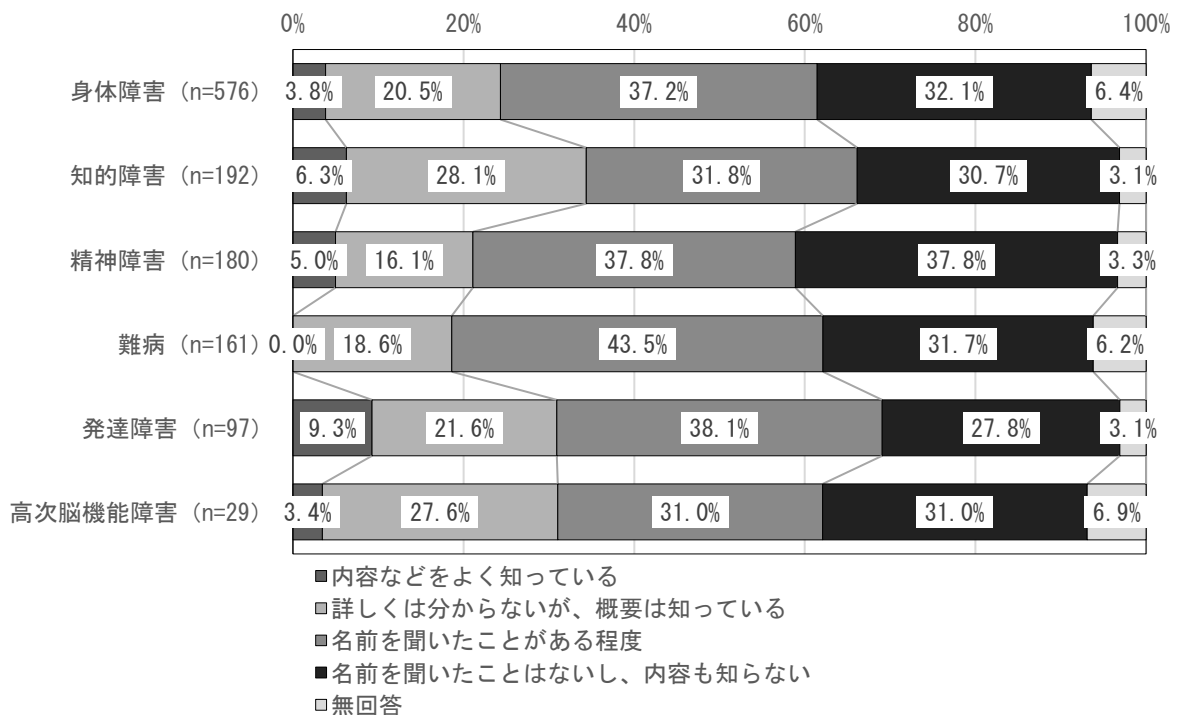




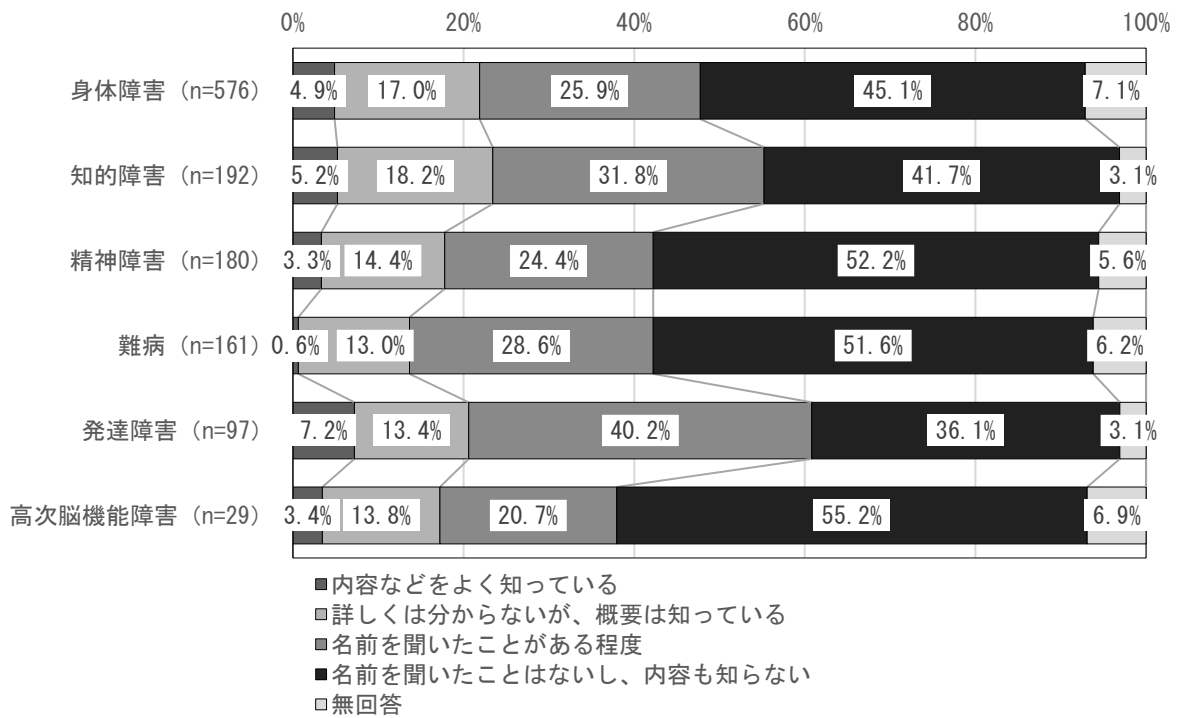
【権利擁護について(認知度)】

障害者の権利擁護のための「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度」の認知度はいずれも「内容などをよく知っている」「詳しくは分からないが概要は知っている」を合わせても半数には届いていません。

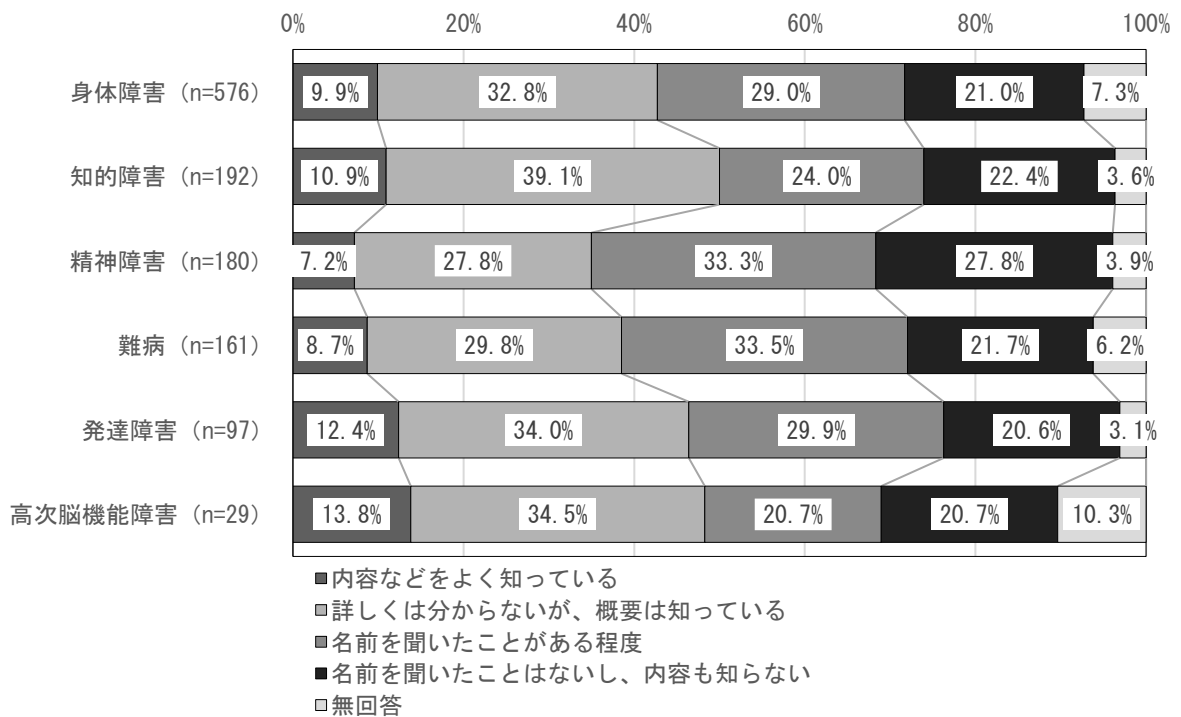
●障害者虐待防止法



●障害者差別解消法



●成年後見制度

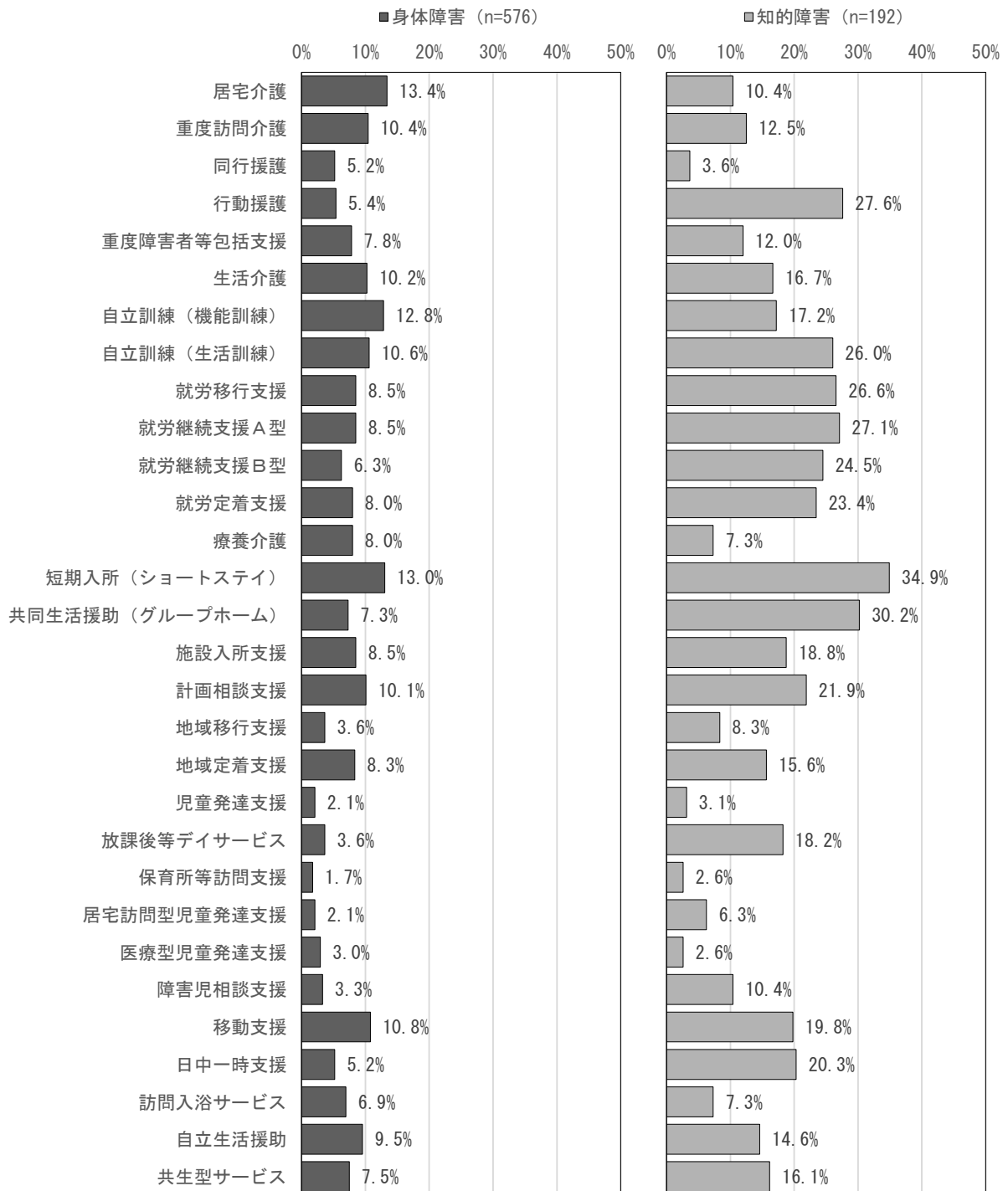


(4) 障害福祉サービス等について

【今後利用したい障害福祉サービス】

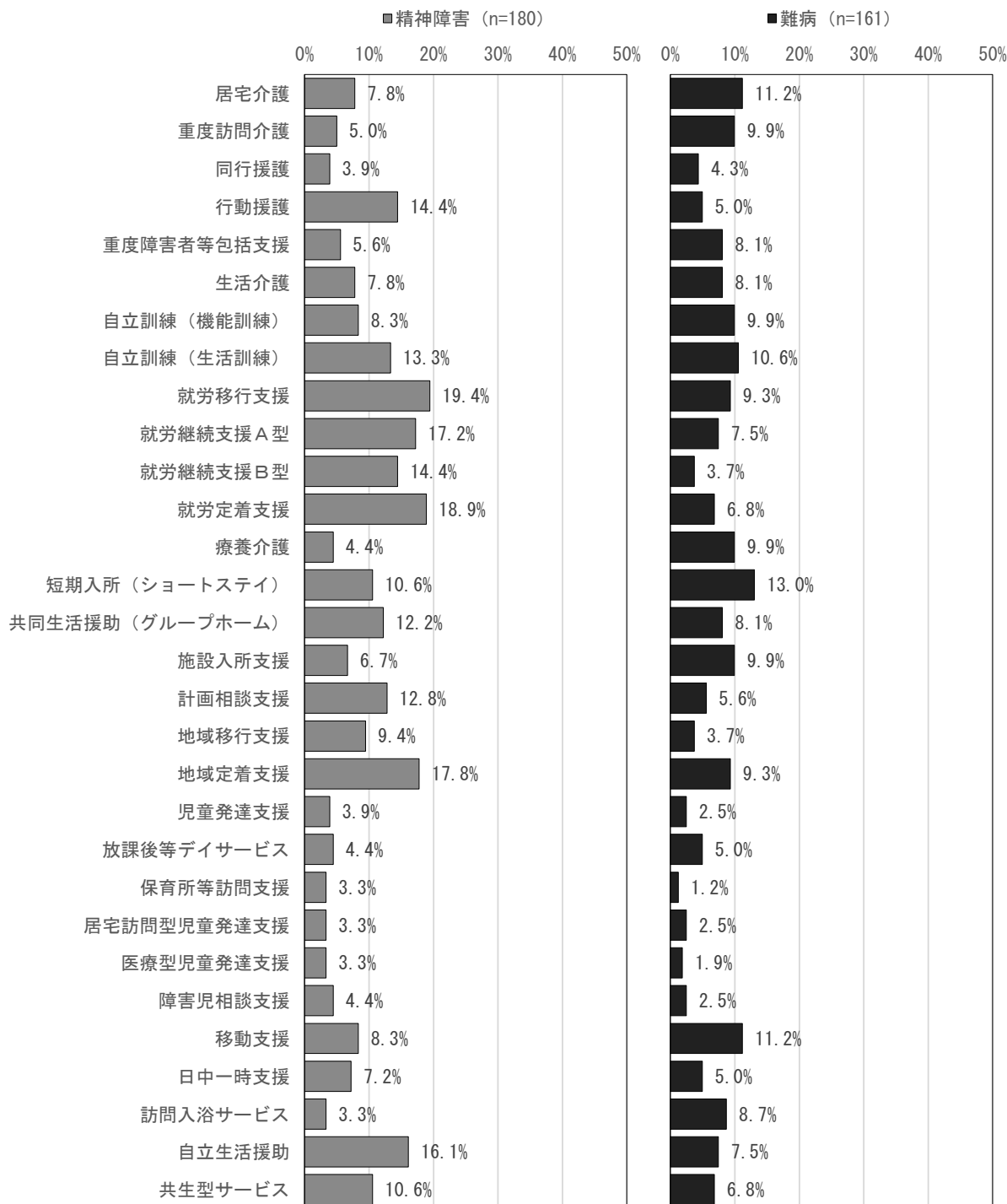
身体障害では、希望の多い順に「居宅介護」(13.4%)、「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「自立訓練(機能訓練)」(12.8%)、「移動支援」(10.8%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)、「重度訪問介護」(10.4%)、「生活介護」(10.2%)などとなっています。

知的障害では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(34.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(30.2%)、「行動援護」(27.6%)、「就労継続支援A型」(27.1%)、「就労移行支援」(26.6%)、「自立訓練(生活訓練)」(26.0%)などとなっています。



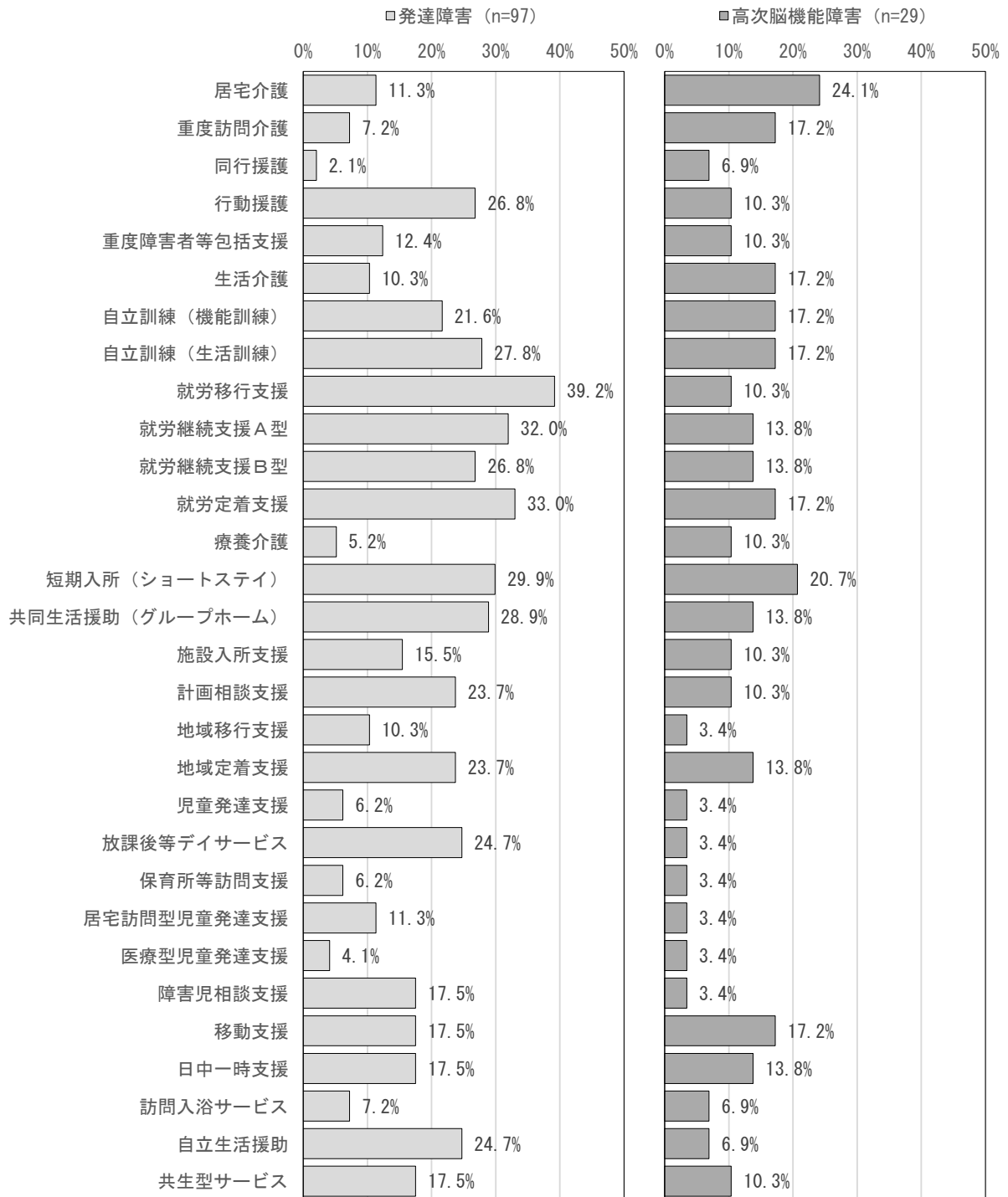
精神障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(19.4%)、「就労定着支援」(18.9%)、「地域定着支援」(17.8%)、「就労継続支援A型」(17.2%)、「自立生活援助」(16.1%)、「行動援護」「就労継続支援B型」(14.4%)などとなっています。

難病では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「居宅介護」「移動支援」(11.2%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)などとなっています。



発達障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(39.2%)、「就労定着支援」(33.0%)、「就労継続支援A型」(32.0%)、「短期入所(ショートステイ)」(29.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(28.9%)、「自立訓練(生活訓練)」(27.8%)などとなっています。

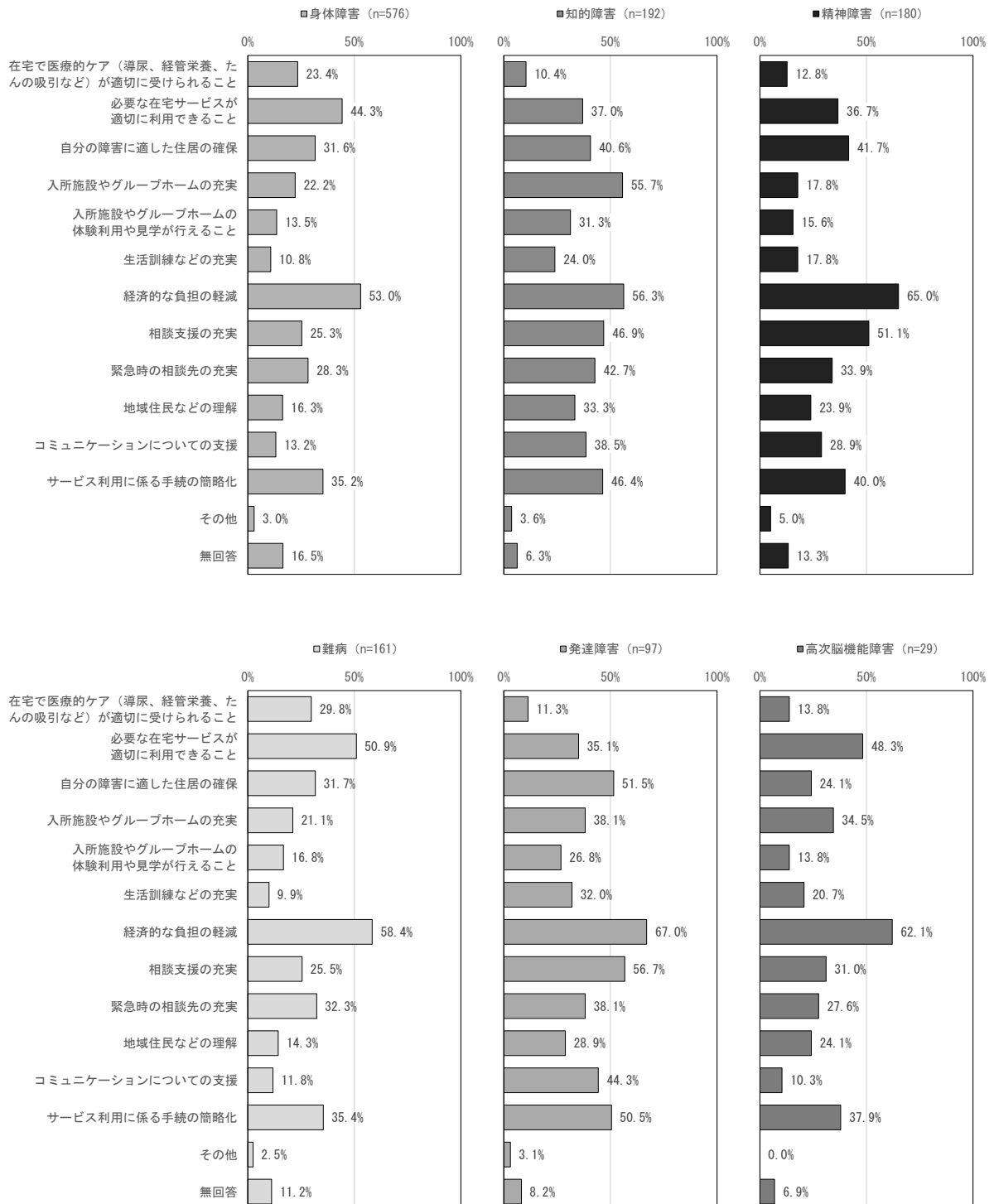
高次脳機能障害では、希望の多い順に「居宅介護」(24.1%)、「短期入所(ショートステイ)」(20.7%)、「重度訪問介護」「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労定着支援」「移動支援」(17.2%)などとなっています。



(5) 地域生活について

【地域での生活に必要なこと】

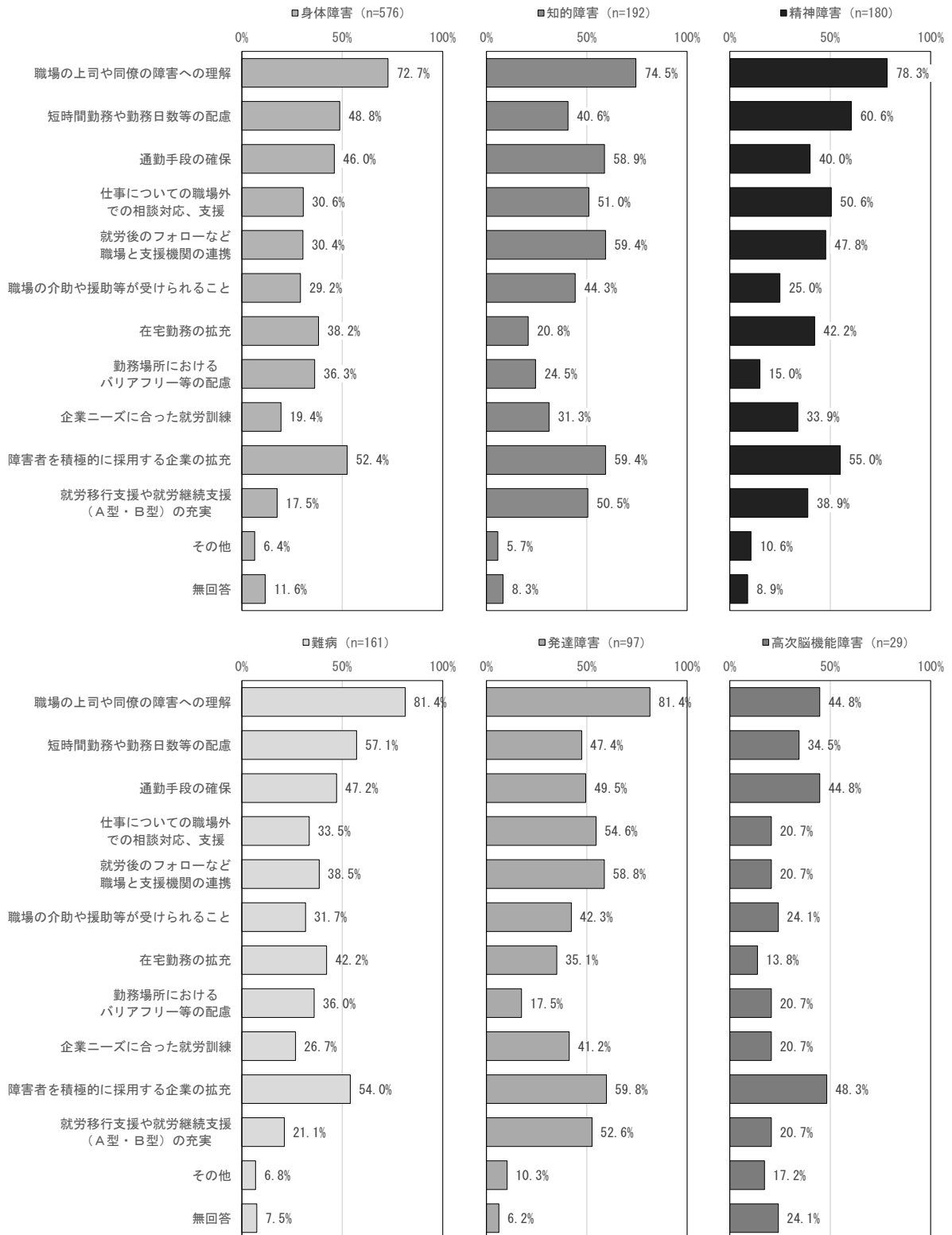
いずれの障害も「経済的な負担の軽減」との回答が最多となっており、それぞれ5割を超えています。知的障害と発達障害では「入所施設やグループホームの充実」「コミュニケーションについての支援」が他と比べて多くなっています。



(6) 就業について

【障害のある人が就労するために必要なこと】

いずれの障害も「職場の上司や同僚の障害への理解」や「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多い傾向ですが、「知的障害」「精神障害」「発達障害」では「仕事について職場外での相談対応、支援」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）の充実」も多く求めています。



第6節 ヒアリング結果の概要

障害者関係団体の皆様から、活動の状況や今後の意向等のご意見をお聞きし、本計画の基礎資料とするため、「関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

1 調査の概要

- | | |
|------|---|
| 対象者 | 市内の障害者関係団体 |
| 調査方法 | ヒアリング調査票を郵便配布し、団体から回答を回収するとともに、希望する団体にはインタビューも行った。 |
| 調査期間 | 令和4年11月 |
| 調査内容 | <ul style="list-style-type: none">① 団体情報② つくば市への障害施策に求めること<ul style="list-style-type: none">(1) 活動上の問題(2) 障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて(3) 生活環境について(4) 安全・安心な暮らしについて(5) 差別の解消・権利擁護について(6) 障害福祉サービスについて(7) 相談・情報提供について(8) 医療・保健について(9) 教育・保育・療育について(10) 雇用・就労について(11) 生涯学習、文化・スポーツ活動について(12) 地域生活拠点等の整備について③ 今後の活動方針について④ 意見・要望 |

2 調査結果(主な意見)

(1) 団体の状況や今後の障害者施策に求めるものについて

【活動上の問題について】

項目	件数
1.新規メンバーの加入が少ない	10件
2.メンバーの高齢化や世代の偏りがある	5件
3.メンバーが仕事・家事などで忙しい	5件
4.活動メンバーの専門性が不足している	2件
5.役員のなり手がいない	10件
6.会議や活動場所の確保で苦労している	7件
7.活動がマンネリ化している	3件
8.活動資金が不足している	4件
9.活動に必要な情報が集まらない	1件
10.情報発信する場や機会が乏しい	5件
11.障害者ニーズにあった活動ができていない	3件
12.他の団体と交流する機会が乏しい	1件
13.その他	3件

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

- ◆ コロナ禍の為、イベント等が中止になることも多く、外に出る機会も少なくなり、まわりの理解が進んでいないと感じる。
- ◆ 法律だけではなく、自治体、市区町村がインクルーシブ教育を受けられる様なまちづくりをお願いしたい。
- ◆ 障害のある人が子どものころから、地域で一緒に育っていくことが出来るような環境づくりが必要。
- ◆ バリアフリーマップの拡充や合理的配慮施策導入店舗の紹介・マップの作成。

【生活環境について】

- ◆ 公共施設を作るときに設計段階から障害当事者の意見を聞く仕組みが必要。
- ◆ つくば市中心部は良くなってきていると思うが、郊外に行くともだまだ住みにくい。
- ◆ 少なくとも公共施設や公共交通機関ではバリアフリーが必要。全車がバリアフリーになるまでは、低床バスなどの運行スケジュールは分かりやすく公開すべき。
- ◆ 出かける人を支援するヘルパーの増加と育成を行う。

【安全・安心な暮らしについて】

- ◆ 障害のある人も参加できる地域での避難訓練の実施。
- ◆ 要支援者名簿があるので、福祉避難所の開設を希望者に通知できると良い。
- ◆ 防犯について、支援されることに慣れた障害者は人を疑うことをしない。だまされたり、奪われたりすることに対する防衛方法がない。

【差別の解消・権利擁護について】

- ◆ 障害のある人も関係ある法律についてはきちんと勉強する必要がある。だから自学、また、法律に対する理解しやすい説明会が必要。
- ◆ 市民の障害理解を推進するためにも、まずは市職員の障害理解研修などを進め、差別解消に向けた具体的取り組みを進めてはどうか。
- ◆ 幼少期から障害のある子もない子も、ともに過ごすことができる機会の創出。
- ◆ 合理的な配慮については本人や家族、専門家の意見を聞いた施策が必要。公的な行為ができるようにしてもらいたい。

【障害福祉サービスについて】

- ◆ 全体的に足りていない。利用できるサービスや施設を増やして欲しい。市内の施設が少ない。特に障害児が卒業後に通えるところ。
- ◆ 一人暮らし、グループホーム、入所施設など、住みたい場所で暮らせるようにする。
- ◆ 年を取ったり、障害が重くなるなど、環境や状況が変わっても対応できる町づくり
- ◆ 通所先は社会参加できる数少ない場所で、そこでの理解ある対応は当事者の安心や自己肯定感を育むことのできる大切な場所。職員は障害の症状の違いなど個人差はあるが理解に繋がる知識の習得学習を重ねてもらいたい。

【相談・情報提供について】

- ◆ 市の窓口相談は日時に制限があり、出向くのが難しいので簡単に質疑応答できるようにして欲しい。月に一回は土日も受付してくれるとありがたい。
- ◆ 障害のことだけではなく、障害者団体などの情報も周知してもらいたい。
- ◆ 色々な審査が必要なのも大事だと思うのですが、手続きなどが多く、相談やサービスの利用や参加までの時間・手続きを短縮・簡素化して欲しい。

【医療・保健について】

- ◆ 医師や看護師に、障害のことをよく知ってもらい、安心して治療を受けられるようにする。
- ◆ 健康診断など、成人の通知が少ない。持病のある人は病院とつながっているが、健康で日常的に投薬等を必要としない障害者は新しく病院にかかるのは大変難しい。
- ◆ 小児科や小児の発達外来が少ないのもっと増やして欲しい。
- ◆ 乳幼児期ばかりではなく、思春期にも焦点をあてた思春期にあらわれる精神疾患等に関する支援の配慮事項など、学習する機会を設けてほしい。

【教育・保育・療育について】

- ◆ 年齢が若い内から障害等の有無に関係無く助け合いや周りに目を向けた教育方針。
- ◆ 国連の障害者権利条約の勧告に基づいてインクルーシブ教育の推進に努める。
- ◆ 保育・就学前教育、療育について早期のアプローチが成長に影響する。
- ◆ 幼保から小中までつながっているようだが、その先はまだないと思われる。

【雇用・就労について】

- ◆ 制度は充実し、雇用する企業も増えてきているが、希望するすべての人が就労できていない。当人の性質や体調などについて考慮して決められるほどの余裕がないのが現状。
- ◆ 市独自の福祉的就労場の充実及び企業を対象にした障害者受け入れ支援の充実。
- ◆ 一般就労している障害者の交流の場を作ること。
- ◆ 医師からの正しい診断、本人や家族への周知、就労の準備などの専門職による就労時・継続時のサポート等、が流れとして繋がりのある支援が整備されてほしい。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

- ◆ 障害のある子どもが運動のできる場が本当に少ない。
- ◆ 医療的ケア児および重心児が継続して参加できる場所づくり
- ◆ 生涯学習、文化・スポーツ活動に参加することが難しい。移動支援を使うことが難しい。
- ◆ 本人が楽しく学べる環境が必要。学校や施設だけが学ぶ場ではなく、好きなことを親が教えるのではなく、教室に行く、同好の者が多くいる環境に入れることも重要。

【地域生活支援拠点等の整備について】

- ◆ 相談について、可能であれば家庭訪問も有りがちと思われる。
- ◆ 障害特性ではなく、個人の特性をみていくことが必要。
- ◆ 相談支援というより、当事者同士でのピアカウンセリングを出来る環境が欲しい。

(2) 今後の活動方針について

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

- ◆ 災害に備えた関係づくり
- ◆ 親なき後の生活を確保する居住の確立を考えたい。障害者の親も子どもが独立した後の自由な老後がなければいけないと思う。
- ◆ 障害を持った様々な方を含めた交流会やイベントができれば。

【前述の活動を進めるのあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

- ◆ 情報提供、情報収集、情報発信力を高めて欲しい。
- ◆ 国連の障害者権利条約についての理解啓発の協力、市政や各協議会への障害当事者の積極的な登用・参加。
- ◆ 活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけ。
- ◆ 地域住民が障害を理解し、皆で考えていく。

第7節 第3次つくば市障害者計画の中間評価

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、進捗状況の評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

1 評価方法と基準

評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

2 評価結果

事業		所管・担当課	進捗評価 (5段階)
基本目標1 共生のまちづくりの推進			
1-1 啓発・広報活動の充実			
1	市民への啓発活動	障害者地域支援室 社会福祉協議会	B
2	広報紙の活用	障害福祉課	B
3	ホームページの活用	広報戦略課 障害福祉課	B
4	障害者週間を通じた啓発・広報活動	障害者地域支援室	B
5	在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発	国際都市推進課	B
6	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画室	B
1-2 地域づくり			
7	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画	障害福祉課	A
8	障害者自立支援協議会	障害者地域支援室	B
9	つくば子育てサポートサービス事業	こども政策課 社会福祉協議会	B
10	生活支援体制整備事業	地域包括支援課	A
11	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会	B
12	さわやかサービス事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B
1-3 福祉教育の推進			
13	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	学び推進課 特別支援教育推進室	B
14	福祉移動教室	社会福祉協議会	B
1-4 ボランティア活動の促進			
15	ボランティア活動基盤整備事業	社会福祉協議会	B
16	ボランティア育成・支援・研修事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B
17	ボランティアネットワーク支援事業	社会福祉協議会	B
18	ボランティアセンター広報事業	社会福祉協議会	B
19	ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会	B
20	各種奉仕員養成講座の開催	障害者地域支援室	B
21	介護支援ボランティア事業	地域包括支援課 社会福祉協議会	D

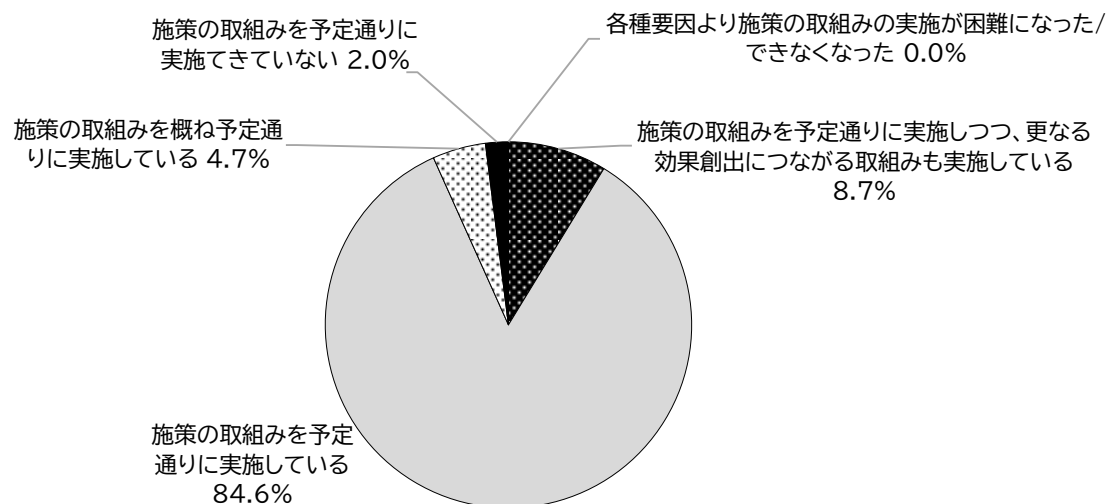
事業		所管・担当課	進捗評価 (5段階)
基本目標2 生活環境の整備推進			
2-1 住宅政策の推進			
22	つくば市営住宅長寿命化計画	住宅政策課	B
23	重度障害者住宅リフォーム補助事業	障害福祉課	B
24	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	住宅政策課	B
25	住居確保給付	社会福祉課	B
26	グループホームの利用促進	障害福祉課	B
2-2 都市施設・道路の整備			
27	施設環境の整備	障害者地域支援室 建築指導課	B B
28	道路の修繕・改修	道路管理課	B
2-3 交通手段の確保			
29	福祉有償運送事業	高齢福祉課 障害者地域支援室	B B
30	コミュニティバス・デマンド型交通運行業務	総合交通政策課	A
31	ノンステップバス導入促進事業	総合交通政策課	A
32	障害者運賃割引制度	総合交通政策課	A
33	福祉タクシー制度の充実	障害者地域支援室	B
34	障害者の運転免許取得・自動車改造の助成	障害者地域支援室	B
基本目標3 安全・安心な暮らしの確保			
3-1 防犯・防災体制の充実			
35	防犯・防災に関する啓発・広報	防犯交通安全課 危機管理課	B A
36	地域見守りネットワーク事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B B
37	避難行動要支援者への支援	社会福祉課	B
38	福祉避難所の受入れ体制の構築	社会福祉課	B
39	障害特性に応じた災害時支援	障害福祉課	B
40	医療的ケアが必要な人への災害対応の支援	障害福祉課	A
41	防災訓練プログラムの導入	社会福祉協議会	C
42	福祉移動教室メニューの追加	社会福祉協議会	B
3-2 消費者被害等の未然防止			
43	消費者被害等の未然防止	消費生活センター	B
44	消費者トラブルの相談	消費生活センター	B
基本目標4 権利擁護の充実			
4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実			
45	成年後見制度利用支援事業	障害者地域支援室 地域包括支援課	B B
46	成年後見制度推進事業	社会福祉協議会 障害者地域支援室 地域包括支援課	B B B
47	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	B
4-2 障害者虐待防止のための体制の整備			
48	障害者虐待防止事業	障害者地域支援室	B
4-3 差別の禁止			
49	障害者差別解消法の主旨の普及啓発	障害者地域支援室 人事課	B B
50	合理的配慮支援事業	障害者地域支援室	B
基本目標5 地域生活の充実			
5-1 日常生活支援の充実			
51	障害福祉サービス提供体制の充実	障害福祉課	B
52	地域生活支援事業の充実	障害福祉課	A
53	福祉支援センターの充実	障害者地域支援室	B
54	短期入所事業等への参入の促進	障害福祉課	B
55	グループホーム事業の充実と利用促進	障害福祉課	B
56	施設情報の提供	障害福祉課	B
57	日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進	障害福祉課	B
58	車いす貸し出し事業	障害福祉課 社会福祉協議会	B B
59	宅配食事サービス事業	高齢福祉課	B
60	難病患者への支援	障害福祉課	B
61	障害基礎年金・各種手当等	医療年金課 障害福祉課	B B
62	水道料金の減免	上下水道業務課	B

事業	所管・担当課	進捗評価 (5段階)
5-2 保健・医療・福祉・教育の連携		
63 全庁的な連携体制の強化	障害福祉課	B
64 福祉に関する職員研修の計画的実施	人事課	B
65 発達相談	障害福祉課	B
66 のびのび子育て教室	健康増進課	B
67 高次脳機能障害への支援の充実	障害者地域支援室	B
68 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業	障害者地域支援室	C
69 医療的ケア児等の相談支援	障害福祉課	A
5-3 相談体制の整備		
70 障害福祉制度についての相談対応の充実	障害者地域支援室	B
71 女性のための相談室運営事業	男女共同参画室	B
72 家庭児童相談業務の充実	こども未来課	B
73 発達相談	障害福祉課	B
	健康増進課	B
74 こころの健康相談事業	健康増進課	B
5-4 総合拠点・地域拠点の整備		
75 地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課	B
76 相談対応部署間の連携強化	地域包括支援課	B
	障害者地域支援室	B
77 児童発達支援センターの整備	障害福祉課	B
5-5 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化		
78 コミュニケーション支援サービスの充実	障害者地域支援室	B
79 障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供	障害福祉課	B
80 視覚障害者等の読書環境整備	中央図書館	B
81 聴覚障害者等の緊急通報	消防指令課	B
82 市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実	障害者地域支援室	B
基本目標6 保健・医療体制の充実		
6-1 健康づくりの支援		
83 健康管理システムの活用	健康増進課	B
84 健康体操教室	健康増進課	C
85 特定健康診査等	健康増進課	B
	国民健康保険課	B
	医療年金課	B
6-2 早期発見体制の充実		
86 あかちゃん訪問(乳児全戸訪問事業)	健康増進課	B
87 1歳6か月健康診査	健康増進課	B
88 3歳健康診査	健康増進課	B
89 すこやか健康相談	健康増進課	B
90 出前健康講座	健康増進課	B
6-3 精神医療体制の充実		
91 市長同意による医療保護入院事務	健康増進課	B
92 連携による在宅支援体制の充実	障害福祉課	B
6-4 保健・医療体制の整備		
93 健康増進計画推進事業	健康増進課	B
94 医療福祉費支給制度	医療年金課	B
95 障害児受入れ医療機関等への支援	障害福祉課	C
96 感染症対策事業	感染症対策室	B
基本目標7 教育・療育の充実		
7-1 障害児への支援		
97 障害児の総合的な支援体制の整備	障害福祉課	B
98 おもちゃライブラリー事業	社会福祉協議会	B
99 障害のある保護者への配慮	幼児保育課	B
100 ペアレントトレーニング・ペアレントメンター	障害福祉課	B
101 障害児の保育所の受入れ態勢の整備	幼児保育課	B
102 療育の質向上のための関係福祉施設の連携の強化	障害福祉課	B
103 障害児に配慮した施設の整備	教育施設課	B
104 障害幼児教育の充実	特別支援教育推進室	B
105 障害児支援体制の整備	障害福祉課	A
106 障害児相談支援事業	障害福祉課	B
107 医療的ケア児の支援体制の整備	障害福祉課	A

事業	所管・担当課	進捗評価 (5段階)
7-2 学校教育の充実		
108 福祉教育や特別支援学校との交流学习の実施	学び推進課	B
109 放課後児童健全育成事業の整備	こども育成課	B
110 全教職員で取り組む特別支援教育の充実	特別支援教育推進室	B
111 特別支援学級の指導の充実	特別支援教育推進室	B
112 障害のある児童生徒の教育の充実	特別支援教育推進室	B
113 教職員の資質の向上	特別支援教育推進室	B
7-3 生涯学習の推進		
114 生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業	生涯学習推進課	D
115 高齢者・障害者のためのパソコン相談	社会福祉協議会	B
基本目標8 就労に向けた支援		
8-1 就労機会の拡充		
116 就労系福祉サービスの充実	障害福祉課	A
117 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化	障害者地域支援室	B
118 就労面接会の実施	障害者地域支援室	B
8-2 就労の場の確保		
119 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進	障害者地域支援室	B
120 福祉施設等の物品販売の充実	障害者地域支援室	B
基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実		
9-1 社会活動への参加と交流の促進		
121 社会参加への支援	障害者地域支援室	C
122 チャレンジアートフェスティバルの実施	障害者地域支援室	B
	社会福祉協議会	B
123 おひさまサンサン生き生きまつりの実施	障害者地域支援室	C
	高齢福祉課	D
124 障害者スポーツの推進	障害者地域支援室	B
	スポーツ振興課	A
125 みんなでDOスポーツ	社会福祉協議会	B
126 障害児運動教室	障害者地域支援室	B

	取組数	A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	E (0点)	点数	平均
基本目標1								
共生のまちづくりの推進	28	2	24	1	1	0	83	2.96
基本目標2								
生活環境の整備推進	15	3	12	0	0	0	48	3.20
基本目標3								
安全・安心な暮らしの確保	11	2	8	1	0	0	34	3.09
基本目標4								
権利擁護の充実	10	0	10	0	0	0	30	3.00
基本目標5								
地域生活の充実	36	2	33	1	0	0	109	3.03
基本目標6								
保健・医療体制の充実	16	0	14	2	0	0	46	2.88
基本目標7								
教育・療育の充実	19	2	16	0	1	0	57	3.00
基本目標8								
就労に向けた支援	5	1	4	0	0	0	16	3.20
基本目標9								
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	9	1	5	2	1	0	24	2.67
全体	149	13	126	7	3	0	447	3.00

第3次つくば市障害者計画の取組みについて、進捗状況をA～Eの5段階で評価したところ、126の取組みのうち、B(施策の取組みを予定通りに実施している)が84.6%で最も多く、次いでA(施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している)が8.7%、C(施策の取組みを概ね予定通りに実施している)が4.7%、D(施策の取組みを予定通り実施できていない)が2.0%、E(各種要因により施策の実施が困難になった/できなくなった)が0.0%となっています。



3 評価まとめ

障害のある人・ない人全ての市民が安心して自立した生活を送ることができる共生社会を目指すために掲げた第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和5年度(2023年度)までの進捗では、全体の9割以上の事業において3点(予定通りに実施している)を上回っています。

しかしながら、基本目標でみると、基本目標1「共生のまちづくりの推進」(2.96点)、基本目標6「保健・医療体制の充実」(2.88点)、基本目標9「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実」(2.67点)が3点(予定通りに実施している)を下回っています。これらは新型コロナウイルス感染拡大によるイベント開催の中止や活動自粛などの影響により、障害者の社会参加の場が減少したことが、一つの要因であると考えられます。

障害者が社会の場でさらに活動するための施策に、より一層取り組んでいく必要があります。

なお、各事業についての詳細な評価については、つくば市ホームページにPDFを掲載しております。以下のURLまたはQRコードから確認することができますので、御活用ください。



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/59/R5plansinchoku.pdf>

各論 1
第3次つくば市障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

本市の現状や障害者や関連団体の意向等を踏まえ、基本目標を以下の通り設定しました。

第1節 基本目標

目標1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、ともに支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。

目標2 生活環境の整備促進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害者や高齢者などの意見に耳を傾け、同じ目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

目標3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害に対する防災体制や詐欺などの犯罪に対する防犯体制の充実を図り、障害者や高齢者をはじめとする全ての市民の安全で安心な暮らしの確保を図ります。

目標4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

判断能力が十分でない人の権利を保護するために、また、障害者への虐待や、障害者が不快な思いをするようなことをなくすために、成年後見制度の利用促進や、虐待防止のための体制強化、差別解消など、障害者の人権を守るため啓発活動を充実させます。

目標5 地域生活の充実 ～地域で自立した生活を支えるために～

障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、日常生活を支援する様々な福祉サービスの充実や相談体制の更なる強化、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

目標6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

目標7 教育・療育の充実 ～障害児を安心して育てるために～

教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。

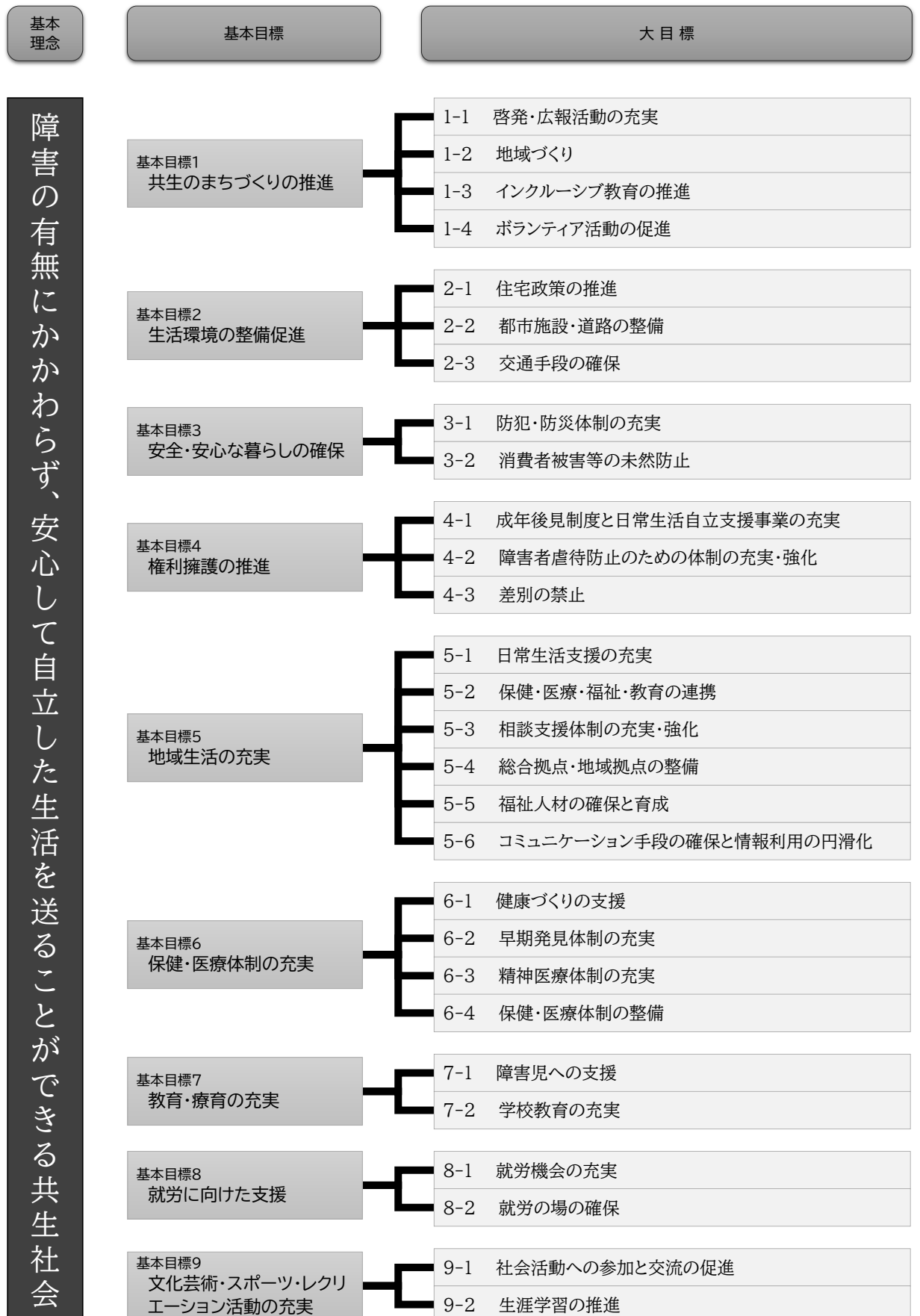
目標 8 就労に向けた支援 ～生きがいのある生活を送るために～

障害者が自立のための経済的基盤を確立し、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力とともに本人の希望に沿った働きがいのある就労や生きがいのある生活を送ることができるよう支援を行います。

目標 9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習に、障害者が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。

第2節 計画の体系



第2章 施策の展開

基本目標 1 共生のまちづくりの推進

「障害者福祉に関するアンケート調査」では、嫌な思いをしたり差別を感じることに、「いつも感じる」または「たまに感じる」との回答が、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者で半数を超えています。

健康な生活を送ってきた方でも、高齢化や傷病、精神的な負荷などによって日常生活や社会生活に制約を受ける状態となり、これは障害者基本法による「障害者」の定義と重なります。

障害を特別なものと捉えることなく、障害のある人もない人も、子どもからお年寄りまで、様々な人が様々に繋がり、ともに生きることがあたりまえの共生のまちをつくることは全ての人にとって重要です。

障害についての理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進し、障害者が感じる差別が解消されるよう努めるとともに、地域の中で人と人とが繋がる仕組みや地域を支えるボランティア活動の促進を図ります。

1-1 啓発・広報活動の充実

事業概要	担当課
1 市民への啓発活動 障害の特性に対する理解と認識を深めるため、障害の特性や、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室 社会福祉協議会
2 広報紙の活用 広報紙への掲載を通して、障害者に対する情報提供に努めていきます。	障害福祉課
3 ホームページの活用 市ホームページ及び市公式 SNS 等を活用し、市民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	広報戦略課 障害福祉課
4 障害者週間を通した啓発・広報活動 障害者週間(12月3日～9日)を通して、市民全ての人々が障害に対する理解と認識を深めるための啓発・広報活動に努めていきます。	障害者地域支援室
5 男女共同参画意識の啓発 性別によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向けた理解と意識を深めるため、各種啓発活動を推進していきます。 また、市民一人ひとりの能力や行動力を高めるため、交流の場や学習機会を提供します。	男女共同参画室

1-2 地域づくり

事業概要	担当課
6 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画 つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画を策定する際、関係者ヒアリングやアンケート調査などによるニーズ把握を行い、利用者にとって望ましい形での施策への反映に努めます。	障害福祉課
7 障害者自立支援協議会 地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者地域支援室
8 つくば子育てサポートサービス事業 子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織を作り、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークのひとつとします。	こども政策課 社会福祉協議会
9 生活支援体制整備事業 地域の多様な主体がメンバーとなり、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合う場である「第2層協議体」を圏域ごとに設置し、協議体と協力しながら地域の様々な活動をつなげ組み合わせる調整役として、地域の実情に詳しい「生活支援コーディネーター」の配置を行っていきます。	地域包括支援課
10 地域見守りネットワーク事業 地域によっては、ふれあい相談員を早急に設置する必要があるため、その地域に適した相談役を見つけ、設置に向けて積極的に働きかけ、見守りが必要な方に対し、地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めていきます。 社会福祉協議会を中心とした小地域福祉活動の基礎づくりを推進します。	社会福祉協議会
11 さわやかサービス事業 さわやかサービス事業などの住民参加型サービス等について、窓口及び相談等の際に事業の利活用と周知を図り、事業普及の促進を支援していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会

1-3 インクルーシブ教育の推進(インクルーシブ教育⇒障害の有無に関わらず、すべての子供が、同じ場でともに学ぶこと)

事業概要	担当課
12 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進 市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流を通して、障害児に対する理解を深めます。	学び推進課 特別支援教育推進室
13 福祉体験教室 手話や点字、車いす体験など、児童・生徒が体験的に福祉を学ぶ機会を得られるよう努めます。	社会福祉協議会
14 福祉教育や特別支援学校との交流学习の実施 つくばスタイル科の時間や特別活動を通して福祉教育の充実を図るとともに、交流及び共同学習を実施していきます。	学び推進課

1-4 ボランティア活動の促進

事業概要	担当課
<p>15 ボランティア活動基盤整備事業</p> <p>ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険の受付や福祉機材の整備・貸出しを行います。また、ボランティア・市民活動を支援する団体助成事業を実施していきます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>16 ボランティアの育成・支援・研修事業</p> <p>小中学生や青少年に対し、体験等を通して福祉やボランティアへの興味や関心につながる機会を提供します。</p> <p>ボランティア活動を希望する市民に対し、活動の基本となる知識や必要な技術等を習得するための講座を開催しボランティアの育成に努めます。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>17 ボランティアネットワーク支援事業</p> <p>ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの情報交換や交流、活動発表の機会等を持ちボランティア間の横のつながりの強化に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>18 ボランティアセンター広報事業</p> <p>ホームページや「つくばボランティアセンターNEWS」等でボランティア活動にかかわる情報を発信していきます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>19 ボランティアセンター運営事業</p> <p>ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の希望や受入、悩み等の相談対応を行ったり、情報提供や需給調整を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<p>20 各種奉仕員養成講座の開催</p> <p>視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座(手話・要約筆記・点訳・音訳)を開催します。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>21 介護支援ボランティア事業</p> <p>介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励し、高齢者自身も社会参加活動を通じた介護予防を推進します。</p>	<p>地域包括支援課 社会福祉協議会</p>

基本目標 2 生活環境の整備推進

障害者が、地域の中で気兼ねなく安心して暮らしていくためには、住まいの中での移動や道路・施設・交通機関などにおいて、障害者が困難に感じるもの(バリア)を最大限無くす(フリー)環境の整備を障害者の視点で取り組むことが重要です。

「障害者福祉に関するアンケート調査」では、外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便(道路、トイレ、エレベーターなど)」が、障害の種類問わず比較的多い回答となっています。また、外出先にあると便利なものについては、「障害者専用駐車場」、「洋式トイレ」、「多目的トイレ」、「スロープ」、「トイレの手すり」など、多岐にわたっています。

それらの望みに応えるため、住宅や施設・道路の整備、交通手段の充実を図るなどして、障害者が安全で利用しやすい環境づくりに取り組みます。

2-1 住宅政策の推進

事業概要	担当課
22 つくば市市営住宅長寿命化計画 市営住宅の長寿命化のための大規模改修工事では、バリアフリー等に配慮した仕様での改修を促進します。また、建て替えについては、構造や間取り等に関しても障害者や高齢者世帯に配慮した居住水準・仕様での整備を推進します。	住宅政策課
23 重度障害者住宅リフォーム補助事業 重度障害者に対し、在宅で過ごしやすい環境を整備するための住宅改修補助制度の周知を行い、専門職(理学療法士、作業療法士)と協力して相談に応じられる体制の整備を図ります。	障害福祉課
24 つくば市民間賃貸住宅情報提供事業 障害者や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者に対し、低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供し、市内における安定した居住の確保を図ります。	住宅政策課
25 住宅確保給付 離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を失った方(または失う恐れの高い方)に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
26 グループホームの利用促進 新規参入事業所の迅速な情報収集に努め、事業者情報を的確に把握し、特色ある事業などを実施している事業者の情報提供を積極的に行います。	障害福祉課

2-2 都市施設・道路の整備

事業概要	担当課
<p>27 施設環境の整備</p> <p>茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事をしようとする者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、全ての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。</p>	<p>障害者地域支援室 建築指導課</p>
<p>28 道路の修繕・改修</p> <p>路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。</p>	<p>道路管理課</p>
<p>29 バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進</p> <p>つくば市バリアフリーマスタープランに掲げる基本理念・基本方針に則した各取組みを進めることで、市内のバリアフリー化を着実に推進していきます。</p>	<p>企画経営課</p>
<p>30 市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進</p> <p>市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。</p>	<p>公共施設マネジメント 推進室</p>

2-3 交通手段の確保

事業概要	担当課
<p>31 福祉有償運送事業</p> <p>福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。</p>	<p>高齢福祉課 障害者地域支援室</p>
<p>32 コミュニティバス・デマンド型交通運行業務</p> <p>公共交通に関する調査・分析を行い、コミュニティバスやデマンド型交通を運行することにより、移動利便性の高い公共交通網の形成に努めます。</p>	<p>総合交通政策課</p>
<p>33 ノンステップバス導入促進事業</p> <p>移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、つくばスのノンステップバスでの運行に加え、路線バスへのノンステップバスの導入を推進していきます。</p>	<p>総合交通政策課</p>
<p>34 障害者運賃割引制度</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している人及びその介護者(1名)を対象に、つくバスとつくタクの運賃の割引(半額)を行います。</p>	<p>総合交通政策課</p>
<p>35 福祉タクシー制度の充実</p> <p>障害者の社会参加の促進を図るため、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>36 交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成</p> <p>障害者の社会参加の促進を図るため、交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成事業に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>37 障害者の運転免許取得・自動車改造の助成</p> <p>障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、運転免許取得・自動車改造の助成を実施して、交通手段の確保を支援します。</p>	<p>障害者地域支援室</p>

基本目標 3 安全・安心な暮らしの確保

「障害者福祉に関するアンケート調査」では、災害時に一人で避難できないという回答が、知的障害で 65.6%、発達障害で 49.5%、高次脳機能障害で 48.3%と多く、災害時に困ることについては「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多く挙げられていますが、障害の種類によって異なる点が見られるため、障害者それぞれの特性に対応した避難所や避難設備の整備が求められています。

また、家族が不在の場合や一人暮らしで近所に助けてくれる人がいないとの回答が知的障害、精神障害、発達障害で半数を超えています。

障害者が安心できる防災体制の構築と充実を進めるとともに、金銭管理に介助が必要であるなど判断能力が十分でない人が被害を受けやすい消費者被害等の未然防止に努めます。

3-1 防犯・防災体制の充実

事業概要	担当課
38 防犯・防災に関する啓発・広報 市民等に対し、防犯・防災に関するパンフレット等の回覧・配布により、防犯・防災に関する知識の普及を図ります。	防犯交通安全課 危機管理課
39 地域見守りネットワーク事業 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
40 避難行動要支援者への支援 避難において支援が必要な障害者の状況を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援関係者に提供するとともに、避難支援個別計画の作成を依頼し、災害時における地域の支援を推進します。	社会福祉課
41 福祉避難所の受入れ体制の構築 指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と避難行動要支援者の受入れに関する協定を締結するなど、緊急時の受入れ体制を構築します。	社会福祉課
42 障害特性に応じた災害時支援 障害者が普段から自助の力を高めるとともに、支援をする人にも特性や困りごとの理解や適切な対応方法などを理解してもらうよう、障害者と支援を行う人のための防災ガイドブックの周知に努めます。	障害福祉課
43 医療的ケアが必要な人への災害対応の支援 日常生活で電源を必要とする医療的ケアが必要な人に対し、避難支援個別計画作成の支援を行い、災害時に備えるため作成したガイドブックの周知に努めます。	障害福祉課

44 防災訓練プログラムの導入	
地域住民と連携した防災訓練や防災訓練プログラムの体験の機会を設けていきます。	社会福祉協議会
45 福祉体験教室	
従来の福祉教育プログラムに加えて、防災訓練プログラムを導入し、体験を通して学びの機会を提供します。	社会福祉協議会

3-2 消費者被害等の未然防止

事業概要	担当課
46 消費者被害等の未然防止	
市民全体が正しい認識を持ち、地域でも支えられるようにするため、消費者教育を推進し、注意喚起情報の提供に努めます。	消費生活センター
47 消費者トラブルの相談	
消費者トラブルに遭遇してしまった場合の相談業務の充実とともに、普及啓発に努めます。	消費生活センター

基本目標 4 権利擁護の推進

個人が人としての尊厳を持って生きていくためには、人権をはじめとする様々な権利が保護されなければなりません。

判断能力が十分でない人の財産などの権利を守るために成年後見制度がありますが、「障害者福祉に関するアンケート調査」では、この制度をよく知っている人は1割未満で半数は制度の概要も知らない状況です。また、「障害者福祉に関するアンケート調査」で、障害があることでいやな思いをしたり、差別を感じているとの回答は4割を超えており、その多くは外出先で感じています。

自立した日常生活を送るために制度を必要とする人が、必要な時に活用できるよう制度の利用支援を行うとともに、障害者の虐待防止、差別解消につながる啓発や、虐待や差別への迅速な対応に努めます。

4-1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

事業概要	担当課
48 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	障害者地域支援室 地域包括支援課
49 成年後見制度推進事業 法人後見を実施することで、判断能力に支援を要する人の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう支援します。併せて、制度の普及啓発、市民後見人の養成、後見監督人の受任等を行います。	社会福祉課 障害者地域支援室 地域包括支援課
50 日常生活自立支援事業 認知症や知的・精神障害等で判断能力の不十分な方々に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、書類等の預かり等を実施します。	社会福祉協議会

4-2 障害者虐待防止のための体制の充実・強化

事業概要	担当課
51 障害者虐待防止事業 「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、24 時間 365 日体制で、障害者への虐待に関する通報の受理、障害者の保護のための相談・指導及び助言を行うほか、障害者への虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者地域支援室

4-3 差別の禁止

事業概要	担当課
<p>52 障害者差別解消法の主旨の普及啓発</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、市のホームページ等にて普及啓発に取り組みます。</p>	<p>障害者地域支援室 人事課</p>
<p>53 合理的配慮支援事業</p> <p>障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>54 選挙等における配慮の充実</p> <p>選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行います。</p>	<p>選挙管理委員会 事務局</p>

基本目標 5 地域生活の充実

障害者への福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と、市町村や都道府県で実施する地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児に対するサービスで構成されています。障害者の意思を尊重し、自分らしい生活を送るために必要なサービスの提供体制を充実させるとともに、障害福祉サービスに関する情報を、障害特性に対応した様々な方法で提供できるよう取り組みます。

また、障害者が地域の中で充実した生活が出来るよう相談体制の強化や支援拠点の整備、保健・医療・福祉・教育の更なるネットワークの構築を図ります。

5-1 日常生活支援の充実

事業概要	担当課
55 障害福祉サービス提供体制の充実 相談支援事業所と連携し、利用者が適切なサービスを受けることができるように、障害者の個々のニーズ、社会的資源を的確に把握するとともに、社会的資源の整備・促進と質の向上を図ります。	障害福祉課
56 地域生活支援事業の充実 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を検討していきます。	障害福祉課
57 福祉支援センターの充実 福祉支援センターにおいて、障害者の日常生活動作等の機能訓練や社会適応訓練等の充実を図ります。	障害者地域支援室
58 短期入所事業等への参入の促進 既存の障害福祉サービス事業者に対し、障害児等に対する短期入所事業や生活介護事業、日中一時支援事業への参入を働きかけます。また、新たに居住系の福祉サービスを開始する事業者に対しても短期入所等への参入を働きかけていきます。さらに、県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう支援し、新規参入しやすい環境づくりに努めていきます。	障害福祉課
59 グループホーム事業の充実と利用促進 共同生活援助(グループホーム)の新規開設や施設整備について、関係機関と連携して支援していきます。また、開設後は、相談支援事業所を通じて、利用希望者に積極的に情報を提供することで、利用を促進していきます。	障害福祉課
60 施設情報の提供 利用者一人ひとりに合った福祉サービスの利用を目指し、事業所ガイドブックを作成・更新して、新規参入事業所や既存事業所の特色ある事業などの情報を利用者に迅速に提供していきます。	障害福祉課
61 日中活動系サービスや居住系サービス事業への参入促進 各種障害福祉サービス事業への新規参入を促進するため、県と連携を図り、円滑に事業者指定の手続きが進むよう支援していきます。	障害福祉課

<p>62 車いす貸し出し事業 車いすが一時的に必要な人などで既制度の利用ができない人に対して、車いすが利用できるよう貸し出しを行います。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>
<p>63 宅配食事サービス事業 配食サービスを活用しながら、心身の障害等の理由で調理や買物が困難な高齢者の安否確認や健康保持を図っていきます。</p>	<p>高齢福祉課</p>
<p>64 難病患者への支援 難病患者の支援については、保健所との連携を含め、関係機関と協力し進めていきます。また、手帳取得対象外の難病患者で制度に該当する方には、障害福祉サービスによる支援を行っていきます。経済的支援としては、難病患者福祉金を支給します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>65 障害基礎年金・各種手当等 障害基礎年金・心身障害者扶養共済事業・その他各種手当支給事業等により、障害者(児)やその介護者に対し、経済的な支援を行います。</p>	<p>医療年金課 障害福祉課</p>
<p>66 水道料金の減免 障害者の日常生活支援のため、使用者からの申請により規程に基づく水道料金の一部減免を行います。</p>	<p>水道業務課</p>

5-2 保健・医療・福祉・教育の連携

事業概要	担当課
<p>67 全庁的な連携体制の強化 障害福祉に携わる関係各課の連携を推進し連携体制の強化を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>68 福祉に関する職員研修の計画的実施 福祉に関する職員研修を計画的に実施し、市民の福祉の増進を基本として、市民の立場に立って考え、行動する職員を目指します。</p>	<p>人事課</p>
<p>69 発達相談 障害福祉課の臨床心理士等を中心に、発達の気になる児童の保護者等から相談を受け、早期に適切な支援をしていくことにより、児童の発達を促し、保護者の育児を支援します。また、関係機関との連携を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>70 のびのび子育て教室 母子健診の事後フォローの親子教室として、集団遊びを通して幼児の発達を促し、また母親が幼児との関わり方について学ぶことができるよう育児支援に努め、療育が必要だと判断された場合は、必要な社会資源(療育等)につなげていきます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>71 高次脳機能障害への支援の充実 高次脳機能障害普及事業の拠点機関である茨城県高次脳機能障害支援センターや高次脳機能障害支援協力病院と連携を強化して、支援を図ります。</p>	<p>障害者地域支援室</p>

<p>72 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業 関係機関と連携し、その人の心や身体の状態に合った最も相応しい在宅サービスの提供を行うため、関係者の連携による精神科領域も含めた地域包括ケアシステムの充実に努めます。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>73 医療的ケア児の相談支援 医療的ケア児等が在宅生活を送る上で必要なサービスの紹介や相談を受け、関係機関につなぐことで、安心して生活できるよう支援していきます。</p>	<p>障害福祉課</p>

5-3 相談支援体制の充実・強化

事業概要	担当課
<p>74 障害福祉制度についての相談対応の充実 障害者相談支援事業者や関係機関等と連携しながら、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切なサービスが受けられるよう体制を整備し、他部署とケース情報の共有を図ります。また、利用者の障害特性等を鑑みて、IT や ICT 技術を活用した相談対応について検討を進めていきます。</p>	<p>障害者地域支援室</p>
<p>75 女性のための相談室運営事業 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談・支援を行っていきます。 相談体制については、業務の効率化を図るとともに、相談事例が複雑化・困難化してきているため、他機関との連携強化をしていきます。</p>	<p>男女共同参画室</p>
<p>76 家庭児童相談業務の充実 要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、教育局、保健所等の関係機関と個々のケースに応じて適切な役割分担をし、綿密な連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。</p>	<p>こども未来課</p>
<p>77 発達相談 発達相談を実施することで、発達に課題のある児童を早期に発見して、適切な指導及び支援サービスにつなぎ、児童の発達を促すとともに、保護者の育児支援を実施し、相談業務が円滑に実施できるよう努めます。</p>	<p>障害福祉課 健康増進課</p>
<p>78 こころの健康相談 「こころの問題」で悩んでいる人に対し、適切な指導を行い、精神的健康状態が維持・増進できるよう体制づくりに努めます。また、相談事業の周知を強化し、必要時、他機関との連携を充実していきます。</p>	<p>健康増進課</p>
<p>79 在住外国人への情報提供や相談窓口の周知強化 外国語広報紙の発行やホームページ等での情報発信のほか、障害のある外国人も言語に関わらず適切に相談することができるよう、外国人相談窓口の周知強化を図るとともに、担当課と連携を図りながら対応します。</p>	<p>国際都市推進課</p>

5-4 総合拠点・地域拠点の整備

事業概要	担当課
80 地域生活支援拠点等の整備 障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めていきます。	障害福祉課
81 相談対応部署間の連携強化 障害福祉課と地域包括支援課等の庁内部署、及び関係機関の相談を受ける担当者同士の連絡・連携を密にします。庁内部署間ではケース情報の共有に取り組み、適切な部署で相談に対応できる体制を整備します。	地域包括支援課 障害者地域支援室
82 児童発達支援センターの整備 発達に課題のある又は障害のある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、児童発達支援センターの整備を進め、障害児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	障害福祉課

5-5 福祉人材の確保と育成

事業概要	担当課
83 つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金 つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課
84 つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金 つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。	高齢福祉課

5-6 コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

事業概要	担当課
85 コミュニケーション支援サービスの充実 聴覚・言語機能・音声機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣、支援のための各種奉仕員養成講座の実施等を行いコミュニケーション支援サービスの充実を図ります。	障害者地域支援室
86 障害福祉サービス事業所情報の収集と迅速な情報提供 障害福祉サービス事業所とネットワークを密にすることで、事業所利用に関する情報の収集に努め、迅速・適切な情報提供を行います。	障害福祉課
87 視覚障害者等の読書環境整備 小説などの録音資料(CD)、大きな活字の本、点訳ボランティアの活動により作成した点字絵本を備えていきます。	中央図書館

<p>88 聴覚障害者等の緊急通報</p> <p>119 番 FAX と緊急通報システム NET119 は、聴覚や発話に障害があり、音声での緊急通報が困難な人を対象とした通報システムです。119 番 FAX 登録者に対しては、毎年通報訓練を実施、適正なシステム運用を図っています。申請受付・相談窓口を開設しており、聴覚や発話に障害がある人がスムーズに緊急通報できるよう、今後も市民への広報に努めていきます。</p>	<p>消防指令課</p>
<p>89 市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実</p> <p>開庁日の9時から16時30分まで手話通訳者を設置し、各窓口で手話対応を行います。</p> <p>磁気コイル付補聴器をお持ちの方が利用可能な磁気ループシステムを、障害福祉課窓口を設置しています。</p> <p>筆談ボードを障害福祉課窓口を設置し、筆談対応を行います。</p>	<p>障害者地域支援室</p>

基本目標 6 保健・医療体制の充実

つくば市では、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向ですが、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病と精神障害の関係が指摘されており、若い年代から健康づくりに取り組み、生活習慣病の発症や重症化を予防することが重要です。また、健康診査等で疾病や障害を早期に発見し、重症化する前に治療することで、障害の軽減につながります。

そのため、健康診査や健康づくりを支援するための各種活動や疾病や障害の早期発見のための体制の更なる充実、精神医療を含む保健・医療体制の整備に取り組みます。

6-1 健康づくりの支援

事業概要	担当課
90 健康管理システムの活用 新健康情報管理システムを導入し、各窓口(健康増進課・保健センター・いきいきプラザ)間で健診や予防接種等、市民の健康情報を共有化し、統一された保健サービスの提供を図っていきます。	健康増進課
91 健康体操教室 若い世代からの生活習慣病予防・介護予防に取り組み、全市民を対象に、高齢になっても障害を持っていても、住み慣れた地域で、健康でいきいきした生活を送れるようにします。	健康増進課
92 成人健診事業 集団健診(特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診)及び医療機関健診など、健康保持の場を提供するとともに、障害者への健診案内や実施における配慮を行います。さらに、健診結果をもとに生活習慣の改善ができるよう特定保健指導や重症化予防を行います。	健康増進課 国民健康保険課 医療年金課

6-2 早期発見体制の充実

事業概要	担当課
93 あかちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) 概ね4か月未満のあかちゃん訪問を実施することにより、異常を早期に発見し、適切な治療に結びつけます。また、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境の把握及び助言を行い、支援の必要な家庭に対しては適切なサービスが提供できるよう、関係課と連携を図っていきます。	健康増進課
94 1歳6か月健康診査 専門職の問診指導、相談等により1歳6か月児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見するとともに、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	健康増進課
95 3歳健康診査 専門職の問診指導、相談等により3歳児の心身の発育や発達の遅れ、疾病等を早期に発見し必要に応じて発達相談や療育等のサービスにつなげます。また、育児方法や食生活など適切な指導を行い、保護者が安心して楽しく育児ができるよう、母子健診の充実に努めます。	健康増進課

<p>96 すこやか健康相談</p> <p>乳幼児を持つ保護者等を対象に、成長発達全般・生活習慣・栄養等の相談・助言及び情報提供を行います。不安を軽減し、安心して育児ができるよう努めることで乳幼児の健やかな成長を支援します。また、支援の必要な家庭に対しては、適切なサービスを提供できるよう関係者・他課及び関係機関との連携を図っていきます。</p>	健康増進課
<p>97 出前健康講座(こども編)</p> <p>乳幼児を持つ保護者や育児支援者に対し、子どもの健康や栄養指導、歯科指導等について出前講座を実施し、地域に根ざした育児支援を展開するとともに、子育ての不安軽減に努めます。</p>	健康増進課

6-3 精神医療体制の充実

事業概要	担当課
<p>98 市長同意による医療保護入院事務</p> <p>医療機関から医療保護入院に関する依頼があったものについて、医療保護入院手続きを速やかに実施します。</p>	健康増進課
<p>99 連携による在宅支援体制の充実</p> <p>地域移行支援事業・地域定着支援事業の促進を図り精神障害者等の社会参加を促します。さらに地域において社会福祉施設等との連携を図り、在宅における支援体制の充実に努めます。</p>	障害福祉課

6-4 保健・医療体制の整備

事業概要	担当課
<p>100 健康増進計画推進事業</p> <p>健康づくり推進協議会を年に2回開催し、協議会からの意見を計画内容に反映させていくとともに、第5期健康増進計画「健康つくば21」の策定に向けて、準備を進めます。毎年度末、各分野から提出される進捗管理表を参考に、PDCA サイクルマネジメントに基づいて計画全体の評価をしていきます。</p>	健康増進課
<p>101 医療福祉費支給制度</p> <p>医療福祉費支給制度(小児・重度心身障害者等)について、県及び市制度に基づき実施していきます。また、制度の見直しについて県の動向を勘案しながら検討していきます。</p>	医療年金課
<p>102 障害児受入れ医療機関等への支援</p> <p>市内医療機関等に対し、医療ケアが必要な障害児に対する短期入所事業所や日中一時支援事業所の設置を働きかけ、必要に応じ県と連携を図り、円滑に事業所指定の手続きが進むよう医療機関等を支援していきます。</p>	障害福祉課
<p>103 感染症対策事業</p> <p>新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制を整え、感染症発生の各段階に応じた対策を実施します。また、感染症に関する情報・知識を啓発し、感染症の予防に努めます。</p>	新型コロナウイルス対策室

基本目標 7 教育・療育の充実

令和5年度の小・中学校の特別支援学級の児童・生徒数は1,184人で、平成30年度と比べると1.75倍に増加しており、年々増加する児童・生徒数に質・量ともに対応する教育の充実が重要です。「障害者福祉に関するアンケート調査」では、施設・学校・保育所等に通う時に困ることとして、「通うのに付き添いが必要」「課題や授業についていけない」「送迎を頼める人がいない(サービスがない)」が多く挙げられています。

障害のある児童・生徒の増加とアンケートやヒアリングの要望を踏まえ、教育や療育の体制の更なる充実を図ります。

7-1 障害児への支援

事業概要	担当課
104 障害児の総合的な支援体制の整備 障害児が、地域の中で適切な保育・教育が受けられるよう、市の機関に配置されている専門職と連携して、総合的な支援体制の整備を図ります。	障害福祉課
105 おもちゃライブラリー事業 「おもちゃライブラリー」の活動PRを推進し、障害児のより活発な利用を呼びかけていきます。	社会福祉協議会
106 障害のある保護者への配慮 障害者が同居する低所得世帯等に対する認可保育所(園)の保育料適正化を図ります。	幼児保育課
107 ペアレントトレーニング・ペアレントメンター 発達の気になる児童の保護者が児童への接し方を学ぶとともに、他の保護者と一緒に学ぶことでストレスの軽減を図るペアレントトレーニングを行います。 発達障害のある子どもを持つ保護者に対し、同じような子育て経験のある立場から共感的なサポートや地域資源の情報提供を行う、ペアレントメンターの活動を支援します。	障害福祉課
108 障害児の保育所の受入れ体制の整備 公立保育所における加配保育士の配置や「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に沿った医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、障害児の状況に応じた受入体制の整備に努めます。 安全・安心な保育のため、各保育所の保育体制や環境等に十分配慮しながら、保護者、保育所の双方との調整に努めます。	幼児保育課
109 療育の質の向上のための関係福祉施設の連携の強化 児童発達支援事業や障害児保育等、地域における療育の質を高めるため、通園施設が有する専門的な療育機能を地域療育の場として利用できるよう、訪問指導や研修会の開催等を行い、関係福祉施設との連携強化に努めます。	障害福祉課

<p>110 障害児に配慮した施設の整備</p> <p>障害児の入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、速やかに段差解消、手摺り設置などの施設整備に努めていきます。</p>	教育施設課
<p>111 障害幼児教育の充実</p> <p>障害のある幼児が幼稚園入園後に適切な支援が受けられるよう、教職員向けの研修会を実施するとともに必要に応じて巡回相談を実施します。</p> <p>障害児が安全に安心して幼稚園生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を配置します。</p> <p>本人、保護者が安心して就学を迎え一貫した支援が受けられるよう、一人ひとりの障害に応じ適切な就学相談を実施し、学校への移行支援を行います。</p>	特別支援教育推進室
<p>112 障害児支援体制の整備</p> <p>児童発達支援センターの必要な機能である障害児相談支援、保育所等訪問支援、児童発達支援事業を実施し、障害児支援体制の充実に努めます。</p>	障害福祉課
<p>113 障害児相談支援事業</p> <p>障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。</p>	障害福祉課
<p>114 医療的ケア児の支援体制の整備</p> <p>医療的ケアの必要な障害児が、必要とする支援を円滑に受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援を行う関係機関等との連絡・調整等を行い、連携を図ります。</p>	特別支援教育推進室

7-2 学校教育の充実

事業概要	担当課
<p>115 放課後児童健全育成事業の整備</p> <p>放課後児童健全育成事業について、集団生活で配慮が必要な児童については、状況を把握し、加配指導員を配置するなど受入れ体制の整備に努めていきます。</p>	こども育成課
<p>116 全職員で取り組む特別支援教室の充実</p> <p>管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の強化や校内委員会等の計画的・継続的实施について、学校に助言を行います。</p> <p>通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームでの一貫した支援ができるよう学校に助言を行います。</p>	特別支援教育推進室
<p>117 特別支援学級の指導の充実</p> <p>特別支援学級の障害種別に応じ、担当教員が専門性を持って適切な指導ができるよう、大学や特別支援学校等の関係機関との連携を図ります。</p>	特別支援教育推進室

<p>118 障害のある児童生徒の教育の充実</p> <p>学校等の要請に応じ巡回相談を実施し、指導及び支援の方法や支援体制について助言を行います。</p> <p>県立特別支援学校と市内小中学校等との連携を図り、多様な交流を実施します。併せて、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進します。</p> <p>障害のある児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、教員の指導補助を行う特別支援教育支援員を、必要に応じ小中学校等に配置します。</p>	<p>特別支援教育推進室</p>
<p>119 教職員の資質の向上</p> <p>小中学校・義務教育学校の教職員が「特別支援教育」や各障害特性を正しく理解し、適切な指導・支援ができるよう、研修の機会や対象者、内容を工夫して毎年度見直しを行い、研修会を実施します。</p>	<p>特別支援教育推進室</p>

基本目標 8 就労に向けた支援

障害者が地域の中で生活するためにも就労は非常に重要なことです。障害者の就労には企業や事業所の理解・協力が不可欠であり、「障害者福祉に関するアンケート調査」でも、障害者の就労に必要なこととして、「職場の上司や同僚の障害への理解」、「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多く挙げられています。

障害者の就労を促進するために、就労系福祉サービスへの事業者の参入促進や、公共職業安定所等の関係機関と連携した障害者就労支援等、就労の場や機会を増やす取組みを行います。

8-1 就労機会の充実

事業概要	担当課
120 就労系福祉サービスの充実 就労系福祉サービスへの事業者の参入を促し、障害者に対して就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援などの福祉サービスの利用を促進することで、障害者の就職と継続した就労を支援します。	障害福祉課
121 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化 障害者の就労環境の向上を図るため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。 「障害者福祉ガイドブック」等を活用した就労にかかわる相談窓口の案内等を行います。 特別支援学校や障害者職業センターと連携し、職場実習等の訓練指導を支援するとともに、障害者職業センターで実施している職業準備支援等を活用し、就労希望のある方の職業的自立の促進を図ります。	障害者地域支援室
122 就労面接会の実施 障害者の自立支援のため、就職の機会を増やすことを目的とした面接会を実施します。	障害者地域支援室

8-2 就労の場の確保

事業概要	担当課
123 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者地域支援室
124 福祉施設等の物品販売の充実 障害者地域支援室主催イベントや他の市主催イベントにて各福祉施設等と連携を図り、物品販売の充実に努めます。	障害者地域支援室

基本目標 9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

心豊かに充実した生活を実現するためには、文化芸術などの趣味の活動やスポーツ・レクリエーション活動に参加することが重要です。

障害者がそうした活動に参加できるよう、障害者の文化芸術活動や交流活動、スポーツ活動の支援を引き続き行い、障害者の豊かな生活と市民の障害への理解を促進します。さらに障害者の健康維持・増進に取り組むとともに、障害者スポーツを支えるサポーターの養成も行います。

9-1 社会活動への参加と交流の促進

事業概要	担当課
125 社会参加への支援 障害者の社会参加を促進するため、障害福祉サービス及び地域生活支援事業、その他のボランティア事業等の充実を図ります。	障害者地域支援室
126 チャレンジアートフェスティバルの実施 障害者が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、障害者の社会参加を促進し、市民の障害者に対する理解を深めます。	障害者地域支援室 社会福祉協議会
127 おひさまサンサン生き生きまつりの実施 障害者の社会参加への意欲向上や高齢者の健康増進を図るため、参加者相互の理解を深め、福祉のまちづくりへの意識を高めることに努めます。	障害者地域支援室 高齢福祉課
128 障害者スポーツの推進 障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。また、すべての市民の障害者スポーツに対する認知度や興味を高めていくことを目指し、県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、参加・体験型のスポーツイベントを実施して障害者の社会参画や交流を促進します。	障害者地域支援室 スポーツ振興課
129 みんなで DO スポーツ 障害児を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに学生ボランティアとの交流を図ります。	社会福祉協議会
130 障害児運動教室 情緒の安定等、精神的・身体的な健康増進のため、気軽にできる運動教室を実施します。	障害者地域支援室

9-2 生涯学習の推進

事業概要	担当課
131 障害者の生涯学習関連事業 生涯学習の情報提供を行います。 また、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を実施します。	生涯学習推進課
132 高齢者・障害者のためのパソコン相談 障害者等を対象にパソコン教室を開催し、インターネット等を活用した仲間づくりや市ホームページへのアクセス等を支援します。	社会福祉協議会

各論 2

第7期つくば市障害福祉計画
第3期つくば市障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。

なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後の整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法			
<p>自立支援給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活支援 ・ 施設入所支援 ■ 訓練等給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・ 就労選択支援【新規】 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援(A型、B型) ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 自立生活援助 ■ 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ■ 自立支援医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療 ■ 補装具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費の支給 	<p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村(必須事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ■ 市町村(任意事業) <p>その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 地域生活支援促進事業 ■ 都道府県(必須事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など 		
児童福祉法			
<p>障害児への福祉サービス</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型) </td> </tr> </tbody> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型) 		

第2章 福祉サービスの見込み量

第1節 自立支援給付

1 介護給付

介護給付では、障害者が日常生活上、継続的に必要な介護支援を受けながら、その人らしく生活するためのサービスが提供されます。そのため、サービス需要に応じたサービスの量の確保が必要となりますので、引き続き提供体制の整備状況の把握に努めます。

(1) 居宅介護

障害支援区分1以上の人を対象として、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数はほぼ横ばいですが、需要が高まっており、実利用者数、利用時間ともに計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	133	136	139
	利用時間(時間)	1,900	1,950	2,000	2,050
実績値	実利用者数(人)	123	144	162	159
	利用時間(時間)	1,935	2,301	2,378	2,708
利用率	実利用者数(%)	94.6	108.3	119.1	114.4
	利用時間(%)	101.8	118.0	118.9	132.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	180	190	200
	利用時間(時間)	2,900	3,100	3,300

障害者が自立した生活を送るため、また、地域で生活していくために必要なサービスであり、今後も需要が高まると予想されるため、年10人の増加と月200時間の増加を見込みます。

(2) 重度訪問介護

居宅内での生活全般に係る援助や、長時間の見守り支援を行うサービスです。

重度の肢体不自由、重度の知的・精神障害があり常時介護を必要とする人で、障害支援区分4以上かつ二肢以上にまひ等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人、または障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人が対象となります。

■ 前計画の実績

実利用者数の増加は緩やかですが、利用時間については急激に増加し、計画値を大きく上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	18	19	20
	利用時間(時間)	3,550	6,200	6,450	6,700
実績値	実利用者数(人)	18	20	22	21
	利用時間(時間)	6,176	6,550	7,604	7,781
利用率	実利用者数(%)	150.0	111.1	115.8	105.0
	利用時間(%)	174.0	105.6	117.9	116.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	24	26	28
	利用時間(時間)	9,000	9,600	10,200

長時間の見守りを必要とする障害者が地域で生活していくために必要なサービスであり、今後も需要が高まると予想されるため、年2人の増加と月 600 時間の増加を見込みます。

(3) 同行援護

視覚障害者が外出する時、本人に同行して、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

■ 前計画の実績

実利用者数は、計画を下回った一方で、一人当たりの利用時間が計画値より長く、利用時間については計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	14	9	11	13
	利用時間(時間)	120	50	65	80
実績値	実利用者数(人)	7	8	9	11
	利用時間(時間)	40	56	79	109
利用率	実利用者数(%)	50.0	88.9	81.8	84.6
	利用時間(%)	33.3	112.0	121.5	136.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	13	15	17
	利用時間(時間)	135	160	185

視覚障害者が地域で生活していくうえで必要なサービスであり、徐々に利用者数が増えていくことが考えられます。前計画をもとに、利用時間の増加幅を修正し、年2人の増加と、月 25 時間の増加を見込みます。

(4) 行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他、行動する際に必要な援助を行います。障害支援区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の人が対象となります。

■ 前計画の実績

実利用者数は増加しませんでした。利用時間については、概ね計画値通りに緩やかに増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	1	2	2	2
	利用時間(時間)	10	20	25	30
実績値	実利用者数(人)	1	2	1	1
	利用時間(時間)	15	19	21	17
利用率	実利用者数(%)	100.0	100.0	50.0	50.0
	利用時間(%)	150.0	95.0	84.0	56.7

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	3
	利用時間(時間)	20	25	30

前計画の実績から、今後も利用者数の増加は緩やかであると考えられるため、2年に1人の増加と、月5時間の増加を見込みます。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人のうち、障害支援区分が区分6で意思疎通が困難な人で、なおかつ居宅介護、介護の必要度が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービスです。

■ 前計画の実績

全国的に事業所数が少なく、実績はありませんでした。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0	0
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	-	-	-	-
	利用時間(%)	-	-	-	-

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	0	0	0
	利用時間(時間)	0	0	0

計画期間中の新たな事業所の参入はないものと考えられ、利用もないと見込みます。

(6) 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

新型コロナウイルス感染症の影響で、実利用者数の増加は計画値より緩やかでしたが、令和4年度から5年度にかけて、利用日数は大きく増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	100	73	78	83
	利用日数(日)	800	500	525	550
実績値	実利用者数(人)	44	45	60	60
	利用日数(日)	361	349	491	548
利用率	実利用者数(%)	44.0	61.6	76.9	72.3
	利用日数(%)	45.1	69.8	93.5	99.6

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	70	80	90
	利用日数(日)	620	660	720

新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなり、利用者数は大きく増加していくものと思われるため、年 10 人の増加と、月 50 日の増加を見込みます。

(7) 療養介護

医療を必要とする障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うサービスです。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人や、筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある障害支援区分5以上の人を対象としています。

■ 前計画の実績

令和3年度に利用者数が1人増加して以降は横ばいとなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11
実績値	実利用者数(人)	11	12	11	12
利用率	実利用者数(%)	100.0	109.1	100.0	109.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	12	12	12

利用者が限定されているサービスであるため、このまま横ばいの状態が続くものと見込みます。

(8) 生活介護

常時介護の支援が必要な人で、障害支援区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人、または障害者支援施設に入所している区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人を対象に、主として昼間において、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力向上のための必要な援助を行うものです。

■ 前計画の実績

利用者数は概ね計画通り推移していますが、利用日数については計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	265	290	305	320
	利用日数(日)	5,000	5,300	5,500	5,700
実績値	実利用者数(人)	286	295	304	321
	利用日数(日)	5,413	5,618	5,680	6,081
利用率	実利用者数(%)	107.9	101.7	99.7	100.3
	利用日数(%)	108.3	106.0	103.3	106.7

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	340	360	380
	利用日数(日)	6,350	6,600	6,850

地域生活への移行を推進していくにあたり、地域移行者の日中活動の場として、需要の増加が見込まれるため、年20人、月250日の増加を見込みます。

(9) 施設入所支援

施設で生活しながら、生活全般に係る援助や、社会生活を営むために必要な訓練を行うサービスです。生活介護を受けている障害区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人、あるいは自立訓練または就労移行支援などの日中活動系のサービスを受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

■ 前計画の実績

地域生活へ移行する場合の支援者の確保が難しく、計画値通りには減少せず、ほぼ横ばいとなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	143	142	140	139
実績値	実利用者数(人)	144	144	142	142
利用率	実利用者数(%)	100.7	101.4	101.4	102.2

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	139	137	135

国の基本指針では、令和4年度末の入所者数から令和8年度末までに5%以上削減することを目標としているため、その値を計画値に設定しています。

2 訓練給付等

障害者総合支援法は、身体機能等のリハビリテーション、就業のための訓練、地域で共生するために必要なグループホーム等を訓練等給付と定めています。

(1) 自立訓練(機能訓練)

身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。訓練等給付の自立訓練の一部となります。

■ 前計画の実績

事業所数は横ばいですが、実利用者数・利用日数ともに減少傾向にあり、計画値を下回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	30	22	24	26
	利用日数(日)	240	190	210	230
実績値	実利用者数(人)	14	12	12	10
	利用日数(日)	140	87	67	67
利用率	実利用者数(%)	46.7	54.5	50.0	38.5
	利用日数(%)	58.3	45.8	31.9	29.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	13	14	15
	利用日数(日)	80	88	96

必要な人がサービスを受けることができるよう、制度の周知と事業所の維持に努め、年1人の利用者と、8日の利用日数の増加を見込みます。

(2) 自立訓練(生活訓練)

通所施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数は横ばいですが、実利用者数・利用日数ともに緩やかに減少しており、計画値をやや下回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	34	37	39	41
	利用日数(日)	540	690	730	770
実績値	実利用者数(人)	39	35	35	30
	利用日数(日)	681	577	558	535
利用率	実利用者数(%)	114.7	94.6	89.7	73.2
	利用日数(%)	126.1	83.6	76.4	69.5

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	36	38	40
	利用日数(日)	580	620	650

障害者の地域生活への移行を推進していくにあたり、日中活動の場として利用が増えていくと考えられるサービスであるため、年2人の利用者数と、40日の利用日数の増加を見込みます。

(3) 就労選択支援【新規】

障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行うサービスです。

確認中

※就労選択支援のイメージ図作成中

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)			
	利用日数(日)			

(4) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人を対象に、定められた期間、生産活動などの活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

■ 前計画の実績

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度は計画値を下回っていたものの、令和4年度に回復しており、実利用者数・利用日数は概ね計画値の通りとなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	90	77	82	87
	利用日数(日)	1,800	1,300	1,350	1,400
実績値	実利用者数(人)	63	64	79	78
	利用日数(日)	1,062	1,076	1,339	1,275
利用率	実利用者数(%)	70.0	83.1	96.3	89.7
	利用日数(%)	59.0	82.8	99.2	91.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	90	100	110
	利用日数(日)	1,480	1,640	1,800

引き続き障害者の就労支援に注力していくにあたり、必要不可欠なサービスである一方、一般就労へ移行した段階で終了となるサービスであるため、利用者数・利用日数が

安定しない傾向があります。就労に向けた施策の推進による利用者増加が考えられるため、年10人の増加と、月160日の利用日数の増加を見込みます。

(5) 就労継続支援(A型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

事業所数の増加と、制度の周知により、実利用者数・利用日数ともに計画値を上回って増加し続けています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	80	65	66	67
	利用日数(日)	1,700	1,200	1,220	1,240
実績値	実利用者数(人)	67	86	105	116
	利用日数(日)	1,221	1,579	1,947	2,118
利用率	実利用者数(%)	83.8	132.3	159.1	173.1
	利用日数(%)	71.8	131.6	159.6	170.8

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	145	160
	利用日数(日)	2,300	2,600	2,900

障害者就労の需要が高まっているため、前計画の実績をもとに増加幅を上方修正し、年15人の増加と、月300日の増加を見込みます。

(6) 就労継続支援(B型)

通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■ 前計画の実績

社会参加の場としての需要のほか、就労移行支援の期間内に一般就労に移行できなかった場合の支援としての需要も高まっており、実利用者数・利用日数ともに、計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	285	360	370	380
	利用日数(日)	5,500	6,000	6,150	6,300
実績値	実利用者数(人)	361	395	453	501
	利用日数(日)	6,093	6,708	7,607	8,521
利用率	実利用者数(%)	126.7	109.7	122.4	131.8
	利用日数(%)	110.8	111.8	123.7	135.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	530	560	590
	利用日数(日)	8,950	9,400	9,850

長期間利用できるサービスであり、障害者の就労支援や社会参加の場の充実が求められている中で、今後も安定して需要が高まっていくと考えられるため、年30人の増加と、月450日の増加を見込みます。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている人に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図るための支援を行うサービスです。

■ 前計画の実績

障害者の就労の安定のために国から推進されているサービスですが、新型コロナウイルス感染症の影響で就労支援が停滞し、計画値を下回る推移となりました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	20	24	28
実績値	実利用者数(人)	15	20	19	16
利用率	実利用者数(%)	166.7	100.0	79.2	57.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	23	27	31

障害者の就労支援については今後も注力していくことになり、需要が高まっていくことが考えられるため、前回の計画と同様、年4人の増加を見込みます。

(8) 共同生活援助(グループホーム)

主に夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

■ 前計画の実績

障害者の需要も事業所数も増加しており、前計画値を上回る結果となりました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	127	160	175	190
実績値	実利用者数(人)	156	173	212	234
利用率	実利用者数(%)	122.8	108.1	121.1	123.2

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	280	320	360

地域移行の要となる施設であり、今後も事業所の新規参入が想定されるため、年40人の増加を見込みます。

(9) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 前計画の実績

利用者が限られ、事業所数も少ないため、実績はほとんどありませんでした。なお、集計方法について、これまでは実績のある月のみをカウントして平均値を算出していましたが、毎月実績が発生するサービスではないため、当該月の決定者数をもとに集計しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)	0	0	1	2
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	50.0	100.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	4	6	8

地域生活への移行を進めていくにあたり重要なサービスであり、周知や事業への参入を促していきます。原則有効期間が1年間のサービスであり、利用者が限られることから、年2人の増加を見込みます。

3 相談支援

障害者総合支援法では、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の3つを相談支援と定めています。

(1) 計画相談支援

全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等の利用計画の作成とモニタリングを実施します。

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの利用者数が全体的に増加しており、事業所数も増加しているため、計画値を上回って増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	990	1,100	1,150	1,200
実績値	実利用者数(人)	1,139	1,203	1,335	1,377
利用率	実利用者数(%)	115.1	109.4	116.1	114.8

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	1,500	1,600	1,700

前計画の実績から、今後も利用者数の増加が想定されるため、年100人の増加を見込みます。

(2) 地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行するために、重点的な支援を必要とする人に住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを実施します。

■ 前計画の実績

利用者が限られ、事業所数も少ないため、実績はほとんどありませんでした。なお、集計方法について、これまでは月平均値を算出していましたが、毎月実績が発生するサービスではないため、当該年度内で一度でも利用実績がある人数を集計しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	8	8	8	8
実績値	実利用者数(人)	0	1	2	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	12.5	25.0	0.0

令和5年度の実績値は、令和5年7月末までの実績値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	3	4

地域生活への移行を進めていくにあたって必要なサービスであり、今後、事業への参入を促すとともに、相談支援事業所等への周知に努めます。

(3) 地域定着支援

地域における単身の障害者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談などを行います。

■ 前計画の実績

利用者が限られ、事業所数も少ないため、実績はほとんどありませんでした。なお、算出方法について、これまでは実績のある月のみをカウントして月平均値を算出していましたが、毎月実績が発生するサービスではないため、当該月の決定者数をもとに月平均値を算出しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
実績値	実利用者数(人)	1	1	1	1
利用率	実利用者数(%)	50.0	50.0	50.0	50.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	3	5	7

地域生活への移行を進めていくにあたり重要なサービスであり、周知や事業への参入を促していきます。

原則有効期間が1年間のサービスであり、利用者の入れ替わりが激しいことから、爆発的な増加は考えにくいいため、年2人の増加を見込みます。

第2節 障害児への福祉サービス

1 障害児通所支援

児童福祉法では、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を障害児通所支援と定めています。

(1) 児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導とともに、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 前計画の実績

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度から令和4年度の推移は微増となっておりますが、事業所の新設や制度の周知により、利用者数・利用日数ともに計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	230	300	330	360
	利用日数(日)	1,300	2,300	2,600	2,900
実績値	実利用者数(人)	344	403	450	419
	利用日数(日)	2,681	3,123	3,370	3,268
利用率	実利用者数(%)	149.6	134.3	136.4	116.4
	利用日数(%)	206.2	135.8	129.6	112.7

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	480	520	560
	利用日数(日)	3,700	4,020	4,340

障害児にとって重要なサービスであり、今後も利用者・利用日数ともに増加するものと考えられるため、年40人の利用者と、月320日の利用日数の増加を見込みます。

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能障害のある子どもに対して、児童発達支援と治療を行うサービスです。

■ 前計画の実績

県内に事業所がないため、利用はありませんでした。医療行為を必要とする利用者は、医療機関においてリハビリや看護等を受けているほか、一部の重症心身障害児対応型の児童通所支援施設を利用しているのが現状です。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
	利用日数(日)	26	26	26	26
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2
	利用日数(日)	26	26	26

現在は医療型児童発達支援の利用はありませんが、計画値については、前計画の値を継続します。

(3) 放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもを対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所づくりを推進します。

■ 前計画の実績

利用者の需要が高く、事業所の新設数も多いため、実利用者数・利用日数ともに計画値を大きく上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	420	530	560	590
	利用日数(日)	5,460	6,890	7,280	7,670
実績値	実利用者数(人)	502	583	687	755
	利用日数(日)	5,827	6,475	7,402	8,282
利用率	実利用者数(%)	119.5	110.0	122.7	128.0
	利用日数(%)	106.7	94.0	101.7	108.0

◆ 今後の見込み

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	820	900	980
	利用日数(日)	9,000	9,920	10,840

利用者の需要も事業所数も増加し続けており、今後も大幅に増加するものと考えられるため、年 80 人の利用者と、月 920 日の利用日数の増加を見込みます。

(4) 保育所等訪問支援

障害児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

■ 前計画の実績

指定を受ける事業所の増加と、制度の周知が進んできたことにより、実利用者数・利用日数ともに計画値を非常に大きく上回っています。一方、利用者1人当たりの利用日数については、計画値を下回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	6	4	6	8
	利用日数(日)	12	8	12	16
実績値	実利用者数(人)	9	18	49	25
	利用日数(日)	12	21	61	29
利用率	実利用者数(%)	150.0	450.0	816.7	312.5
	利用日数(%)	100.0	262.5	508.3	181.3

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	40	60	80
	利用日数(日)	55	85	115

制度の周知は十分とは言えず、今後、さらなる周知に伴い、利用者数・利用日数ともに増加していくと考えられるため、利用者数は年 20 人の増加を、利用日数については前計画の実績を踏まえ、30 日の増加を見込みます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

■ 前計画の実績]

平成 30 年度(2018 年度)からの新規事業ですが、利用はありませんでした。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	4	2	3	4
	利用日数(日)	8	4	6	8
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	利用日数(日)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用日数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	3	4
	利用日数(日)	4	6	8

前計画の値を引継ぎ、令和6年度以降は年1人の利用増を見込みました。利用日数は1人につき月2日の利用を見込みました。

2 障害児相談支援

児童福祉法では、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を障害児相談支援と定めています。

(1) 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後は、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2) 継続障害児支援利用援助

利用が決定された障害児通所支援について、その利用状況を一定期間ごとに検証(モニタリング)し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の変更申請等を勧奨します。

■ 前計画の実績

障害児通所支援の利用者数増加と、相談支援事業所設立の際、障害児相談支援への参入を促したことによる事業所数の増加により、計画値を大きく上回って増加し続けています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	130	170	190	210
実績値	実利用者数(人)	170	224	344	401
利用率	実利用者数(%)	130.8	131.8	181.1	191.0

※令和5年度の実績値は、7月31日現在の支給決定者数

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	550	750	1,000

引き続き事業所数の増加を図るとともに、現在セルフプランによりサービスを利用している人に対しても障害児相談支援の利用を促すことにより、加速度的な増加を見込みます。

第3節 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(年間)

障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。つくば市では、障害者や高齢者、市民、児童及びボランティア団体が協力して、ともにスポーツやレクリエーション活動などを通じ、生きがいや健康づくり、社会参加の意欲と相互理解を深めることを目的に、毎年10月に「おひさまサンサン生き生きまつり」を開催しています。

■ 前計画の実績

令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で開催することができなかつたため、実績は「無」となっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	無	無	有

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有

令和5年度(2023年度)は既に開催が決定しており、今後も引き続き開催していきます。

(2) 自発的活動支援事業(年間)

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

■ 前計画の実績

つくば市では、市内2団体に対して自発的に行う各種活動を支援するために補助金を交付しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有

引き続き支援を行っていきます。

(3) 相談支援事業

障害者及び家族や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。「基幹相談支援センター」「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」があります。

i 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。

■ 前計画の実績

障害福祉課障害者地域支援室での直営部分と市内の指定一般相談支援事業に業務を一部委託して基幹相談支援センターを構成しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	1	1	1	1
実績値	(か所)	1	1	1	1
達成率	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	1	1	1

互いに連携を取りながら運営し、引き続き、相談支援事業所の中核的な役割を担うことを目指します

ii 指定一般相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を行います。

■ 前計画の実績

これまでと同様、4か所の事業所が県の指定を受けて、一般相談支援事業を実施しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	4	4	4	4
実績値	(か所)	4	4	4	4
達成率	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	4	4	4

地域相談の質を確保し、地域移行支援や地域定着支援を推進するため、引き続き4か所の事業所で行う見込みです。

iii 指定特定相談支援事業者

障害者の福祉全般の相談に応じる基本相談支援のほか、障害者が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービス等利用計画の作成(サービス利用支援)や利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続サービス利用支援)等の支援を行います。

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、需要も大きくなり続けており、計画値を上回るペースで増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	(か所)	15	21	22	23
実績値	(か所)	20	21	23	27
達成率	(%)	133.3	100.0	104.5	117.4

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	(か所)	28	29	30

引き続き需要の増加が想定されるため、事業への参加を促し、年1か所の増加を見込みます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用であると認められる場合に、申立てに要する経費と成年後見人等の報酬を助成する事業です。

■ 前計画の実績

計画通り、継続して事業を実施しました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を実施していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

■ 前計画の実績

平成30年(2018年)9月から開始している事業で、開始以降、計画通り継続して事業を実施しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有

今後も引き続き、事業を実施していきます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚や言語・音声機能等の障害のため意思疎通及び日常生活の営みに支障をきたしている障害者に対し、意思疎通支援を行う者の派遣等を通じて意思疎通を支援する事業です。「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」「手話通訳者設置事業」「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」があります。

i 手話通訳者派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

手話通訳者派遣事業については、実績値が年々伸びており、令和4年度(2022年度)の利用率は計画値の109.5%となっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	45	50	50	50
	延べ利用者数(人)	355	415	430	445
実績値	実利用者数(人)	37	51	52	45
	延べ利用者数(人)	351	425	471	147
利用率	実利用者数(%)	82.2	102.0	104.0	90.0
	延べ利用者数(%)	98.9	102.4	109.5	33.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	52	53	54
	延べ利用者数(人)	501	531	561

引き続き増加が見込まれることから、令和4年度の実績をもとに、年間30件の伸びを見込みました。

ii 要約筆記者派遣事業

要約筆記を必要とする聴覚障害者に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■ 前計画の実績

要約筆記派遣事業については、延べ利用者数は年度により変動はありますが、令和3年度(2021年度)の延べ利用者数が最も多く、計画値と比較して約104.7%と高くなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	9	7	7	7
	延べ利用者数(人)	44	43	43	43
実績値	実利用者数(人)	6	7	4	4
	延べ利用者数(人)	23	45	30	6
利用率	実利用者数(%)	66.7	100.0	57.1	57.1
	延べ利用者数(%)	52.3	104.7	69.8	14.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	5	5	5
	延べ利用者数(人)	33	33	33

実利用者数はやや減少していますが、延べ利用者数は過去3年間の平均値をもとに計画値を見込みました。

iii 手話通訳者設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の意味疎通支援を行います。

■ 前計画の実績

手話通訳者設置事業については、実利用者数及び延べ利用者数は年々伸びており、令和4年度(2022年度)の実績値は計画値と比較して約127.7%と高くなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	486	362	372	382
	延べ利用者数(人)	1,700	1,200	1,300	1,400
実績値	実利用者数(人)	326	427	475	147
	延べ利用者数(人)	1,127	1,343	1,568	597
利用率	実利用者数(%)	67.1	118.0	127.7	38.5
	延べ利用者数(%)	66.3	111.9	120.6	42.6

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	505	535	565
	延べ利用者数(人)	1,668	1,768	1,868

実利用者数及び延べ利用者数が増えているため、令和4年度(2022年度)の実績値をもとに、利用者は年間30人の伸び、延べ利用者は年間100人の伸びを見込みました。

iv 重度障害児等入院時コミュニケーション事業

意思疎通が困難で介護者がいない重度の障害者が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時の意思疎通を支援する事業です。

■ 前計画の実績

対象者が限定されており、実績はありませんでした。

利用が必要な人に対して、支援を提供できるよう、引き続き支援体制の維持に努めます。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2
	延べ利用者数(人)	28	28	28	28
実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0
	延べ利用者数(人)	0	0	0	0
利用率	実利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	延べ利用者数(%)	0.0	0.0	0.0	0.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2
	延べ利用者数(人)	28	28	28

対象者が大きく増加することは考えにくいため、計画値は前計画のものを引き継ぎます。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している障害者に、日常生活を円滑に過ごすための用具を支給するものです。

■ 前計画の実績

排せつ管理支援用具の実績が伸びており、令和4年度(2022年度)の計画値に対する利用率は94%となっています。

その他の用具については、実績値に多少の増減はあるものの、横ばいになっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護・訓練 支援用具	計画値 利用件数(件)	14	13	13	13
	実績値 利用件数(件)	9	8	6	2
	利用率 利用件数(%)	64.3	61.5	46.2	15.4
自立生活 支援用具	計画値 利用件数(件)	26	24	24	24
	実績値 利用件数(件)	15	18	18	11
	利用率 利用件数(%)	57.7	75.0	75.0	45.8
在宅療養等 支援用具	計画値 利用件数(件)	16	14	14	14
	実績値 利用件数(件)	12	14	12	3
	利用率 利用件数(%)	75.0	100.0	85.7	21.4
情報・ 意思疎通 支援用具	計画値 利用件数(件)	25	25	25	25
	実績値 利用件数(件)	10	18	21	4
	利用率 利用件数(%)	40.0	72.0	84.0	16.0
排せつ管理 支援用具	計画値 利用件数(件)	3,525	4,027	4,127	4,227
	実績値 利用件数(件)	3,795	3,773	3,881	1,274
	利用率 利用件数(%)	107.7	93.7	94.0	30.1
居宅生活 動作 支援用具	計画値 利用件数(件)	4	4	4	4
	実績値 利用件数(件)	2	2	1	1
	利用率 利用件数(%)	50.0	50.0	25.0	25.0
合計	計画値 利用件数(件)	3,610	4,107	4,207	4,307
	実績値 利用件数(件)	3,843	3,833	3,939	1,295
	利用率 利用件数(%)	106.5	93.3	93.6	30.1

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	計画値 利用件数(件)	12	12	12
自立生活支援用具	計画値 利用件数(件)	24	24	24
在宅療養等支援用具	計画値 利用件数(件)	14	14	14
情報・意思疎通支援用具	計画値 利用件数(件)	26	26	26
排せつ管理支援用具	計画値 利用件数(件)	4,080	4,180	4,280
居宅生活動作支援用具	計画値 利用件数(件)	4	4	4
合計	計画値 利用件数(件)	4,160	4,260	4,360

排せつ管理支援用具の利用者数が年々増加傾向にあり、今後も引き続き増加が見込まれることから、令和4年度(2022年度)の実績値をもとに、年間100件の伸びを見込みました。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成するため、入門コースと基礎コースのそれぞれ年間30回にわたる講座を実施しています。講座の3分の2回以上出席した方に修了証をお渡ししています。

■ 前計画の実績

手話奉仕員養成研修事業については、修了者の実績値は年度により変動が見られますが、令和4年度(2022年度)では入門コース13人と基礎コース8人の方が修了しています。

入門コース

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)		15	15	15
実績値	修了人数(人)	3	14	13	
達成率	修了人数(%)		93.3	86.7	

※入門コースは令和3年度からのため、令和2年度は未掲載

基礎コース

※令和5年度は、講習中のため未掲載

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	修了人数(人)	20	15	15	15
実績値	修了人数(人)	12	13	8	
達成率	修了人数(%)	60.0	86.7	53.3	

◆ 今後の見込み

※令和5年度は、講習中のため未掲載

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	入門コース 修了人数(人)	15	15	15
計画値	基礎コース 修了人数(人)	15	15	15

聴覚障害者にとって需要が大きい事業であるため、引き続き、入門コース、基礎コースともに修了人数は15人で見込みました。

(9) 移動支援事業

障害者の外出時に、移動に係る支援を行う事業です。

■ 前計画の実績

実利用者数については大きな変動は少なく、いずれの年度も計画値を下回っています。利用時間については、増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は計画値を上回っています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	34	31	31	31
	利用時間(時間)	156	140	140	140
実績値	実利用者数(人)	24	20	25	27
	利用時間(時間)	103	123	153	216
利用率	実利用者数(%)	70.6	64.5	80.6	87.1
	利用時間(%)	66.0	87.9	109.3	154.3

◆ 今後の見込み

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	28	28	28
	利用時間(時間)	168	168	168

外出自粛の規制緩和により、実利用者数及び利用時間はともに増加傾向にあると予想されるため、令和4年度(2022年度)の実績値に対して10%増加する見込みとしました。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。「I型」「II型」「III型」があります。

i 地域活動支援センター(I型)

専門職員を配置して、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成等を実施し、相談支援事業をあわせて実施しているものです。

■ 前計画の実績

計画通り1か所設置されており、県から事業実施の指定を受けた市内の社会福祉法人に委託して事業を実施しています。令和4年度(2022年度)の利用状況は計画値に対して、76.8%と低いまま横ばいとなっています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	142	142	142	142
	箇所数(か所)	1	1	1	1
実績値	実利用者数(人)	115	109	109	115
	箇所数(か所)	1	1	1	1
利用率	実利用者数(%)	81.0	76.8	76.8	81.0
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	115	115	115
	箇所数(か所)	1	1	1

ここ数年の実利用者数の推移から、今後も同程度の実利用者数と見込み、計画値を設定しました。

ii 地域活動支援センター(Ⅱ型)

地域において雇用・就労が困難な在宅での障害者に対して、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを実施する事業です。

■ 前計画の実績

令和2年度(2020年度)から、2センター(やたべ、くぎぎき)を、令和3年度(2021年度)から、さらに2センター(さくら、とよさと)を社会福祉法人等に委託して実施しています。

また、やたべは令和5年度(2023年度)から、地域活動

支援センターⅢ型と統合して事業を実施しているため、実利用者数が増加しています。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	120	85	85	85
	箇所数(か所)	4	4	4	4
実績値	実利用者数(人)	72	64	64	81
	箇所数(か所)	4	4	4	4
利用率	実利用者数(%)	60.0	75.3	75.3	95.3
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※令和5年度の実績値は、7月末までの数値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	81	81	81
	箇所数(か所)	4	4	4

事業実施状況の変化を踏まえ、年度途中の実績値ですが、令和5年度(2023年度)の実績値をもとに計画値を設定しました。

iii 地域活動支援センター(Ⅲ型)

地域の障害者団体等が実施する通所事業で事業実績が5年以上有り、安定的な運営が行われていることが条件になっています。事業の安定的・効果的な実施の観点から、令和5年度から地域活動支援センター(Ⅱ型)に統合して運営しています。

■ 前計画の実績

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	44	44	44	
	箇所数(か所)	1	1	1	
実績値	実利用者数(人)	35	30	30	
	箇所数(か所)	1	1	1	
利用率	実利用者数(%)	79.5	68.2	68.2	
	箇所数(%)	100.0	100.0	100.0	

2 任意事業

(1) 日中一時預かりサービス事業

障害者の日中における活動を確保し、家族の介護の負担の軽減を目的とする事業です。

■ 前計画の実績

利用状況は年々増加してきましたが、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3年間の増加傾向は緩やかになっています。実利用者数に対して、平均利用時間の伸び率が低く、1人あたりの利用時間が短いことがわかります。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	324	355	373	392
	利用時間(時間)	4,030	4,436	4,658	4,891
実績値	実利用者数(人)	328	364	358	357
	利用時間(時間)	4,039	4,389	4,159	4,572
利用率	実利用者数(%)	101.2	102.5	96.0	91.1
	利用時間(%)	100.2	98.9	89.3	93.5

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	365	372	379
	利用時間(時間)	4,242	4,327	4,414

今後は緩やかに増加していくことが予想されます。令和4年度(2022年度)の実績値に対し、毎年2%の伸びを見込み、計画値を設定しました。

(2) 重度身体障害者訪問入浴サービス事業

入浴に介助を必要とする重度身体障害者を対象に、在宅で入浴サービスを行う事業です。

■ 前計画の実績

利用状況に大きな変化はありませんが、令和2年度(2020年度)の実利用者数を除き、計画値を上回る結果となりました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)	24	22	22	22
	利用日数(日)	119	125	125	125
実績値	実利用者数(人)	23	24	23	20
	利用日数(日)	125	135	125	111
利用率	実利用者数(%)	95.8	109.1	104.5	90.9
	利用日数(%)	105.0	108.0	100.0	88.8

※令和5年度の実績値は、7月末までの月平均値

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	23	23	23
	利用日数(日)	128	128	128

同様の利用状況が今後も継続すると思われるため、実利用者数及び利用日数の計画値は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)の平均値としました。

3 地域生活支援促進事業

(1) 障害者虐待防止対策支援事業(年間)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害福祉課内に「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、相談または通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認を行っています。

■ 前計画の実績

夜間・土日・祝日においても、24時間対応で通報や届出、支援などの相談ができる体制を取ってきました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	有無	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有	有

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	有無	有	有	有

引き続き、事業を継続していきます。

(2) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度訪問介護利用者の通学及び学内での身体介助等を支援し、障害者の社会参加を促進します。

■ 前計画の実績

令和5年度(2023年度)から開始した事業のため、計画値はありません。令和5年度(2023年度)7月末時点で2人の利用実績がありました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)				
実績値	実利用者数(人)				2
利用率	実利用者数(%)				

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2

対象者が限られていることと、学校内での支援体制が構築されるまでの支援であることから、大きく増加することは考えにくいいため、年2人の利用を見込みます。

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

企業等に就労する重度障害者が雇用施策による補助金等を活用してもなお就労に支障が残る場合や重度障害者が自営業等として働く場合に必要となる通勤や職場等における支援通勤や職場等における障害者への支援を確保し、就労を諦めていた重度紹介者等の就労機会の拡大と就労継続をサポートします。

■ 前計画の実績

令和4年度(2022年度)から開始した事業のため、計画値はありません。これまでに1人の実績がありました。

		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画値	実利用者数(人)				
実績値	実利用者数(人)			1	1
利用率	実利用者数(%)				

※各年度末時点。令和5年度は7月末時点

◆ 今後の見込み

		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画値	実利用者数(人)	2	2	2

対象者は限られていますが、重度障害者の就労をサポートするための重要な事業であり、1人の利用者数増加を見込みます。

第3章 令和8年度(2026年度)における目標値

目標1 施設入所者への地域生活への移行

■ 前計画の実績

前計画では、令和元年度末時点の入所者について、令和5年度末までに9人の地域移行、また、入所施設利用者数は令和元年度末時点と比較して、3人の減少を目標としていましたが、実績は、地域移行者数が8人、入所施設利用者の減少数は0人でした。

地域移行者数については、施設利用者の重度化・高齢化により、施設を出ることが難しくなっていること、入所施設利用者の減少数については、施設入所待機登録者がいるため、退所者が出てもすぐに入れ替わりで新しい入所者が入ってくることが原因として考えられます。

施設入所利用者が地域へ移行するためには、重度障害者が入居可能な共同生活援助の増加や、居宅内で長時間支援を行う重度訪問介護の充実が必要となるため、今後も引き続き、当該事業への参入を呼び掛けていきます。

	目標値	実績値
入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人	8人
入所施設利用者の減少数	3人	0人

令和5年(2023年)7月31日現在



◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

令和6年度(2024年度)から8年度(2026年度)までの数値目標について、国の指針では、令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数を基準として、地域移行者数が6%以上、施設入所利用者の減少数が5%以上とされています。

つくば市の令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数は142人です。そのため、9人の地域移行と、7人の施設入所利用者数の減少を目標とします。

	令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数	142人
【目標】	入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人
【目標】	入所施設利用者の減少数	8人

目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 前計画の実績

前計画では、地域での保健・医療・福祉関係者による協議の場の継続を目標としており、計画通り、継続しています。この目標は、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があるとして、設定されたものです。市では、精神障害のある人への支援については、市町村協議会等の場で、精神科医療への接続や入院生活から地域生活への移行の、好事例や課題等を共有し、精神障害者支援の関係機関と市との連携支援体制の向上に取り組んでいます。

	目標値	実績値
地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場	継続	継続



◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムとして設置した、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続していきます。

【目標】	地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の継続
------	-----------------------------

目標 3 地域生活支援の充実

■ 前計画の実績

令和5年度(2023年度)9月末時点では、地域生活支援拠点等については未整備となっています。

障害者が居住する地域には、障害者を支える様々な支援が存在し、現在も整備が進められていますが、それらの有機的な結びつきが十分でないことから、体制を整備する必要があります。

具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用、体験の機会の提供を通じて、施設や親元から、生活の場を共同生活援助や単身での暮らしへ移行しやすくなるような支援を提供する体制を整備します。

現在関係機関と協議を重ねており、協議が整い次第、整備を進めていきます。

	目標値	実績値
令和5年度(2023年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点	整備	未整備



◆ 令和8年度(2026年度)末時点の目標値

障害者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、令和8年度(2026年度)末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

また、地域生活支援拠点等にコーディネーターの配置を行うとともに、実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行う場を開催し、機能の充実を図ります。

●地域生活支援拠点等関連

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点等)の整備
【目標】	地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置
【目標】	地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運用状況の検証および検討を行う場の開催

●その他

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害のある障害者の支援二一ズの把握及び支援体制の整備
------	--

目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

■ 前計画の実績

福祉施設を通じた一般就労への移行者数の増加と就労定着支援を利用した職場定着率の向上を目標としたものです。参考として、令和4年度(2022年度)の実績を掲載しています。一般就労移行者数について、就労継続支援B型利用者については目標値を達成していますが、そのほかの支援利用者については、目標から離れた実績となっています。また、一般就労移行者のうち、就労定着支援を利用している者の割合も、11.1%と目標値を大きく下回っています。一方で、つくば市内にある3つの就労定着支援事業所について、いずれも就労定着率が目標の8割を超えており、効果的な支援が提供されていることがわかります。

	目標値	実績値
令和5年度(2023年度)末における一般就労移行者数	48人	27人
就労移行支援利用者の一般就労移行者数	22人	15人
就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	23人	8人
就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	4人	4人
令和5年度(2023年度)末における一般就労移行者数のうち、就労定着支援を利用している者の割合	70%以上	11.1%
令和5年度(2023年度)末における、就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の割合	70%以上	100%

令和4年度(2022年度)実績

国の指針において、本項目については都道府県で目標値を定め、活動・評価を行っていくこととされているため、令和8年度(2026年度)末時点の目標値は設定しません。

目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

■ 前計画の実績

令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上整備する目標については、達成することはできませんでした。

児童発達支援センターの整備については、平成30年度(2018年度)から「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を開催し、令和元年(2019年)7月、検討会から「児童発達支援センター整備に関する提言」を受け、これに基づき事業を進めてきました。建物の設置については、筑波大学が消防本部跡地にPFI事業で複合施設を建て、その一部を市が賃借し、児童発達支援センターを整備する計画でしたが、令和5年(2023年)8月に筑波大学がPFI事業の取り消しを公表しました。今後は市で整備をしていく予定です。

市では、平成30年度(2018年度)より、児童支援にかかわる庁内関係課(こども部幼児保育課、子育て相談室、保育所、教育委員会特別支援教育推進室、学び推進課、保健福祉部健康増進課、障害福祉課)で定期的にテーマに沿った協議の場を設けています。また、令和4年(2022年)6月に、「つくば市医療的ケア児支援体制協議会」を設置し、医療的ケア児の支援にかかる課題の整理や情報共有、その方策に関することなど、支援体制の整備を行っています。

令和5年度(2023年度)末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する目標についても実績値を記載しており、現在は両事業とも6か所となっています。

	目標値	実績値
令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターの設置	1か所以上	0か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	維持	維持 (4か所)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	維持	維持 (6か所)
医療的ケア児支援の協議の場	開催	開催
令和5年度(2023年度)末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置

令和5年(2023年)7月31日現在



◆ 令和8年度末時点の目標値

障害児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、

乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。そこで、障害児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めました。また、新たに「令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築」を追加しました。

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターの設置
【目標】	保育所等訪問支援を利用できる体制の維持
【目標】	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持
【目標】	医療的ケア児支援の協議の場の開催とその継続
【目標】	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の継続
【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

■ 前計画の実績

障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図りました。

また、2か月に一度相談支援事業所連絡会を開催し、情報共有やケース検討を行うことで、相談支援体制の充実・強化を図っています。

	目標値	実績値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	継続	継続



◆ 令和8年度末時点の目標値

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を継続します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

【目標】	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置の継続
------	--

目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組みに係る体制の構築

■ 前計画の実績

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組みました。また、県が実施する研修への市職員の参加、関係事業所への情報共有を行っています。指導監査結果を共有する体制も構築されており、引き続きこの状態を継続していきます。

	目標値	実績値
障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制	継続	継続



◆ 令和8年度末時点の目標値

引き続き、障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組みます。また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業等に対する指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の強化を図ります。

【目標】	障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制の継続
------	----------------------------------

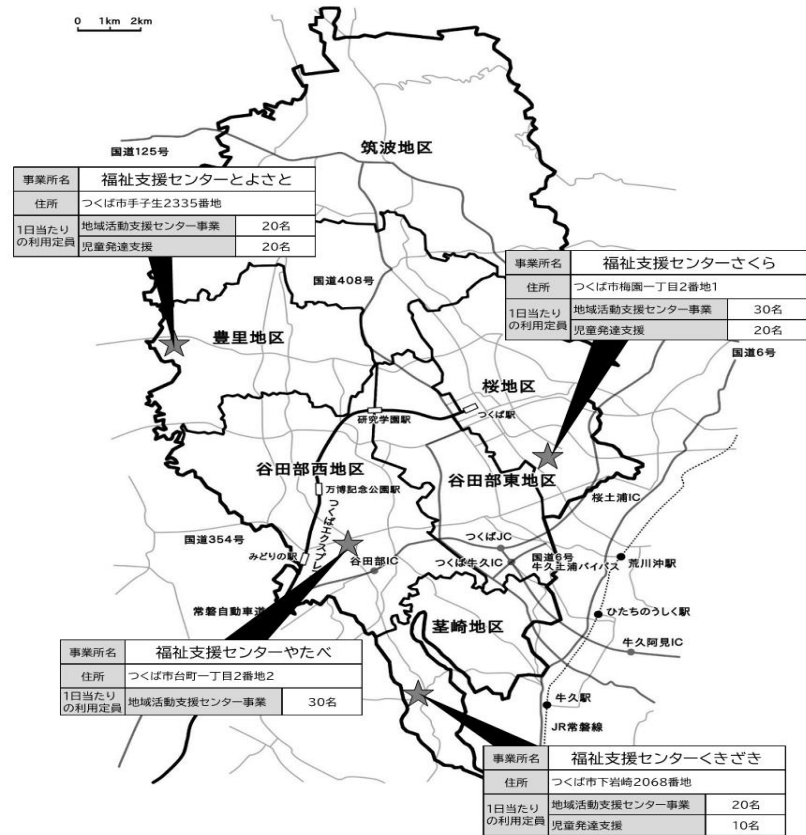
つくば市成年後見制度
利用促進基本計画

資料2 主な変更点

骨子案

第4節 障害者(児)施設の状況

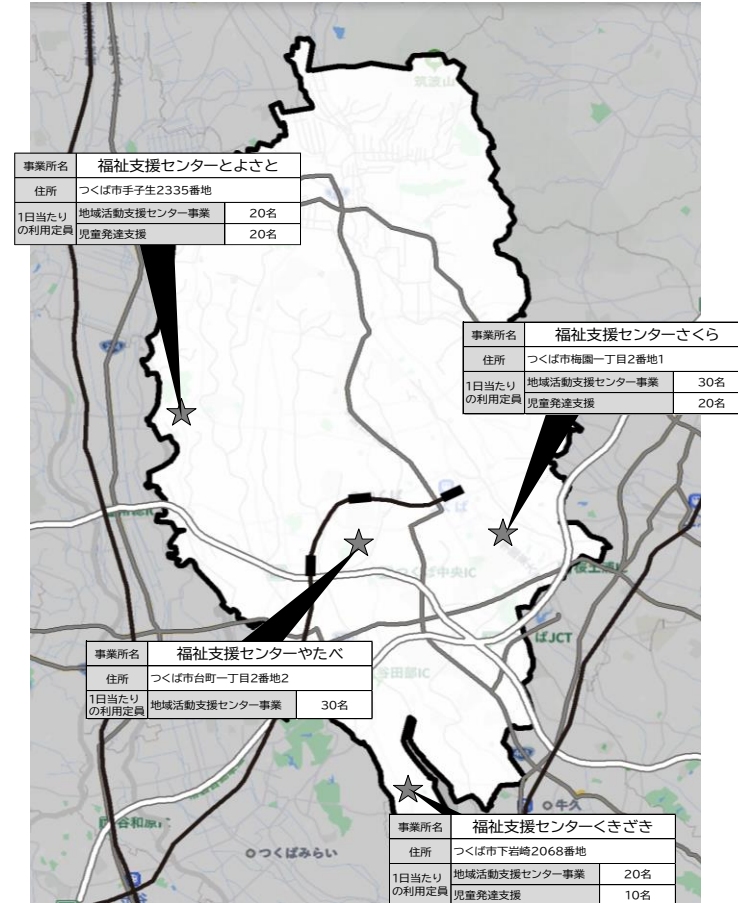
福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。




素案 P16

第4節 障害者(児)施設の状況

福祉支援センターで実施している地域活動支援センター事業及び児童発達支援は、以下のとおりです。



資料2 主な変更点

骨子案 記載なし	素案 P39~43																																																																																																												
	<p>・ P39~42 各事業毎の A ~ E 評価が一見してわかるよう、右表を追加。 ※ 1 - 1 啓発・広報活動の充実が2つありますが、下部は正しくは、 1 - 4 ボランティア活動の促進となります。</p> <p>・ P43 URL と QR コードを追記。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/59/R5plan_sinchoku.pdf </div>																																																																																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業</th> <th>所管・担当課</th> <th>進捗評価 (5段階)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">基本目標1 共生のまちづくりの推進</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1-1 啓発・広報活動の充実</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>市民への啓発活動</td> <td>障害者地域支援室 社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>広報紙の活用</td> <td>障害福祉課</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ホームページの活用</td> <td>広報戦略課 障害福祉課</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>障害者週間を通した啓発・広報活動</td> <td>障害者地域支援室</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発</td> <td>国際都市推進課</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>男女共同参画意識の啓発</td> <td>男女共同参画室</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1-2 地域づくり</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画</td> <td>障害福祉課</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>障害者自立支援協議会</td> <td>障害者地域支援室</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>つくば子育てサポートサービス事業</td> <td>こども政策課 社会福祉協議会</td> <td>B A</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>生活支援体制整備事業</td> <td>地域包括支援課</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>地域見守りネットワーク事業</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>さわやかサービス事業</td> <td>社会福祉課 社会福祉協議会</td> <td>B B</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1-3 福祉教育の推進</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進</td> <td>学び推進課 特別支援教育推進室</td> <td>B B</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>福祉移動教室</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1-1 啓発・広報活動の充実</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>ボランティア活動基盤整備事業</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>ボランティア育成・支援・研修事業</td> <td>社会福祉課 社会福祉協議会</td> <td>B B</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>ボランティアネットワーク支援事業</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>ボランティアセンター広報事業</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>ボランティアセンター運営事業</td> <td>社会福祉協議会</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>各種奉仕員養成講座の開催</td> <td>障害者地域支援室</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>介護支援ボランティア事業</td> <td>地域包括支援課 社会福祉協議会</td> <td>D C</td> </tr> </tbody> </table>	事業		所管・担当課	進捗評価 (5段階)	基本目標1 共生のまちづくりの推進				1-1 啓発・広報活動の充実				1	市民への啓発活動	障害者地域支援室 社会福祉協議会	B	2	広報紙の活用	障害福祉課	B	3	ホームページの活用	広報戦略課 障害福祉課	B	4	障害者週間を通した啓発・広報活動	障害者地域支援室	B	5	在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発	国際都市推進課	B	6	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画室	B	1-2 地域づくり				7	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画	障害福祉課	A	8	障害者自立支援協議会	障害者地域支援室	B	9	つくば子育てサポートサービス事業	こども政策課 社会福祉協議会	B A	10	生活支援体制整備事業	地域包括支援課	B	11	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会	B	12	さわやかサービス事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B B	1-3 福祉教育の推進				13	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	学び推進課 特別支援教育推進室	B B	14	福祉移動教室	社会福祉協議会	B	1-1 啓発・広報活動の充実				15	ボランティア活動基盤整備事業	社会福祉協議会	B	16	ボランティア育成・支援・研修事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B B	17	ボランティアネットワーク支援事業	社会福祉協議会	B	18	ボランティアセンター広報事業	社会福祉協議会	B	19	ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会	B	20	各種奉仕員養成講座の開催	障害者地域支援室	B	21	介護支援ボランティア事業	地域包括支援課 社会福祉協議会	D C
事業		所管・担当課	進捗評価 (5段階)																																																																																																										
基本目標1 共生のまちづくりの推進																																																																																																													
1-1 啓発・広報活動の充実																																																																																																													
1	市民への啓発活動	障害者地域支援室 社会福祉協議会	B																																																																																																										
2	広報紙の活用	障害福祉課	B																																																																																																										
3	ホームページの活用	広報戦略課 障害福祉課	B																																																																																																										
4	障害者週間を通した啓発・広報活動	障害者地域支援室	B																																																																																																										
5	在住外国人への情報提供や多文化共生に対する意識啓発	国際都市推進課	B																																																																																																										
6	男女共同参画意識の啓発	男女共同参画室	B																																																																																																										
1-2 地域づくり																																																																																																													
7	つくば市障害者計画、つくば市障害福祉計画、つくば市障害児福祉計画	障害福祉課	A																																																																																																										
8	障害者自立支援協議会	障害者地域支援室	B																																																																																																										
9	つくば子育てサポートサービス事業	こども政策課 社会福祉協議会	B A																																																																																																										
10	生活支援体制整備事業	地域包括支援課	B																																																																																																										
11	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会	B																																																																																																										
12	さわやかサービス事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B B																																																																																																										
1-3 福祉教育の推進																																																																																																													
13	市内小中学校・義務教育学校と特別支援学校との交流促進	学び推進課 特別支援教育推進室	B B																																																																																																										
14	福祉移動教室	社会福祉協議会	B																																																																																																										
1-1 啓発・広報活動の充実																																																																																																													
15	ボランティア活動基盤整備事業	社会福祉協議会	B																																																																																																										
16	ボランティア育成・支援・研修事業	社会福祉課 社会福祉協議会	B B																																																																																																										
17	ボランティアネットワーク支援事業	社会福祉協議会	B																																																																																																										
18	ボランティアセンター広報事業	社会福祉協議会	B																																																																																																										
19	ボランティアセンター運営事業	社会福祉協議会	B																																																																																																										
20	各種奉仕員養成講座の開催	障害者地域支援室	B																																																																																																										
21	介護支援ボランティア事業	地域包括支援課 社会福祉協議会	D C																																																																																																										

資料2 主な変更点（前回懇談会でいただいた御意見についての回答）

御意見	回答
<p>①「インクルーシブ教育」という言葉に馴染みのない方も多いので、補足文等を入れてはどうか。</p> <p>②アンケート・ヒアリング調査について、前回調査から大きく変わった項目があれば、見直しのポイントとして挙げてはどうか。</p> <p>③虐待防止研修について、それぞれの事業所で研修の体制を整えるのは大変なため、市で一括して、事業所も参加が可能な研修を実施してほしい。</p> <p>④地域移行を進めていくための取組について</p>	<p>① P49にて、以下のように補足文をつけさせていただきました。 1-3 インクルーシブ教育の推進（インクルーシブ教育⇒障害の有無に関わらず、すべての子供が、同じ場でともに学ぶこと）</p> <p>②前回調査から大きく変わった項目はありませんでした。一方で、前回調査時と同様の課題が引き続き存在しているということが読み取れたため、重要な課題として受け止め、今後の施策に活用していきます。また、次回調査時には、今回の調査との比較ができるよう、調査項目の設定をしたいと考えています。</p> <p>③現時点では具体的なことが決まっていないため、実施事業として計画に掲載することはできませんが、非常に重要なことであるため、前向きに検討したいと考えております。</p> <p>④課題の一つとして、地域移行を見込める人の把握が難しいことが挙げられます。相談員や医療機関から相談があった場合に、対象者の地域移行について協議していく場についてはすでに設けておりますので、相談員や医療機関にそのことを周知し、連携を深めていきたいと考えております。</p>

資料2 主な変更点（変更事業一覧 1 / 5）

ページ	大目標	番号	
49	1-2	6	<p>障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画 → 本文修正</p> <p>変更前：つくば市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を～</p> <p>変更後：つくば市障害者計画、<u>つくば市障害福祉計画</u>、<u>つくば市障害児福祉計画</u>を～</p>
	1-3	14	<p>福祉教育や特別支援学校との交流学習の実施 → 7-2 108から移動</p>
52	2-2	27	<p>施設環境の整備 → 本文削除（大目標2-2 30に新規事業として記載）</p> <p>削除：公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。</p>
54	3-1	42	<p>障害特性に応じた災害時支援 → 本文修正</p> <p>変更前：避難が必要な災害時に、指定避難所、福祉避難所で過ごすために、特性や困りごとを周囲に理解してもらうよう、周知、啓発に努めます。</p> <p>変更後：障害者が普段から自助の力を高めるとともに、支援をする人にも特性や困りごとの理解や適切な対応方法などを理解してもらうよう、障害者と支援を行う人のための防災ガイドブックの周知に努めます。</p>

資料2 主な変更点（変更事業一覧 2/5）

ページ	大目標	番号	
54	3-1	43	<p>医療的ケアが必要な人への災害対応の支援 → 本文修正</p> <p>変更前：～、災害時に備えるためのガイドブックを作成し、周知に努めます。</p> <p>変更後：～、災害時に備えるために<u>作成したガイドブックの周知に努めます。</u></p>
55		45	<p>福祉体験教室 → 事業名修正（変更前：福祉移動教室メニューの追加）</p>
58	5-1	55	<p>障害福祉サービス提供体制の充実 → 本文削除（大目標5-5に新規事業として記載）</p> <p>削除：さらに、つくば市が設ける介護職員就労スタートアップフォロー給付金や介護職員キャリアアップ費用給付金の制度を活用し、介護職員の増加や質の向上を図ります。</p>
62	5-6	89	<p>市役所窓口におけるコミュニケーション支援の充実 → 本文修正</p> <p>変更前：開庁日の9時から17時まで手話通訳者を設置し、～</p> <p>変更後：開庁日の9時から<u>16時30分</u>まで手話通訳者を設置し、～</p>

資料2 主な変更点（変更事業一覧 3/5）

ページ	大目標	番号	
63	6-1	92	<p>成人健診事業 → 本文修正</p> <p>変更前：～、健康保持の場を提供するとともに、未受診者に関しては受診勧奨を行います。～</p> <p>変更後：～、健康保持の場を提供するとともに、<u>障害者への健診案内や実施における配慮</u>を行います。～</p>
64	6-2	97	<p>出前健康講座（こども編） → 事業名変更（変更前：出前健康講座）</p>
	6-4	100	<p>健康増進計画推進事業 → 本文修正</p> <p>変更前：～反映させていくとともに、第4期健康増進計画「健康つくば21」の～</p> <p>変更後：～反映させていくとともに、第<u>5</u>期健康増進計画「健康つくば21」の～</p>

資料2 主な変更点（変更事業一覧 4/5）

ページ	大目標	番号	
65	7-1	108	<p>障害児の保育所の受入れ体制の整備 → 本文追記</p> <p>変更前：公立保育所における加配保育士の配置や、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、～</p> <p>変更後：公立保育所における加配保育士の配置や「<u>保育所における医療的ケア児受入ガイドライン</u>」に沿った医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援、民間保育園における加配保育士の人件費補助を行うことで、～</p>
68	8-1	120	<p>就労系福祉サービスの充実 → 本文追記</p> <p>変更前：～障害者に対して就労移行支援、就労定着支援などの福祉サービスの～</p> <p>変更後：～障害者に対して就労移行支援、就労定着支援、<u>就労選択支援</u>などの福祉サービスの～</p>
	8-2	124	<p>福祉施設等の物品販売の充実 → 本文修正</p> <p>変更前：障害福祉課主催イベントや～</p> <p>変更後：<u>障害者地域支援室</u>主催イベントや～</p>

資料2 主な変更点（変更事業一覧 5/5）

ページ	大目標	番号	
69	9-1	128	<p>障害者スポーツの推進 → 本文修正</p> <p>変更前：～必要な事業の実施に努めます。県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。</p> <p>変更後：～必要な事業の実施に努めます。<u>また、すべての市民の障害者スポーツに対する認知度や興味を高めていくことを目指し、県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、参加・体験型のスポーツイベントを実施して障害者の社会参画や交流を促進します。</u></p>
	9-2	131	<p>障害者の生涯学習関連事業 → 7-3 114から移動、本文変更、事業名変更（変更前：生涯学習の情報提供、生涯学習講座事業）</p> <p>変更前：生涯学習情報を一元的に収集し、生涯学習の相談・情報の提供を行います。 障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座や、主体的に活動に参加できる取組を実施します。</p> <p>変更後：生涯学習の情報提供を行います。 また、障害者が自ら生涯学習を楽しめる講座を実施します。</p>
		132	<p>高齢者・障害者のためのパソコン相談 → 7-3 115から移動</p>

資料2 主な変更点（新規事業一覧 1 / 2）

ページ	大目標	番号	事業概要	担当課
52	2-2	29	<p>バリアフリーマスタープランに基づいた取組みの推進 つくば市バリアフリーマスタープランに掲げる基本理念・基本方針に則した各取組みを進めることで、市内のバリアフリー化を着実に推進していきます。</p>	企画経営課
		30	<p>市内公共施設等バリアフリー化整備方針の推進 市内公共施設等のバリアフリー化に向けた整備方針を検討していきます。</p>	公共施設マネジメント推進室
53	2-3	36	<p>交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成 障害者の社会参加の促進を図るため、交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成事業に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。</p>	障害者地域支援室
57	4-3	54	<p>選挙等における配慮の充実 選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう必要な配慮を行います。</p>	選挙管理委員会事務局

資料2 主な変更点（新規事業一覧 2/2）

ページ	大目標	番号	事業概要	担当課
60	5-3	79	<p>在住外国人への情報提供や相談窓口の周知強化 外国語広報紙の発行やホームページ等での情報発信のほか、障害のある外国人も言語に関わらず適切に相談することができるよう、外国人相談窓口の周知強化を図るとともに、担当課と連携を図りながら対応します。</p>	国際都市推進課
61	5-5	83	<p>つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金 つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。</p>	高齢福祉課
		84	<p>つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金 つくば市内の介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。</p>	高齢福祉課

資料2 主な変更点

ページ	事業名	
8 1 8 3	(9) 自立生活援助 (3) 地域定着支援	<p>算出方法変更</p> <p>変更前：<u>実績が発生した月のみ</u>カウントし、月平均を算出</p> <p>変更後：<u>支給決定期間に含まれる月</u>をカウントし、月平均を算出</p>
8 2	(2) 地域移行支援	<p>算出方法変更</p> <p>変更前：<u>実績が発生した月のみ</u>カウントし、月平均を算出</p> <p>変更後：<u>年度内に一度でも実績がある人</u>をそのままカウント</p>

つくば市障害者プラン改定版 概要版 (案)

第3次つくば市障害者計画

【令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)まで】

第7期つくば市障害福祉計画

【令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで】

第3期つくば市障害児福祉計画

【令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで】

令和5年(2023年)9月

つくば市

1 つくば市障害者プラン改定版策定の背景と趣旨

つくば市では、令和3年(2021年)3月に「つくば市障害者プラン(第3次つくば市障害者計画・第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児計画)」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを理解・尊重し、ともに手を取り支え合って暮らすことができる社会をめざして障害者福祉施策を推進してきました。

そのなかで、社会状況に目を向けると、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障害者やその家族、支援者等の生活環境に多大な影響を与えています。また、令和4年(2022年)8月には日本の障害者施策の取組みについて国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。障害者の生命を守り、安全・安心な日常生活を支えるためにも障害者、家族、支援者への施策の更なる充実を図るとともに、一人一人が障害及び障害者への理解を深めていく必要があります。

この度、第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画の最終年度にあたり、第3次つくば市障害者計画の見直しとあわせ、第6期つくば市障害福祉計画・第2期つくば市障害児福祉計画の法律で定められた見直し年度となりました。社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果等に基づく障害者や障害児のニーズや実態などを踏まえ、つくば市障害者プラン改定版(第3次つくば市障害者計画・第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画)を策定します。

2 計画の位置付け

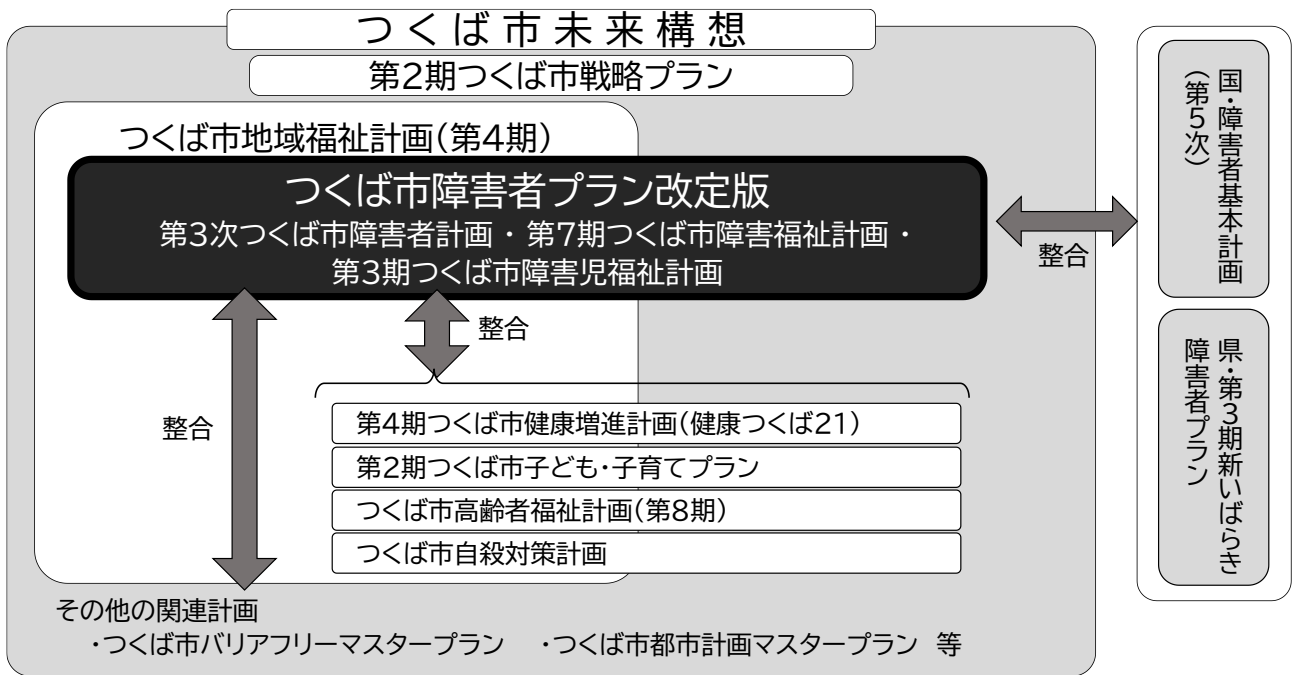
「つくば市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「つくば市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

「つくば市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援の見込量及びその提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

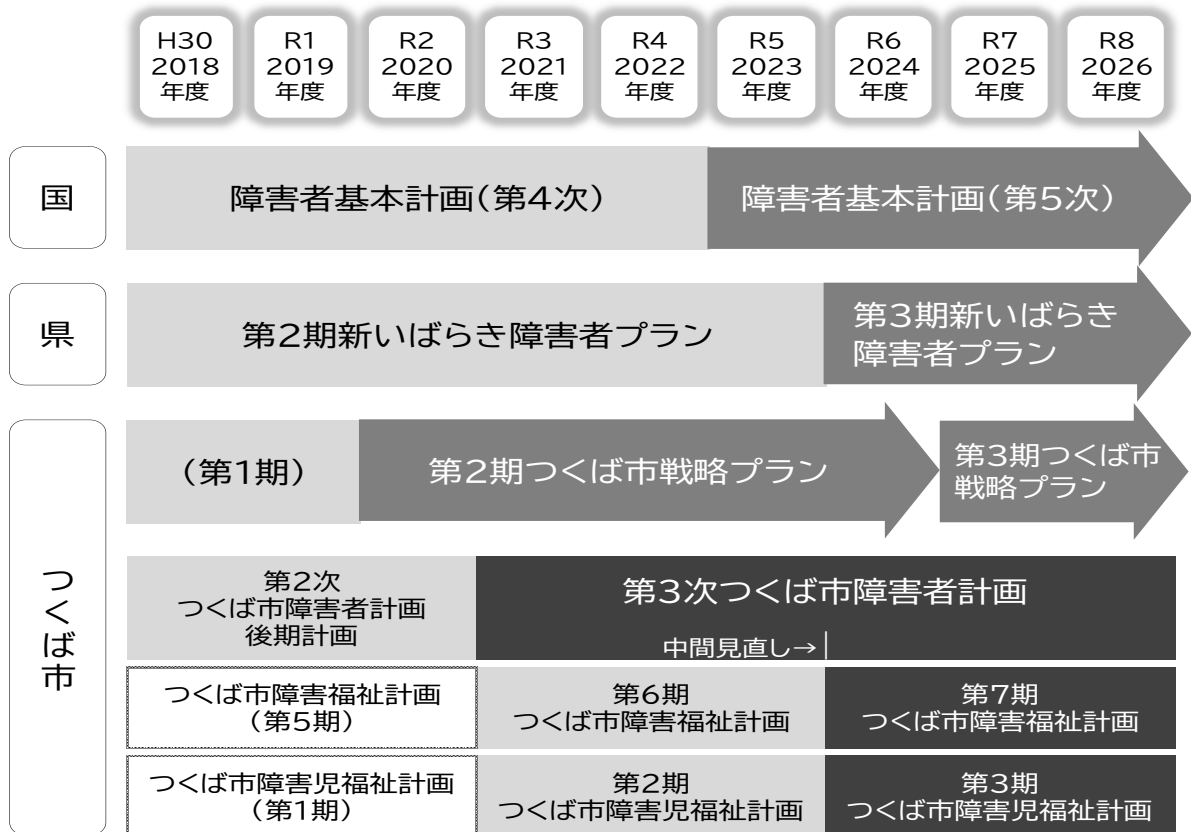
本市では、それぞれの計画の調和が保たれるよう「つくば市障害者プラン」として一体的に策定します。

また、策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づくものとし、国及び茨城県の計画との整合性を図りつつ、市のまちづくりの長期的な指針となる「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」や、市の他の関連計画との整合を図ることとしています。



3 計画の期間

本計画を構成する「第3次つくば市障害者計画」は令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。また、3か年を1期として策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」にあたる「第7期 つくば市障害福祉計画」及び「第3期つくば市障害児福祉計画」については、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。



4 計画の対象者

共生社会づくりを推進する本計画では、全ての市民が計画の対象者です。

「障害者」は、障害者基本法第2条で「障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されていますが、具体的な事業の対象となる障害者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

また、この計画の推進にあたっては、障害者やその家族はもとより、行政関係機関や社会福祉法人、民間のサービス事業者及び市民が共通の認識と目標のもと、互いに理解し協力していくことが求められます。

5 計画の策定体制

障害者総合支援法第88条第8項は、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、また同条第9項は、「協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と規定しています。

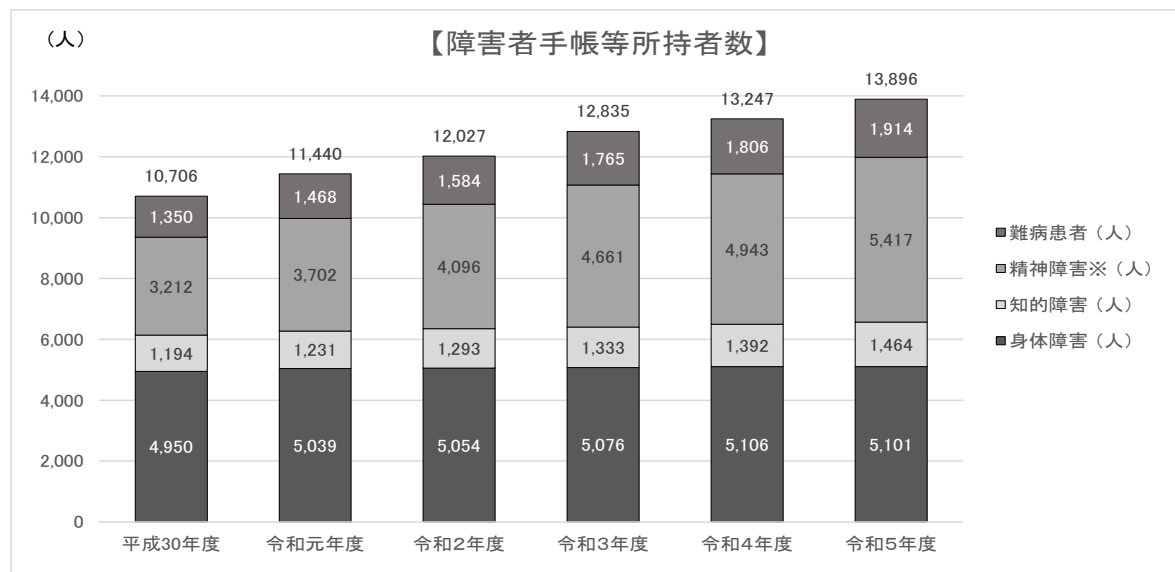
これらの規定に従い、本計画の策定にあたっては、以下の過程で策定しました。

- つくば市障害者計画策定懇談会
- つくば市自立支援協議会
- 障害福祉に関するアンケート調査・障害者関係団体へのヒアリング調査
- 計画素案に対するパブリックコメント

6 障害者をめぐる状況

◆ つくば市の障害者手帳等所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しています。平成30年度(2018年度)では合計10,706人でしたが、令和5年度(2023年度)では13,896人となっています。



※各年度4月1日時点、精神障害には自立支援医療(精神通院医療)受給者を含みます。

第3節 障害のある児童・生徒の状況

1 特別支援学級・特別支援学校等の児童・生徒数

公立小中学校・義務教育学校在籍の特別支援学級の児童・生徒数は年々増加しており、令和5年度(2023年度)の児童・生徒数は、平成30年度(2018年度)の児童・生徒数と比べて約2倍近くに増加しています。

つくば特別支援学校の児童・生徒数は、石岡特別支援学校の開校にともない令和元年度(2019年度)は大きく減少しましたが、令和3年度(2021年度)以降増加し、令和5年度(2023年度)には385人となっています。

伊奈特別支援学校の児童生徒数は、年々増加しており、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)にかけて77人増加しました。

石岡特別支援学校の児童生徒数は、令和元年度(2019年度)に開校して以降、毎年増加し、令和4年度(2022年度)以降は200人を超えています。

2 特別支援学校卒業生の進路状況

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校、伊奈特別支援学校、石岡特別支援学校の中等部を卒業した66人全員が、それぞれの特別支援学校高等部へ進学しています。

令和4年度(2022年度)につくば特別支援学校高等部を卒業した35人の進路は、日中系サービスが28人、就労が6人、進学が1人となっています。伊奈特別支援学校高等部を卒業した28人の進路は、日中系サービスが16人、就労が12人となっています。石岡特別支援学校高等部を卒業した19人の進路は、日中系サービスが11人、施設入所が4人、就労が3人、グループホームが1人などとなっています。

7 計画の基本理念

つくば市では、令和元年度(2019年度)末に策定した「つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン」において、4つの「目指すまちの姿」と17の「2030年の未来像」を掲げています。これらを踏まえ、本計画では、障害のある人・ない人、全ての市民が安心して生涯をいきいきと暮らすことができる社会をめざし、基本理念を以下のとおり定めます

基本理念

障害の有無にかかわらず、
安心して自立した生活を送ることができる
共生社会

8 計画の推進

◆ 計画の推進体制

本計画では、市民、行政、障害者関係団体、障害福祉関係事業者、企業などが当事者となり、地域社会を舞台としてその推進にあたります。

◆ 進捗状況の管理と評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗の状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、各事業の進捗状況を把握し、分析・評価の結果を「つくば市障害者計画策定懇談会」において報告するとともに、必要があると認める時は、計画の変更も含め、必要な措置を講じるPDCA サイクルマネジメントによる進捗管理を実施します。

9 障害者福祉に関するアンケート調査結果の概要

【福祉サービス等の情報の入手について】

現在情報を得ているところとして、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」では「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」「⑭学校・職場から」が、「高次脳機能障害」では「⑫ケアマネジャーから」等も多くなっています。

今後情報を得たいところは、いずれの障害種別も「①市や県などの窓口から」「②市や県の広報紙やチラシ、ホームページなどから」「⑧家族や友人・知人から」「⑬病院・診療所・薬局などから」「⑰インターネットから」が多くなっていますが、「知的障害」では「③障害者就業・生活支援センターから」「⑥相談支援事業所から」「⑨入所・通所している福祉施設の職員から」が、「発達障害」ではそれらに加えて、「⑭学校・職場から」などが多くなっています。

【日常生活で困ったことや悩みごとの相談先】

いずれの障害も「家族や親せき」「かかりつけの医師や看護師など」「友人・知人」が多いですが、「知的障害」「発達障害」では「施設の職員など」「相談支援事業所の相談支援専門」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が、「高次脳機能障害」では「施設の職員など」「介護保険のケアマネジャー」「相談支援事業所の相談支援専門員」なども多くなっています。

【外出時に困ること】

「困った時にどうすればいいのか心配」が「知的障害」で 41.7%、「発達障害」で 37.1%、「発作など突然の体調の変化が心配」が「精神障害」で 36.7%と最も多くなっています。

また、「公共交通機関が少ない(ない)」が、どの障害でも多く挙げられています。

【施設・学校・保育所等に通うにあたって困ること】

「身体障害」「知的障害」「難病」では「特になし」が最も多くなっていますが、「精神障害」では「課題や授業についていけない」が 50.0%、「発達障害」では「通うのに付き添いが必要」が 32.7%と最も多くなっています。

「その他」では、距離が遠かったり、公共交通機関が少なかったりするため、通うのに時間がかかるなどといった回答がありました。

【一人で避難/近所に助けてくれる人】

災害時に一人で避難できるかどうかについて、「できる」が「身体障害」で 47.6%、「精神障害」では 48.3%、「難病」では 52.2%と約半数となっていますが、「できない」が「知的障害」では 65.6%、「発達障害」では 49.5%、「高次脳機能障害」では 48.3%と多くなっています。

家族が不在の時や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、いずれの障害でも「いない」が最も多く、「知的障害」と「精神障害」では5割を、「発達障害」では6割を超えています。

【災害時に困ること】

いずれの障害でも「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」が多い中、「知的障害」や「発達障害」では「救助を求めることができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」も多くなっています。

【いやな思いをしたり差別を感じたこと】

「いつも感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「知的障害」では 52.1%、「精神障害」では 56.7%、「発達障害」では 58.8%、「高次脳機能障害」では 55.2%と半数を超えています。

【いやな思いをしたり差別を感じた場所】

いずれの障害も「外出先で」が最も多くなっていますが、「精神障害」「難病」「発達障害」では「病院」などの医療機関でも多くなっています。

【権利擁護について(認知度)】

障害者の権利擁護のための「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」「成年後見制度」の認知度はいずれも「内容などをよく知っている」「詳しくは分からないが概要は知っている」を合わせても概ね半数には届いていません。

【今後利用したい障害福祉サービス】

身体障害では、希望の多い順に「居宅介護」(13.4%)、「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「自立訓練(機能訓練)」(12.8%)、「移動支援」(10.8%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)、「重度訪問介護」(10.4%)、「生活介護」(10.2%)などとなっています。

知的障害では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(34.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(30.2%)、「行動援護」(27.6%)、「就労継続支援A型」(27.1%)、「就労移行支援」(26.6%)、「自立訓練(生活訓練)」(26.0%)などとなっています。

精神障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(19.4%)、「就労定着支援」(18.9%)、「地域定着支援」(17.8%)、「就労継続支援A型」(17.2%)、「自立生活援助」(16.1%)、「行動援護」「就労継続支援B型」(14.4%)などとなっています。

難病では、希望の多い順に「短期入所(ショートステイ)」(13.0%)、「居宅介護」「移動支援」(11.2%)、「自立訓練(生活訓練)」(10.6%)などとなっています。

発達障害では、希望の多い順に「就労移行支援」(39.2%)、「就労定着支援」(33.0%)、「就労継続支援A型」(32.0%)、「短期入所(ショートステイ)」(29.9%)、「共同生活援助(グループホーム)」(28.9%)、「自立訓練(生活訓練)」(27.8%)などとなっています。

高次脳機能障害では、希望の多い順に「居宅介護」(24.1%)、「短期入所(ショートステイ)」(20.7%)、「重度訪問介護」「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」(20.7%)、「自立訓練(生活訓練)」(20.7%)、「就労定着支援」「移動支援」(17.2%)などとなっています。

【地域での生活に必要なこと】

いずれの障害も「経済的な負担の軽減」との回答が最多となっており、それぞれ5割を超えています。「知的障害」と「発達障害」では「入所施設やグループホームの充実」「コミュニケーションについての支援」は他と比べて多くなっています。

【障害のある人が就労するために必要なこと】

いずれの障害も「職場の上司や同僚の障害への理解」や「障害者を積極的に採用する企業の拡充」が多い傾向ですが、「知的障害」「精神障害」「発達障害」では「仕事について職場外での相談対応、支援」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「就労移行支援や就労継続支援(A型・B型)の充実」も多くなっています。

10 関係団体ヒアリング結果の概要

【活動上の問題について】

- ◆ 新規メンバーの加入が少ない。役員のなり手がいない。メンバーの高齢化や世代の偏りがある。
- ◆ 会議や活動場所の確保で苦労している。情報発信する場や機会が乏しい。

【障害や障害者への理解と交流、共生のまちづくりについて】

- ◆ コロナ禍の為、イベント等が中止になることも多く、外に出る機会も少なくなり、まわりの理解がされていないと感じる。
- ◆ 法律だけではなく、自治体、市区町村がインクルーシブ教育を受けられる様なまちづくりをお願いしたい。
- ◆ 障害のある人が子どものころから、地域で一緒に育っていくことが出来るような環境づくりが必要。
- ◆ バリアフリーマップの拡充や合理的配慮施策導入店舗の紹介・マップの作成。

【生活環境について】

- ◆ 公共施設を作るときに設計段階から障害当事者の意見を聞く仕組みが必要。
- ◆ つくば市中心部は良くなってきていると思うが、郊外に行くともだまだ住みにくい。
- ◆ 少なくとも公共施設や公共交通機関ではバリアフリーが必要。全車がバリアフリーになるまでは、低床バスなどの運行スケジュールは分かりやすく公開すべき。
- ◆ 出かける人を支援するヘルパーの増加と育成を行う。

【安全・安心な暮らしについて】

- ◆ 障害のある人も参加できる地域での避難訓練の実施。
- ◆ 要支援者名簿があるので、福祉避難所の開設を希望者に通知できると良い。
- ◆ 防犯について、支援されることに慣れた障害者は人を疑うことをしない。だまされたり、奪われたりすることに対する防衛方法がない。

【差別の解消・権利擁護について】

- ◆ 障害のある方も関係ある法律についてはきちんと勉強する必要がある。だから自学、また、法律に対する理解しやすい説明会が必要。
- ◆ 市民の障害理解を推進するためにも、まずは市職員の障害理解研修などを進め、差別解消に向けた具体的取り組みを進めてはどうか。
- ◆ 幼少期から障害のある子もいない子もともに過ごすことができる機会の創出。
- ◆ 合理的な配慮については本人や家族、専門家の意見を聞いた施策が必要。公的な行為ができるようにしてもらいたい。

【障害福祉サービスについて】

- ◆ 全体的に足りていない。利用できるサービスや施設を増やして欲しい。市内の施設が少ない。特に障害児が卒業後に通えるところ。
- ◆ 一人暮らし、グループホーム、入所施設など、住みたい場所で暮らせるようにする。
- ◆ 年を取ったり、障害が重くなるなど、環境や状況が変わっても対応できる町づくり
- ◆ 通所先は社会参加できる数少ない場所で、そこでの理解ある対応は当事者の安心や自己肯定感を育むことのできる大切な場所。職員は障害の症状の違いなど個人差はあるが理解に繋がる知識の習得学習を重ねてもらいたい。

【相談・情報提供について】

- ◆ 市の窓口相談は日時に制限があり、出向くのが難しいので簡単に質疑応答できるようにして欲しい。月に一回は土日でも受付してくれるとありがたい。
- ◆ 障害のことだけではなく、障害者団体などの情報も周知してもらいたい。

- ◆ 色々な審査が必要なのも大事だと思うのですが、手続きなどが多く、相談やサービスの利用や参加までの時間・手続きを短縮・簡素化して欲しい。

【医療・保健について】

- ◆ 医師や看護師に、障害のことをよく知ってもらい、安心して治療を受けられるようにする。
- ◆ 健康診断など、成人の通知が少ない。持病のある人は病院とつながっているが、健康で日常的に投薬等を必要としない障害者は新しく病院にかかるのは大変難しい。
- ◆ 小児科や小児の発達外来が少ないのもっと増やして欲しい。
- ◆ 乳幼児期ばかりではなく、思春期にも焦点をあてた思春期にあらわれる精神疾患等に関する支援の配慮事項など、学習する機会を設けてほしい。

【教育・保育・療育について】

- ◆ 年齢が若い内から障害等の有無に関係無く助け合いや周りに目を向けた教育方針。
- ◆ 国連の障害者権利条約の勧告に基づいてインクルーシブ教育の推進に努める。
- ◆ 保育・就学前教育、療育について早期のアプローチが成長に影響する。
- ◆ 幼保から小中までつながっているようだがその先はまだないと思われる。

【雇用・就労について】

- ◆ 制度は充実し、雇用する企業も増えてきているが、希望するすべての人が就労できていない。当人の性質や体調などについて考慮して決められるほどの余裕がないのが現状。
- ◆ 市独自の福祉的就労場の充実及び企業を対象にした障害者受け入れ支援の充実。
- ◆ 一般就労している障害者の交流の場を作ること。
- ◆ 医師からの正しい診断、本人や家族への周知、就労の準備などの専門職による就労時・継続時のサポート等、が流れとして繋がりのある支援が整備されてほしい。

【生涯学習、文化・スポーツ活動について】

- ◆ 障害のある子どもが運動のできる場が本当に少ない。
- ◆ 医療的ケア児および重心児が継続して参加できる場所づくり
- ◆ 生涯学習、文化・スポーツ活動に参加することが難しい。移動支援を使うことが難しい。
- ◆ 本人が楽しく学べる環境が必要。学校や施設だけが学ぶ場ではなく、好きなことを親が教えるのではなく、教室に行く、同好の者が多くいる環境に入れることも重要。

【地域生活支援拠点等の整備について】

- ◆ 相談について、可能であれば家庭訪問も有りかと思われる。
- ◆ 障害特性ではなく、個人の特性をみていくことが必要。
- ◆ 相談支援というより、当事者同士でのピアカウンセリングを出来る環境が欲しい。

【今後取り組みたい、または充実したい活動について】

- ◆ 災害に備えた関係づくり
- ◆ 親なき後の生活を確保する居住の確立を考えたい。障害者の親も子どもが独立した後の自由な老後がなければいけないと思う。
- ◆ 障害を持った様々な方を含めた交流会やイベントができれば。

【前述の活動を進めるのあたって必要な行政支援、市民や地域の協力等】

- ◆ 情報提供、情報収集、情報発信力を高めて欲しい。
- ◆ 国連の障害者権利条約についての理解啓発の協力、市政や各協議会への障害当事者の積極的な登用・参加。
- ◆ 活動へのボランティア参加と参加希望者への呼びかけ。
- ◆ 地域住民が障害を理解し、皆で考えていく。

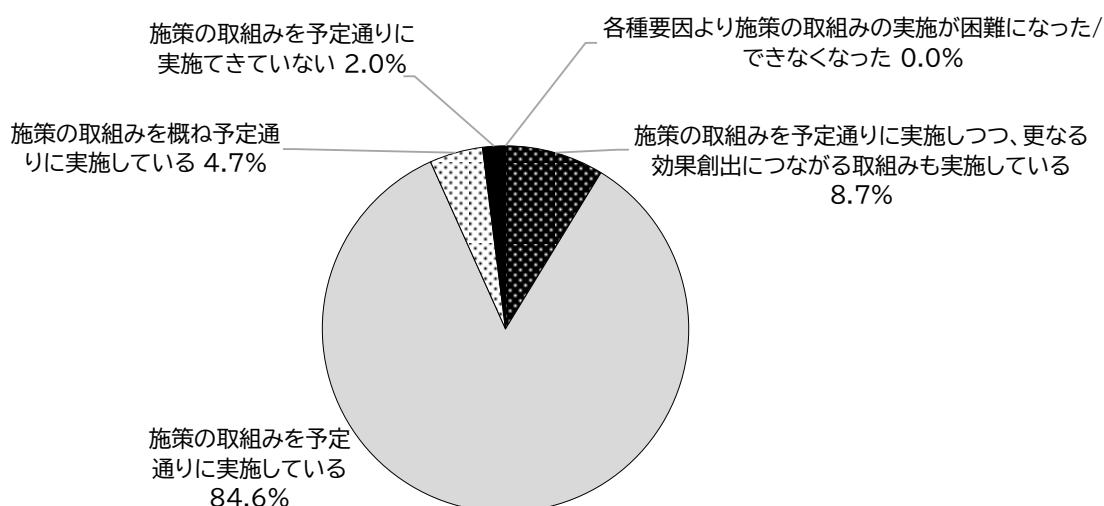
11 第3次つくば市障害者計画の中間評価

本計画の策定にあたり、計画の見直しや今後の推進のために、進捗状況の評価基準を設定し、これまでに推進してきた各事業について把握及び評価を行い点数化しました。

1 評価方法と基準

評価	進捗の度合	点数
A	施策の取組みを予定通りに実施しつつ、更なる効果創出につながる取組みも実施している	4点
B	施策の取組みを予定通りに実施している	3点
C	施策の取組みを概ね予定通りに実施している	2点
D	施策の取組みを予定通りに実施できていない	1点
E	各種要因より施策の取組みの実施が困難になった/できなくなった	0点

2 評価結果



3 評価まとめ

障害のある人・ない人全ての市民が安心して自立した生活を送ることができる共生社会を目指すために掲げた第3次つくば市障害者計画の各目標における施策の取組みについて、令和5年度(2023年度)までの進捗では、全体の9割以上の事業において3点(予定通りに実施している)を上回っています。

しかしながら、基本目標でみると、基本目標1「共生のまちづくりの推進」(2.96点)、基本目標6「保健・医療体制の充実」(2.88点)、基本目標9「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実」(2.67点)が3点(予定通りに実施している)を下回っています。これらは新型コロナウイルス感染拡大によるイベント開催の中止や活動自粛などの影響により、障害者の社会参加の場が減少したことが、一つの要因であると考えられます。

障害者が社会の場でさらに活動するための施策に、より一層取り組んでいく必要があります。

第3次つくば市障害者計画

基本目標

目標1 共生のまちづくりの推進 ～相互理解と助け合いのために～

障害の有無にかかわらず、全ての市民が持てる力を活かし、互いを尊重し、ともに支え合いながら、いきいきと安心してともに暮らすまちづくりを推進します。

目標2 生活環境の整備促進 ～暮らしやすく活動しやすいまちづくりのために～

生活環境の中に存在する障壁(バリア)の影響を最も受けやすい、障害者や高齢者などの意見に耳を傾け、同じ目線に立って、暮らしやすく活動しやすい環境の整備を推進します。

目標3 安全・安心な暮らしの確保 ～災害や犯罪から生活を守るために～

近年深刻化している自然災害に対する防災体制や詐欺などの犯罪に対する防犯体制の充実を図り、障害者や高齢者をはじめとする全ての市民の安全で安心な暮らしの確保を図ります。

目標4 権利擁護の充実 ～いつまでも自分らしく幸せに暮らすことを目指して～

判断能力が十分でない人の権利を保護するために、また、障害者への虐待や、障害者が不快な思いをするようなことをなくすために、成年後見制度の利用促進や、虐待防止のための体制強化、差別解消など、障害者の人権を守るため啓発活動を充実させます。

目標5 地域生活の充実 ～地域で自立した生活を支えるために～

障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、日常生活を支援する様々な福祉サービスの充実や相談体制の更なる強化、保健や医療、教育などとの連携による支援体制の充実を図ります。

目標6 保健・医療体制の充実 ～健康の維持回復のために～

障害の原因となりうる生活習慣病の発症予防や障害の重症化の予防のために、健康づくり活動の推進や障害の早期発見体制の充実、医療体制の整備を進めます。

目標7 教育・療育の充実 ～障害児を安心して育てるために～

教育・療育の環境を整備するとともに関係機関の連携強化を図り、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。

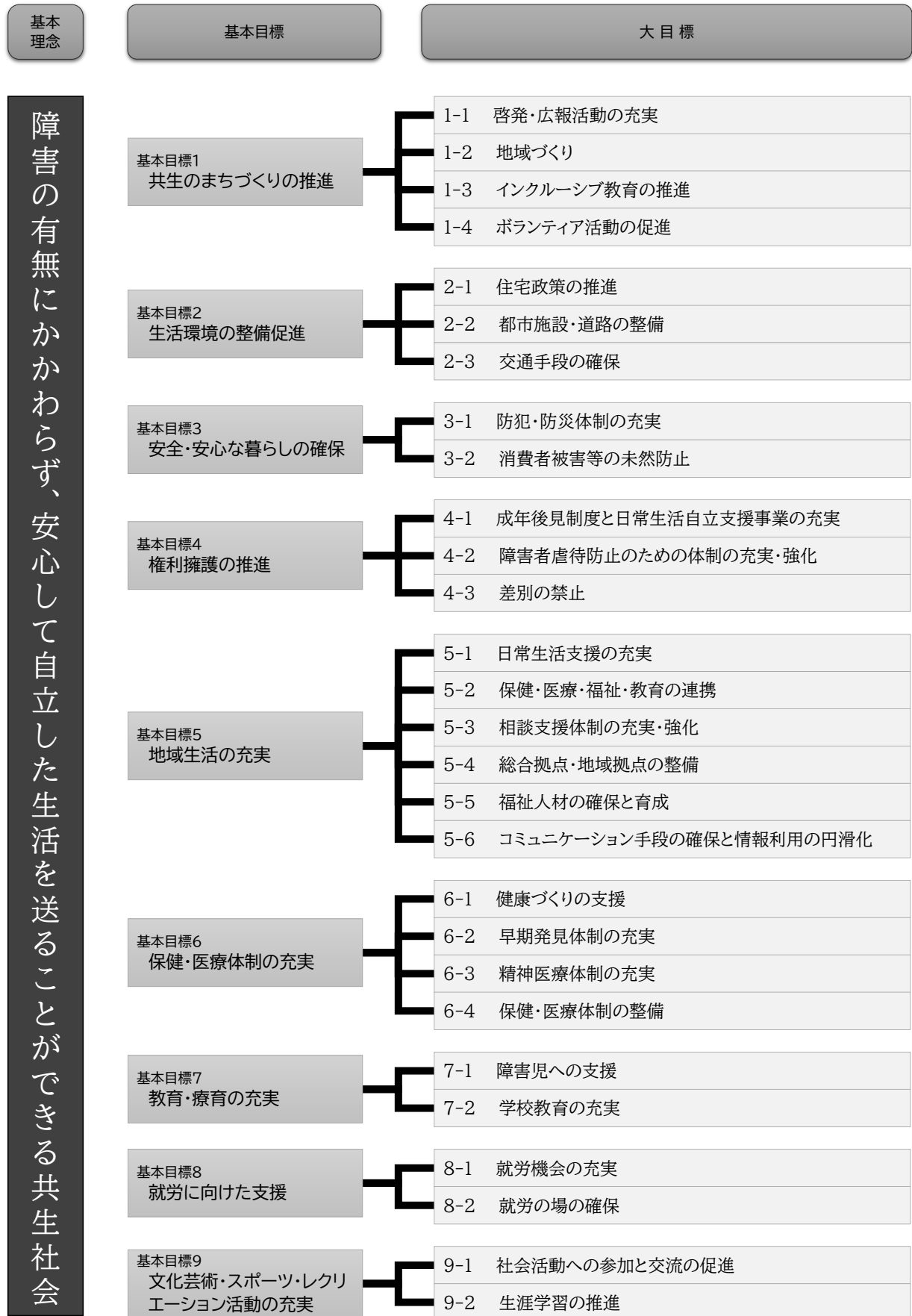
目標8 就労に向けた支援 ～生きがいのある生活を送るために～

障害者が自立のための経済的基盤を確立し、一人ひとりが、その働く意欲や適性・能力とともに本人の希望に沿った働きがいのある就労や生きがいのある生活を送ることができるよう支援を行います。

目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ～豊かな生活のために～

豊かな生活を送るために大切な文化芸術の活動やスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習に、障害者が気軽に取り組み、参加できるよう、様々な機会の充実を図ります。

計画の体系



第7期つくば市障害福祉計画・第3期つくば市障害児福祉計画

基本的な考え方

障害者が地域でいつまでも安心して生活ができるようにするため、前計画時の各種サービスの利用実績や障害福祉に関するアンケート調査結果からの意向等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービス及び障害児に向けた福祉サービスの確保を図ります。なお、本計画で見込む各種サービス等の見込量は、今後整備・確保方策を図るために設定したものであり、実際の利用に制限をかけるものではありません。見込量を超えた場合でも、必要なサービスの提供に取り組みます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき提供される福祉サービスの全体像は以下の通りです。

障害者総合支援法			
<p>自立支援給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活支援 ・ 施設入所支援 ■ 訓練等給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・ 就労選択支援【新規】 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援(A型、B型) ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助(グループホーム) ・ 自立生活援助 ■ 相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ■ 自立支援医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療 ■ 補装具 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補装具費の支給 	<p>地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村(必須事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ■ 市町村(任意事業) <p>その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 地域生活支援促進事業 ■ 都道府県(必須事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い相談支援事業及び意思疎通を行う者の養成・派遣事業 ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための事業 など 		
児童福祉法			
<p>障害児への福祉サービス</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型) </td> </tr> </tbody> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 ■ 障害児入所支援※都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所支援(福祉型・医療型) 		

障害福祉サービス等の利用実績と見込量

自立支援給付【介護給付】

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	計画値	実利用者数(人)	130	133	136	139	180	190	200
		利用時間(時間)	1,900	1,950	2,000	2,050	2,900	3,100	3,300
	実績値	実利用者数(人)	123	144	162	159			
		利用時間(時間)	1,935	2,301	2,378	2,708			
重度訪問介護	計画値	実利用者数(人)	12	18	19	20	24	26	28
		利用時間(時間)	3,550	6,200	6,450	6,700	9,000	9,600	10,200
	実績値	実利用者数(人)	18	20	22	21			
		利用時間(時間)	6,176	6,550	7,604	7,781			
同行援護	計画値	実利用者数(人)	14	9	11	13	13	15	17
		利用時間(時間)	120	50	65	80	135	160	185
	実績値	実利用者数(人)	7	8	9	11			
		利用時間(時間)	40	56	79	109			
行動援護	計画値	実利用者数(人)	1	2	2	2	2	2	3
		利用時間(時間)	10	20	25	30	20	25	30
	実績値	実利用者数(人)	1	2	1	1			
		利用時間(時間)	15	19	21	17			
重度障害者等包括支援	計画値	実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	0
		利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0			
		利用時間(時間)	0	0	0	0			
短期入所(ショートステイ)	計画値	実利用者数(人)	100	73	78	83	70	80	90
		利用日数(日)	800	500	525	550	620	660	720
	実績値	実利用者数(人)	44	45	60	60			
		利用日数(日)	361	349	491	548			
療養介護	計画値	実利用者数(人)	11	11	11	11	12	12	12
	実績値	実利用者数(人)	11	12	11	12			
生活介護	計画値	実利用者数(人)	265	290	305	320	340	360	380
		利用日数(日)	5,000	5,300	5,500	5,700	6,350	6,600	6,850
	実績値	実利用者数(人)	286	295	304	321			
		利用日数(日)	5,413	5,618	5,680	6,081			
施設入所支援	計画値	実利用者数(人)	143	142	140	139	139	137	135
	実績値	実利用者数(人)	144	144	142	142			

自立支援給付【訓練等給付】

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自立訓練(機能訓練)	計画値	実利用者数(人)	30	22	24	26	13	14	15
		利用日数(日)	240	190	210	230	80	88	96
	実績値	実利用者数(人)	14	12	12	10			
		利用日数(日)	140	87	67	67			
自立訓練(生活訓練)	計画値	実利用者数(人)	34	37	39	41	36	38	40
		利用日数(日)	540	690	730	770	580	620	650
	実績値	実利用者数(人)	39	35	35	30			
		利用日数(日)	681	577	558	535			

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
就労選択支援	計画値	実利用者数(人)					0	0	0
		利用日数(日)					0	0	0
	実績値	実利用者数(人)							
		利用日数(日)							
就労移行支援	計画値	実利用者数(人)	90	77	82	87	90	100	110
		利用日数(日)	1,800	1,300	1,350	1,400	1,480	1,640	1,800
	実績値	実利用者数(人)	63	64	79	78			
		利用日数(日)	1,062	1,076	1,339	1,275			
就労継続支援(A型)	計画値	実利用者数(人)	80	65	66	67	130	145	160
		利用日数(日)	1,700	1,200	1,220	1,240	2,300	2,600	2,900
	実績値	実利用者数(人)	67	86	105	116			
		利用日数(日)	1,221	1,579	1,947	2,118			
就労継続支援(B型)	計画値	実利用者数(人)	285	360	370	380	530	560	590
		利用日数(日)	5,500	6,000	6,150	6,300	8,950	9,400	9,850
	実績値	実利用者数(人)	361	395	453	501			
		利用日数(日)	6,093	6,708	7,607	8,521			
就労定着支援	計画値	実利用者数(人)	9	20	24	28	23	27	31
	実績値	実利用者数(人)	15	20	19	16			
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	実利用者数(人)	127	160	175	190	280	320	360
	実績値	実利用者数(人)	156	173	212	234			
自立生活援助	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	4	6	8
	実績値	実利用者数(人)	0	0	1	2			

自立支援給付【相談支援】

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	計画値	実利用者数(人)	990	1,100	1,150	1,200	1,500	1,600	1,700
	実績値	実利用者数(人)	1,139	1,203	1,335	1,377			
地域移行支援	計画値	実利用者数(人)	8	8	8	8	2	3	4
	実績値	実利用者数(人)	0	0	2	0			
地域定着支援	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	3	5	7
	実績値	実利用者数(人)	1	1	1	1			

障害児に対する福祉サービスの利用実績と見込量

障害児通所支援

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	230	300	330	360	480	520	560
		利用日数(日)	1,300	2,300	2,600	2,900	3,700	4,020	4,340
	実績値	実利用者数(人)	344	403	450	419			
		利用日数(日)	2,681	3,123	3,370	3,268			
医療型児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	2	2	2
		利用日数(日)	26	26	26	26	26	26	26
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0			
		利用日数(日)	0	0	0	0			
放課後等デイサービス	計画値	実利用者数(人)	420	530	560	590	820	900	980
		利用日数(日)	5,460	6,890	7,280	7,670	9,000	9,920	10,840
	実績値	実利用者数(人)	502	583	687	755			
		利用日数(日)	5,827	6,475	7,402	8,282			
保育所等訪問支援	計画値	実利用者数(人)	6	4	6	8	40	60	80
		利用日数(日)	12	8	12	16	55	85	115
	実績値	実利用者数(人)	9	18	49	25			
		利用日数(日)	12	21	61	29			
居宅訪問型児童発達支援	計画値	実利用者数(人)	4	2	3	4	2	3	4
		利用日数(日)	8	4	6	8	4	6	8
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0			
		利用日数(日)	0	0	0	0			

障害児相談支援

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害児相談支援	計画値	実利用者数(人)	130	170	190	210	550	750	1,000
	実績値	実利用者数(人)	170	224	344	401			

地域支援事業

必須事業

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
理解促進研修・啓発事業(年間)	計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有	
	実績値	有無	有	無	無	有				
自発的活動支援事業(年間)	計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有	
	実績値	有無	有	有	有	有				
相談支援事業	基幹相談支援センター	計画値	(か所)	1	1	1	1	1	1	
		実績値	(か所)	1	1	1	1			
	指定一般相談支援事業者	計画値	(か所)	4	4	4	4	4	4	
		実績値	(か所)	4	4	4	4			
	指定特定相談支援事業者	計画値	(か所)	15	21	22	23	28	29	30
		実績値	(か所)	20	21	23	27			

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
成年後見制度利用支援事業		計画値	有	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有				
成年後見制度法人後見支援事業		計画値	有	有	有	有	有	有	有	
		実績値	有	有	有	有				
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	計画値	実利用者数(人)	45	50	50	50	52	53	54
			延べ利用者数(人)	355	415	430	445	501	531	561
		実績値	実利用者数(人)	37	51	52	45			
			延べ利用者数(人)	351	425	471	147			
	要約筆記者派遣事業	計画値	実利用者数(人)	9	7	7	7	5	5	5
			延べ利用者数(人)	44	43	43	43	33	33	33
		実績値	実利用者数(人)	6	7	4	4			
			延べ利用者数(人)	23	45	30	6			
	手話通訳者設置事業	計画値	実利用者数(人)	486	362	372	382	505	535	565
			延べ利用者数(人)	1,700	1,200	1,300	1,400	1,668	1,768	1,868
		実績値	実利用者数(人)	326	427	475	147			
			延べ利用者数(人)	1,127	1,343	1,568	597			
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	計画値	実利用者数(人)	2	2	2	2	2	2	2	
		延べ利用者数(人)	28	28	28	28	28	28	28	
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	0				
		延べ利用者数(人)	0	0	0	0				
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	利用件数(件)	14	13	13	13	12	12	12
		実績値	利用件数(件)	9	8	6	2			
	自立生活支援用具	計画値	利用件数(件)	26	24	24	24	24	24	24
		実績値	利用件数(件)	15	18	18	11			
	在宅療養等支援用具	計画値	利用件数(件)	16	14	14	14	14	14	14
		実績値	利用件数(件)	12	14	12	3			
	情報・意思疎通支援用具	計画値	利用件数(件)	25	25	25	25	26	26	26
		実績値	利用件数(件)	10	18	21	4			
	排せつ管理支援用具	計画値	利用件数(件)	3,525	4,027	4,127	4,227	4,080	4,180	4,280
		実績値	利用件数(件)	3,795	3,773	3,881	1,274			
	居宅生活動作支援用具	計画値	利用件数(件)	4	4	4	4	4	4	4
		実績値	利用件数(件)	2	2	1	1			
修養事業	手話通訳者養成研修	入門コース	計画値	修了人数(人)		15	15	15	15	15
		実績値	修了人数(人)	3	14	13	0			
	基礎コース	計画値	修了人数(人)	20	15	15	15	15	15	15
		実績値	修了人数(人)	12	13	8	0			
移動支援事業		計画値	実利用者数(人)	34	31	31	31	28	28	28
			利用時間(時間)	156	140	140	140	168	168	168
		実績値	実利用者数(人)	24	20	25	27			
			利用時間(時間)	103	123	153	216			
地域活動強化センター	I型	計画値	実利用者数(人)	142	142	142	142	115	115	115
			箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
		実績値	実利用者数(人)	115	109	109	115			
			箇所数(か所)	1	1	1	1			
	II型	計画値	実利用者数(人)	120	85	85	85	81	81	81
			箇所数(か所)	4	4	4	4	4	4	4
		実績値	実利用者数(人)	72	64	64	81			
			箇所数(か所)	4	4	4	4			
	III型	計画値	実利用者数(人)	44	44	44				
		箇所数(か所)	1	1	1					
実績値	実利用者数(人)	35	30	30						
	箇所数(か所)	1	1	1						

任意事業

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
日中一時預かりサービス事業	計画値	実利用者数(人)	324	355	373	392	365	372	379
		利用時間(時間)	4,030	4,436	4,658	4,891	4,242	4,327	4,414
	実績値	実利用者数(人)	328	364	358	357			
		利用時間(時間)	4,039	4,389	4,159	4,572			
重度身体障害者訪問入浴サービス	計画値	実利用者数(人)	24	22	22	22	23	23	23
		利用日数(日)	119	125	125	125	128	128	128
	実績値	実利用者数(人)	23	24	23	20			
		利用日数(日)	125	135	125	111			

地域生活支援促進事業

			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者虐待防止対策支援事業(年間)	計画値	有無	有	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有			
重度訪問介護利用者の 大学就学支援事業	計画値	実利用者数(人)					2	2	2
	実績値	実利用者数(人)				2			
雇用施策との連携による重度 障害者等就労支援特別事業	計画値	実利用者数(人)					2	2	2
	実績値	実利用者数(人)			1	1			

令和8年度(2026年度)における目標値

目標1 施設入所者への地域生活への移行

令和4年度(2022年度)末時点の入所施設利用者数		142人
【目標】	入所施設利用者のうち、地域へ移行した者の数	9人
【目標】	入所施設利用者の減少数	8人

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】	地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の継続
------	-----------------------------

目標 3 地域生活支援の充実

●地域生活支援拠点等関連

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点等)の整備
【目標】	地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置
【目標】	地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運用状況の検証および検討を行う場の開催

●その他

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備
------	--

目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターの設置
【目標】	保育所等訪問支援を利用できる体制の維持
【目標】	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の維持
【目標】	医療的ケア児支援の協議の場の開催とその継続
【目標】	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の継続
【目標】	令和8年度(2026年度)末までに、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【目標】	総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置の継続
------	--

目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築

【目標】	障害福祉サービス等の質を向上させる研修等の取組に関する体制の継続
------	----------------------------------

つくば市障害者プラン改定版

第3次つくば市障害者計画

第7期つくば市障害福祉計画

第3期つくば市障害児福祉計画

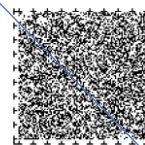
令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで

やさしい版

ページの下に「音声コード(ユニボイス)」
があります。スマートフォンのアプリなどを
使って音声で内容を聞くことができます。

令和6年(2024年)3月

つくば市



1 あたらしい^{けいかく}計画をつくりました

この計画は、^{しょうがい}障害のある人^{ひと}や^{しょうがい}障害のある^こ子どもが、つくば^し市で自分らしく^{じぶん}安心して^{あんしん}生活^{せいかつ}できるようにすることを^{めざ}目指してつくりました。

この^{けいかく}計画をつくるために、^{しょうがい}障害のある人^{ひと}や^{しょうがい}障害のある^こ子どもが、^{いま}今どのように生活^{せいかつ}しているのか、^{こま}困っていること、^{きぼう}希望していることを^{しら}調べて、^{しょうがい}障害のある人^{ひと}や^{しせつ}施設の人^{ひと}などで、^{かんが}みんなでいっしょに考えました。

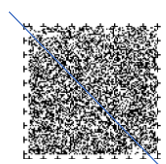
2 計画の^{かんが}考え方(基本理念)

この^{けいかく}計画の^{かんが}考え方(基本理念)は次の通りです。

^{しょうがい}障害の^{うむ}有無にか^か関わらず

^{あんしん}安心して^{じりつ}自立した生活^{せいかつ}を送ることができる

^{きょうせいしゃかい}共生社会



基本目標1 共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人もおたがいに尊重しながら、市民の
みんなとささえあい、いきいきと安心して暮らすことのできる
まちをつくります。

とく 取り組むこと

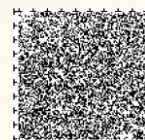
- ◎ 啓発・広報活動の充実
- ◎ 地域づくり
- ◎ インクルーシブ教育
- ◎ ボランティア活動の促進

基本目標2 生活環境の整備推進

障害のある人やお年寄りの立場に立って、住まいやまちのなか
で困ったことや大変なことをなくし、生活しやすい環境を
つくります。

とく 取り組むこと

- ◎ 住宅政策の推進
- ◎ 都市設備・道路の整備
- ◎ 交通手段の確保



基本目標3 安全・安心な暮らしの確保

災害や詐欺などの犯罪から障害のある人を守り、安全で安心した暮らしができるようにします。

取り組むこと

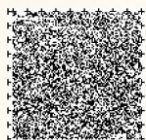
- 防犯・防災体制の充実
- 消費者被害者等の未然防止

基本目標4 権利擁護の推進

障害のある人が差別や虐待など嫌な思いをしないよう、障害者の人権を守る取り組みをします。

取り組むこと

- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実
- 障害者虐待防止のための体制の充実・強化
- 差別の禁止



基本目標5 地域生活の充実

障害のある人が地域で自立し、充実した生活ができるよう、
日常生活を支える福祉サービスをみんなで協力します。

とく 取り組むこと

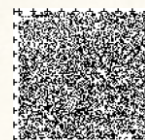
- ◎ 日常生活支援の充実 ◎ 保健・医療・福祉・教育の連携
- ◎ 相談支援体制の充実・強化
- ◎ 総合拠点・地域拠点の整備 ◎ 福祉人材の確保と育成
- ◎ コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化

基本目標6 保健・医療体制の充実

障害の原因になる病気や障害が重くならないよう、健康づくりや医療の仕組みづくりをします。

とく 取り組むこと

- ◎ 健康づくりの支援 ◎ 早期発見体制の充実
- ◎ 精神医療体制の充実 ◎ 保健・医療体制の整備



基本目標7 教育・療育の充実

障害のある子どもの教育・療育のために、みんなと協力して、
子どもの健やかな育ちとその保護者・家庭を支えます。

とく
取り組むこと

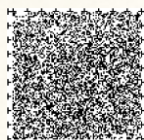
- ◎ 障害児への支援
- ◎ 学校教育の充実

基本目標8 就労に向けた支援

障害のある人が自分にあった仕事ができるよう手伝います。

とく
取り組むこと

- ◎ 就労機会の充実
- ◎ 就労の場の確保



基本目標9 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人が豊かな生活を送るために文化芸術の活動や
スポーツ・レクリエーション活動・生涯学習を気軽に参加できる
ようにします。

とく
取り組むこと

社会活動への参加と交流の促進

生涯学習の推進

